安南土地會社	(Sété foncière de l'Annam)	一九二九	一百萬法	金融及不動産賣買	西貢
西貢不動産會社	(Cie général immobilière de Saigon.)	一九二九	一千五百萬法	開拓、建築、不動産賃貸借及賣買	西貢
東京安南土地會社	(Sété foncière du Tonkin et de l'Annam)	一九二九	一百五十萬法	土地關係業務	河内
ナベ不動産會社	(Sété immobilière du Nabé)	一九二九	二百萬比弗	不動産關係業務	西貢
印度支那不動産金融會社	(Sété immobilière et financière de l'Indochine.)	一九二九	四十萬法	不動産金融	河内
東埔寨土地會社	(Sété foncière du Cambodge)	一九二九	二千萬法	不動産關係業務	プノンペン
印度支那信託會社	(Sété Omnium indochinoise)	一九三〇	三百萬法	動産不動産信託	河内

以下代表的銀行として印度支那銀行及佛支商工銀行に就いて記述する。

1 印度支那銀行 (Banque de l'Indochine)

創立・概況・營業成績　一八七五年一月二一日印度支那の産業開發を主眼として、佛國に於けるコントアール・デスコムト(Comptoir d'Escompte)、ソシエテ・ゼネラル(Société générale)、巴里和蘭銀行(Banque de Paris et des Pays-Bas)の合同經營にて資本金八百萬法(一株五百法、一萬六千株、四分の一拂込)の株式組織植民地銀行として設立せられ、巴里に本店を置き、印度支那各地に支店を設置したのである。同行は設立と同時に銀行券の發行權を附與せられ、又本國親銀行の資金援助、經營指導の良しきを得たる爲め業務は順調に進展し、印度支那全體に亘る金融上の實勢力を握り、其の信用は益々擴大され東洋各地に支店、出張所又は代理店を開設し、一面特權銀行として財政的に其の機能を發揮し、他面産業の開發に商工業の振興に力を致し、資本金も漸增して七千二百萬法、更に一九三一年に一億二千萬法となり今日に至つてゐる。而してその發券準備率は地金及外國爲替を以て紙幣流通高と當座貸方殘高との合計に對する三分の一で、之が爲一億比弗以上の資金を無利息にて運轉し得る關係上、資金の原價を見込まねばならぬ他銀行と對抗競爭をする場合極めて有利なる立場を占めてゐる。又同行の營業振りは特殊銀行の弊として取引手續が煩雜に流れ、且つ叮嚀親切を缺くとの世評がある。尚其の態度は排他的獨斷的で專横とすら感ぜられることさへある爲め同業者並に一般顧客の氣受は餘り良好ならず、從つて近年の營業狀態も亦餘り良好ならざる模樣であつた。尚次表は年々發表統計の項目に差異がある爲止むなく左の兩年度の貸借對照表のみを示す。

印度支那銀行貸借對照表

	一九三七 六月三〇 一二月三一日現在	一九三八 六月三〇 一二月三一日現在
	單位＝百萬法 出所＝印度支那統計年鑑	單位＝百萬法 出所＝印度支那統計年鑑
資産の部		
現金及佛蘭西銀行預金	三五・七　五五・三	九八・二　八八・九
コレスポンダント	一、四四一・〇　一、五四一・八	一、三七四・五　一、九九二・〇
印度支那國庫勘定	—　—	—　—
植民地政府貸付金(一九二九年一一月一六日協定に依る)	二三・九　七四・一	二四・四　二四・五
當座勘定及擔保貸付	六三八・一　五五〇・一	五七〇・五　四六五・二
育價證券及國防公債	六五〇・九　一、四六五・七	三〇九・八　二、三九一・五
利息及公社債	七・九　七・九	七・九　七・七
財務共算勘定	一三・二　一五・七	一六・六　二六・九
不動産	八・〇　八・〇	八・〇　八・〇

	一株に對する配當金	拂込高百分率	積立金(註)
	法	%	百萬法
一九一六	五七・八〇	四六・〇〇	五〇・〇〇
一九二〇	一二五・〇〇	四七・〇〇	二四・一二
一九二五	一九五・〇〇	四七・〇〇	四一・〇五
一九三〇 上半期	一六〇	四七・〇〇	六九・四七
一九三〇 下半期	一六五		一二〇・〇〇

(備考)負債の部積立金各項の合計組である。

次に支店及代理店の所在地は左の通りである。

印度支那：Battambang, Can-tho, Haiphong, Hanoi, Hué, Nam-dinh, Phnompenh, Qui-nhon, Saigon, Thanh-hoa, Tourane, Vinh

支　那：廣東、香港、北京、上海、天津、雲南府、Fort-bayard (廣州灣)

其　他：盤谷、Djibouti, Numéa, Papeete, Pondichéry, 新嘉坡

2 佛支商工銀行—最近年の貸借對照表を示す。

佛支商工銀行貸借對照表 (各年六月三〇日現在)

	一九三七	一九三八
	單位＝百萬法 出所＝印度支那統計年鑑	
資産の部		
現金及預金	九二・〇	二八五・六
商業手形	七八・一	二二一・一
當座貸付	一六八・三	一六〇・〇
清算勘定	—	九七・八
證券及財務共算勘定	三二・七	四一・三
引受債務	一〇・五	二八・八
保證債務	二三・一	二四・八
支拂承諾見返り	一八・二	五・六
不動産	一八・三	一〇・三
受取手形	二九・三	五五・七

割引手形	八一・五	一四六・一	一七五・六
假拂金其他	一六三・〇	九九・七	三二・一
計	三〇四・二	三九一・四	五三九・〇
負債の部			
資本金			
法定			
缺損補塡金	一一〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇
任意積立金	一七・一	一七・七	一八・三
積立金 支那、泰、新嘉坡支店準備金	五八・二	五九・四	六〇・七
	三・六	三・六	三・六
	五〇・〇	五〇・〇	五〇・〇
不動産消却	八・〇	八・〇	八・〇
コレスポンダント	六三・六	五七・九	五八・〇
流通銀行券	一、三二八・五	一、四〇六・四	一、八二二・六
印度支那國庫勘定	二八・九	二二六・五	二三六・九
當座勘定及當座預金	一、〇五七・四	一、四二八・五	一、四六八・四
定期預金	一三・五	一五・四	二二・二
取立勘定	二二六・〇	二二七・六	二五三・三
支拂手形	八・五	一三・九	二七・九
未拂配當金	一九・八	七・〇	一六・二
假受金其他	二四・一	三一・九	五五・一
損益勘定	三七・〇	四〇・六	四四・二
計	三、〇六四・二	三、九一四・四	五、三九八・〇

一九二九	一百萬法	金融及不動産賣買	西貢
一九二九	一千五百萬法	開拓、建築、不動産賃貸借及賣買	西貢
一九二九	一百五十萬法	土地關係業務	河内
一九二九	二百萬比弗	不動産關係業務	西貢
一九二九	四十萬法	不動産金融	河内
一九二九	二千萬法	不動産關係業務	プノンペン
一九三〇	三百萬法	動産不動産信託	河内

年次		一株に對する配當金	拂込高百分率	積立金(註)
		法	%	百萬法
一九一六		五七・八〇	四六・〇〇	五〇・〇〇
一九二〇		一二五・〇〇	四七・〇〇	二四・一二
一九二五		一九五・〇〇	四七・〇〇	四一・〇五
一九三〇	上半期	一六〇	四七・〇〇	六九・四七
	下半期	一六五		一二〇・〇〇

(註)負債の部積立金各項の合計組である。

次に支店及代理店の所在地は左の通りである。

印度支那：Battambang, Can-tho, Haiphong, Hanoi, Hué, Nam-dinh, Phnompenh, Qui-nhon, Saigon, Thanh-hoa, Tourane, Vinh

支　那：廣東、香港、北京、上海、天津、雲南府、Fort-bayard (廣州灣)

其　他：盤谷、Djibouti, Numéa, Papeete, Pondichéry, 新嘉坡

2 佛支商工銀行—最近年の貸借對照表を示す。

佛支商工銀行貸借對照表 (各年六月三〇日現在)

	一九三七	一九三八
	單位＝百萬法 出所＝印度支那統計年鑑	
資産の部		
現金及預金	九二・〇	二八五・六
商業手形	七八・一	二二一・一
當座貸付	一六八・三	一六〇・〇
清算勘定	—	九七・八
證券及財務共算勘定	三二・七	四一・三
引受債務	一〇・五	二八・八
保證債務	二三・一	二四・八
支拂承諾見返り	一八・二	五・六
不動産	一八・三	一〇・三
受取手形	二九・三	五五・七

諸債務	二五・九	六・五
印度支那銀行勘定	五・〇	—
極東支店費	二・九	—
計	五〇四・三	八三七・五
負債の部		
資本金	五〇・〇	五〇・〇
法定積立金	五・〇	五・〇
償却資金	—	七・〇
準備金	四〇・〇	四〇・〇
當座勘定及預金	三一三・八	五五三・〇
支拂手形	二・四	二九・六
銀行引受手形	一〇・五	二八・八
保證貸方勘定	二三・一	二四・八
支拂承諾	一八・二	五・六
取立勘定	二九・二	五五・七
諸貸方	一一・二	三〇・六
極東支店費	—	七・四
損益	〇・九	—
計	五〇四・三	八三七・五

尙印度支那銀行界の一九二五年以降に於ける投資狀況を見るに左の如くである。

銀行界投資額表

單位＝百萬法　出所＝印度支那經濟時報

年次	額面額	應募額	年次	額面額	應募額
一九二五	一〇	一〇	一九三一	五四・八	五四・一
一九二六	四一・七	七一・七	一九三二	六・五	六・五
一九二七	四八・五	四八・三	一九三三	一三・一	一三・一
一九二八	一二六・六	一五三・〇	一九三四	七・〇	七・〇
一九二九	一七八・四	一三二・〇	一九三五	—	—
一九三〇	六四・七	六二・七	一九三六	六・五	六・五

二　其他の補助金融機關

前記銀行及主要金融機關の外に、その補助機關とも見るべき下級金融を掌るもの、例へば市營質舗、金貸業者及信局等に就てその大要を述べる。

1　公設質舗　往年領内各地に私營質舗なるものがあつたが徒に高利を貪り其の手段方法宜しからず、細民金融機關としては反つて害多く不適當と認められたる爲此の營業を禁じ、之に代ふるに相當資產を有する信用ある支那人(又は安南人)に都市の命令を以て期限を定めて(普通四年を一期)質業を經營せしめ、市は取扱手續及利率等に割限を加へ、之を監督し細民に對する金融を掌らしめることゝした。

即ち一九三五年の交趾支那、東埔寨及東京に於ける公設質舗の狀態を見るに、交趾支那に於ては都市たる西貢は別として聖ジャック岬、ハチエン、タイニンの三州を除く外各州に各々設置せられ、その數合計二八である。東埔寨に於てはプノンペン及バッタンベンの二地に、東京では河内、海防、南定及ハイジョンの四市に設置を見てゐる。

交趾支那、東埔寨及東京公設質舗營業成績表

單位＝千比弗　出所＝印度支那統計年鑑

地方別	舗數	貸出額	受戻額	賣上利益	賣上利益	(1)賦課金	年末ストック價額
交趾支那							
バクリュー	一	四八九	四八一	一〇	七一	一・六	七三
バリア	一	一五四	一三二	一・三	〇・二	〇・八	八七
ベンチュ	二	四七七	四五六	一・九	一・六	〇・六	三〇四
ビエンホア	一	二〇二	一八六	〇・四	二・五	二・〇	一一二
カントン	三	八二二	七五七	二・四	一一・一	三一・〇	五八七
ショード	一	五四〇	四九九	一・九	七五	六・七	三四五
ク岸	三	一、一八一	一〇八四	一三・三	一三七	四・七	三〇・二	六三三
ギアディン	三	七五八	七八二	九・九	三・八	三・七	六・〇	三四九
ゴコン	一	二八六	二七七	一二	七	一・一	一・五	一六九
ロンシュエン	一	三一〇	二九六	七	四三	一・〇	一・七	八一三
ミトー	二	七〇三	六七九	一七	九五	二・四	四・五	八八
ラッシュギア	一	二八六	二七七	九	四二	一・四	二・一	二〇九
サデック	一	五〇八	四六〇	一一	七一	一・九	二・五	六・五	三三〇
ソクチアン	一	三二二	三六四	一一	五四	一・七	五六	五・〇	二二一
タンアン	一	二九四	二九一	八	四一	一・二	一・五	二・六	一七二
ツードーモ	二	三〇〇	二五八	三	三〇	〇・五	〇・八	一・八	二二〇
チアビン	一	三一三	三一八	七	五〇	一・〇	一・七	四・七	二二〇
ヴィンロン	一	三二六	三二五	六	四八	〇・九	一・七	二・四	二八・四	五五〇
西貢	一	九五六	八八〇五	三一	四・九	一〇六	一〇六	六・四	四六・六	一六四五
計(一九三五)	二八	九、二六七	八、八〇九	二七・七	三三・七	一、二五六	一、二五六	一、四九五	三九・五	一九〇・三	五、二〇六
計(一九三四)	二八	九、二八二	一〇、二四六	二二・八	三九・五	一、五三五	一、五三五	一、四九五	六〇・二	一九〇・三	五、二〇六
東埔寨											
プノンペン	一	九三七	八九二	一・三	一・六	一・二	一・三	一・二	一・三	四・九	四八一
バッタンベン	一	二五三	二三六	一・一	一・九	七・二	一・三	一・五	一・三	〇・八	一三七
計(一九三五)	二	一、一八〇	一、一二八	二・四	三・五	〇・六	二・一	一・五	三・五	一・九	一八六
計(一九三四)	二	一、一三三	一、〇九二	五・八	五・八	七・四	一・六	一・四	五・八	一・九	五八七
東京											
河内	一	四八〇	四五八	一・一	一・一	一・二	一・一	四・九	一・三	一・三	一五九
海防	一	三五八	三四四	一・一	一・五	二・七	三・六	二・七	二・五	二・一	一一一
南定	一	二〇一	一九七	〇・七	一・一	〇・七	二・五	〇・七	〇・一	一・四・七	八六
ハイジョン	一	九八	九八	六	一・一	〇・七	一・一	〇・七	〇・一	一・四・八	三一
計(一九三五)	四	一、〇八六	一、〇九七	一四・七	二・一	二・四	二・二	四・四	五・四	一・四・八	三八七
計(一九三四)	四	九六六	九五八	一四・七	三・四	一・四	二・二	四・四	五・四	一・四・八	三二・一

(註)(1)地方豫算或は各市町村豫算の收得するものである　(2)市の直接管理とす。

2　支那人及印度人の金貸業者　領内至る所に支那人の金貸業を營むもの多く居住し、農民及小商工業者は普通之に依て金融を受けつゝあるが、其の勢力は山間僻地に迄根强く行亘つてゐる。彼等の貸付方法は擔保付及無擔保何れにもより、無擔保の場合は連帶責任者を立てしめ、擔保付の場合農民に對しては其の農作物の收穫を引當とし、貸金を相當額の物品にて回收する方法を取るもの多く、貸付期限は三箇月より六箇月迄にて利率は普通月三分乃至四分見當の高利を貪り、惡辣なる輩の爲窮迫させらるゝもの多きも、小額なる需要にも應することゝ、取引手續割合に簡單にして如何なる僻地にも存在し便利なるが爲め、金利高とは知りつゝも農業細民の之に賴るもの多く、今日の勢力を保持するに至つたのである。

3　此の外西貢市には通稱 Chetty（チェティ）と稱する印度人金融業者約三十軒、一區劃を成して營業して居るが、相當の地盤を築き勢力亦侮るべからざるものがある。彼等は凡て印度マドラスに本據を有する一種族で、殆ど全部が金貸業を主業として各地に出稼し利殖の途を講じ、中には相當巨額の資金（百萬—三百萬のもの少からず）を擁するものもある。其の制度組織は支那人のそれに比し稍進歩したもので南洋特殊の金融業者をなし、南洋でチェティと云へば直ぐ金貸、高利貸の代名詞となつて居る程著名である。其の勢力範圍は印度大陸を始め緬甸、舊暹領印度、馬來半島各地に亘り、拔くべからざる下級金融上の覇權を握るに至り、漸次北進して西貢其他の印度支那大都市は勿論今日に於ては全土到る處に流布するに至つた。其の貸付方法は大體支那人と同樣で、金利は大口のものは擔保品の如何で一割乃至一割五歩程度のものもあるが、小口無擔保又は擔保の確實ならざる貸付には五割乃至十割といふ法外なものもあり、中には貸付せる日の翌日より毎日一比弗宛取立てる濟崩し返濟の貸付法も行はれてゐる。彼等の業務は金貸を主業とするも、預金の吸收、爲替の思惑賣買を爲す者あり、或は雜貨商等を兼營する者、又は銀行と密接な關係を結び銀行と地方細民との中間に立ち銀行より資金を借入れ之を細民に融通する者等もある。チェティは銀行に信用深く又銀行も彼等に對する投資は危險率少なき爲、遊資の消化策として彼等に投資する向もある。なほ相當の大商店でも資金の急を要する場合は利息の如何を問はず手續上面倒のない彼等を利用する場合が尠くない。

信局　同領内在留の多數支那人間には支那内地に見る錢莊、銀號なるものなく、華僑の鄉里送金竝に金融信書の託送を業とする信局なるものがある。同領へ出稼ぎの支那人はその數に於て廣東が最も多く、汕頭、厦門、福州之に次ぐが、信局はその出身地方別に存在する。即ち廣東人の爲には廣東人信局、汕頭人の爲には汕頭人信局なるものがある。併し信局を專業として經營するものは殆ど無く、普通は貿易商又は雜貨商等の兼營に係るものが多く、支那人の大集合地たる堤岸市には約三十軒の信局がある。本業は支那人特有の信用觀念と古來よりの慣習とに依り、安んじて利用される支那人の機關で、業務の性質より見て金融機關と云ふよりも寧ろ一種の郵便局的事務を主業とするもので、其の取扱年額（主に引受金）は大體三百萬比弗を下らざる模樣である。右は金融市場に及ぼす影響もある故茲に附記する所以である。

第五節　金　利

印度支那に於ける金利は經濟的關係及貿易事情等に依り、支那其他東洋各地金融市場の金利と大差なく一般に高率で、金融界は貿易の關係で殆ど週期的に年々繁閑動搖を來すが、銀行金利は殆ど釘付狀態で移動は少い。其の理由は主なる市場は貿易金融が其の主體を爲し、而も中央銀行なる印度支那銀行は紙幣の發行權を有し政府預金を取扱ひ、常に低利廻りの資金が潤澤で且一般銀行に對し金融を計らない態度にあり、其他の銀行は種々の事情より主として貿易金融に從事する爲め、爲替の運用操縱により必要なる資金の調達遊資の消化を爲す結果、爲替相場の變動は常なるも金利の變動は餘り見ないのである。

一　預金利率—印度支那銀行は無利息を原則とするが、利息付預金を取

投ふ事も出來る。但し一、其の金額が拂込資本金を超過せざること　二、其の利率は割引步合の半を出る可からざることの二條件の制限規定があり、往年は利息付預金を取扱はなかつた模樣であるが近年預金利子を附する場合は當座年一分、六箇月定期年二分、一年定期年三分に定められてゐる。

其の他の銀行は皆資金吸收の必要上、各種預金に利息を付けてゐる。而して各銀行に依て區々であるが其の大體は次の通りである。

一、定期預金　三箇月年二分五厘—三分、六箇月三分五厘—四分
　一箇年五分—五分五厘
二、當座預金　年二分—二分五厘
三、小口當座預金　年三分—三分五厘

銀行に依て前記利率より五厘乃至一分五厘方高率を附するものもある。

二　貸出利率—印度支那銀行の貸出利率は、

一、貸付金　最高—年一割　普通—年八分　最低—年七分
二、割引手形　最高—年九分　普通—年八分　最低—年七分
三、當座貸越　最高—年八分　普通—年八分　最低—年七分

右利率も資金狀態に依り各銀行區々で、銀行に依ては右利率より一、二分高率のものもあるが、先づ大體右に依て差支へない。

以上は最近平常年に於ける大體の狀態であるが、最近年は各銀行共營業成績良好ならず、印度支那銀行始め其他の銀行も殆ど全部預金利息を附してゐない狀態にある。

第六節　外國爲替

一　總　說

外國爲替業務は印度支那銀行にとつて極めて重要な業務で、同行は主として東洋に於ける佛領印度支那と佛國との間の爲替取組を業務とするが、元來印度支那に所在する主要銀行は本國諸大銀行の子銀行であり且つ是等の銀行は世界各地に支店を有するが故に爲替取組には多大の便益がある。一方印度支那の貨幣は前述の如く一九三〇年初期迄は銀本位で本國と本位を異にし、その間爲替は銀價の騰落、印度支那の收支勘定等に因てよく動搖したが、一九三〇年の幣制改革に依り一比弗＝一〇法の割合にて金爲替本位制が採用せられるに至り、大體安定を見るに至つた。但し支那に多くの支店を有する關係上、支那と歐洲との爲替は銀價の變動に伴ひ動搖することは勿論である。上述の理由に依り佛本國向け爲替は標準率十法を僅かに上下するのみで多くの變動を見ないが、取引の最も多い香港向け爲替はプライム又はディスカウントを以てし、銀價騰貴の時はプライム、下落の時はディスカウントを用ふ。即ち四十比弗ディスカウントと云へば香港弗百弗に對し西貢六十比弗と同義である。

印度支那居住の華僑は其の數三〇餘萬に達し領内の商權は殆ど其の掌中に把握されてゐる。大部分廣東、汕頭、厦門及其他の南方支那人で彼等の本國送金、資金の調達、或は輸入品の代金決濟、又は輸出品代金の回收及貿易内外の收支等總て多額に上るが殆ど全部は爲替上利便多き香港貨を使用するが爲め、香港爲替の需給運用は同領に於て比較的圓滑に行はれ、爲替關係に於て香港は尙密接重要なる位置にある。

比弗對法公定比價及對外價値—從來印度支那比弗の對法貨公定相場には、紙幣法と金法の二種があつて可なりの差があつた。而して金法相場には甚しい變動はないが、紙幣法相場は法の騰落に從ひ著しき變動を示し、殊に一九二六年七月の如きは大暴落をなし、從來百法が八・五〇比弗（一比弗＝約十二法）程度のものが忽にして同月平均四・四比弗（一比弗＝二二・二六法）となり非常な恐慌を來した。爾後漸次恢復し一九二九年に至り漸く平準に復するに至つた。茲に於て政府はこの不安定を除く爲前記新貨幣條令を實施し一比弗十法の公定比價を確定したのである。

（備考）法貨暴落の最低記錄は前記一九二六年七月二二日の三・六比弗（一比弗＝二七・五〇法）である。

比弗年平均對外價格表（西貢一覽摘實）

單位＝比弗
出所＝印度支那經濟時報

年次	百法一米弗・一磅	百香港弗	百圓	百海峽弗	百盾	百銖	百留比
一九二七	七八一	九七・七	九四・四	一一一・七	七九・八	—	七二・四
一九二八	七・九三	九九・五	九二・七	一一二・五	八〇・一	—	七二・八
一九二九	八・七七	一〇五・一	一〇三・四	一一三・六	八九・四	—	八一・一
一九三〇	一〇・〇五	八八・四	一二六・八	一一四・四	一〇二・八	一一四・三	九二・七
一九三一	一〇・一四	六四・三	一二七・六	一一三・七	一〇三・七	一一五・一	八八・三
一九三二	一〇・一一	六一・七	七六・〇	一〇一・八	一〇三・〇	九六・九	六八・八
一九三三	一〇・一五	六〇・一	五三・九	一〇〇・七	一〇四・一	八〇・九	六五・四
一九三四	一〇・一一	六〇・七	四六・七	九一・九	一〇五・〇	七二・九	五九・二
一九三五	一〇・〇三	七四・六	四四・一	八七・八	一〇三・七	六九・五	五六・七
一九三六	一〇・〇〇	五三・四	四八・九	九八・〇	一〇七・二	七七・二	六三・一
一九三七	一〇・〇〇	七八・二	七三・四	一四七・一	一三九・七	一一五・五	九四・七
一九三八	一〇・〇〇	一〇七・三	一〇〇・七	一〇〇・二	一九三・四	一五九・一	一二八・七

二　爲替相場　爲替相場の建方は前記の如く金爲替本位となりたる爲極めて簡單となつた。從來は銀價の騰落以外印度支那の特殊の金融關係に依り變動常なく、金融機關の不備に原因して「金融相場」さへ出現して常に不安定を特色としたが、金本位制確定されて以來金貨國向けの爲替には變動殆く、香港、上海等の銀貨國向けの爲替のみ騰落がある狀態であつた。尙一九三六年の法貨の平價切下後は一大暴落を來し、之を例するに從來一〇〇比弗に對し二三〇—二四〇圓の間にあつた日本爲替は忽ち一五〇—一六〇圓程度に迄下落した。

而して爲替相場の建方は大體、倫敦・佛國向は八日拂、米國・爪哇・上海・新嘉坡向は三十日拂、香港・比律賓向は十五日拂、日本向は六十日拂、歐洲向は九十日拂となつてゐる。

次に最近二箇年の月別平均爲替相場を見るに左の如くである。

月別比弗爲替相場比較表（西貢一覽實）

月	百法一米弗一磅	百香港弗	百圓	百海峽弗	百盾	百銖	百留比
一九二七年一月	一〇・〇〇	二六五	一三・二四	一四六・三	一一〇・〇	九九・八	一〇一・一
二月	一〇・〇〇	二六八	一三・三七	一四八・二	一一三・七	一〇七・五	一一三・七
三月	一〇・〇〇	二八七	一四・二〇	一五八・〇	一一三・八	一〇七・一	一一三・一
四月	一〇・〇〇	二九三	一四・九六	一六七・一	一一三・九	一一三・〇	一一三・七
五月	一〇・〇〇	二九七	一四・八一	一六五・一	一一一・六	一一二・六	一一三・七
六月	一〇・〇〇	三〇一	一四・七七	一六四・三	一一三・八	一一三・九	一一四・四
七月	一〇・〇〇	三〇七	一四・〇五	一六六・九	一一三・六	一一三・九	一一四・四
八月	一〇・〇〇	三〇一	一四・一一	一六四・一	一一四・七	一一四・六	一一四・四
九月	一〇・〇〇	三〇七	一四・九六	一六七・一	一一四・九	一一四・六	一一四・四
十月	一〇・〇〇	三〇一	一四・八一	一六五・一	一一三・六	一一三・七	一一三・七
十一月	一〇・〇〇	三〇七	一四・七七	一六四・三	一一一・六	一一三・九	一一三・七
十二月	一〇・〇〇	三〇一	一四・六六	一六六・九	一一三・八	一一四・四	一一四・四
一九二八年一月	一〇・〇〇	三〇七	一四・九六	一六七・一	一一四・三	一一三・七	一一三・七
二月	一〇・〇〇	三〇一	一四・八一	一六五・一	一一一・六	一一三・六	一一三・七
三月	一〇・〇〇	三〇七	一四・七七	一六四・三	一一三・八	一一三・九	一一四・四
四月	一〇・〇〇	三〇一	一四・七七	一六六・九	一一三・六	一一四・四	一一四・四
五月	一〇・〇〇	三〇七	一四・七七	一六四・三	一一三・八	一一四・四	一一四・四
六月	一〇・〇〇	三〇一	一四・七七	一六四・三	一一三・六	一一四・四	一一四・四
七月	一〇・〇〇	三〇七	一四・七七	一六四・三	一一三・七	一一四・四	一一四・四
八月	一〇・〇〇	三〇一	一四・七七	一六四・三	一一三・六	一一四・四	一一四・四
九月	一〇・〇〇	三〇七	一四・七七	一六四・三	一一三・七	一一四・四	一一四・四
十月	一〇・〇〇	三〇一	一四・七七	一六四・三	一一三・六	一一四・四	一一四・四
十一月	一〇・〇〇	三〇七	一四・七七	一六四・三	一一三・七	一一四・四	一一四・四
十二月	一〇・〇〇	三〇一	一四・七七	一六四・三	一一三・六	一一四・四	一一四・四
一九二九年一月	一〇・〇〇	三〇七	一四・七七	一六四・三	一一三・七	一一四・四	一一四・四
二月	一〇・〇〇	三〇一	一四・七七	一六四・三	一一三・六	一一四・四	一一四・四
三月	一〇・〇〇	三〇七	一四・七七	一六四・三	一一三・七	一一四・四	一一四・四
四月	一〇・〇〇	三〇一	一四・七七	一六四・三	一一三・六	一一四・四	一一四・四
五月	一〇・〇〇	三〇七	一四・七七	一六四・三	一一三・七	一一四・四	一一四・四
六月	一〇・〇〇	三〇一	一四・七七	一六四・三	一一三・六	一一四・四	一一四・四
七月	一〇・〇〇	三〇七	一四・七七	一六四・三	一一三・七	一一四・四	一一四・四
八月	一〇・〇〇	三〇一	一四・七七	一六四・三	一一三・六	一一四・四	一一四・四
九月	一〇・〇〇	三〇七	一四・七七	一六四・三	一一三・七	一一四・四	一一四・四
十月	一〇・〇〇	三〇一	一四・七七	一六四・三	一一三・六	一一四・四	一一四・四
十一月	一〇・〇〇	三〇七	一四・七七	一六四・三	一一三・七	一一四・四	一一四・四
十二月	一〇・〇〇	三〇一	一四・七七	一六四・三	一一三・六	一一四・四	一一四・四
一九二九年一月	一〇・〇〇	三〇七	一四・七七	一六四・三	一一三・七	一一四・四	一一四・四
二月	一〇・〇〇	三〇一	一四・七七	一六四・三	一一三・六	一一四・四	一一四・四
三月	一〇・〇〇	三〇七	一四・七七	一六四・三	一一三・七	一一四・四	一一四・四
四月	一〇・〇〇	三〇一	一四・七七	一六四・三	一一三・六	一一四・四	一一四・四
五月	一〇・〇〇	三〇七	一四・七七	一六四・三	一一三・七	一一四・四	一一四・四
六月	一〇・〇〇	三〇一	一四・七七	一六四・三	一一三・六	一一四・四	一一四・四
七月	一〇・〇〇	三〇七	一四・七七	一六四・三	一一三・七	一一四・四	一一四・四
八月	一〇・〇〇	三〇一	一四・七七	一六四・三	一一三・六	一一四・四	一一四・四
九月	一〇・〇〇	三〇七	一四・七七	一六四・三	一一三・七	一一四・四	一一四・四
十月	一〇・〇〇	三〇一	一四・七七	一六四・三	一一三・六	一一四・四	一一四・四
十一月	一〇・〇〇	三〇七	一四・七七	一六四・三	一一三・七	一一四・四	一一四・四
十二月	一〇・〇〇	三〇一	一四・七七	一六四・三	一一三・六	一一四・四	一一四・四

第十一章　農　業

總說—米—護謨—煙草—棉花—其他農作物—農産物統計一般
—養蠶業—牡畜業

第一節　總　說

一　原住民農業と歐人農業

1　概要

佛領印度支那に於ける農業は傳統的先入主的に原住民農業と歐人農業とに大別され、一般に米、煙草、棉、桑等は原住民農業的作物であり、護謨、珈琲、茶等は歐人農業作物であると考へられてゐる。而して大體に於て原住民農業が傳統的分割的自給自足的粗笨農業たるに對して歐人農業は近代經營的科學的拓殖的集約農業たることが特色であつて、歐人農業は即ち栽培企業に外ならないと云ふことが出來る。殊に「歐人農業」と稱するも近年に於ては必ずしも本來的歐人のみに依て行はれるとは限らざるが故に、佛領印度支那の農業は歴史的社會的關係に於て傳統的農業と近代企業的農業とに大別せられるとなすのが寧ろ用語的に至當であらう。

佛領印度支那は純農業國であると稱せられるが、特に前述の傳統的農業の代表的作物たる米の生産及輸出は印度支那に於ける百般の經濟的活動の基準をなしてゐると稱することが出來る。即ち農産物の輸出額は總輸出額の約七〇%を占めてゐるが、殊に米は多數住民の生活必需品たると共に、輸出に於ても毎年輸出農産物の大部分を占め、從て其の價格の高低は之に依存する一般民衆の購買力に直接的影響を及ぼすこと多大である。故に吾人は印度支那を自國の絶對的閉鎖的獨占市場として確保するに汲々たる佛國にとつて、右の植民地住民の購買力の如何が如何に重大なる關心事たるかを窺知すると共に、所謂南洋諸國のうちにても隣領印度、英領馬來等に於ける農業が近代企業的農業をその中核とするに反して、印度支那に於ける農業の中心が依然として原住民の米作即ち所謂傳統的農業に存することに注目すべきである。但し近年に於ては米以外の食用作物及び護謨を始め各種の原料作物等近代企業的農業も漸く重要なる地歩を占めつゝあるが、蓋し右の趨勢は本國市場に於て佛國の農業政策の根本的對象たる小麥にとり米は有力なる競爭商品たるの危惧あること、佛國政府當局が本國及植民地ブロック經濟強化の必要に迫られ且印度支那に於ける米作のみの單作的傾向に對して漸く警戒的態度を持するに至つたこと、其の他市價の恢復、海外市場の開拓、領内地方工業の出現等に依るものであると稱し得るであらう。而して佛領印度支那に於ける近代企業的農業の沿革は隣領印度等に比して極めて新らしく、且つその栽培面積も傳統的農業に比して極めて狹少であるが、その經營は常に有利なる市場を對象とする商品、即ち所謂「植民地物産」の生産を目的とするが故に前述の如く近代的科學的集約的經營たらざるを得ないのである。故に個人又は會社の合法的所有地に於ては土壤の物理的化學的構成及栽培の適否に關する研究が不斷に行はれて居り、氣溫・降水量等に關しては特に設けられたる政府の專門的機關が利用され、又土地の開發に於ても荒蕪地開拓及び開墾のために既に相當額の資本と勞力とが注入され、種苗選擇・植付・肥料・作物保護等に關する研究も恒常的に行はれ、且つ家屋・倉庫・工場等も整備されてゐる。從て右の如き所謂「整備されたる栽培圖」は現在に於ては既に確實なる富の豐庫として一般に認められるに至り、一九二九年以降の世界不況に際しても、政府の特別保護のもとに抵抗を續け得たのであつた。

土・佛人農業面積及地價比較表（一九二八—三〇年平均）

單位＝面積—千碩、價格—千比弗
出所＝印度支那農業經濟

種別		土人農業 面積	土人農業 地價	佛人農業 面積	佛人農業 地價	計 面積	計 地價
米	春	四、六三〇	一、五〇八、一三	二九九	五五、一三〇	五、九二九	一、五六二、二三三
米	秋	一、六四九、七四〇	五三、七〇〇	二八二	一八、九、三五五	一、八八四、二三四	八〇
米	乾期作	三九二、四七〇	一、〇〇〇	三五二	一五九、二五八	三九、六〇〇	五〇〇
米	浮稻作	二一七、五五〇	八、五〇〇	一七九	八、五〇〇	九、〇〇〇	三〇〇
古々椰子		一二、四四〇	五〇〇	一一	二、五〇〇	六〇〇	六〇
甘蔗		一四、四二五	四、〇〇〇	一一	二、四〇〇	一、〇〇〇	四〇〇
煙草		三、〇〇〇	三〇〇	一五〇	四五	一、一五〇	四五〇
檳榔		二八、四五〇	五〇〇〇	七〇〇	二一、〇〇〇	二九、一五〇	二一、〇〇〇
胡椒		六四五	一〇〇〇	一〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇
玉蜀黍		八、一四〇	一〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇	八、二四〇	一〇〇〇
野菜及果樹		二九、五三〇	一〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇	二九、六三〇	二〇〇〇
東埔寨		四六、四五一	一、五〇八、一三	二九九	五五、一三〇	四六、七五〇	一、五六二、二三三
米	乾期作	一三八、四五六	一、七四八	一三五	一、〇八六	一三八、五九一	一、七八四
米	浮稻作	二八、一二八	一、〇八六	一七九	一、〇八六	二八、三〇七	二、一七二
古々椰子		一〇、八四四	五、〇四三	一一	一、〇四三	一〇、八五五	六、〇八六
甘蔗		四、八九三	四、三一六	一一	四、三一六	四、八九三	四、三一六
煙草		一、一六四	三六八	一一	三六八	一、一六四	三六八
檳榔		一、三五〇	一、三五〇	一一	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇
胡椒		一、二五六	一、二五六	一一	一、二五六	一、二五六	一、二五六
桑		三、八六一	一、七四八	一一	一、七四八	三、八六一	一、七四八

共計　三八〇　一四〇、九八七　一四六　一八〇、〇〇〇　五二六　三二〇、九八七

2　原住民農業面積及地價

傳統的原住民農業は地域的に(イ)平原、河岸、低地流域、三角洲地域一帶に行はれてゐるもの、即ち南支那海に面する安南人居住地域、及び所謂「クメル族の地」たる東埔寨の冲積土地方並にメコン河流域の平原地方に於て一般的に比較的集約的に行はれてゐるもの、(ロ)河川の本流と支流の中間地方に斷續的に粗笨的に行はれてゐるもの、(ハ)溪谷或は山腹地方に於て階段的即ち棚式に或は所謂「壩」即ち火田式に行はれ從て半遊牧的にして極めて粗笨的なるもの等の三者に分類されるが、之等は單に地域的分類たるに止らずして耕作法、土地所有關係等に於ても各々特徴を示してゐる。然して印度支那聯邦中老撾を除く他の四國に於ける主なる原住民農業面積及土地價格は左表の如くである。（農業の項末、一九三六年主要農作面積表參照）

各國別土人農業作物面積表（一九三〇年）

出所＝印度支那農林監督局編「印度支那農業經濟」

種別		面積	陌當平均地價	計
東京作				
米	春	七三〇、一〇〇 頃	比弗 三七六	千比弗 二七五、六九五
米	秋	三六〇、一〇〇	六二六	二五七、九九二
茶		一二、五〇〇	六〇	七五〇
桑		一四、五〇〇	六〇〇	八、七〇〇
甘蔗		四、八〇〇	四〇〇	一、九二〇
檳榔		三、〇〇〇	八〇〇	二、四〇〇
漆		八〇〇	四〇	三二
藺		一、四〇〇	一〇〇	一四〇
マニホット		五、六〇〇	六〇	三三六
大麻		二五〇	六〇	一五
麻		一〇	五〇	五〇
果樹		一、六〇〇	五〇〇	八〇
其他	冲積土	三〇、〇〇〇	三〇〇	九、〇〇〇
	丘陵地	一〇、〇〇〇	六〇	六〇〇
安南				
米	一期作	五一三、七〇〇	三七〇	一八九、三五五
米	二期作	二四六、四〇〇	六三七	一五九、二五八
桑		八、五〇〇	一、〇〇〇	八、五〇〇
甘蔗		五、〇〇〇	五〇〇	二、五〇〇
古々椰子		四、〇〇〇	六〇〇	二、四〇〇
藺		三〇〇	一五〇	四五
果樹、茶、甘蔗、珈琲		五〇、〇〇〇	七〇〇	二一、〇〇〇
檳榔		一〇、〇〇〇	七〇〇	七、〇〇〇
其他		一〇〇、〇〇〇	一〇〇	一〇、〇〇〇
交趾支那				
米	一期作	一、六四九、七四〇	二八二	四六、四五一
米	二期作	三九二、四七〇	一三五	一三八、四五六
古々椰子		二一七、五五〇	二九	二八、一二八
甘蔗		一二、四四〇	—	一〇、八四四
煙草		一四、四二五	—	四、八九三
檳榔		三、〇〇〇	—	一、一六四
胡椒		二八、四五〇	—	一、三五〇
玉蜀黍		六四五	—	一、二五六
野菜及果樹		八、一四〇	—	三、八六一
桑		二九、五三〇	—	
東埔寨				
米	乾期作	七二七、四九五	八五	六一、七四八
米	浮稻作	九、〇八〇	一、〇九	一、〇八六
胡椒		六二一、七〇	八一	五、〇四三
桑		一、〇八〇	—	四、三一六
		一、五七〇	—	三六八

煙草	四、五〇〇	—	一〇八四	—
甘蔗	九一〇	—	一五〇	—
棉	五七〇〇	—	一、一三九	—
玉蜀黍、大豆等	三四〇〇〇	—	二、四五一	—

3 土地分配狀況

老撾を除く聯邦各國の土地分配狀況は大略左表の如くであるが、之によつて見るに大中農の最も多數なるは交趾支那、次いで東埔寨米田に於てであるに反し、東京、安南及東埔寨のシヤムカルに於ては土地が極端に細分割されてゐることが知られる。

面積別所有主數表（一九三〇年）

單位＝一人
出所＝同前表

所有面積	所有主數	百分比	自作	非自作
東京				
〇—〇・三六（〇—一）	五九四、〇九一	九一・九三	—	—
〇・三六—一・八（一—五）	二八七、七九二	二九・八五	—	—
一・八—三・六（五—一〇）	六〇、三〇三	六・二五	—	—
三・六—一八（一〇—五〇）	二〇、七二五	二・一五	—	—
一八—三六（五〇—一〇〇）	一八、一四六	一・八二	—	—
三六以上（一〇〇以上）	二、四五一	〇・二五	—	—
安南				
〇—〇・五〇（〇—一）	四四九、三九一	四六・三〇	—	—
〇・五〇—二・五（一—五）	一六五、三五一	一七・三〇	—	—
二・五—五（五—一〇）	三一、三四〇	三・二〇	—	—
五—二五（一〇—五〇）	八、五一八	〇・八〇	—	—
二五—五〇（五〇—一〇〇）	三四三	〇・〇五	—	—
五〇以上（一〇〇以上）	五一	〇・〇〇八	—	—
交趾支那				
〇—一	八五、九三一	三三・九八	—	—
一—五	九五、〇六〇	三八・〇五	—	—
五—一〇	三七、九一六	一四・七四	—	—
一〇—五〇	二八、一四一	一一・〇三	—	—
五〇—一〇〇	三、六二三	一・四二	—	—
一〇〇—五〇〇	二、四四九	〇・九六	—	—
五〇〇以上	二四四	〇・〇八	—	—
計	一、六四四、九六二	九〇・二五	—	—

面積別所有主數表別表

單位＝一人
出所＝同前表

國別	所有主數	百分比	所有主數	百分比	所有主數	百分比	所有主數	百分比
	小農（〇—五陌）		中農（五—五〇陌）		大農五〇陌以上		計	
東京（1）	九四六、五〇〇	九八・二	一七、五〇〇	一・八	一八〇	〇・〇二	九六四、一八〇	九八・二
安南（1）	六四六、七〇〇	九八・五	八、八〇〇	〇・五	五〇	〇・〇〇八	六五五、六五〇	九八・五
交趾支那（2）	一八三、〇〇〇	七一・七	二五、七五〇	一・二五	六三〇〇	二・五	二五五、〇五〇	七一・七
東埔寨（3）米田	一八五、三〇〇	八八・五	二四、二五〇	一一・五	一六〇	〇・〇八	二〇九、七一〇	八八・五
東埔寨（3）シヤムカル	九五、五〇〇	九九・五	五〇〇	〇・五	—	—	九六、〇〇〇	九九・五
計（平均）	二、〇五七、〇〇〇	九四・三	二六、九〇〇	一・二	六六九〇	〇・三	二、一八〇、五九〇	九四・三

（註）(1)東京及安南は高地地方を含まず　(2)交趾支那は中部及西部諸州のひ　(3)東埔寨の内米田はソエイリン、パタンバン、プレヴエン、コンポンチヤン及カンダルの諸州　(4)東埔寨の内シヤムカルはカンダル及コンポンチヤンの二州、因にシヤムカル Chamkar は高山森地の意である。

參考のため我國（日本）に於ける土地分配狀況を表示すれば次の如くである。（一九二八年）

	〇—〇・五陌	〇・五—一・〇陌	一・〇—二・〇陌	二・〇—三・〇陌	三・〇—五・〇陌	五陌以上	計
	人	人	人	人	人	人	人
一八九六以前	一、九四六、七〇〇	一、八九四、六六七	一、二〇九、〇九八	三二、二〇二	一三、〇七四	七〇、四二九	五、五七五、八八一
	%	%	%	%	%	%	%
	三四・九	三三・九	二一・八	五・八	二・四	一・二	一〇〇
一八九六	一、八九七、三三〇	一、四六六、二二〇	一、〇七九、〇九九	三一、二〇二	一三、〇七四	—	三、七二〇、七四
一八九八	七八、二一五	二二〇、七九	一、四四六〇	一、三八六	一〇〇、一四六	一〇〇	一〇〇、一四六
一八九九	四、〇〇三	四、七〇五	一、九八六	二	一〇、七〇六	五八、二五七	一〇、七〇六
一九〇〇	三三、二四	二、八二六	一四、二〇一	一九、〇〇六	三八、二七七	三〇、九六八	三〇、九六八
計	一、九七七、九七六	二五〇、三三	七八、二七九	三〇、九六八	三〇、二七四	一〇〇	二、二七〇、二七四
	%	%	%	%	%	%	%
	五九・九三〇	一一・四六六	六七八	—	一・二七四	〇・〇一	一〇〇

更に一九〇〇年より一九二〇年に至る間に就て見るに東京に於ては依然として專ら珈琲園の開拓を見た。勿論若干の農園特に紅河流域の農園或は黒旗軍の戰亂のために地方住民の減少せる地方に於ては農園の廢棄又は政府に依る土地の沒收等に依り減少せる如き例外もあつた。安南に於ては東京に稍々遲れて北部の三州即ち清華（タンホア）、義安（ゲアン）、河靜（ハティン）等に珈琲を主とする農業拓殖が發達し特に有名なるジリン珈琲農園は世界大戰前後に發達せるものである。他方交趾支那に於ては此の間に護謨の栽培が著しく發達した。即ち最初の護謨園たるスザンナ農園のコンセシヨンは一九〇七年のことであるが當時護謨は瓩當り二二法乃至二五法の高値を唱えてゐた爲に斯業は特に刺戟を受け交趾支那に於ては勿論、一九一〇年以降は東埔寨にも行はれるに至つた。一九二〇年より一九二八年に至る間に於ても右の傾向は更に著しく交趾支那及東埔寨に於ては護謨栽培園が急激に增加し南部安南のコントム、ダルラク、上東乃（ハンナイ）等の赤土質地方は茶及珈琲栽培地となり又東京に於ては依然として珈琲園或は北江（バクギアン）、太原（タイグン）等の米作が著しく發達した。然しながら間もなく一九二九年以後、特に一九三一年以降に於ては右の如き栽培企業發達の速度は急激に緩慢となり唯舊コンセシヨンの更新等があるのみで單に惰性で進行する程度となつた。即ち次表は佛人の栽培企業に對してなされたるコンセシヨンの推移を一九二一年以降年次別に表示せるものであるが之に依て大體の趨勢

尙土地の賃貸狀況を見るに、所有主の直接耕作は東京に於ては九八・八%、安南に於ては八九・七%の高率を示してゐるに反して交趾支那のみは六四・六%である。東埔寨に於ても米田は九五・四%、シヤムカルは九八・八%の高率を示してゐる。小作農及分益農の狀況に就ては劃一的には述べられないが大體に於て東京、安南、東埔寨に於ては兩者が竝行的に存在してゐるに反して交趾支那に於ては小作が數に於て支配的であると認められる。

4 佛人農業小史

印度支那の近代企業的農業は佛人の農業拓殖と共に始まる。即ち佛領印度支那に於ける佛人の栽培企業は加特力教宣教師、退役軍人及文官等の小資本に依るメコン河流域の米の栽培より開始され次第に肥沃なる中部丘陵地方及赤土質平原地方に於て護謨・茶・珈琲の如き近代的栽培企業が行はれるに至つたのである。即ち此の間に於ける佛人の栽培企業發達の推移を見るに一八九〇年以前に於ては交趾支那に一〇〇、その他に一六、計一一六を數へたに過ぎず、その面積も交趾支那に四、三四六、東埔寨に四九〇、安南に三、四八四、東京に三、〇六八、合計一一、三九〇陌に過ぎなかつたが一八九〇年以降一九〇〇年に至る間に於ては稍々著しく發達した。即ち次表は一八九六年より一八九〇年に至る間に於ける政府のコンセシヨンの推移を表すものであるが就中東京に於ける一八九七年及九八年に於ける發達は著しい。而して此の間に於ける栽培作物は交趾支那に於ては殆ど全て米で、安南に於ては米、珈琲、茶等、東京に於ては主として珈琲であつた。

（單位＝陌）

年次	東京	安南	交趾支那	東埔寨	計
一八九六以前	三二、〇〇〇	三、九五七	三八、五三一	五六四	六五、〇六二
一八九六	一、一四八	—	四、三二二	—	一五、八〇〇

を知ることが出來るであらう。

（單位＝陌）

一九二一以前	二八九、五八〇	一九二七	九二、一〇〇
一九二一	一五八〇〇	一九二八	一四七、〇〇〇
一九二二	五四、九五〇	一九二九	九七、五〇〇
一九二三	一〇、三〇〇	一九三〇	四七、五一〇
一九二四	三七、〇九三	一九三一	二七、七二一
一九二五	三五、六五〇	一九三二	二二、四四一
一九二六	九六、九二七	計	九四二、六三

之に私有地一三三、六〇〇陌を加算すれば一九三二年に於ける佛人の聯邦各國別佛人主要作物面積及地價表

（單位＝陌）

國別	米	茶
(一)（單位＝比弗）		
東京	三〇〇、〇〇〇	二〇〇
安南	二、五〇〇	三、五一〇
交趾支那	三五、三四〇〇	—
東埔寨	二、九六〇	—
老撾	四〇	—
計	二九八、九〇〇	三、七一〇
(二)（單位＝比弗）		
東京	八、三六〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
安南	九九〇、〇〇〇	八、七七五、〇〇〇
交趾支那	四五、〇〇〇、四〇〇	—
東埔寨	七七七、六〇〇	—
老撾	二、〇〇〇	—
計	五五、一二〇、〇〇〇	八、九七五、〇〇〇

因に右の評價の内米以外の諸作物は生產年齡に達したる農園建設費陌當り平均を適用せるもので、茶に就ては安南に於て二、五〇〇比弗、東京に於て一、〇〇〇比弗（工場を含まず）、珈琲に就ては各國とも一、五〇〇比弗、護謨に就ては赤土地方に於て九〇〇比弗、灰色土地方に於て六五〇比弗を基準とせるものである。然しながら收益農園の實際價格は明かに常に農園建設費よりも高價であり、その價格の釣上りは三分一を降らざる故に右の諸農園の實際評價は約二三五百萬比弗と看做すことが出來るであらう。尚面積表に就て見れば實際栽培面積が買收又は租借總面積の約二分の一であることが知られるが、右の内米の分は殆ど全て實際栽培に供されてゐるものと認められる故に之を差引けば茶、珈琲、護謨等の實際栽培面積は租借又は買收總面積の二〇％に過ぎない。

然らば右の如き佛人農業に投下されたる資本は幾何なりやといふに、一九二四年以前に於ては、農園創設に要せる諸費用を以て計算されたる左表を參照することを要する。

（單位＝比弗）

國別	米作	茶及珈琲	護謨	計
東京	一、九六〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	—	三、四六〇、〇〇〇
安南	七〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	一、七六〇、〇〇〇
交趾支那	一、二〇〇、〇〇〇	—	一、五〇〇、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇
東埔寨	七〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇
計	一三、九三〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	一六、〇六〇、〇〇〇	三二、四九〇、〇〇〇

之に牧畜其他の費用七百萬比弗を加算して一九二四年迄の投資は約四〇百萬比弗となるが右の内一五百萬比弗は會社、殘餘は個人の分である。然して之を當時の平均比價により法に換算すれば約一二〇百萬法である。更に一九二四年以後に就てはスモルスキー及ユルメーの推算があるが之に依れば一九二四年以降の連年投資額及び前述の一九二四年以前の投資を加算せるものは左表の如くである。

年次	千法	年次	千法
一九二四以前	二二〇、〇〇〇	一九二八	一九二、三九七
一九二四	七七、八一三	一九二九	二〇〇、〇〇〇
一九二五	七八、五八四	一九三〇	九九、八〇〇
一九二六	二六二、九九二	計	一、二四五、三三三
一九二七	三〇四、〇七七		

尚右に割增、投資變更及一九三一年の投資を加算するときは約一、四〇〇百萬法と看做すことが出來る。更に佛國及印度支那に設置されたる特殊の大小農業金融機關（勸業銀行、チェティ等）或は印度支那政府自身に依つて特に世界不況以來栽培企業保護助長のためになされたる融資を加算することを要するが、之等は一九三一年末現在に於て約二一百萬比弗と推算される故に、結局一九三一年末迄の佛人農業企業に對する投資額は一、五〇〇百萬法と推定せられる。

（尚佛領印度支那領内に於ける主要栽培企業會社に關しては本年鑑昭和七年版に就き參照せられたし。）

二　コンセション

コンセションに關する基本法は一九二八年一一月四日附大統領令である。コンセションは有償を原則とするが、佛人又は原住民の小植民を保護するために特に三〇〇陌を限度として無償を認めてゐる。コンセションを許可せられるものは佛國市民、臣民又は保護民に限る。會社はその本社を佛國領土又は保護國に有し、株主、取締役、支配人等の過半數及社員も亦佛國市民、臣民又は保護民たることを要する。有償の場合に於ても先づ假コンセション（Provisoire）の名目にてなされ、土地開發が一定の期間内に政府の入札心得書記載條項に合致せるものと公式に認められて始めて決定的のものとなる。假コンセション期間中は政府のアグレマンなくしてはその權利を行使することを得ない。コンセションは（イ）四、〇〇〇陌以上に對しては、コンセション委員會の申告、總督府會議に於ける總督の提議及び植民大臣の報告に基く大統領令に依り（ロ）一、〇〇〇乃至四、〇〇〇陌に對しては總督府會議に諮問せる後總督令に依り（ハ）一、〇〇〇陌以下に對しては植民地會議又は保護領會議に諮りたる後地方行政長官布告に依つて許可せられる。而して本大統領令の施行細則は聯邦各國に依つて夫々異るが、申告者が土地開發を確保するに必要なる陌當り基本額は次の如く定められてゐる。

東京	牧場	比弗 五〇	牧場	比弗 一〇
	一年作又は季節作	五〇	一年作又は季節作	一五
安南	多年作	五〇〇	茶園及珈琲園	一八〇
			護謨園	一六〇
			其他多年作	一二〇

栽培企業總面積は一、〇七五、七六三陌となるが之を更に聯邦各國別に就てその大略の内譯を示せば次の如くで交趾支那が最も優勢である。

（單位＝陌）

交趾支那	六三八、六〇〇	東埔寨	二二、九〇〇
安南	一七六、八〇〇	老撾	三、一〇〇
東京	一三八、〇〇〇		

尚是等のコンセション或は私有の名目に依る所有總面積の内一九三一年に於ける(一)實際栽培面積及(二)評價々格を作物別及聯邦各國別に就て見るに左表の如くである。

	珈琲	護謨	計	出所＝同前表 所有總面積
(一)（單位＝比弗）				
東京	四、一五〇	—	三四、三五〇	二三四、四〇〇
安南	五、九〇〇	一、八七四	一三、七八四	一九八、四〇〇
交趾支那	六五〇	九七、八〇四	九七、八〇四	六〇六、五〇〇
東埔寨	—	二九、七二九	三五、一八五四	二、三五〇〇
老撾	—	—	三、九、六八九	二、八〇〇
計	五〇	一二六、四〇七	九〇	一、〇二五、六〇〇
(二)（單位＝比弗）				
東京	一〇、七五〇	一二、六、三三五、〇〇〇	四三、九、七六七	—
安南	八、八五〇、〇〇〇	一、五四四、〇〇〇	一四、七八五、一〇〇	—
交趾支那	九七五、〇〇〇	七三、七九五、〇〇〇	二〇、一五九、〇〇〇	—
東埔寨	—	二四、〇一六、〇〇〇	一一九、七七〇、四〇〇	—
老撾	七五、〇〇〇	—	二四、七九三、六〇〇	—
計	一六、二二五、〇〇〇	九九、三五五、〇〇〇	七七、〇〇〇	—
			一七九、五八五、〇〇〇	—

交趾支那
一年作 草叢地 五〇 / 森林地 七五 / 灌漑地 九〇
多年作 赤土 六〇〇 / 灰色土 四〇〇

東埔寨
一年作 低地又は米田 一〇 / 草叢地 一五 / 森林地 一八

コンセシヨン面積概算表

國別及年次	歐人及會社コンセシヨン 假コンセシヨン 計	歐人及會社コンセシヨン 改良面積	歐人及會社コンセシヨン 假コンセシヨン	歐人及會社コンセシヨン 計	歐人及會社コンセシヨン 改良面積
東京 一九三八	七、八〇〇	九八、三〇〇	一〇、七〇〇	一〇六、三〇〇	一九、七〇〇
安南 一九三八	七七、五〇〇	七八、五〇〇	一五、八〇〇	一五八、〇〇〇	一八、〇〇〇
交趾支那 一九三八	一八五、〇〇〇	四二〇、〇〇〇	六〇五、〇〇〇		
東埔寨 一九三八	七六、三〇〇	四五、七〇〇	一二一、〇〇〇		
老撾 一九三八	二、〇〇〇	七〇〇	二、七〇〇		
計 一九三八	三四八、六〇〇	六四二、四〇〇	九九一、〇〇〇		
一九三五	三七〇、〇〇〇	六三〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		
一九三四	四一〇、〇〇〇	五八〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		
一九三三	三九〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	九四〇、〇〇〇		
一九三二	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		

原住民コンセシヨン

單位＝陌　出所＝印度支那統計年鑑

	假コンセシヨン	計	改良面積
赤土	一〇〇	茶又は珈琲	九〇〇
多年作 灰色土	八〇	護謨	七〇〇
其他	五〇	其他	六〇〇
老撾 牧場	二五		
一年作	五〇		

地である爲め本國法が適用され、外國人に對し土地所有權を認め、私有地の買收或は貸金の抵當流等に依り手得した場合之を登記すれば自己の所有地とする事が出來る規定となつてゐる。實際に支那人、印度人等にして各地に幾百陌の土地を所有してゐるものが居る。

其他の保護國に於ては河内、海防、ツーラン、プノムペン諸市を除き、地方に於ては大體外國人の土地所有は許されてゐるものと認められる。但し保護國には夫れ自體の法律があり、土地を所有せんとする者は當然當該保護國の法律を適用せらるゝ筈ではあるが、其の法律たるや有名無實のもので、實際は何等の效力を生じない。從つて止むなく統治を委任されてゐる佛國官廳で登記を行はねばならない事となり、其の間頗る複雜な關係が存するものゝ如くである。

2 官有地租借問題―既述の如く外國人に對しては可成りの制限が加へられ、一九二八年一一月四日附大統領令に依り、個人の場合は佛國人・同籍民及保護國民以外の者には許可されない規定となつてゐる。會社の場合は佛國法に據り設立され、佛國資本が過半を占め、本社が佛國及同植民地或は保護領に所在し、且つ其の社長及取締役の過半が佛國人・同籍民及保護民たる事を要す。故に外國人にして官有地を租借し企業せんとするには個人では全然不可能であり、唯會社組織を以てのみ參加し得るが之とても前記の如き制限を受ける。尚又佛國人其他有權者から土地を買收する事も不可能とされてゐる。

3 農業企業―外國人の參加は比較的容易であり、個人・會社の別なく、外國法律に依て設立されたる會社と雖も一樣に之を實行し得る。但しその基本となる土地獲得には前述の如き私有地買收を最も容易とするが、會社等が大規模な農園を拓かんとする場合には不都合を生ずる事がある。即ち官有地を租借する爲めには前記の如き制限を受け、私有地を買收するとしても果して企業に十分なる大面積を手得し得るや否や疑問であるが、大體に於て當領に於ける外國人農業企業は適當なる土地を得れば比較的容易に營み得られる。

農業企業に對する公課は、交趾支那に於ては若し當該外國會社が佛國以外の自國法或は其他の國の法律に依り設立され、當該國にて登記濟の時には何等登記料を納入する必要なく、佛國法に依る未登記の會社は成規の登記料を課せられる。右の外所得稅其他の雜稅以外に取立てゝ云ふ課金は殆ど無い。但し農園に附隨して工場等を設けた場合は營業稅を徵收せられる。其他一般農作に對する公課は僅少の樣である

四　投資

左表は印度支那所在主要企業會社の社債連年募集額並に栽培企業會社の連年投資額を示すものであるが、一般に印度支那事業界の投資狀況に就て見るに、歐洲大戰以後の恐慌及沈滯に次ぐ一九二〇年の整理期を經て一九二四年に至り漸く新機運に向ひ、殊に護謨相場の高騰に依り護謨栽培事業は著しく發展し、次いで南部安南の茶・珈琲等を初め錫相場の高騰等に依て各種事業會社の新設せられるもの相次ぎ、その投資額も著しく增加した。就中一九二七年の如きは護謨其他の栽培企業益々盛となり投資額も著しく增加したが翌一九二八年には既に下向線をとり一九三〇年以降は殊に甚しくなつた。即ち一九三〇年以降は募集資本の總額に於て減少せるのみでなく新規事業の萎靡も亦甚しく世界不況の影響は漸く印度支那諸事業の全般を掩ふに至つた。然して吾人は右の如き事業不振を招來したる原因として所謂世界的不況の外に印度支那事業界に存する特殊なる障碍の多々存することを看過してはならない。

既設及新設會社別株式社債募集額表

單位＝百萬法　出所＝印度支那統計年鑑

三　外國人の企業參加に就て

本領土に於ける外國人の企業は佛本國の獨占主義及從來本領の內情が一般に知られて居なかつた等の關係に依り支那人を除いては極く小數である。左に外國人の土地所有權問題―本問題に就ては少なくとも交趾支那に就ては適確に記述することが出來る。即ち交趾支那は純然たる佛國の植民

1 外國人の土地所有權問題―本問題に就ては少なくとも交趾支那に就

年次	既設會社 株式 舊資本 會社數	株式 舊資本 株式社債	株式 舊資本 金錢現物	株式 舊資本 社債	新設會社 資本 會社數	新設會社 資本 金錢現物
一九二四	三一	一四九・七	三・九	—	二九	六七・四
一九二五	二七	二〇二・五	四二・二	四・四	七三・三	一三〇
一九二六	四一	二七三・一	三五・三・五	七・六	四六	一三二・九
一九二七	五一	四七九・七	三六・六・九	五・四	五六	二七九・〇
一九二八	五三	四四九・八	五〇二・四	一・一	二一・三	二六八・三
一九二九	七〇	五四八・一	四七一・九	二一・〇	九〇	二四七・八
一九三〇	五三	五六八・〇	三八四・三	八・三	八一	二三六・七
一九三一	三一	二九六・三	一一五・九	一三二・九	四一	五九・五
一九三二	二四	三二一・七	八〇・三	〇・五	二九	一四・六
一九三三	一五	二八九・二	三一・一	五七・〇	三〇	九・九
一九三四	一九	二一九・一	三六・三	三九・五	二七	一一・四
一九三五	一四	一四九・九	二六・八	一・〇	一五	七・〇
一九三六	二	二〇一・二	九五・五	一五・七	一九	六・一
				—	二七	二・八

栽培企業會社投資額表（註）

（註）現物出資を含まず

單位＝百萬法
出所＝印度支那統計年鑑及印度支那農業經濟

年次	對比弗換算比價	栽培企業會社投資額 公稱	栽培企業會社投資額 應募	主要會社投資總額 公稱	主要會社投資總額 應募	投資總額に對する栽培會社投資額百分比 公稱	投資總額に對する栽培會社投資額百分比 應募
一九二四	一〇・〇八	五二・一	五二・一	二三五・四	二四八・九	二五	二〇
一九二五	一一・九五	六八・六	七七・一	一九五・五	一九八・四	三七	三八
一九二六	一七・〇一	二五四・三	二七五・七	四三二・〇	六四三・九	四八	四三
一九二七	二二・八〇	三二六・二	四〇一・四	五六八・七	六五六・九	五七	七一
一九二八	一七・二七	一四八・四	二二五・五	五七七・一	七四二・五	二五	二八
一九二九	一一・四六	九一・八	一三五・七	五七二・七	七二九・六	一〇	一八
一九三〇	一〇・〇〇	九七・一	一一八・〇	五三二・二	五九六・七	一〇	一九

五　農業金融施設

主なる農業金融施設には次の如きものがある。

1　地方農民貸付銀行（勸業銀行—Crédit populaire agricole）—地方農民貸付銀行は、從來より領内各地方に於ける農業金融に異常の勢力を有する支那人及印度人等の高利貸業者から貧窮なる原住民農耕者を救濟する目的を以て一九二六年九月四日附總督令に依て制定され、一九二七年一月、先づ東京のハドン及ハイドンに設立開始された。本銀行は短期貸付及び季節的貸付等を小農團體に行ふもので一九二九年迄には既に交趾支那に四行、東京に五行、東埔寨に一行が設置されたが、不況の襲來と共に本機關に對する要望も盛んとなり次第に增設され、以後左表の如き狀況を示してゐる。

地方農民貸付銀行運年營業狀況

出所＝印度支那統計年鑑

要目	一九二八	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三
銀行數	九	一〇	一三	一三	二四	二四
加入團體數	九七六三	三九二三〇	五三六二八	七三〇六四	一三九一	—
流入資本（千比弗）	二一	五三	一三	一一六	一一六	一五二
・P・A・借入金（千比弗）	一〇〇〇	一八〇〇	六八	三〇〇〇	三〇八五〇	三四一六
新貸付額（千比弗）	三四九	二〇一七	三〇〇〇	三二五八	一六四八	五六九
再貸付額（千比弗）	六	五一	三二八	三一〇	一五三二	二五七三
貸付金合計（千比弗）	三五六	二一〇六八	二一〇六八	三五六八	三一八〇	二一四三
貸付口數（比弗）	三四八九	三三六五六	三八五二二	四七七七七	四七三八〇	二二一五二
新貸付額平均（千比弗）	一〇二	九一	一〇二	五七	五七	—
年度末貸付總額（千比弗）	二六五	一六二四	三一一四	三五九九	三一六〇七	三四八六
年度內償還及準備金（千比弗）	四〇	七四七	一八八八	一〇七三	一一四〇	七七五

（備考）C・P・A Banque de l'Indochine et Caisse locaca de Retraites（印度支那銀行及地方恩給金庫）、尙一九三七年に老獪にも設けらるゝことゝなつた。

地方農民貸付銀行貸付狀況

出所＝印度支那統計年鑑

銀行所在地	一九三七年 口數	一九三七年 金額	一九三七年 平均	一九三八年 口數	一九三八年 金額	一九三八年 平均
		千比弗	比弗		千比弗	比弗
ハドン	一、八二七	三三八	一八三五	一、七三三	一八四	一〇六
バクニン	二、九四三	一四一	四八	二、七二八	一一七	四二
バクギヤン	一、九七四	一九〇	九六	一、四九	一四九	四九
タイビン	一、六〇一	九六	五九	一、四四四	九五	六五
ハイドン	二、四八八	一八五	七四	二、〇二九	一三五	六六
ケンアン	二、六八七	一四五	五四	四四六	一一	二四
ナムディン	一、九四一	九六	四九	二、二八八	一六五	七二
ニンビン	二、一九七	九九	三二	一、八九七	一〇八	五六
ユンエン	六三三	三三	五〇	九四八	七〇	三二
プウリイ	六七五	二一	三一	八九五	一四四	五四
ビンエン	一、三八八	三三	一六	四二八	一四	三三
プクエン	三、四一三	九七	二八	三、五八九	一〇五	二九
タンホア	二、九八〇	二三四	八〇	二、四四五	一〇六	八四
ビン	二、三八三	五七	二四	一、五八〇	二七	一七
カンナム	二、七七九	一、二四七	五二	二、二八〇	一二三	五三
カンガイ						
キニオン	三〇五七	九六	三一	一、六七七	九六	五七
プノエン	七七六	三四	四三	一〇五二	六四	六〇
ニヤトラン	七五六	九四	一二四	六一六	八〇	一二九
カンダル	三、二四四	一四九	四六	四〇四三	一一〇二	四九
タケオ	二八一	五	一七	二七七	五	一九
カムボット	二二八	三	一〇	一四一	二	一五
バツタンバン	一、二五〇	一一〇六	一六四	八四三	一四六	一七三
コンポンチヤム	一、八五二	六七	三六	二、五八九	一〇〇	三八
プレイベン	四、三九四	二四五	五五	三、六三七	一〇五	五六
ソエリアン	三、四一一	四三六	一二七	三、〇五〇	四一七	一五六
計	五、一八二五	三、一〇七	六〇	四七、八五〇	二、九一四	六一

交趾支那農業信用組合業績表

要目	單位	一九二八	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
組合數	—	九二	一〇五	一一五	一五九	一七〇	一四〇	一七〇	一三一	一二八	一二四
持分數	—	二七三	三一三	三四六	五二一	五八四	五八四	五八四	五八四	五八四	五八四
公稱資本	千比弗	一三六	一五六	一七三	二六〇	二九二	二九二	二九二	二九二	二九二	二九二
投下資本	千比弗	一一七	一四八	一六七	二四一	二七六	二七七	二七七	二七七	二七七	二七七
貸付額	千比弗	一七〇五	一九二七	二三九一	四三六四	四二二四	四二二四	四二二四	四二二四	四二二四	四二二四
新貸付口數	—	一三	八	一六	六八	一	—	—	—	—	—
新貸付額	千比弗	九八八	三九七	六一三	二一四一	三〇五	二一四一	二一四一	二一四一	二一四一	二一四一
新貸付平均額	千比弗	七六	五〇	一四九	三一	二一七	二一七	二一七	二一七	二一七	二一七
償還額	千比弗	—	一七五	一四九	一七八	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九

2　交趾支那農業信用組合(Société de crédit agricole mutuel de Cochinchine)—特に世界不況以降、後說の世界恐慌と政府の救濟施設の項に明なる如く護謨、珈琲、シサル麻等に關して金融上の援助をなしてゐるが、之等とは別に特に交趾支那に於ては一九二七年以來有限連帶責任の交趾支那農業信用組合（本社西貢市にあるが一八九四年一一月五日附農業組合に關する法律に基き設置され、主として二、〇〇〇比弗及一〇、〇〇〇比弗を限度とする短期貸付（一年及六年）を營み總督府の監督下に置かれてゐる。

六　農事改良施設

1　農業研究場(Institut des Recherches Agronomiques)—本研究場は南北兩部より成り、各部は夫々實驗所を有して栽培植物及土壤に關する研究を實施してゐる。化學部は米田及火山質玄武岩質土壤の組織的研究、植物部は巴里博物館との連絡のもとに印度支那の植物に關する研究、植物病理學部は植物輸入に關する統制及輸入植物檢査等を實施してゐる。植物發生研究部は護謨・甘蔗・珈琲・カポック等所謂植民地栽培物の改良品種の創生及輸入に關する研究に從事してゐる。

2　主要栽培植物の科學的研究—實際農業の特殊的研究を使命とする農事試驗場は左表の如く各地に存在する。

東京

フホ(Phu-Ho)及チュエンカン(Tuyen-Quang)—主として中部地方に於ける珈琲・茶・漆等の栽培試驗を行つてゐる。

安南

カオチアイ(Cao-Trai)—フキ、ゲアン等北部安南に於ける珈琲及び繊維植物の栽培試驗を行ふ。

ランハン(Lang-Hanh)、(ランビアン—Lang-Biang)—中部安南及中南部安南即ち上東乃地方の玄武岩質地帶に於ける規那樹の栽培及び適應性に關する試驗を行ふ。

プレイク(Plei-Ku)—コントム地方に於ける茶及珈琲栽培試驗。

交趾支那

オンエン(Ong-Yen)及ヂャレイ(Gia-Ray)—印度支那南部地方に於ける護謨其の他カポック・珈琲・茶・果樹・規那等の栽培試驗を行ふ。

東埔寨

バツタンバン(Battambang)—米作及玉蜀黍栽培に關する調査研究を行ふ。

老撾

チエンクワン(Xieng-Khouang)及トランニン(Trân-Ninh)—中部及北部老撾に於ける茶、桑等の栽培試驗及林産物の利用に關する調査を行ふ。

ボロベン(Bolovens)—南部老撾、中部安南、北部東埔寨の三地方に於ける規那樹の適應性及護謨・茶・珈琲・カポック・棉・蔬菜等の栽培可能性等に關する調査を行ふ。

3　印度支那米穀局(Office Indochinois du Riz)—本局は恐慌發生後特に農事調査研究の必要を痛感して設置されたものである。即ち一九三〇年四月一〇日附大領統令及び一九三〇年五月三一日附總督令を以て組織され、一九三一年一一月、植民大臣ポール・レイノーの名を冠して Office Paul Reynaud と稱して西貢に創設された。然して本局は自治的法人組織にして一行政會議及南北兩改良會議を有し且農・商・工各方面の代表的權威者を網羅し、特に米に關する技術的經濟的研究を目的としてゐる。その管理法その他は總督令を以て定められ、起債額は三、〇〇〇萬法以上を認められてゐる。

4　農事氣象部(Bureau de Météologie agricole)—一九二七年フリエン中央氣象臺内に設置されたるもので、印度支那内の氣象臺の觀測を蒐集綜合してその結果を公告する一方、世界の各熱帶諸國及特に印度支那に於ける熱帶農業氣象研究に關する資料を蒐集してゐる。本部は聯邦各國農務課と直接關係を有し、從て各農務課の管轄に屬する地方農園及後說の農業水利調査部と常に緊密なる連絡を保持してゐる。

5　農業水利調査部(Service des études d'hydraulique)—印度支那の水利工事を主管する官署は主として河内の工務局であるが、一九二七年以降は特に同局内に農業水利調査部が設置され相當の技術者を擁して農業水利工事竝に水の分配に關する改良を行つてゐる。而して農業水利工事は土地の情勢に應じて即ち河川氾濫地方に於ける干拓工事及灌漑給水工事に區分されるが、地域的には交趾支那に於ては主として掘割の開設に主點が置かれるに反して、北部の東京三角洲及北安南低地々方に於ては特に灌漑工事が極めて組織的に整備されつゝある。

東京・安南灌漑工事概況表　出所＝世界恐慌と印度支那經濟

灌漑地區	工事年期	面積（畝）總面積	面積（畝）耕作可能	總面積に於ける耕作可能割り人口
東京				
ダイ河沿岸（ハノーフーリ）	一九三二	二二〇〇〇〇	九四〇〇〇〇	八〇〇
ダイ河沿岸（南定北部）	一九三二	八五〇〇〇〇	七五〇〇〇〇	八二〇
ケサ及フンエン	一九三一	一四六〇〇〇〇	一二八〇〇〇〇	六四〇
南バクニン	一九三二	一、三七〇〇〇〇	三四〇〇〇〇	七五〇
タイビン	一九三三	—	一二三〇〇〇〇	—
安南				
カンゲイ	一九三三	—	四一〇〇〇〇	—
カンナム（廣南）	一九三一	—	一六〇〇〇〇	—
北ヴイン	一九三一	—	四〇〇〇〇〇	—
南ヴイン	一九三一	—	一五〇〇〇〇	—
フーエン	一九三二—三三	—	—	—
タンホア	一九三六—三三	—	五〇〇〇〇	—
チアチエン	一九三六—三三	—	—	—
ソンマ	一九三五	—	—	—
ハチン	一九三四	—	—	—
フアンラン	一九三三	—	二〇〇〇〇	—

七　世界恐慌以後の政府の救濟施設

印度支那は佛國の領有となつて以來既に約半世紀を經たが、其間佛國の手に依て不斷の開發が行はれたに拘らず、依然として原始産業國の域を脱してゐない。殊に一度一九二九—三〇年以來の世界恐慌に直面するや、印度支那も亦その厄を免れることを得ず、農民及び栽培企業者は甚しい困窮に陥る狀態となつた。今主要産物市價の下落狀況を見るに次の如くである。

	一九二八	一九二九	一九三〇	一九三一
白米（西貢市場—一〇〇瓩、比弗建）	九・六	一一・七	一一・一	九・九
玉蜀黍（西貢市場—一〇〇瓩、比弗建）	六・四一	六・九〇	五・五五	三・七六

（巴里市場—一瓩、法建）　—　二二・〇〇　六・七七　三・七七
護謨（新嘉坡市場—一封度、仙建）　—　三四・二五　一八・九二　九・六〇
珈琲（ルアーブル市場—100瓩、法建）　一〇七九　九六四　五二四　四二三
棉花（ルアーブル市場—五〇瓩、法建）　六四三　六二一　四四〇　二九〇
ゴムラック（西貢市場—一瓩、比弗建）　一・二二　一・〇二　〇・八五　〇・四八

こゝに於て政府は右の窮境打開に腐心したが、政府の對策及び農業救濟施設の主なるものは次の如くである。

1　米作—先づ一九三一年一一月總額三五萬比弗を以て收穫費及糧收納費として分配貸し、又本國政府の同意の下に一九三二年四月二六日附法律を以て總督府の保證のもとに一億法を起債して米耕地所有者に長期貸付を行ふこととし、佛領西不動産抵當銀行と契約して最初に五、〇〇〇萬法を米作業者に七・七五％の利率を以て貸付け、且つ此の貸付を更に容易にするため一九三二年四月二九日附大統領令にて金融機関と米作業者の間を斡旋すべき事務局を設立した。又一方經濟界の混亂に乘ずる不法行爲を阻止する目的を以て、一九三二年四月二二日附大統領令に依り印度支那米田賣買法を規定し、且つ交趾支那（西貢）に農業植民事務局（Office colonisation rural）を設置して、特に米作地の擴張に關與して米耕地の價格維持と大耕地の分割に依る中小地主の增加を計つた。更に輸出に於ても一九三〇年以來の輸出減少に對しては本國への販路開拓に依て急場を凌いだが、早くも一九三三年には本國當業者の反對運動起り重大問題化せんとしたので、政府は從來の本國向輸出稅免除を撤廢して課稅を行ふ一方外國向輸出稅を輕減して海外市場特に極東市場の再開拓に努力してゐる。以上の外政府は中小農民に對して各私設農業金融機關の規約を改正して利息の低減、支拂の簡易化を賞行してゐる。

次に近代企業的農業として重きをなすに至つた護謨及び珈琲に關しても當局は特に業者が不況のために事業を棄せんことを虞れてその保護救濟に腐心してゐる。

2　護謨—政府は一九三〇年二月八日、恐慌に對する應急處置として一〇〇萬比弗を計上して、植付後七年を經ざる新耕作者に對して、一陌當り灰色土六〇比弗、赤土一二〇比弗を限度として耕地維持費の貸付を實施した。但し條件として耕地を擔保とし樹齡七年に達し又は倫敦市場の相場が三箇月以上に亘り一封度に付き一志以上に騰る場合に元金の初回年賦償却をなさしめることとした。然して右の貸付は設置以來次表の如く次第に增大して、全耕地が七年を經過する迄の貸付總額は約一千萬比弗に達するであらう。

一九三〇	一、七九〇、二三〇	一九三三	一、三〇〇、〇〇〇（計上）
一九三一	二、四八九、〇七七	一九三四	七三〇、〇〇〇（計上）
一九三二	三、〇〇〇、〇〇〇（計上）	一九三五	一二五〇〇〇（計上）

更に一九三〇年一一月一二日附總督令を以て、佛國人及原住民企業者に對し特別保護關稅法實施までの暫定處置として外國向輸出護謨に對し奬勵金の形式に依り一瓩に付四〇仙（一九三二年には一・五〇法、一九三三年には一・〇〇法となつた）の割合にて前渡することを規定した。而して條件として倫敦市場に於ける六箇月平均相場が一〇片以下を維持する限り利子を附せず、一〇片以上に達したる時、前渡金に六％の利子を加算して一八箇月に償還せしめることゝしたが、右の奬勵金交附は生産額の增加と共に逐年增加してゐる。然し乍ら右の如き尨大なる保護奬勵施設は現在の貧弱たる財政の負擔し得ざるところなる爲、總督府當局は別に護謨保證金庫制度を設けて此の負擔に耐ふることゝした。然して同金庫は現在に於ては本國輸入の外國護謨に對する輸入稅、特別稅（一瓩に付六〇法）及印度支那總督府立替金を以て維持されてゐるが、原則としては印度支那に於ける護謨栽培企業者の納付金を以て維持せらるべきものである。

3　珈琲—珈琲に於ても護謨に於けると同樣、珈琲園維持費及輸出奬勵金を次の如く交附してゐる。而して本國に於ける特別保護稅法に依る外國輸入珈琲に對する特別稅は一瓩に付〇・一五法である。

維持費貸付　奬勵金　同（一瓩に付）　割合

一九三一	三三七、三〇九 比弗	三八、四八一 比弗	— 法	
一九三二	九七〇〇〇	四〇、二四七	一・二五	〇・九〇
一九三三	一〇〇、〇〇〇（計上）	—	—	〇・八〇
一九三四	—	—	—	—
一九三五	—	—	—	—

4　シサル麻—シサル麻栽培業者も同樣輸出奬勵金として一瓩に付〇・八〇法（一九三二—三三年）を受けてゐる。

右の如く近代企業的農業に對する救濟策は着々堅備されたが、所要經費の增加に伴ひ是等の機能を敏活に處理するため、河内に農産物維持事務局を設置し（一九三二年六月一九日附大統領令）之に法人格及財政自治權を附與してゐる。

八　主要農産物輸出入狀況

主要輸出農産物數量表　出所＝印度支那經濟時報

種目	單位	一九三四	一九三五	一九三六
籾	千キンタル	一、四一四・六	三、一七七・五	二、三六五・七
玄米	同	二八六・六	二五七・一	四三〇・九
碎米	同	二、八四六・八	二、三八・九	三、一七六・二
交趾支那、東埔寨白米	同	九、六九四・五	一〇、三〇七・一	五五七・六
安南、東京白米	同	八九〇・三	四三二・四	一、三三七・九
粉米	同	四、七二八・三	一、〇六六・二	四、七一四・六
玉黍	同	五、七九二	一、一一九・三	五、八六七
乾莖キンタル		五八、二三一	二二、一八五	一〇一、八〇八
コプラ	同	五、五四三	九、八七二	四四一〇
珈琲（豆）	同	四〇、〇二〇	三四、三三九	三九、〇一七
胡椒	同	二二、六四三	一一、六八四	一三、〇六〇
茶				

蓖麻子油	同	二、四五六	二、四五八	二、四七〇	二、四七〇
大茴香油	同	一、四五二	九六八	一〇〇〇	一〇〇〇
茴香	同	五、三四二	二、六七四	六、三五九	六、三五九
漆	同	一五、三〇八	一、六〇四一	一九、三二三	一九、三二三
護謨	同	二〇四、五三二	二九二、七七七	四一、三、一四一	四一、三、一四一
肉桂	同	八、一七四	一〇、七二三	一四、二一一	一四、二一一
棉花	同	二、一、八八三	七、二五二	三、七二三	三、七二三
ラム（酒精製造用）	ヘクト立	五、七〇三	五、八二四	五、七八七	五、七八七

（備考）一九三五年四月一七日附大統領令、同年五月　七日附總督令公布）を以下（イ）茶の全種目（ロ）L'Eriodendron anfractuosum, coiba pentendra 及 Bombar Malabarium（ハ）アブラザン＝桐油 Aleurites (Nontana, Fordii…) の全種目等の種子、接木等は總て外國向輸出を絶對に禁止されてゐる。

主要輸入農産物數量表

出所＝印度支那經濟時報

種別	單位	一九三四	一九三五	一九三六
小麥粉	千キンタル	一六三〇	一七九〇	一八四七
支那素麺	キンタル	二一、三二二	二三、八八四	二五、七〇五
乾野菜	同	二九、七五五	四一、三〇八	九、二九三
馬鈴薯	同	四一、八五〇	五〇、九〇六	四七、四三九
果實	同	六二、六六六	七二、八七六	八六、二七五
珈琲（挽炒）	同	一、一五二	一、三七八	七七七
茶	同	八、三五〇	六、五二一	六、五七七
煙草	同	四、二六	九、七三	一四、五五七
精選糖	同	一四、二一九	一三、八二三	一三、五〇一
生野菜	同	二、七六〇七	一三、五五九	一四、五四七
鹽漬及罐詰野菜	同	三、七四九	三、二九	三四、〇九

九　主要農作物

既述の如く佛領印度支那に於ける農作物の中米、煙草、棉、桑等は傳統的住民農業で、護謨、珈琲、茶等は近代栽植農業の夫々代表的作物であるが、是等の外に尙住民農作物として玉蜀黍、豆類、マニホット、薯蕷、粟、胡麻、落花生、蔬菜及果樹、胡椒、肉桂、白豆蔻、大茴香、シトロネラ、罌粟、蒟醬、檳榔、砂糖椰子、甘蔗、古々椰子、カポック、亞麻、苧麻、漆、藍、靈黄、タナオ（馨良＝短嘴）等、近代企業的農作物として東京に於ける玉蜀黍、マニホット、甘蔗、蓖麻、アブラザン（油桐）、麻、交趾支那に於ける米、胡椒、油椰子、シトロネラ、東埔寨に於ける米、老撾に於ける規那等を擧げることが出來る。左に之等の農作物の若干に就て略述する。

第二節　米

一　種類

印度支那米は東京米及交趾支那米即ち西貢米に大別されるが、輸出商品としては數量の點に於ても品質の點に於ても西貢米の方が遙に上位にある。而して交趾支那即ち西貢米は形態上より左の四種に區別される。

1　形態上の區別

(一)ヴイインロン米　長粒にて外相貧弱なるため產額多きも輸出向ならず。

(二)ゴコン米　丸粒硬質肥大で品質優良ではあるが產出量は多くない。主として歐洲向であつて高度の精白に堪え日本米に似てゐる。

(三)バイシヨウ米　ヴイインロン米より長く且碎け易い。支那人及原住民等の地方的消費に當てられる。

(四)バクリウ米　バイシヨウ米に代つて現在長粒米の代表的上級品となつてをり產量も多い。

尙交趾支那に產する米の品種は頗る多く、其數五百種に達する程であるが、要するに是は稻の高さ・厚さ・硬さ・反撥力・葉又は米粒の長さ・形狀・色相或は風味等に據つて區別したのに過ぎない。

2　地理的區別

「最も普遍的に行はれてゐる區別は前記の形態上より見たる四種であるが、更に產地の地理的事情に依て次の如く區別することが出來る。」

(一)水稻＝最重要なるもので早生、中生・晩生がある。早生種は三箇月稻又は四箇月稻の別名があつて、播種後三乃至四箇月にして成熟する。概ね住人は貯穀觀念に乏しき故、當面の急に應ずる目的にて作るもの多く、作付は餘り多くない。

(二)陸稻＝海拔千乃至千五百米まで栽培せらる。この稻は乾燥に耐へ、收穫量も水稻に比し少くとも三分一位多い。陸稻にも品種が少くない。粃は概して水稻より小さく比重は少し大である。玄米は外觀赤色にて見劣りするが搗けば白色となることは水稻と異らない。粃、玄米何れも水稻より貯藏に堪ゆ。

(三)浮稻＝別名粘米といふ。炊く時粘氣强き爲斯く言ふ。本來東埔寨の大湖地方に半野生に存してゐたのを安南人が交趾支那に移入したものである。交趾支那にてはショドツク、ロンセン、サデツク諸州の潤公河氾濫地方にのみ栽培せらる。此の稻の特徵は、二節以上に伸長したる以後即ち播種後二箇月以後に於ては洪水の高まるに從ひ伸長し、通常四・五米時としては六・七米に及び洪水の害を蒙ることが無いのである。若し未だ二節を有せざる稚苗の時洪水の急に高まることあれば、伸長之に伴はずして水中に沒し死滅することがある。又長さ八乃至十二糎の小根を多數出すが、これは水中より養分を吸收する爲であると云ふ。印度支那に於ては普通水稻は移植法に依るが此の稻は直播に依る。而も之を播くには整地せず地上の雜草を刈拂ひたる後約五十糎の間隔に穴を穿ち、之に十乃至十五粒の種粃を置き輕く土を覆ふ。收穫量は普通水稻より多い。併し增水中收穫期に至ること甚だ多きを以て收穫に注意を要する。此の粃は其の形、普通水稻より少しく大、比重も亦稍々大である。價格は普通種より僅かに廉い。

3　玄米、白米、碎米の分類

前述せるところは粃の種類別であるが、玄米、白米、碎米等は西貢佛人糧出商組合に依て次の如く分類されてゐる。即ち

(一)玄米　(1)　粃一＝五％混合精米用
　　(2)　粃二〇％混合精米用
　　(3)　粃五％混合消費用

(二)白米　(1)　米價に依り碎米を混入するもの
　　(2)　歐羅巴向二等品
　　(3)　精別歐羅巴向二等品
　　(4)　爪哇向二等品
　　(5)　日本向二等品
　　(6)　マニラ向二等品
　　(7)　レユニオン向二等品
　　(8)　碎米二五％混入普通一等品
　　(9)　同　長粒一等品
　　(10)　同　圓粒一等品
　　(11)　同　ゴコン一等品
　　(12)　同　バイシヨウバクリウ米

(三)碎米　碎白米と碎玄米とに區分し前者を更に一、二、三の三種に分類す。

二　植付・收穫

本邦に於けると同樣畑代を作り灰いで植付を行ふのであるが施肥は殆んど行はない。東京及安南の大半に於ては春秋二季作にて、東京の春作は一月植付、六月收穫、秋作は六月植付十一月收穫であり、安南の春作は十一月植付、翌年四月收穫、秋作は四月植付九月收穫である。老撾に於ては七月乃至九月植付、十二月乃至翌年二月收穫である。交趾支那及東埔寨に於ては一部分を除く外一期作で、早稻は六、七月植付し、一一及一二月刈入、晩稻は八、九月植付し、翌年一、二、三月刈入を終る。

耕作面積＝一九三八年の佛印全體の耕地面積は五百萬陌にしてその收量は七百萬噸であるが各國別の米產統計資料なき爲め一九三〇年度のものを記載せり。

米田面積表（一九二六―三〇年平均）　出所＝印度支那統計年鑑

國別	米田面積	總面積	總面積に對する米田面積率 百分比	割合
	千碩	平方米	百分比	
東京	一、二〇〇	二、七四三、五五	一〇	一〇分一
安南	八〇〇	一、四七、六〇八	五	二〇分一
交趾支那	二、四〇〇	六四、七四三	三五	三分一
東埔寨	八〇〇	一八、一〇三、五五	四	二五分一
老撾	四〇〇	二二、一四〇〇	一	一〇〇分一
合計及平均	五、六〇〇	七四、二、二二一	七	一四分一

牧量—

類收穫量概算表（一九二六—三〇年平均）

出所ハ同前表

國別	收穫總量 千キンタル	陌當リ收量 キンタル	住民一人當リ收量 キンタル
東京	一、六〇〇	二二	二〇
安南	九〇〇〇	二二	一、九
交趾支那	二七、〇〇〇	二二	六、〇
東埔寨	八〇〇〇	一〇	二、九
老撾	三〇〇〇	七	三、三
合計及平均	六三、〇〇〇	二二	三、〇

米田面積—

今一九三四—三九年に至る米產の概括統計を記載すれば次の如し。

年度	生產額 約千キンタル	栽培面積 千碩	輸出數量 百萬	輸出金額 千法
一九三四—三五年	九、三八〇	一、七四七、二二九	六四八、〇八七	七六三、九〇四
一九三五—三六年	九、一四六	一、七六三、〇八六	五、三九二	七六三、九〇四
一九三六—三七年	九、三五九	一、七六三、〇八六	五、四〇〇	七六三、九〇四
一九三七—三八年	六、〇八五	一、七六三、〇八六	五、二九三	七六三、九〇四
一九三八—三九年	六、〇四〇	一、七六三、〇八六	五、五八〇	七六三、九〇四

（臺灣總督府外事部佛印要覽）

三　米作資本及地代

聯邦各國別米作資本表（一九二八—三〇年平均）

單位ハ千比弗
出所ハ印度支那農業經濟

國別	(イ)土地資本	(ロ)設備資本	(ハ)開墾資本	計
東京	五一二、六八七	四三、九一五	六二、一一八	六一九、七二〇
安南	三四八、六一三	二六、六〇二	三五、三五二	四一〇、五六七
交趾支那	六三三、〇六六	八一、五五一	七二、六三二	七八七、二四九
東埔寨	六七、六七七	三九、八八四	一九、六九九	一二七、四六〇
計	一、五六三、二四三	一九、一九五二	一八九、八〇一	一、九四四、九九六

(註) (イ) Capital foncier
(ロ) Capital b.oupement
東京、陌當リ三五—四五比弗、安南、三五比弗、東埔寨、五〇—六〇比弗、交趾支那、一期作三〇—五〇比弗、二期作三〇—六〇比弗、浮稻田、二五比弗
(ハ) Capital de Campagne（開墾費、租稅）
東京、陌當リ四〇—七〇比弗、安南、四〇—六〇比弗、東埔寨、二五比弗、交趾支那、一期作二五—五〇比弗、二期作三五—五〇比弗、浮稻田、二〇比弗

東京（一九三〇年）	タイビン州	ナムヂン州	ヴィンエン州
	バクギヤン州	ソンタイ	ナムソン州
	ドンツク	バンラン	ヴィンフーツ
土地資本	(三・六マウ)自作	(九・二マウ)自作	(一八マウ)自作	(五マウ)小作	(七マウ)分益小作
借地料	八〇〇	九三〇	八七一	三三	八
設備資本	六〇	四七	七〇	五五	四二
經營費	五八	三三	四〇	六〇	六
總地代	二二二	二二二	二二二	一〇〇	三七
純地代	二〇〇	二二〇	二〇〇	二五五	一一〇
純利益（損）	五一	一四〇	六九	一二〇	二七
	八	九三	〇	一二〇	二七

單位ハ陌當リ比弗

北部安南（一九三〇年）	カンダル州	コンポンチヤム州	コンポントム州
	ポシエント	プレコー	バライ
	ン高地田	ル高地田	プ浮稻田
土地資本	(二陌自作)九〇	(三陌自作)一八〇	(二陌自作)一一〇	(五陌自作)八〇
設備資本	五八	五七	七二	三〇
總地代	三〇	七五	八〇	四五
開墾費	一三、八五	二四、八〇	二六、九五	一七、二〇
自家勞働給費	二〇、五〇	一三、六五	二〇、五〇	六、三五
純地代	一三、六五	三六、五二	二二、三五	二一、二五
粗元價(註)イ	〇、二二	〇、二二	〇、二二	〇、二九
粗元價(註)ロ	〇、七三	〇、五一	〇、五九	〇、二〇

單位ハ陌當リ比弗

東埔寨（一九二八—三〇年平均）	ヴンロン	ショードミ	カントク
	堤岸高地田	低地田	浮稻田
	ヴンロン低地田	ショードミ低地田	カントク低地田
土地資本	(四陌自作)八二五	(六陌自作)四〇二	(七陌自作)八五	(一〇陌自作)三七四	(一〇陌自作)三六〇
設備資本	五〇	三九	二八	五六	五五
總地代	一〇〇	八〇	五四	九〇	九〇
開墾費	五一	二八	一八	八八、三	九九、二
自家勞働給費	二二	八	六、九	〇	〇
純地代	三七、六〇	四四、二〇	二九、四〇	一、七〇	二〇、七三
粗元價(註)イ	〇、五一	〇、三五	〇、三〇	〇、九八	〇、七七
粗元價(註)ロ	〇、六三	〇、四五	〇、四二	〇、九八	〇、七七

東埔寨	ヴイン州	ハアヴイン州	ショードク州
	ヴンロン低地田	ヴンロン高地田	浮稻田
	地主借佃	地主借佃	地主借佃
土地資本	四〇〇	四〇〇	八〇	四
設備資本	〇	〇	〇	五三〇
總地代	四	四	四、九〇	四〇
開墾費	五〇	三〇	三〇	三一、五
自家勞働給費	二二、二〇(租稅)	二六、〇二一	二六、〇二一(租稅)	二六、〇二一(租稅)
純地代	二〇	二〇	〇、七五(租稅)	一六、二〇

佛領印度支那……農業

家內勞働給費　〇　一、六　〇　九、六〇　〇　七
純地代　四七、八〇　一　三七、六〇　四七、二六　八、二〇
粗元價(註)イ　〇、八六　〇、八六　〇、八六　〇、四七　〇、四七
粗元價(註)ロ　〇、六八　一、二〇　〇、八六　〇、九〇　〇、六七

東埔寨（一九二八—三〇年平均）	カンダル州	コンポンチヤム州	コンポントム州
	ポシエントン高地田	プレコール高地田	バライプ浮稻田
土地資本	(二陌自作)九〇	(三陌自作)一八〇	(二陌自作)一一〇	(五陌自作)八〇
設備資本	五八	五七	七二	三〇
總地代	三〇	七五	八〇	四五
開墾費	一三、八五	二四、八〇	二六、九五	一七、二〇
自家勞働給費	二〇、五〇	一三、六五	二〇、五〇	六、三五
純地代	一三、六五	三六、五二	二二、三五	二一、二五
粗元價(註)イ	〇、二二	〇、二二	〇、二二	〇、二九
粗元價(註)ロ	〇、七三	〇、五一	〇、五九	〇、二〇

(註) 粗の元價はエジヤ當リ價格にして (イ)は自家勞働費を含まざるもの (ロ)は之を含む尙東京及北部安南の項は之を含まず。

土地資本
設備資本
總地代
開墾費
自家勞働給費
純地代
粗元價(註)イ
粗元價(註)ロ

	エンタンホア(A)	タンホア(B)	ドンカンホア(C)	ドンカンロク
	(一・八五陌自作)一五〇	(一陌自作)一七二	(二陌自作)二三五	(一陌自作)一四〇
	九二	九〇	六六	六六
	二二	五〇	五一	三三
	一三〇	一七八	二二四	一二五
	一四〇	一六八	七八	八八
	八六	一二二	一六八	四八
		一二八	五八	二四

土地資本
設備資本
總地代
開墾費
自家勞働給費
純地代
粗元價(註)イ
粗元價(註)ロ

	ヴンロン	ショードミ	カントク
	堤岸高地田	低地田	浮稻田
	ヴンロン低地田	ショードミ低地田	カントク低地田
	(四陌自作)八二五	(六陌自作)四〇二	(七陌自作)八五	(一〇陌自作)三七四	(一〇陌自作)三六〇
	五〇	三九	二八	五六	五五
	一〇〇	八〇	五四	九〇	九〇
	五一	二八	一八	八八、三	九九、二
	二二	八	六、九	〇	〇
	三七、六〇	四四、二〇	二九、四〇	一、七〇	二〇、七三
	〇、五一	〇、三五	〇、三〇	〇、九八	〇、七七
	〇、六三	〇、四五	〇、四二	〇、九八	〇、七七

	ヴイン州	ハアヴイン州	ショードク州
	ヴンロン低地田	ヴンロン高地田	浮稻田
	地主借佃	地主借佃	地主借佃
土地資本	四〇〇	四〇〇	八〇	四
設備資本	〇	〇	〇	五三〇
總地代	四	四	四、九〇	四〇
開墾費	五〇	三〇	三〇	三一、五
自家勞働給費	二二、二〇(租稅)	二六、〇二一	二六、〇二一(租稅)	二六、〇二一(租稅)
純地代	二〇	二〇	〇、七五(租稅)	一六、二〇

四　取引

1　粗の取引—一般に安南人農家は所謂小地主饒多にて、彼等は其の收穫を直ちに賣放さざるを得ない境地にある。然して之を賣放つには自家に於てなす時と小量宛附近の市場に搬出して買手を待つ場合とがあるが、何れの場合も之を買付けるのは多く支那人の仲買人（稀には資力ある安南人）にして之等は自己勘定に依る取引と精米所主勘定に依る取引に因て二種に分類される。前者は自己資本又はチエティ或は歐人の金融業者から融資を受ける。買付は自ら田圃の間を奔走するものと集散地に店舗を構えるものとがあるが、何れにしても收穫後現金勘定で買付をなす

のは例外で多くは所謂青田買が行はれてゐる。然かも農家は所謂「五反百姓」にして、勢ひ收穫までの費金の融通を仲買商から受け、之が返濟は籾を以てしてゐるが、その利率は極めて高率にて十割以上に相當するといふ。籾の取引量衡は農家相手の場合は「ジャ」と稱して四〇立入容量を單位とするが仲買人と精米所又は米商人との間にのつては六八瓩（一五〇封度）＝一擔建古ガンニー袋入を以て行ふ。而して籾の一般的相場は毎日午前中堤岸市に於て行はれる取引に依り決定されるが公表はされない。籾の買付に就ては精米業者又は米商人は一定の算式を用ひて白米の相場から籾の價を算出して其の相場の高低を判斷するといふ。

2 白米及碎米の取引―西貢米の相場建に就て一言するに嚴密なる意味に於ける建相場なるものなく、各精米所又は仲介商に於て各戸相場を定める。而して西貢商業會議所は右平均最高最低表を作製して、之を標準相場として發表するのである。普通輸出業者が精米業者から買付けて海外仕向地の輸入業者に賣渡するもので精米業者が自ら海外の輸入業者に賣渡すことは皆無と云つてよい。尤も輸出米の約半數は香港、新嘉坡向で支那人精米業者が直接自己の手に依り輸出するが、之は仕向地にある自己の支店又は委託店をして所謂成行賣をなさしめるものであるから西貢に於ける實際取引とは事情を異にする。西貢米の取引に於て注意すべきものに前貸制度がある。前貸制度と稱するのは輸出業者が買付契約をなす場合、その半金を精米業者に貸付する慣習で若し之を行はない場合はこの半金に對する利息年九%を支拂はなければならない。而して此の貸付は無擔保對人信用にして、輸出業者は買付と共に爲替契約を約定するして精米所に引渡すのである。

3 輸出商組合―西貢米の輸出商組合には現在二あり。其の一は佛人輸出商組合 Association des Exportateurs Français de Riz de Saigon にして現在組合員一一を有す。然るに本組合は排他的にして他の加入を拒絶するため、之に對抗して別に西貢輸出商組合 Syndicat des Exportateurs de Riz et Produits divers de Saigon が結成せられてゐる。我が「三井物產」は後者の一員である。

4 對外取引條件―建値は一擔當り比弗建で取引値段に對する對外諸國間に於ける條件は、大體次の通りである。（輸出米は西貢米を大部分とするを以て茲には西貢米に就て記述する）F. O. B. と稱するも輸出稅、前貸金利子手數料を含まず。C. I. F. 價格は運賃、海上保險料等に輸出稅（關稅、工作稅、統計稅）諸掛、手數料等を加算して算出せらる。

佛國及歐洲向 C. I. F.

モーリシアス・マダガスカル・レユニオン向　佛國の中繼たると直送たるを問はず C. I. F.

香港及支那各地向　C. I. F. 但し上海・汕頭・天津・寧波・牛莊送りは普通 F. O. B. Saigon であるが、稀れには C. I. F. にて引合ふことがある。

日本向　以前は C. I. F. であつたが近來殆ど F. O. B. Saigon である。

比律賓向 F. O. B. Saigon

蘭領印度向　歐洲人商人取扱の場合は先づ大概 F. O. B. Saigon とし、支那商人の時は C. I. F. とす。

運賃　西貢港より香港向及歐洲向米の砲當り海上運賃及び西貢米運賃指數は次の如くである。

年次（年平均）

	香港向（比弗） 米	香港向（比弗） 他貨物	歐洲向（法） 米	歐洲向（法） 他貨物	西貢米運賃指數（一九二三＝100） 比弗	西貢米運賃指數（一九二三＝100） 金法
一九二九	四・五	四・八	一五二	一六六	一〇四	九六
一九三〇	四・三	四・八	一一〇	一九三	九六	七八
一九三一	四・一	五・六	一二六	二四〇	一〇一	八二
一九三二	三・三	四・三	一〇八	一九五	七五	六一
一九三三	三・一	三・三	一〇三	一七〇	七一	五八

印度支那產米西貢市場月別平均相場表

單位＝百瓩に對する比弗建
出所＝印度支那統計年鑑及海關時報

種別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年平均
一等米（碎米二五%混入）													
一九三一	七・二九	六・九八	七・〇八	六・三六	五・九六	六・四四	八・一七	七・五八	六・四四	六・四四	六・九一	七・一四	六・七二
一九三二	六・一六	六・一七	六・二九	六・一四	六・〇八	五・八六	五・五三	五・三六	五・一〇	五・一〇	五・一〇	五・一〇	五・五五
一九三三	四・三三	四・二六	四・二二	四・〇六	四・〇六	四・四八	四・五三	四・〇五	四・二五	四・二三	四・二四	四・二二	四・二四
一九三四	三・一二	三・〇六	三・九四	三・二六	三・二四	三・二八	三・一六	三・九三	三・一二	三・一二	三・一二	三・一二	三・一二
一九三五	三・四二	三・七五	三・八二	三・九二	三・九八	四・一〇	四・一〇	四・一二	四・一二	四・一二	四・一二	四・一二	四・一〇
一九三六	三・六五	三・八二	三・三四	三・二七	三・二五	三・二五	三・二五	三・二五	三・二五	三・二五	三・二五	三・二五	三・二五
一九三七	七・七九	六・九二	六・三八	六・二七	六・三三	六・五三	七・二一	七・二二	八・九五	八・九五	八・九五	八・九五	八・九五
一九三八	九・〇八	九・六六	九・九九	九・九九	一〇・〇三	一一・二〇	一一・二一	一一・四七	一一・八九	一一・〇二	一一・一一	一一・一一	一一・〇二
二等米（碎米四〇%入）													
一九三一	六・九七	六・四一	五・六四	五・五六	五・六一	五・六六	五・六六	五・六六	五・六六	五・六六	五・六六	五・六六	五・六六
一九三二	五・七〇	四・〇九	三・九五	三・八八	三・七四	三・七七	四・二一	四・二一	四・二一	四・二一	四・二一	四・二一	四・二一
一九三三	四・一七	二・八五	二・七二	二・七二	二・七二	二・七二	二・七二	二・七二	二・七二	二・七二	二・七二	二・七二	二・七二
一九三四	二・八九	二・六一	二・六四	二・六四	二・六四	二・六四	二・六四	二・六四	二・六四	二・六四	二・六四	二・六四	二・六四
一九三五	三・三〇	三・二一	三・二一	三・二一	三・二一	三・二一	三・二一	三・二一	三・二一	三・二一	三・二一	三・二一	三・二一
一九三六	三・四七	三・二六	三・二六	三・二六	三・二六	三・二六	三・二六	三・二六	三・二六	三・二六	三・二六	三・二六	三・二六
一九三七	七・九九	六・七三	六・一九	六・一七	六・一一	六・一一	六・一一	六・一一	六・一一	六・一一	六・一一	六・一一	六・一一
一九三八	八・七六	九・三二	九・四七	九・四〇	一〇・九五	一〇・九五	一〇・八五	一〇・九四	一〇・六三	一〇・六三	一〇・六三	一〇・六三	一〇・六三
五等米（碎米五〇%入）													
一九三一	—	—	五・九〇	五・二六	五・四一	五・二二	五・二二	五・二二	五・二二	五・二二	五・二二	五・二二	五・二二
一九三二	五・二〇	五・一八	五・二八	五・二八	五・四八	五・四八	五・四八	五・四八	五・四八	五・四八	五・四八	五・四八	五・四八
一九三三	三・九三	三・八二	三・九三	三・九三	三・九三	三・九三	三・九三	三・九三	三・九三	三・九三	三・九三	三・九三	三・九三
一九三四	二・七八	二・七四	二・七四	二・七四	二・七四	二・七四	二・七四	二・七四	二・七四	二・七四	二・七四	二・七四	二・七四
一九三五	三・二〇	三・二一	三・二一	三・二一	三・二一	三・二一	三・二一	三・二一	三・二一	三・二一	三・二一	三・二一	三・二一
一九三六	三・二八	三・四九	三・四九	三・四九	三・四九	三・四九	三・四九	三・四九	三・四九	三・四九	三・四九	三・四九	三・四九
一九三七	七・四三	六・五七	六・〇三	六・〇三	六・〇三	六・〇三	六・〇三	六・〇三	六・〇三	六・〇三	六・〇三	六・〇三	六・〇三
一九三八	八・五四	九・一六	九・二一	九・二一	九・二一	九・二一	九・二一	九・二一	九・二一	九・二一	九・二一	九・二一	九・二一
一九三一	五・六六	五・五〇	五・五〇	五・五〇	五・五〇	五・五〇	五・五〇	五・五〇	五・五〇	五・五〇	五・五〇	五・五〇	五・五〇
一九三二	四・四九	四・四八	四・四八	四・四八	四・四八	四・四八	四・四八	四・四八	四・四八	四・四八	四・四八	四・四八	四・四八
一九三三	四・四三	四・四一	四・四一	四・四一	四・四一	四・四一	四・四一	四・四一	四・四一	四・四一	四・四一	四・四一	四・四一

粉類　支米

年	一等米	二等及三等米	四等米	五等米	六等米	七等米	八等米	一等米	二等及三等米	四等米	五等米	六等米	七等米	八等米	一等米	二等及三等米	四等米	五等米	六等米	七等米	八等米
一九二三	一・三四	一・三五	一・三八	一・四四	一・四六	一・四八	一・五二	一・五四	一・五六	一・六〇	一・六二	一・六四	一・六六	一・六八	一・七〇	一・七二	一・七四	一・七六	一・七八	一・八〇	一・八二
一九二四	一・一八	一・一四	一・一六	一・一一	一・一四	一・一六	一・一八	一・二〇	一・二二	一・二四	一・二六	一・二八	一・二〇	一・二二	一・二四	一・二六	一・二八	一・二〇	一・二二	一・二四	一・二六
一九二五	一・二四	一・二一	一・二一	一・二四	一・二四	一・二六	一・二八	一・二〇	一・二二	一・二四	一・二六	一・二八	一・二〇	一・二二	一・二四	一・二六	一・二八	一・二〇	一・二二	一・二四	一・二六
一九二六	一・〇四	一・〇八	一・一六	一・一一	一・一四	一・一四	一・一六	一・一八	一・二〇	一・二二	一・二四	一・二六	一・二八	一・二〇	一・二二	一・二四	一・二六	一・二八	一・二〇	一・二二	一・二四
一九二七	〇・九三	〇・九四	〇・九七	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一二	〇・一四	〇・一六	〇・一八	〇・二〇	〇・二二	〇・二四	〇・二六	〇・二八	〇・二〇	〇・二二	〇・二四	〇・二六	〇・二八	〇・二〇
一九二八	〇・八一	〇・八一	〇・八三	〇・八五	〇・八七	〇・八〇	〇・八二	〇・八四	〇・八六	〇・八八	〇・九〇	〇・九二	〇・九四	〇・九六	〇・九八	〇・一〇	〇・一二	〇・一四	〇・一六	〇・一八	〇・一〇
一九二九	〇・七四	〇・七六	〇・七八	〇・八〇	〇・八二	〇・八四	〇・八六	〇・八八	〇・九〇	〇・九二	〇・九四	〇・九六	〇・九八	〇・一〇	〇・一二	〇・一四	〇・一六	〇・一八	〇・一〇	〇・一二	〇・一四
一九三〇	〇・六八	〇・六九	〇・七二	〇・七四	〇・七六	〇・七八	〇・八〇	〇・八二	〇・八四	〇・八六	〇・八八	〇・九〇	〇・九二	〇・九四	〇・九六	〇・九八	〇・一〇	〇・一二	〇・一四	〇・一六	〇・一八
一九三一	〇・六一	〇・六二	〇・六四	〇・六六	〇・六八	〇・七〇	〇・七二	〇・七四	〇・七六	〇・七八	〇・八〇	〇・八二	〇・八四	〇・八六	〇・八八	〇・九〇	〇・九二	〇・九四	〇・九六	〇・九八	〇・一〇
一九三二	〇・五四	〇・五六	〇・五八	〇・六〇	〇・六二	〇・六四	〇・六六	〇・六八	〇・七〇	〇・七二	〇・七四	〇・七六	〇・七八	〇・八〇	〇・八二	〇・八四	〇・八六	〇・八八	〇・九〇	〇・九二	〇・九四
一九三三	〇・四八	〇・四九	〇・五二	〇・五四	〇・五六	〇・五八	〇・六〇	〇・六二	〇・六四	〇・六六	〇・六八	〇・七〇	〇・七二	〇・七四	〇・七六	〇・七八	〇・八〇	〇・八二	〇・八四	〇・八六	〇・八八

佛領印度支那……農業

粉類　支米

年	一等米	二等及三等米	四等米	五等米	六等米	七等米	八等米	一等米	二等及三等米	四等米	五等米	六等米	七等米	八等米	一等米	二等及三等米	四等米	五等米	六等米	七等米	八等米
一九二三	一・三四	一・三五	一・三八	一・四四	一・四六	一・四八	一・五二	一・五四	一・五六	一・六〇	一・六二	一・六四	一・六六	一・六八	一・七〇	一・七二	一・七四	一・七六	一・七八	一・八〇	一・八二
一九二四	一・一八	一・一四	一・一六	一・一一	一・一四	一・一六	一・一八	一・二〇	一・二二	一・二四	一・二六	一・二八	一・二〇	一・二二	一・二四	一・二六	一・二八	一・二〇	一・二二	一・二四	一・二六
一九二五	一・二四	一・二一	一・二一	一・二四	一・二四	一・二六	一・二八	一・二〇	一・二二	一・二四	一・二六	一・二八	一・二〇	一・二二	一・二四	一・二六	一・二八	一・二〇	一・二二	一・二四	一・二六
一九二六	一・〇四	一・〇八	一・一六	一・一一	一・一四	一・一四	一・一六	一・一八	一・二〇	一・二二	一・二四	一・二六	一・二八	一・二〇	一・二二	一・二四	一・二六	一・二八	一・二〇	一・二二	一・二四
一九二七	〇・九三	〇・九四	〇・九七	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一二	〇・一四	〇・一六	〇・一八	〇・二〇	〇・二二	〇・二四	〇・二六	〇・二八	〇・二〇	〇・二二	〇・二四	〇・二六	〇・二八	〇・二〇
一九二八	〇・八一	〇・八一	〇・八三	〇・八五	〇・八七	〇・八〇	〇・八二	〇・八四	〇・八六	〇・八八	〇・九〇	〇・九二	〇・九四	〇・九六	〇・九八	〇・一〇	〇・一二	〇・一四	〇・一六	〇・一八	〇・一〇
一九二九	〇・七四	〇・七六	〇・七八	〇・八〇	〇・八二	〇・八四	〇・八六	〇・八八	〇・九〇	〇・九二	〇・九四	〇・九六	〇・九八	〇・一〇	〇・一二	〇・一四	〇・一六	〇・一八	〇・一〇	〇・一二	〇・一四
一九三〇	〇・六八	〇・六九	〇・七二	〇・七四	〇・七六	〇・七八	〇・八〇	〇・八二	〇・八四	〇・八六	〇・八八	〇・九〇	〇・九二	〇・九四	〇・九六	〇・九八	〇・一〇	〇・一二	〇・一四	〇・一六	〇・一八
一九三一	〇・六一	〇・六二	〇・六四	〇・六六	〇・六八	〇・七〇	〇・七二	〇・七四	〇・七六	〇・七八	〇・八〇	〇・八二	〇・八四	〇・八六	〇・八八	〇・九〇	〇・九二	〇・九四	〇・九六	〇・九八	〇・一〇
一九三二	〇・五四	〇・五六	〇・五八	〇・六〇	〇・六二	〇・六四	〇・六六	〇・六八	〇・七〇	〇・七二	〇・七四	〇・七六	〇・七八	〇・八〇	〇・八二	〇・八四	〇・八六	〇・八八	〇・九〇	〇・九二	〇・九四
一九三三	〇・四八	〇・四九	〇・五二	〇・五四	〇・五六	〇・五八	〇・六〇	〇・六二	〇・六四	〇・六六	〇・六八	〇・七〇	〇・七二	〇・七四	〇・七六	〇・七八	〇・八〇	〇・八二	〇・八四	〇・八六	〇・八八

印度支那產米海防市場月別相場表

買值ハ右記ニ對スル比率建　出廻ハ四箇月

粉類　一等米

年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年平均
一九二一	一〇・三四	一〇・三五	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	九・一〇	八・一四	九・一八	九・一一	八・八五	八・八四	八・五四	九・三八
一九二二	九・〇〇	九・〇〇	八・四六	八・四四	八・四〇	八・四四	九・一八	九・八四	九・五四	九・〇一	九・一〇	一〇・四二	一〇・一一
一九二三	一〇・一二	一〇・一一	九・〇四	九・〇四	一〇・一二	九・一〇	九・〇八	九・一三	九・一一	九・一四	九・〇九	一〇・九九	九・三九
一九二四	一〇・一九	一〇・〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇・〇九	—
一九二五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九二六	一〇・二四	一〇・二六	一〇・一〇	一〇・一八	一〇・二二	一〇・一〇	一〇・一一	一〇・二四	一〇・二〇	九・〇四	九・九八	九・一一	一〇・二二
一九二七	一〇・一四	一〇・一六	九・一四	九・一四	一〇・一二	一〇・一〇	一〇・〇八	一〇・〇八	一〇・一一	一〇・一四	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一一
一九二八	一〇・一四	一〇・一四	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇
一九二九	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇
一九三〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇
一九三一	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇
一九三二	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇
一九三三	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇

粉類　二等及三等米

年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年平均
一九二一	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	九・一〇	八・〇〇	九・一八	八・八〇	八・八〇	八・八〇	九・〇〇	九・〇〇
一九二二	九・〇〇	九・〇〇	八・四六	八・四四	八・四〇	八・四四	九・一八	九・八四	九・五四	九・〇一	九・一〇	一〇・四二	一〇・一一
一九二三	一〇・一二	一〇・一一	九・〇四	九・〇四	一〇・一二	九・一〇	九・〇八	九・一三	九・一一	九・一四	九・〇九	一〇・九九	九・三九
一九二四	一〇・一九	一〇・〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇・〇九	—
一九二五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九二六	一〇・二四	一〇・二六	一〇・一〇	一〇・一八	一〇・二二	一〇・一〇	一〇・一一	一〇・二四	一〇・二〇	九・〇四	九・九八	九・一一	一〇・二二
一九二七	一〇・一四	一〇・一六	九・一四	九・一四	一〇・一二	一〇・一〇	一〇・〇八	一〇・〇八	一〇・一一	一〇・一四	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一一
一九二八	一〇・一四	一〇・一四	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇
一九二九	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇
一九三〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇
一九三一	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇
一九三二	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇
一九三三	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇

佛領印度支那……農業

印度支那產米種別及各仕向地別輸出高表

出典所位＝印度產業統計年報一千法

年次	仕向地	數量					價額
		籾	玄米	碎米	粉米	白米	計	
大正一年	佛領印度支那	一	一	一	一	一	一	一
二	佛領印度支那	一	一	一	一	一	一	一
三	佛領印度支那	一	一	一	一	一	一	一
四	佛領印度支那	一	一	一	一	一	一	一
五	佛領印度支那	一	一	一	一	一	一	一
六	佛領印度支那	一	一	一	一	一	一	一
七	佛領印度支那	一	一	一	一	一	一	一
八	佛領印度支那	一	一	一	一	一	一	一
九	佛領印度支那	一	一	一	一	一	一	一
十	佛領印度支那	一	一	一	一	一	一	一
十一	佛領印度支那	一	一	一	一	一	一	一
十二	佛領印度支那	一	一	一	一	一	一	一
大正一年	暹羅	一	一	一	一	一	一	一
二	暹羅	一	一	一	一	一	一	一
三	暹羅	一	一	一	一	一	一	一
四	暹羅	一	一	一	一	一	一	一
五	暹羅	一	一	一	一	一	一	一
六	暹羅	一	一	一	一	一	一	一
七	暹羅	一	一	一	一	一	一	一
八	暹羅	一	一	一	一	一	一	一
九	暹羅	一	一	一	一	一	一	一
十	暹羅	一	一	一	一	一	一	一
十一	暹羅	一	一	一	一	一	一	一
十二	暹羅	一	一	一	一	一	一	一
大正一年	英領植民地	一	一	一	一	一	一	一
二	英領植民地	一	一	一	一	一	一	一
三	英領植民地	一	一	一	一	一	一	一
四	英領植民地	一	一	一	一	一	一	一
五	英領植民地	一	一	一	一	一	一	一
六	英領植民地	一	一	一	一	一	一	一
七	英領植民地	一	一	一	一	一	一	一
八	英領植民地	一	一	一	一	一	一	一
九	英領植民地	一	一	一	一	一	一	一
十	英領植民地	一	一	一	一	一	一	一
十一	英領植民地	一	一	一	一	一	一	一
十二	英領植民地	一	一	一	一	一	一	一
大正一年	香港	一	一	一	一	一	一	一
二	香港	一	一	一	一	一	一	一
三	香港	一	一	一	一	一	一	一
四	香港	一	一	一	一	一	一	一
五	香港	一	一	一	一	一	一	一
六	香港	一	一	一	一	一	一	一
七	香港	一	一	一	一	一	一	一
八	香港	一	一	一	一	一	一	一
九	香港	一	一	一	一	一	一	一
十	香港	一	一	一	一	一	一	一
十一	香港	一	一	一	一	一	一	一
十二	香港	一	一	一	一	一	一	一
大正一年	支那	一	一	一	一	一	一	一
二	支那	一	一	一	一	一	一	一
三	支那	一	一	一	一	一	一	一
四	支那	一	一	一	一	一	一	一
五	支那	一	一	一	一	一	一	一
六	支那	一	一	一	一	一	一	一
七	支那	一	一	一	一	一	一	一
八	支那	一	一	一	一	一	一	一
九	支那	一	一	一	一	一	一	一
十	支那	一	一	一	一	一	一	一
十一	支那	一	一	一	一	一	一	一
十二	支那	一	一	一	一	一	一	一
大正一年	日本	一	一	一	一	一	一	一
二	日本	一	一	一	一	一	一	一
三	日本	一	一	一	一	一	一	一
四	日本	一	一	一	一	一	一	一
五	日本	一	一	一	一	一	一	一
六	日本	一	一	一	一	一	一	一
七	日本	一	一	一	一	一	一	一
八	日本	一	一	一	一	一	一	一
九	日本	一	一	一	一	一	一	一
十	日本	一	一	一	一	一	一	一
十一	日本	一	一	一	一	一	一	一
十二	日本	一	一	一	一	一	一	一
大正一年	新嘉坡	一	一	一	一	一	一	一
二	新嘉坡	一	一	一	一	一	一	一
三	新嘉坡	一	一	一	一	一	一	一
四	新嘉坡	一	一	一	一	一	一	一
五	新嘉坡	一	一	一	一	一	一	一
六	新嘉坡	一	一	一	一	一	一	一
七	新嘉坡	一	一	一	一	一	一	一
八	新嘉坡	一	一	一	一	一	一	一
九	新嘉坡	一	一	一	一	一	一	一
十	新嘉坡	一	一	一	一	一	一	一
十一	新嘉坡	一	一	一	一	一	一	一
十二	新嘉坡	一	一	一	一	一	一	一

英	白	英
一一一一一一一	一一一一一一一一	一一一一一一
九九九九九九九	九九九九九九九九	九九九九九九九九
三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三
六五四三二一	八七六五四三二一	八七六五四三二一

國	耳	領
一一一一一一一一	一一一一一一一一	一一一一一一一一
九九九九九九九九	九九九九九九九九	九九九九九九九九
三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三
八七六五四三二一	八七六五四三二一	八七六五四三二一

佛	能	度
一一一一一一一一	一一一一一一一一	一一一一一一一一
九九九九九九九九	九九九九九九九九	九九九九九九九九
三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三
八七六五四三二一	八七六五四三二一	八七六五四三二一

佛	能	度
一一一一一一一一	一一一一一一一一	一一一一一一一一
九九九九九九九九	九九九九九九九九	九九九九九九九九
三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三
八七六五四三二一	八七六五四三二一	八七六五四三二一

古	倫	耳	國	比	律	賓	度	佛
一一一一一一一一	一一一一一一一一	一一一一一一一一	一一一一一一一一	一一一一一一一一	一一一一一一一一	一一一一一一一一	一一一一一一一一	一一一一一一一一
九九九九九九九九	九九九九九九九九	九九九九九九九九	九九九九九九九九	九九九九九九九九	九九九九九九九九	九九九九九九九九	九九九九九九九九	九九九九九九九九
三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三
八七六五四三二一	八七六五四三二一	八七六五四三二一	八七六五四三二一	八七六五四三二一	八七六五四三二一	八七六五四三二一	八七六五四三二一	八七六五四三二一

泰	國	賓	度	佛
一一一一一一一一	一一一一一一一一	一一一一一一一一	一一一一一一一一	一一一一一一一一
九九九九九九九九	九九九九九九九九	九九九九九九九九	九九九九九九九九	九九九九九九九九
三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三
八七六五四三二一	八七六五四三二一	八七六五四三二一	八七六五四三二一	八七六五四三二一

| | | |

では赤色土に行はれるものが多い。赤色土は土層深く地味も頗る肥沃であり、其の範圍は海岸よりバリア、ピエンホア、ツードーモの各州を横斷して東埔寨に達し、長さ六〇乃至七〇哩幅二五哩に及び、護謨栽培には最適の土質とされてゐる。何故なれば灰色土壌に栽培せらるゝ護謨樹と比較するに樹液滲出量に於て遙かに勝り、又樹木の發育も二年或は三年速かであると云はれてゐる。尙此の赤土地帶は南部のコントム及ダルラク州にも及んでゐる。灰色土即ち古冲積土は東部諸州の低地と山地との中間に在り、新冲積土に比すれば土粒遙に粗大で往々多くの鐵分を含み軟き赤土質岩床の上にある。此の土壌地帶は一般に林であるが密林ではなく耕鋤し易い。故に開墾せられて煙草・甘蔗・其他の食用作物が栽培せられた事があり、又前述の如く Hévéa Brasiliensis の此の土壌に植込まれたるもの數千陌許りあるが、此の土壌は赤土に比し瘠薄であり、充分なる施肥が必要である。

交趾支那古冲積土壌分析表

出所ハ印度支那農業に關する調査報告書 攝氏百度にて乾かしたる原土千分中

成分						
				礫	無し	無し
				砂礫	無し	無し
物理的分析	大小砂	放牧地	ジャアイン州アンチユイ郡タンニン村	礫	無し	無し
		樹木無し	ツードーモ州ビンダン郡ビンチヤン村	砂	七七六・〇八	七三三・六四
				小	一八〇・六三	二一五・七七
				土	〇・二四	〇・四三
				灰	四・四二	四・五八
		疎林	ヒエンホア州タンチユイハ郡	粘土	〇・九六	〇・一八
		美林	ピエンホア州アンピン地方	炭酸石灰	〇・三六三	〇・一三〇
				有機物（腐植物を除く）	〇・一〇一	〇・四三九
				腐植物	〇・一三五	〇・一四〇
化學的分析	窒素				〇・一三四	〇・二四〇
	燐酸				〇・七五三	〇・五六五
	加里				六・三九〇	三・六五〇
	石灰				〇・六七八	〇・四四一
	苦土				〇・四四八	〇・四五〇
	滿俺				〇・四〇〇	〇・二五〇
	酸化鐵				記載なし	二・二九一
					記載なし	一九六・七七八

赤色土は火成岩起源のもので、赤鐵鑛又は褐鐵鑛の形にて存してゐる鐵分を多量に含んで居り、又燐酸及苦土にも富む。此燐酸の溶解性に就ては、西貢化學研究所の報告がある。即ち試料をピエンホア州シュアンロク（Xuanloc）地方に取り、枸櫞酸・アムモニア及醋酸を以て處理した處、前者には少しも溶解せず、後者も亦全燐酸の〇・八八％を溶解するに過ぎなかつたといふ。

交趾支那赤土分析表

出所ハ同前表 攝氏百度にて乾かしたる原土千分中

成分					
				礫	無し
				砂礫	無し
物理的分析	大小砂	バリア州センモク地方	ピエンホア州ソンロク	礫	無し
				砂	八・〇〇
				小礫	無し
				土	三七五・八八
				灰	四・五五
				粘土	〇・九六
				炭酸石灰	〇・三六三
				有機物（腐植物を除く）	〇・一六一
				腐植物	〇・四三九
				窒素	〇・一三〇
化學的分析	燐酸				〇・一六一
	加里				〇・四三九
	石灰				〇・一三五
	苦土				〇・一三四
	滿俺				〇・七五三
	酸化鐵				〇・五六五
					三・六五〇
					〇・四四一
					〇・四五〇
					〇・二五〇
					二・二九一
					一九六・七七八
			スザンナ	粘土	七七〇・八〇
				炭酸石灰	〇・八〇
				有機物（腐植物を除く）	三九・〇〇
				腐植物	〇・六〇
				窒素	二・三九〇
				燐酸	七・二五〇
				加里	〇・七六〇
				石灰	〇・四二〇
				苦土	〇・二五〇
				滿俺	二・一二〇
				酸化鐵	記載なし
					記載なし

出所ハ同前表 攝氏百度にて乾かしたる原土千分中

成分					
				礫	八〇・六四
				砂礫	〇・六〇
物理的分析	大小砂	バリア州センモク地方	ツードーモ州ホンカン表土	礫	四〇・六〇
				砂	一・〇〇
				小礫	一七七・四〇
				土	記載なし
				灰	記載なし
				粘土	七七六・〇〇
				炭酸石灰	〇・七九
				有機物（腐植物を除く）	三・三六
				腐植物	〇・三六
				窒素	一・七六四
化學的分析	燐酸				一・五八六
	加里				〇・三七三
	石灰				〇・三三六
	苦土				〇・一四一
	滿俺				記載なし
	酸化鐵				記載なし

粘土分
炭酸石灰
有機物（腐植物を除く）
腐植物
化學的分析
窒素
燐酸
加里
石灰
苦土
滿俺
酸化鐵

斯く赤土は粘土分を含むこと多く且つ層厚きを以て保水力が大である。石礫はバリア附近に多いが北方に至るに從て少く、ホンカンに於ては殆ど之を見ない。

降雨は土壌と密接な關係があるが、護謨栽培地方に於ては一一月より四月までが乾期で、五月初から一一月まで約七箇月間が雨期である。

三　栽培面積

栽培區域は交趾支那を主とし東埔寨、安南等主として南部印度支那である。

護謨統制委員會登錄護謨園栽培面積表（一九三七年一月一日現在

出所ハ印度支那財政經濟週報（I・P・I）

地方別	交趾支那	農園數	栽培總面積	芽接	非芽接	計
			頃	本	本	本
	バリア	三七	四、五三八・七二〇	五五一、四二七	七五五、三八二	一、三〇六、八〇九
	ピエンホア	一四六	二八、三七七・四八〇七	四、二七五、六八七	四、四五六、八二〇	八、七三二、五〇七
	シヨロン	七	二六三・六一〇〇	—	九四、七〇〇	九四、七〇〇
	ヂヤディン	三〇六	一一、六七七・三八三六	三、二五七、一五七	三、三八、七七四	三、五五九、三三五
	ハチエン	四〇	二五二・九二・二四	—	一〇二、八四六	一〇二、八四六
	タイニン	一〇一	八、三九四・三一・八〇	九六一、四七二	六、五七二、九八七	七、一六一、〇一二
	ツードーモ	二六五	四四、六三三・九七・二五	一、三四九、八一四	一、七七四、二七五	三、一二四、九八〇、七二
	計	九〇二	九八、一六八・四〇七二	二、一五	二、九六〇、八九四	五、一二四、九九九

| 老安東 | 埔寨 | 總計 | 原住民 | 原住民 | 原住民

の産出量は日を逐ふて減少しつゝあるものゝ樣である。最新開墾の護謨園は植付間隔を廣くし、一陌當り二百本内外としてゐる。又過去に於ては多くの護謨園は定期耕耨を行ひ雜草の蔓延を防止したが、現在一般の趨勢は全然鋤返しの耕耨法を停止し、被覆作物を以て之に代へんとし、既に多くの護謨園は此の方法を採用してゐる。

五　切付方法と産出率

從來の切付方法には毎日三分の一、二箇所切付方法より隔日六分の一、一箇所切付方法に至る各種の方法があつたが、最近の切付方法は一層護謨樹の保存的方法に向ふ趨勢を示し多數の護謨園は左半側隔日切付を採用してゐる。大農園に於ては切付費用の節約、監督の簡便、産出量の增加等の見地から左より右に全螺線形の切付を四日目毎に一回行ふ所謂 Sofin Tapping system を採用し相當の成績を擧げてゐると謂ふ。

赤色土に植付けられた護謨樹の發育は、初の二箇年に於ては馬來半島並にスマトラに比して稍緩慢であるが、第五年目若しくは第六年目に至れば毫も損色がないと言はれてゐる。灰色土に於ける護謨樹の切付は第七年目乃至九年目迄開始されないのが普通であるが、之を以て成熟的表徵と認むべきものではない。何故なれば當領土の栽培業者は切付を始むる前に樹幹が地上一米の所で二十吋に達するのを待つが故である。赤色土に於ては五年或は六年目より切付を始めるのが普通である。而して一年のうちで最良の切付時期は一月と一一月であるとされてゐるが、此の時期には殆ど降雨をみない。

樹液産出量に就ては外國のそれに優れるものとは斷言し得られないが、土質が統一してゐる爲め滲出量が他國に比し比較的一定不變であると云ふことは容易に首肯し得られる。而して赤色土農園に於ける成熟護謨樹の一英反當り産出量は現在に於ては普通六〇〇封度であるが、時には六〇〇封度以上に及ぶこともあるのであつて、大仕掛に試みられた實驗的切付の結果によれば馬來半島や其の他の諸國に比して優秀ではないまでも、先づ同程度であると見て差支へないであらう。但し灰色土に於ては遙かに少なく三―四〇〇封度と認められる。

六　經營費及生産費

護謨園の經營は既述の如く極めて近代企業的科學的集約的經營であるが、その經營費は各會社により一樣ではなく且灰色土にあると赤色土にあるとでは差異が存する故に其の詳細を知ることは出來ないが、大體に於て百陌當り平均經營費は次の如きものと認められる。

費目		比弗
購入費	一陌當り六〇比弗として	六、〇〇〇
開墾費	一陌當り二〇比弗として	二、〇〇〇
植樹費	一本當り四仙として三〇、〇〇〇本	一二、〇〇〇
雜費		一、八〇〇
小計		一〇、八〇〇
維持費	苦力頭質銀月給二五比弗二人分として	六〇〇
	定傭苦力賃月額一〇比弗四人分として	四八〇
	護謨樹一本に付肥料代五仙として	一、三〇〇
除草費		二五〇
雜費		一、〇〇〇
年額合計		三、八三〇
六年間維持費合計		二二、九八〇
總計		三三、八八〇

普通護謨樹の採液は七年目より開始されるが、七年目に於ける一本當り原價は前提事項から見て約一・五〇比弗となる。而して護謨園に於ける採液は七年目より三分一、八年目より三分二、九年目より全部採液が行はれ且十三年目に於て一本當り採液量は最高に達すると認められる如く漸增採液法が用ひられる故に、七年目以後の一本當り原價は年約一瓩生産として約〇・五〇比弗と認められる。

生産費に就ても前述と同樣の理由に依り詳細を知り難いが、一九三五年度に於ける主要大農園の本船渡F・O・B・封度(lb)當り平均生産費は

大體に於て次の如きものである。

費目	比弗
成熟護謨園維持費	〇・九〇
採液及製造費	三・五九
包裝及輸送費	一・〇八
諸掛	三・九二
計	九・四七

尙 Soliva に據れば護謨生産費算出公式は次の如くである。

C　生産費

W　苦力一日勞賃

M　採液人夫一人當り一日採液量(封度)

u　一英反當り一年間維持費

g　一英反當り一年間總費用

N　一英反當り一年間生産量(封度)

S　製品一當度當り工場費・荷造費・船積費

$$C = \frac{W}{M} + \frac{u+g}{N} + S$$

七　將來護謨栽培に利用し得べき土地・地價及地租

廣き面積は既に主要栽培業者或は投機者によつて占有せられたとはいへ、護謨栽培に利用し得べき土地は、交趾支那・東埔寨の何れにも尙多く殘つてゐる。而して現在の地價に就ては變動の甚しきときは陌當り一―五比弗の間を上下してゐたが普通には一比弗餘と見て差支へない樣である。購入代價は三回に支拂はれ、假所有權引渡の際半額、殘餘は二箇年に折半して支拂はるべきものとなつてゐる。又土地所有申請者は一陌に付一比弗を超へない前拂金を銀行又は政府に供託する義務を負ひ、土地の十分の一が開墾せられたときに返還せらるべきものとなつてゐる。

地租に關し目下實施中の一般法規は護謨栽培の爲に所有したる土地に對し初の七箇年間は課稅せず、第八年目に至り所有面積の十分の一を一陌に付地租二比弗七五仙宛を納入すべく、爾後第十箇年目に至る迄毎年六分の一宛增課せられる。一一箇年目以降は植付全面積の半分に對して賦課せられ、他の一半は第七年目より一陌に付四八仙宛の第三級稅を徵收せられる。

八　從業員及勞働者

大農園に於ける從業者即ちアシスタントの初任給は大體月俸二五〇比弗にして其他の諸手當を支給される。又勞働者には契約勞働者と自由勞働者とがあるが、本來的自由勞働者の外に三年間の契約期限後殘留して自由勞働者となるものも多いといふ。而して契約勞働者は曾ては爪哇苦力も多數移入されたこともあつたが、一般的に云つて多くは北安南及東京出身の安南人であるが、是等勞働者の移入は東京三角洲地方の人口過剩問題解決に寄與するところ大なりと認められてゐる。契約勞働者の賃銀は曾ては日給四〇仙内外であつたが世界不況以來三〇仙に切下げられ現在では二七仙(女子二三仙)程度である。之に反し自由勞働者は多く農園附近出身にして賃銀は日給二〇仙平均であると認められるが賃銀の外に全勞働者に對しては毎日飯米が支給されてゐるといふ。尙大農園に於ける勞働は割當作業にして毎日勞働時間は八―一〇時間と認められる。

主要護謨栽培企業會社表　出所＝印度支那財政經濟週報

會社名稱	資本金 千法
Société des Caoutchoucs de l'Indochine	—
Bienhoa Industrielle & Forestière	七五〇〇〇
Société Indochinoise de Plantations d'Hévéas	—
Plantations des Terres-Rouges	—
Compagnie du Cambodge	二〇〇〇〇
Société des Plantation d'Hévéas de Xuân-loc	—
Société des Caoutchoucs de Kompong-thom	—
Plantation d'Hévéas de Caukhai	—

Sté des Caoutchoucs de Phuoc-hoa　11'100
Sté Indochinoise de plantations de Minot　14'000
Sté Agricole ee Industrielle de Cam-tiem　50'000
Sté des Plantations de Kratié　112'000
Sté des Hévéas de Tayninh　—

護謨栽培協會—一九一〇年西貢市に印度支那護謨業者組合（Le Syndicat des planteurs de Caoutchouc de l'Indochine）が設置されて斯業の發達を大いに助成しつゝある。

九　市價

世界各市場に於ける護謨市價は次の如くであるが、一九三六年に入つて護謨價は漸く恢復に向ひつゝあることが知られる。

年平均護謨市價表

出所＝印度支那經濟時報

年次	巴里（一瓩—法）	倫敦（一噸—デニヤ）	紐育（一噸—米仙）	新嘉坡（一噸—海峽仙英）
一九二九	一一・八〇	一〇・一〇	一一・〇〇	三三・一〇
一九三〇	六・八五	五・八五	一一・〇〇	一九・一〇
一九三一	三・七九	三・三五	六・四一	九・八〇
一九三二	二・五二	二・八六	四・一五	六・九五
一九三三	三・〇六	三・三七	六・一五	一〇・一七
一九三四	四・九三	六・一一	一二・八三	一〇・七三
一九三五	四・六一	六・〇一	一一・三〇	一〇・一四
一九三六	六・七七	七・七五	一六・四一	一二・〇六
一九三七	一一・二八	七・四五	一九・一一	三一・一三
一九三八	一一・九二	七・一九	一四・六三	一四・〇七
一九三六年				
一月	五・三九	六・八三	一四・一三	一三・四〇
二月	五・七一	七・三一	一五・四九	一三・四四
三月	五・八五	七・四六	一五・八六	一六・〇四
四月	六・〇八	七・五五	一五・九五	一六・五二
五月	五・九六	七・三六	一五・四五	一五・六八
六月	五・九四	七・三九	一五・七八	二五・八二
七月	六・一四	七・七一	一六・三七	二六・九二
八月	六・〇〇	七・六一	一六・一八	二六・六一
九月	六・一四	七・七〇	一六・三五	二六・六四
十月	八・四五	七・九一	一六・五五	二七・五〇
十一月	九・三三	八・六〇	一七・八五	三〇・四二
十二月	一〇・一〇	九・六一	一九・八七	三三・七四

第四節　煙　草

印度支那の原住民は一般に、煙草に對する嗜好が極めて强く、男女共に幼少の時から之を用ふる習慣があり、特に味の强い麻醉的のものを賞美する。從てゴヴマプ種、ホクモン種等、當領原產の煙草は全て原住民の需要に供され、在留佛蘭西人は佛蘭西及アルゼリア產の葉卷、紙卷、刻煙草等を用ひてゐる。但し當領中にても、安南の山岳地方及び東京の奥地々方等は風土極めて溫和なるため、高級品種の栽培に好適せる地方に乏しくない。

印度支那に於ける煙草の栽培面積は、東京に於ては建安（キエンアン）、太平（ハイフオン）、海陽（ハイフオン）等紅河三角洲地方を中心に約六、〇〇〇陌、安南に於ては都龍（ヴアーラン）、會舗（ヴアーラン）地方及び順化（ヒエンホア）地方に約六、〇〇〇陌、交趾支那に於ては、嘉定（ヂアディン）、守澌（フードーセ）沒、邊和（ヒエンホア）、西寧（タイニン）各州及南部のパリア地方に優良耕作地約三、〇〇〇陌、東埔寨に於ても約五、〇〇〇陌があり次第に增加の傾向に向ひ、殊にコンポンチヤム及カンダル兩州の土壤はメコン河の泥濘から成る冲積土で極めて肥沃である。老撾に於ける栽培地はメコン河の上流地方、即ちビエンチヤン、クラチエ、サヴアナケト等の諸州である。而して收穫高は地方に依り著しく區々であるが、一般に南部地方が北部に比し良好であるとされてゐる。即ち陌當り年收穫量は、東京及安南に於ては、約六〇〇瓩なるに對し、東埔寨に於ては約九〇〇—一、〇〇〇瓩であり、交趾支那の良好なる栽培地に於ては一、八〇〇瓩に達するところがある。

印度支那に於ける煙草の製造及販賣は專賣ではなく Manufactures Indochinoises de Cigarettes, Compagnie Coloniale des Tabacs, Société franco-annamite des Tabacs 等の民間會社の經營に委されてゐる。

煙草消費高表

輸入煙草

年次	葉卷	卷煙草	刻	支那煙草
一九三七	九	一'二〇〇	八六	五〇
一九三八	一〇	一'二〇五	七五	四一

單位＝千比那　出所＝同前表

煙草流通稅額表

年次	安南	東埔寨	交趾支那	老撾	東京及北安南	計
一九三七	一三七	四九七	三七三〇	三	七三九	五、一〇六
一九三八	二三二	五七二	四、六三七	四	八〇八	六、二五三

第五節　棉　花

印度支那は棉花の栽培條件頗る良好で、殊に東埔寨に於ける湄公河畔のシヤムカルと普通呼ばれてゐる河岸は最好適地をなしてゐる。即ち同地方は東埔寨棉として相當著名なる棉の生產地であるが、河水の氾濫等に因り產額は一定してゐない。パスツール研究所等に於ても種々本作物に就ての栽培試驗を行つたが、大體の條件は良好の樣である。

交趾支那に於ては曾て棉花の栽培が榮えたやうであるが現在は衰へ、パリアに五〇〇陌、ベンチエに六〇〇陌を有するのみである。安南に於ける栽培面積七、〇〇〇陌の內六、〇〇〇陌はタンホアで陌當り收量は約一二〇瓩である。東京に於ては約一、五〇〇陌、南定、ニンビン、タイビン等に於て栽培されるものは全て南定工場に於て處理されるが、山地のものは土人の自家消費にあてられる。東京の棉花は有望視されてゐないが、老撾に於ても土人の自家消費のために若干栽培されてゐるが一部は支那人に依り泰に輸出される。

棉花の外に纖維植物としてカポツク、麻、ラミー等がある。カポツクは Bombacée 科 Malvacée 屬の一植物の種囊中の毳を稱するのであつて、交趾支那に於ては特に年々增加の傾向にあり一九二九年には栽培面積一、二〇〇陌であり、北部安南に於ても漸次栽培せられんとする傾向にある。

領內製造煙草

	卷煙草	刻	支那煙草	土人煙草
	一'二七二	四〇	—	四、九九四
	一'九八七	三三八	—	六〇三七

單位＝瓩　出所＝印度支那統計年鑑

輸出

	卷煙草	刻	煙草葉
	九九	一六二	一二二
			四九

棉花栽培面積及生產高表

出所＝萬國農事協會年報

年次	安南	東埔寨	交趾支那	老撾	東京	計
栽培面積	單位＝畝					
一九三〇—三一	九、一六〇	六、八四三	六〇〇	一、五〇〇	一、四六五	一九、五六八
一九三一—三二	八〇〇〇	五、九三二	—	一〇〇〇	九、七七七	一五、九二九
一九三二—三三	八〇〇〇	五、〇五七	一〇〇	三、二〇〇	三、三一〇	一七、六六七
一九三三—三四	七、六〇〇	五、〇〇〇	一〇〇	一、四〇〇	一、三三五	一五、四三五
一九三六—三七	五、〇〇〇	五、〇〇〇	一一〇	—	七二三	一五、〇〇〇
一九三七—三八	五、〇〇〇	三、〇〇〇	九五	—	六八〇	—
生產高				單位＝キンタル		
一九三〇—三一	一一'〇〇〇	?	五〇四	一、五三八	一三、九九一	九五〇
一九三一—三二	五、〇〇〇	五、三四〇	—	三〇〇	一〇〇	一一'〇四〇

一九三二—三三	七〇〇〇	五〇〇〇	七〇	一、六二五	八〇〇	一四、四九五
一九三三—三四	六、五〇〇	五〇〇〇	七〇	七五〇	二八〇	一二、五七〇
一九三六—三七	七〇〇〇	三〇〇〇	〇・二〇〇	—	〇・七〇〇	—
一九三七—三八	六〇〇〇	二〇〇〇	〇・二〇〇	—	〇・七〇〇	—

栽培方法　棉花の耕作は交趾支那、東埔寨等に於てはメコン河流域一帯の氾濫を利用し退水と同時に播種する。然し一般に雨期は一定せざる故に地方により不同である。即ち平坦地方の洪水は一〇—一一月なるに反し高原地方にては多く六月に至つて播種する。洪水氾濫地方に於ける收穫は三月より着手せられるが、一二月一月に着手される地方もある。元來東埔寨棉は米國種にして久しく印度支那に栽培され今日では完全に風土化してゐる。安南地方に於ては四月—五月頃播種し收穫は一一月であるが、通常米との輪作である。栽培方法は最も粗笨にて前年の作物の莖幹を燒き拂つて播種するのであつて耕鋤をしない。品質としては東埔寨棉が最も優秀なるに反し安南棉は纖維粗剛短毛にて紡績に適しない。

第六節　其他の農作物

一　甘蔗

南亞細亞を原産とする甘蔗は老搗を除く聯邦各國に廣く行はれる。即ち東京に於ては面積四、八〇〇陌、土人は菓子代りに食用として嚙る。ハドン、ソンタイ等には土人の黑砂糖製造小工場がある。安南に於ける甘蔗の品種は莖の稍々黃色なるもので土人は之を莖蔗（Mia lau）と稱してゐる。産地はカンゲイ、廣南、ビンヂン、ゲアン、フエン等、年平均産額は一〇、〇〇〇瓲、大部分は地方消費にあてられる。交趾支那には約六六〇の土人小工場あり、分蜜せざる黑砂糖を製してゐる。栽培地は西貢河とドンナイ河との沿岸地方に集中してゐる。尙東埔寨の氣候は甘蔗栽培に好適なりとして將來を期待されてをり、現にコンポンチャンには甘蔗栽培を目的とするコンセション一、〇〇〇陌がある。

砂糖椰子—一名扇椰子とも稱され高さ二〇米に達する（學名 *Borassus flabelliformis*）。東埔寨に於ては到る處にあり、特に西部のカンポ、コンポンスプ、コンポンチュナン、プノムペン、タケオ等に多く、葉は敷産、笊、スパルト等に用ひ、球狀の果實は食用に供され、花汁は砂糖工場に供給される。

二　珈琲

珈琲は十九世紀中葉、カトリック僧侶が比律賓から印度支那に齎らし一八八五年以來土人に依てドンホイ、カンビン（安南）に栽培され次いで東京に於ても栽培されるに至つた。是等はアラビカの一種で味はモカよりもデリカである。一八八八年に定住せる佛人は政府の補助のもとに爪哇及レユニオン等より輸入せるものを栽培したが、是等は特に東京三角洲の南部地方古冲積層の土壤上に發達した。即ち主なる栽培地域は、（イ）ニンビン州、（特にニンビン及フカンに相當の面積を有す）（ロ）ハナン及フリ兩州地方、ダイ河右岸特にシネ附近、（ハ）黑河と紅河に依て限られる三角地帶のソンタイ地方、ホアビン、ソンタイ、ハドン等、（ニ）紅河、黑河、淸河等の合流する東京中部地方のフト州等である。尙、三角洲北部に於ける主なる中心栽培地としてはカウ河沿岸、河內南部のタイゲン地方及トン河とルクナム河の中間たるフラントン地方がある。珈琲栽培には相當の肥料が必要であるが、其他の點に於て、此の地方の氣候は溫度の點に就ては十分であるが雨量の不規則なることが缺點と看做されてゐる。尙旱魃も不作の重大原因となつてゐるが勞力は豐富にして低廉である。最も弘く栽培されてゐるのはアラビカ種であるが、シャリ種及びアラビカ、シャリ混合種も栽培されてゐる。收穫量は普通陌當り（八〇〇本）四〇〇乃至五〇〇瓲であるが、土地、手入、種類、季節等に依て五〇乃至八〇〇瓲の間を上下する。大體に於て珈琲栽培は順調に發達し一九一八年には二百萬本、一九二五年には二倍になり一九三〇年の栽培面積は三、五〇〇陌に達した。生産の大部分は輸出向で東京アラビカはルアーブル市場にて相當の値を稱えてゐる。輸出珈琲の大部分は東京産である。交趾支那に於ける栽培面積は六六〇陌を超えず、珈琲の大部分は護謨園に於て間作として栽培されてゐるにすぎない。收穫量も少なく年平均二八〇瓲であるが、スザンナ會社のみは病蟲害豫防に依り相當の成績を擧げてゐる。安南に於ける栽培面積は五、九〇〇陌、年生産三六〇瓲內外である。

市價　ルアーブル市場に於ける東京産珈琲の一〇〇瓲當り年平均市價は左記の如くである

東京産珈琲市價表

（單位＝法　出所＝印度支那經濟時報）

年次	東京（珈琲）最低	東京（珈琲）最高	ブラジル（珈琲）
一九二九	一、三五〇	一、四五〇	八七〇
一九三〇	九五〇	一、一七〇	五三二
一九三一	九二〇	一、〇五〇	四二〇
一九三二	七三〇	八七〇	四七二
一九三三	七〇〇	八三〇	二八七
一九三四	六七〇	七四〇	三一七
一九三五	四七〇	六五〇	二三三
一九三六	四五〇	六五〇	二七一

三　茶

東京に於てはフホ農事試驗場の實驗に依ても明かなる如く錫蘭茶及爪哇茶よりも良質にも價格も支那茶、緬甸茶に匹敵する。東京原産のものは性强く如何なる土質に於ても成長し病害の點にても寄生蟲の點にても災害をうけることが少ない。東京に於ける栽培面積は四、〇〇〇陌、大部分の生産は土人栽培で外國町場に於ける評價は中位である。但し近年歐人農園も次第に發達し、フトの東、紅河の沿岸のシャフアンジョン農園は茶樹四〇、〇〇〇本を有する。一九二八年以降には特に有力なる茶栽培會社が出來コンセジョン三三〇陌を所有してゐる。一九三三年に於ける東京紅茶の佛國及佛領植民地向輸出は一八〇瓲に達したが、製造法の改良等に依り支那茶及び緬甸茶に劣らざる生産を得るに至るであらう

綠茶に就ても當局は少なくとも佛國勢力下の市場特に北亞弗利加に於て支那茶に取て代るべく生産販賣の組織化に努力してゐる。近代的製造工場（ハギヤン、フト、バクギヤン、ハドン、ニンビン、フリ等）はフホ試驗場の結果を綠茶の製造技術に應用してゐる。交趾支那に於てはアンロツク農園が茶樹六、〇〇〇を有するが收穫は極めて良好である。安南に於ては栽培面積三五〇〇陌である。

四　其他

1 玉蜀黍—玉蜀黍は人口稠密なる地方に於ては特に米の補充として栽培せられてゐる。主なる産地は東京及北安南である。印度支那に最も廣布せる種類は粒が黃色又は白色で硬質なるもの、粒が褐色にして軟く粘性なるもの、粒が茶色を帶びたる紅色又は紫色なるものゝ三種である。産額は東京に於て最も多く、收穫は五六月頃行はれる。栽培面積は一九二九年—六〇、〇〇〇陌、一九三三年—六二、〇〇〇陌、一九三四年—一〇〇、〇〇〇陌である。安南に於ける栽培はタンホア及ゲアンに於て行はれ栽培面積は四六、六〇〇陌、年平均産額五二、二〇〇瓲である。交趾支那に於ても領內到る處に行はれ地方消費にあてられるが特に不作地方に於て米の補充にあてられてゐる。栽培面積は年々增加し一九二九年に於ては一三、一五〇陌であつた。東埔寨に於ては玉蜀黍の栽培は年々重要性を加え、生産額は米及胡椒に次ぐものである。尙栽培は頗る有利にて大部分交趾支那に輸出される。栽培面積はカンダル二〇、〇〇〇陌、プレイヴエン地方二、〇〇〇陌、タケオ一、五〇〇陌、コンポンヂャン五、八〇〇陌、コンポントン、六二〇陌である。

玉蜀黍年平均市價—西貢市價（赤玉蜀黍）及マルセイユ市場の市價を示す。

玉蜀黍年平均市價表

（單位＝百瓲當り　出所＝同前表）

年次	西貢市場 比弗	マルセイユ市場 弗
一九二九	六・八七	—
一九三〇	五・五六	七〇・一
一九三一	四・一三	四四・三
一九三二	四・二二	四一・五
一九三三	五・五一	三四・八
一九三四	四・二八	三五・九
一九三五	三・三七	三〇・八
一九三六	六・三五	四〇・八
一九三七	一・一六	—
一九三八	一・三〇	—

2古々椰子—古々椰子は最も重要なる油性植物である。東京にてはハドン附近の農家に於て行はれる。安南にてはビンヂン、フエン等には土人栽培園あり、又カムラン灣沿海地方に栽培園がある。ビンヂンに於ては面積約一〇〇、〇〇〇陌、一、五〇〇、〇〇〇本、甘蔗、マニホット、落花生等に混植さる。果實の皮は綱、サンダル等に用ひるが核實は油脂製造に用ふ。交趾支那に於てはベンチエ、ミト、ヴインロン、カント等の沿岸丘陵地方の所謂城(ジョン)に多く栽培され(一二、〇〇〇陌)コプラ製造に用ひらる。

コプラ市價表

單位＝百瓩當り
出所＝同前表

年次	西貢市場 比弗	マルセイユ市場 弗
一九二九	一七・〇三	二六六・四
一九三〇	一六・二八	二三五・七
一九三一	一〇・八五	一四七・四
一九三二	九・〇五	一二四・〇
一九三三	六・五六	八四・五
一九三四	五・六七	五八・五
一九三五	七・五五	八九・六

一九三六	一〇・九二	—
一九三七	八・八〇	—
一九三八	七・七〇	—

3胡椒—胡椒の栽培は東埔寨及交趾支那のみに限られるが、此の兩國の輸出だけで世界生産額の十在一以上を占めてゐる。特に生産の大なるは東埔寨であるが、栽培地方は泰國灣沿海州即ちタケオ、カンポに限らる。此他の地方は氣候の點に於ては濕氣が强く且雨量が一定してゐる栽培に好適であるが、市價及勞力の點で惠まれてゐない。栽培面積は一九二九—三〇年に於てカンポに九九八陌、タケオに四七三陌、計一、四七一陌である。栽培は殆ど全て支那人の手中にありエレフアント山を背後に控えるカンポ地方に於て相當の成績を擧げてゐるが、肥料、病害驅除等に於て費用がかゝる。交趾支那に於ては特に泰灣中のフコク島及ハチエン地方に於て支那人に依り行はれて居り其の面積は一四〇陌である。

黑胡椒平均市價表

單位＝百瓩當り
出所＝同前表

年次	西貢市場 比弗	ルアーブル市場 弗
一九二九	一三七・〇	一、九〇〇
一九三〇	九七・一	一、二三〇
一九三一	六一・七	七五〇
一九三二	五一・三	六四〇
一九三三	三〇・五	四一〇
一九三四	三九・六	三七〇
一九三五	二九・五	三八〇
一九三六	二五・五	三三〇

4肉桂—肉桂は安南が主産地であるが支那商人は特に之を尊重し歐洲市場に於けるよりも高價(カンナム)に之を買付ける。肉桂の栽培はタンホア地方に於ては數世紀以來、廣南(カンチ)、廣治、コントム等の山地々方に於ては二世紀以來行はれるに至つたものである。肉桂は農産物であると同時に森林の副産物でもあるが、安南肉桂の種類は Cinnamum obtusifolium Nees にて支那藥局方(藥局)に用ひられる。此の樟科植物は東京奥地にも存するがその産量は極めて少ない。安南人は自家の周圍にアレク椰子、茶、バン、バナナ等と混植してゐるが是等の安南人栽培の肉桂よりもモイ族栽培の肉桂の方が珍重せられる。尙肉桂の栽培には四季を通じて雨量が必要である。

5白豆蔻—東埔寨のプルサト、老撾のボロベン高原等に於て産出し、大部分支那に仕向けられる。

6大茴香—バヂアーヌは東京のランソン地方に多く栽培されるが、核實は Anisetolie と稱して佛國に仕向けられる。尙ランナン、カオバン、モンカイ等の地方に於ては之から採油し、藥用として支那に輸出する。

7罌粟—東京高地々方の苗族はタビン、シンチヤイ等の高原、ソンラ平原を圍む山地、トランニン高原等に於て罌粟を栽培してゐるが、玉蜀黍に次ぐ傳統的作物として豚の賣買と同樣極めて有利なるものとされてゐる。

8漆—印度支那の漆は Anacardiacée 科の植物の滲出液で東埔寨及交趾支那に於ては森林地帶に野生する Melanorrhoea laccifera から採液する。東京に於ては同科の Rhus Succedanea が清河と紅河の間、フト省を中心に約一、〇〇〇陌ありルミ、フナン、フト等が中心地をなしてゐる。栽培漆は三年生以後のものをV字型に切付けて採液するのであるが、東京人の漆栽培者から支那商人或は邦人商人が盛んに買付を行つてゐる。價格は大口取引の場合に於て一〇〇瓩當り三〇比弗、他に國内買付より積出迄の費用一切は噸當り約一二〇比弗を要するといふ。

第七節　養　蠶　業

印度支那に於ける最も興味ある産業の一に養蠶業がある。即ち安南人は古來から桑樹の栽培及養蠶に習熟し、特に東京及安南地方に於て盛んに行はれてゐるが、元は恐らく支那人から傳はつたものと信ぜられる。

現在に於ては安南人を始め印度支那住民の最も普遍的副業的産業として主要なる地方的財源となつてゐる。印度支那が佛領となる以前に於ても、安南王朝は十數世紀以來養蠶の保護をはかつたが、佛領當時に於ては必ずしも盛んであつたとは稱しがたいやうである。佛領後、政府は斯業を十分有利なるものと認め之を荒廢に歸せしめないために種々の手段を講じ、特に公設の蠶卵檢査所を設けて優良なる蠶卵を各養蠶者に供給する等奬勵に勉めた結果、次第に回復して今日の盛況を見るに至つた。但し、一九二九年以降の絹の世界的不況は、印度支那に於ける斯業にも相當甚大なる打擊であつた。

桑樹の栽培は、冲積土質の低地々方或は河川流域地方に於て普く行はれて居り、成長も極めて良好である。桑葉の摘採は普通年に六回乃至七回行はれて居るが、土壤が良質であれば、少なくとも十年間は收穫の遞增を見ることが出來る。桑樹の栽培面積は、東京に於て三、八〇〇陌(一九三〇年)、安南に於て三、五〇〇乃至四、〇〇〇陌、交趾支那に於ては比較的狹少にて、七五〇陌(一九二九年)であるが、之に反して東埔寨に於ては稍廣大にて約二、三〇〇陌(一九三〇年)である。老撾に於ける栽培面積は不明であるが、老撾の土壤そのものは桑樹の栽培に好適なる如く、特に河川流域地方に盛んに栽培されてゐる。

一般に繭は黃繭にして且小型である。即ち良好なるものは八〇〇繭にて一瓩に達するものもあるが、普通は一、〇〇〇乃至一、二〇〇繭にて一瓩を算するのみである。安南に於ける生繭の年産額は百萬瓩に達するが、主なる産地はビンデイン、カンナム、タンホア、ゲアン等である。交趾支那に於ける産額は極めて少なく、從て産地もベンチエ地方に限られてゐるが、此地の砂質の洲(Giongs)は桑樹の栽培に最も好適してゐると稱される。東埔寨に關しては詳細は知り難いが、大體に於て年産額三〇萬瓩である。老撾に於ては、老撾人がその袴或は彩色又は模樣を施せる肩掛等のために絹布を相當需要するが、現狀に於ては、老撾に於ける養蠶の技術は極めて幼稚であり、産額も各戸に二〇粁程度である。從

て絹絲の取引も全く地方的取引に止まつてゐる狀態にある。

養蠶業保護施設―農務當局は前述の如く原住民の傳統的產業たる養蠶業の原住民經濟に於ける重要性を認めて、左記の如く安南を始め他の聯邦各國各地に蠶卵檢査所、配給所、或は模範的養蠶所等を設けて其の保護助長に努めてゐるが、特に一九二九年には蠶卵一六百萬を無償にて配給し不況に依て蒙れる打擊の緩和に努めた。

安南に於てはヴイン、順化、ビンデインの三箇所に蠶卵檢査所を設け是等の各地方に確實に配給を行ふ。尙別にドンホイ、タンバン、ゲーホアン、タイロック、ボンソン、ビンデイン等には公設の模範的養蠶所を經營し且斯業の指導をなしてゐる。東京に於ては三角洲地方に於けるフラントン、ヴイエッチ、タイビン等及高地々方のシャバに同樣の檢査所及養蠶所を有してゐる。東埔寨に於てはプチタケオに檢査所及配給所があり、年々增大する地方原住民の需要に應じてゐる。

公設蠶卵檢査所配給蠶卵數表

單位＝千個　出所＝印度支那統計年鑑

年次	東京	安南	東埔寨	交趾支那
一九三一	五、三五〇	六〇四八	一、〇〇六	一、九七〇
一九三二	四、七四六	五、九七二	一、二四〇	一、八二九
一九三三	三、一三四	五、三八三	一、〇〇〇	一、八七八
一九三四	四、三六五	五、二二一	一、六七五	一、七五六
一九三五	五、一二五	二、七四七	一、〇八一	一、五三二

第八節　畜　產　業

一　各家畜の飼養狀態

佛印の畜產は地方の文化程度に則應した發達の經路を辿り約四七五萬頭の大家畜と約五〇八萬頭の小家畜を擁し國內に於ける需要を滿す外餘剩を年々海外に輸出してゐる。

而して尙廣大なる畜產地域と豐富なる飼料資源が殘されて居り畜產の前途は洋々たるものがある。

現今東亞新秩序建設に參加せる佛印が肉、卵、皮革等の食糧或は化學工業原料の補給者として我が國に對する意義は決して少くない。

佛印產業の根幹は農業であり米作である。

從つて「家畜なければ農業なし」と云ふ諺の如く勞働力、肥料、食糧等の補給者として家畜の農家經濟に及ぼす影響は甚だ大である。

佛印の農業開發並に維持には畜力に負ふ所が極めて大きく、現時約四五五萬頭の牛、水牛によつて勞力の補給を受けてゐる。我が國に於ては時として家畜を缺く小規模の農業經營が行はれてゐるが、熱帶氣候下にある佛印に於ては人力のみによつて農耕を行ふことは困難である。殊に畜力に依存することの大なる米作に於ては農耕或は農作物の運搬等に畜力の要求は極めて大なるものがある。

牛は農耕の外農作物の運搬に多く用ひられ、水牛は農耕殊に水田耕作に使役されてゐる。これ等の役畜は豚、山羊、綿羊、家禽等と共に地方維持に最も必要なる厩肥を主產する外、用畜と共に食糧或は化學工業に對する原料を補給する。

從つてこれ等家畜の消長は農家經濟は勿論一般經濟界にも直接或は間接に波及する所は少くない。

全住民の約九〇％は農業從業者である。從つて彼等の家畜に對する關心は大きく牛、水牛等の役畜の外、豚、山羊、家禽等の各種の家畜が飼養されてゐる。即ち經營規模の大小によつて異なるが農家には一、二頭の牛或は水牛の外二―三頭の豚、數羽の家禽が飼養されてゐるのが普通である。次に畜產物の消費狀態に就て觀るにフランス人は各種の乳肉卵を多量に消費する事は贅言を要しない。一方安南人の日常食物は米を主食物とし野菜獸肉、魚肉等が副食物であるが肉類としては豚肉が愛好せられてゐる。豚肉の外鷄肉、牛肉、乳卵類も亦利用されてゐる、東埔寨人及びその他の原住民は一樣に米を主食として野菜肉類河魚等が副食物とされ、日常あまり獸肉類の消費が多くないが祭日には牛、豚、鷄等各種の家畜が多數屠殺に附される。かくの如く各家畜は勞力、肥料、食糧等の補給者として又現金收入の乏しい農家の貴重なる流通資本として各種住民にとつて日常缺くべからざる存在である。

1　象

象は殆んど山岳地方に飼養されその强大なる力量によつて主として木材搬出に利用されてゐる。一九三七年の統計によれば全佛印に於て約二、〇〇〇頭を數へ、この中老撾に約八〇〇頭、東埔寨に約七〇〇頭、安南に五〇〇頭である。

この象は僅か乍ら逐年增加を示し一九三三年より約四〇〇頭の增加を示してゐる。

2　黃　牛

(一) **飼養頭數**―一九三七年に於ける推定飼養頭數は約二三〇萬頭にして、象を除く大家畜飼養總數約四六五萬頭に對し約五〇％を占め、一平方粁當り三頭餘、千人當り約九九頭の飼養密度を示してゐる。次に一九三一年より一九三八年に至る過去の動向を觀るにその間多少の增減を認むるも增加の一途を辿り一九三一年より八年間に約五三萬頭の增加を示してゐる。飼養の最も盛んなる地方は東埔寨にして佛印總飼養頭數の五二％餘を占め、一平方粁當り六頭餘、千人當り約三九三頭に及ぶ飼養密度を有する。

次に安南であるが、その他の地方は牛よりも水牛の飼養が盛んである。

地域別牛の飼養頭數及び單位面積單位人口當り飼養數頭（一九三七年推定數）

地域別	頭數	一平方粁當り	千人當り
東京	二〇〇、〇〇〇頭	一・七頭	二二頭
安南	五〇〇、〇〇〇頭	三・三頭	八八頭
老撾	二五〇、〇〇〇頭	一・〇頭	二四七頭
東埔寨	一、二〇〇、〇〇〇頭	六・六頭	三九三頭
交趾支那	一五〇、〇〇〇頭	三・三頭	三二頭
計	二、三〇〇、〇〇〇頭	三・一頭	九九頭

(二) **外貌**―佛印の牛は所謂黃牛にして被毛は多少の淺淡を認むるも一般に黃褐色の短毛に覆はれ、鼻端部、眼圍部、下肋腹部、下肢は灰白色に移行してゐる。頭部は中等大にして額部は一般に凹み、角は短細にして光澤を缺き、外向或は前方に向つてゐる。

肩峰部は隆起し、胸は廣く、腹部は一般に充實し、四肢は細く、蹄質は堅牢である。

體重は約二五〇瓩の小なるものより大なるものは約四〇〇瓩に達し性質は一般に極めて溫順である。安南、東京地方の牛は東埔寨地方に比して一般に體軀が小であるがこれは該地方に於ける利用飼料の不充分なることによるものと思はる。

(三) **飼養管理**―飼料として濃厚飼料の給與は殆んどなく、專ら雜草或は玉蜀黍葉莖、甘蔗葉等の農場副產物が利用されてゐる。

野草は種々雜多であるが普通採食されてゐる雜草名の主なるものを擧ぐれば次の如し。

オキナハミチシバ (Rhaphis acicularus Honda)
ヲヒシバ (Elensine indica Gaertn)
スズメノナガビヱ (Paspalum conjugatum Berg)
ケイヌビヱ (Paspalum Scrobiculatum L nn. Presl)
スズメノコビヱ (Panicum crusgalli Linn. Var echinata Makino)
タツノツメガヤ (Dactyloctenium aegypticum Picht)
チガヤ (Imperata Cylindrica Beauv)
ネズミノヲ (Sporabolus indicus Anet.)

メヒシバ (Syntherisma Sanguinalis Dulac.)

農事多繁期にあつてはこれ等の雜草を河畔或は畑畔等の野草繁茂地より刈取給與するが、多くは子供等のいはゆる看牛人の監督の下に休閑耕地或は未開墾地に放飼される。

しかしこれ等の牛は飼料の利用性が極めて强く、從つて雜草繁茂期にあつては充分に榮養を保持してゐる。畜舍は人家の近くに別個に建てられてあるか或は人家の一部が使用されてゐる。

畜舍は何れも土壁、茅屋根、土床にして採光、通風、排尿共に不良である。

夜間及び風雨時以外は樹蔭下等の清涼なる地に繫留休息せしめてゐる。

去勢は通常二歳にして畜產當局の技術員或は地方の去勢業者によつて行はれてゐる。

ハノイ、サイゴン等の如き都會地にある役畜による專業運送業者はこの役牛に對し蹄鐵を裝してゐる。

(四) **利用**—黃牛は農耕殊に水田耕作に利用される事は少く通常農家或は專業運送業者によつて農作物或は貨物の運搬に從事してゐる。

牛車は各地方を通じて二輪車が用ひられ木製牛擔具を肩峰部に掛け挽引せしめてゐるが、その積載量は地方により異なるが略六〇〇瓩内外である。

交趾支那のトランバン附近に於ては直徑約一米七〇の大車輪を裝せる牛車が使用されてゐる。

この外に東埔寨及老撾地方に於ては車輪、車軸共に木製にして貨物積載部は縱約一米二〇横約一米の舟型をなしてゐる牛車が用ひられてゐる。

農耕運搬を通じて東京地方に於ては一頭挽曳であるがそれ以外の地方は二頭挽曳である。

佛印の各地方を通じて比較的輕い貨物を運搬せしめてゐるがこれは肩峰挽引部の挫傷を未然に防止するためにも適當であると思はれる。

老撾の山岳地方に於ては駄載にも利用せられ一〇〇瓩内外の貨物を運搬してゐる。

(五) **改良**—牛の改良は熱心に繼續され改良種畜としてシンド、オンゴールの二種が輸入されてゐたがオンゴール種による成績は思はしくなく現今は專らシンド種によつて改良が行はれてゐる。

北部安南の牛產地たるタンノアに於ては最初オンゴールにより改良を計つたがその成績は思はしくなく五年前より在來優良品種の純粹繁殖を實施しその優良種畜を供給してゐる。

シンド種畜は各地方の畜產試驗場に於て純粹繁殖を行つてゐる。

3 水　牛

(一) **飼養頭數**—一九三七年の統計に據れば全佛印の總飼養頭數は約二二五萬頭にして象を除く大家畜總數の約四八%を占め黃牛より僅かに少い。

佛印五邦中東京、老撾、交趾支那の如き米作地方は、水牛の飼養が多く東京地方に於ては牛の三倍餘に達し交趾支那に於ては約二倍に及ぶ飼養密度を有する。次に過去に於ける飼養頭數の推移を觀るに水牛も亦僅か乍ら增加を示し一九三一年當時より約一八萬頭の增加を示してゐる。

(二) **外貌**—水牛は灰色乃至黑色の皮色を呈し、皮毛は極めて少く、前胸部には半月狀の白色部を有する。

地域別水牛の飼養頭數及單位面積單位

人口當り飼養頭數（一九三七年推定數）

地域別	頭數	平方粁當り	千人當り
東京	六五〇、〇〇〇頭	五・六頭	七四頭
安南	四〇〇、〇〇〇頭	二・七頭	七〇頭
老撾	三〇〇、〇〇〇頭	一・二頭	二九六頭
柬埔寨	六〇〇、〇〇〇頭	三・三頭	一九六頭
交趾支那	三〇〇、〇〇〇頭	四・六頭	六四頭
計	二、二五〇、〇〇〇頭	三・〇頭	九七頭

この外、皮膚地紅色を呈し薄き白色皮毛に覆はれる。

所謂、白色水牛或は黑色水牛との混和せるものが見受けられるがその數は少い。體重は六〇〇瓩内外であるが柬埔寨地方の水牛は他の地方に比して體軀强大である。性質は何れも極めて溫順である。

(三) **飼養管理及び利用**—水牛も黃牛と等しく濃厚飼料を用ひることなく玉蜀黍葉、甘藷蔓等の農場副產物及び雜草によつて飼養されてゐる。

水牛は他の家畜と異なり天候の如何により同數を異にするが水浴を絕對に必要とする。從つて放飼されてゐる水牛は池の邊りに雜草を喰ひ、暑さを覺えれば水浴を繰返してゐる。

この水牛は運送業務に從事する事は殆んどなく農耕殊に水田耕作に使用されてゐる。然し濕潤なる山林地帶に於ける伐木の搬出にも僅か乍ら使役されてゐる。

白色水牛は原住民等に歡迎されず勞働力及び肉質共に良好でないとの事である。

現在當局の技術者の言に據れば水牛挽曳能力は七〇〇瓩前後と云ふ事である。

水牛に對する改良は全然行はれず放任狀態にある。

4 乳　牛

佛印の各都會地に大小の搾乳場であるが佛人の經營にかゝる乳牛牧場はハノイ、ダラット附近に各々一箇所存するに過ぎず、その他はすべて安南人等の原住民により專業的或は副業的に經營されてゐる。

乳牛としてはシンド系品種或は出產後間もなく比較的泌乳量の多い黃牛が用ひられてゐる、ハノイには安南人による四十餘軒の大・小の乳牛牧場があるがその中二、三軒についての視察の結果を簡記すれば次の如くである。一〇頭内外を繫畜する小搾乳場にあつては濃厚飼料の給與を行はず雜草のみによつて飼養されてゐるが十數頭乃至二十數頭を繫留してゐる。比較的大なる搾乳場にあつては買上げ玉蜀黍葉雜草の粗飼料の外に濃厚飼料として米糠ビール粕の給與を行つてゐる。

即ち濃厚飼料として一日一〇頭に對しビール粕四瓩、米糠二瓩を午前八時頃と午後四時頃の二回に授與し、その間に前記粗飼料を給與してゐる。牛舍は多く煉瓦床が用ひられ舍内の掃除も實施されてゐるが採光通風共に不良である。之に對し小搾乳場は辛じて風雨を凌ぐ程度の牛舍があてがはれてゐる。乳牛に對する運動は晝間の炎熱時を避け多くは午前中搾乳後の涼しい間に實施されてゐる。

搾乳は一日に午前三時前後、午後一時頃の二回に行はれるが搾乳法は乳頭を引張る等極めて拙劣である。泌乳量は一日普通五六立にして優良牛と雖も八立程度である。

泌乳期間は八—九箇月が普通である。

牛乳は搾乳後直に三輪車或は自轉車にて牛乳處理所に運搬される外直接消費者にも販賣せられるが、牛乳の消費層は佛人・安南人上流家庭に限られてゐる。ワベクリンによる結核檢査は年に二回實施される外時折脂肪檢査が行はれる。乳牛に比較的多く發する疾病は媾髓停滯產褥熱乳房炎である。

5 馬

(一) **飼養頭數**—馬は一九三七年の統計によれば約一〇萬頭にして象を除く大家畜總數の約二%を占むるに過ぎない。最も飼養密度の高い東埔寨に於てすら一〇平方粁當り約二頭、千人當り約一二頭の飼養狀態である。

次にこの馬の飼養頭數の推移を觀るに安南を除く他の地方は僅か乍ら逐年增加を示し一九三一年當時より約一萬頭の增加を示してゐる。

地域別馬の飼養頭數及單位面積單位
人口當り飼養頭數（一九三七年推定數）

地域別	頭數	一平方粁當り	千人當り
東京	二五、〇〇〇頭	〇・二頭	二頭
安南	一二、〇〇〇頭	（〇・〇八）頭	二頭
老撾	一〇、〇〇〇頭	（〇・〇四）頭	九頭
東埔寨	三八、〇〇〇頭	〇・二頭	一二頭
交趾支那	一五、〇〇〇頭	〇・二頭	三頭
計	一〇〇、〇〇〇頭	〇・一頭	—

(二) **外貌**—佛印馬は、體高一米二〇—一米三五のポニーにして、毛色は栃栗毛、鹿毛、葦毛が比較的に多く觀られる。一般に各部の釣合良好にして體軀は適度に緊縮し、頭部はよく乾燥し、頸頭は一般に短大にして强力である。

肩は一般に適度に傾斜し、脊腰部は短く且つ强く、四肢强健にして蹄質は堅牢である。性質は一般温順でなく從つて擧動は敏活である。

(三) **飼養管理**—飼料は一般に濃厚飼料の給與を行はず黄牛、水牛と同じく農場副產物及び休閑耕地或は未開墾地帶の雜草が利用されてゐるか乘用馬車貨物運送或は競馬供用馬にあつては濃厚飼料として粃を給してゐる。

サイゴン畜產試驗場に於ては當試驗場栽培のギングラス及びパラグラス牧草の外濃厚飼料として一日五瓩の粃を給與してゐる。

裝蹄は開業裝蹄所に於て行はれてゐるが其の裝蹄器具、裝蹄法は日本に於けると何等變る所がない。

蹄釘はアメリカ產の王冠印が使用されハノイに於ては馬の改裝料は二〇〇比弗であつた。

(四) **利用狀態**—馬は農耕に用ひられることなく車馬に供せられる外乘用、輓用或は山岳地方に於ては駄馬として使役されてゐる。都會地及び其の近郊に於ける馬車の利用は、サイゴン、プノムペン附近が盛んである。これ等の馬車は市内或は近接部落間の交通機關として原住民の間に盛んに利用されてゐる。

(五) **競馬**　競馬は土產のポニーによつてハノイ、ユエ、サイゴン、プノムペン等の各都會地に於て多くは毎週日曜日に開催され、白人を始め有閑原住民等によつて盛況を呈する。

ハノイの競馬は毎週日曜の午後に開催され佛人、有閑安南人等によつて盛況を呈する。入場料は一人一・〇〇ピアストルであるが婦女子は入場料不要の慣典に浴する。

トラックは一、二〇〇米で約三〇分毎に出走する。

出場馬はアラブ種の血液を混じた一米三〇—一米四〇内外のポニーで六七頭づつ出走するが一、三〇〇米の駈走レースが普通である。

(六) **改良**—馬の改良は專らアラブ種によつて行はれ各所に種馬所を設置し民間馬の改良に意を用ひてゐる。

この改良方針は軍の要求に應じ得る如く進められてゐる。

軍隊に於ては乘馬砲兵駄馬或は步兵駄馬として、最少限三、五〇〇頭の馬が必要とされ體高は一・四五米を要求されてゐる。

6 山羊及び緬羊

山羊及緬羊の飼養頭數は別表の如く極めて少く一九三七年の統計に據れば山羊約五萬八千頭であるが羊は一層少く山羊の三分の一にも滿たない。山羊、羊共に飼料の利用性極めて强く野外の雜草のみによつて飼養されてゐる。

緬羊は羊毛を目的とするものでなく山羊と共に肉の市販を目的とするものである。

試驗場に於ては羊の改良にメリノ等種々の品種が年々輸入され改良繁

殖に努めてゐるがその結果は何れも不良である。

地域別山羊の飼養頭數及單位面積單位
人口當り飼養頭數（一九三七年推定數）

地域別	頭數	一平方粁當り	千人當り
東京	二〇、〇〇〇頭	〇・一七頭	二頭
安南	一五、〇〇〇頭	〇・一〇頭	二頭
老撾	四、〇〇〇頭	〇・〇一頭	—
東埔寨	一五、〇〇〇頭	〇・〇八頭	四頭
交趾支那	三、〇〇〇頭	〇・〇五頭	—
計	五七、〇〇〇頭	〇・〇七頭	—

地域別緬羊の飼養頭數及單位面積當り
飼養頭數（一九三七年推定數）

地域別	頭數	一平方粁當り	千人當り
東京	四、〇〇〇頭	〇・〇三頭	
安南	七、八〇〇頭	〇・〇五頭	
老撾		（〇・〇〇二）頭	
東埔寨	五〇〇頭	（〇・〇〇一）頭	
交趾支那	二〇〇頭	〇・〇七頭	
計	五、〇〇〇頭	〇・〇二頭	

7 豚

(一) **飼養頭數**—一九三七年の統計に據れば佛印に於ける豚の總飼養頭數は約四二〇萬頭にして、小家畜の大部分を占めてゐる。即ち山羊、羊、豚を含む小家畜總飼養頭數四、二七五、五〇〇頭に對し九八%餘を占めてゐる。

飼養密度は人口密度の高い東京に最も多く一平方粁當り約一三頭、千人當り約一七二頭にして交趾支那の一平方粁當り約一一頭が之に次ぐ。

老撾は一平方粁約一頭の密度であるがこれは一平方粁約四人と云ふ人口密度の稀薄なる事によるものである。

豚は消費地に近接せる都會地附近に多く副業的に飼養されてゐる。

(二) **外貌**—東京地方にあつてはデルタ地方に多く飼養されてゐるため、通常デルタ豚と謂はれ、皮毛は黑色にして短く且疎である。皮色は灰白色乃至赤白色を呈し、體重は六〇瓩内外の小形豚である。これに對し交趾支那地方には黑色豚及び下腹部が白色にして黑色部との移行部に皮膚黑色皮毛白色を呈する灰色の線帶を有するもの即ち海南島豚と同一系と思はれる品種豚が見受けられる。軀體は北部地方の豚より大きく體重は約一二〇瓩内外である。

地域別豚の飼養頭數及單位人口當り
單位面積飼養頭數（一九三七年推定數）

地域別	頭數	一平方粁當り	千人當り
東京	一、五〇〇、〇〇〇頭	一二・九頭	一七二頭
安南	九五〇、〇〇〇頭	六・四頭	一六七頭
老撾	二五〇、〇〇〇頭	一・〇頭	二四七頭
東埔寨	八〇〇、〇〇〇頭	四・四頭	二六二頭
交趾支那	七〇〇、〇〇〇頭	一〇・八頭	一五一頭
計	四、二〇〇、〇〇〇頭	五・六頭	一八二頭

(三) **飼養管理**—前記の豚は多く農家に副業的に飼養され專業的飼育を行つてゐるものは都會地近郊に於て僅かに存するに過ぎない。

飼料としては厨房殘渣、米糠、バナナ幹が用ひられ、給與に際し極めて多量の水が混じられる。日中は多く放飼され夜間豚舍内に追込まれるがその豚舍は辛じて風雨を凌ぐ程度である。豚の年内出產回數は通常一回であるが榮養の極めて良好なるものは稀に二回に及ぶことがある。而してこれ等の平均同腹仔數は北部地方豚にあつては六七頭である。去勢は多く巡回去勢業者により生後三箇月前後に實施されてゐる。

(四) **改良**—豚に對する積極的な改良は未だ行はれず各邦の試驗場に於て僅かに試驗的に飼育されてゐる程度である。

しかしサイゴン近郊のタンソネット畜産試驗場に於ては最も積極的に行はれ種畜の純粹繁殖並に交付を行つてゐる。種畜としては何れの邦もバークシャーを採用してゐる。

8 家　禽

家禽として鷄、家鴨が大部分を占めてゐるが、その他鷲鳥、七面鳥が僅か乍ら飼養されてゐる。これ等の家禽は普通各農家に副業的に數羽飼養されてゐるが、しかし家鴨は副業的に飼養される外數百羽内外をもつて河或は沼澤地帶に移動的に放飼を行ふ專業飼養者により飼育されてゐる、これ等の飼養羽數に就ては勿論充分に知り得ないが International Year Book of Agricultural Statistics 1939-40. に據れば次の如くである。

鷄		一九三五年	單位＝一、〇〇〇羽
	東埔寨		二、五〇〇・〇羽
	交趾支那		五、五〇〇・〇羽
	老撾		一、二六一・〇羽
家鴨		一九三五年	單位＝一、〇〇〇羽
	東埔寨		一五〇・〇羽
	交趾支那		三、〇〇〇・〇羽
七面鳥		一九三三年	單位＝一、〇〇〇羽
	東埔寨		〇・五羽
	交趾支那		五〇・〇羽
鷲鳥		一九三三年	單位＝一、〇〇〇羽
	東埔寨		〇・六羽
	交趾支那		五〇・〇羽

鷄は全身ベフ色を呈するもの或は翼の下半面及び尾羽端が黑色を呈し、その他全身赤褐色乃至淡褐色にして脛部は黃赤褐色を呈するもの、その他肩は四角に突出し頸長く、脊急傾し長き脛を有する鬪鷄に類するものも亦多數飼養されてゐる。

家鴨は嘴黃紅色にして脛部白色を呈し羽は白茶色淡黑色を混ぜるもの等各種雜多な品種が觀られる。

家鴨は優秀なる產卵能力を有し約五〇瓦の白青卵を產するが鷄の產卵能力は極めて低く且卵の大さは小さく三〇—三五瓦程度の白色卵を產する。

これ等の家禽は通常放飼狀態におかれ昆蟲種子類等を徘徊採食してゐる。之に若干の厨房殘滓、米糠等の給與を受ける位のものである。家禽に對する改良は殆んど行はれず畜產試驗場に試驗的に飼養されてゐる程度である。

筆者の旅行中輸入家禽としてハノイの獸醫學校にレグホーン一〇羽、ロード・アイルランド・レッド二羽、プリモウスロック二羽が觀られた。

この外サイゴン近郊のタンソネット畜產試驗場には横斑プリモウスロック、黑色オービントン、ロード・アイルランド・レッド、レグホーンが二、三〇羽宛飼養されてゐた位のもので一般農家にはこれ等の輸入品種を見受けた事は全然なかつた。

二　家畜の移動

佛印内に於ける家畜中殊に役畜の移動は人口密度の高い比較的集約農業の行はれてゐる消費地帶に向つて絕えず行はれてゐる。殊に東京交趾支那の各デルタ地帶はこの大なる消費地帶である。東京のデルタ地帶に向つては北部東京、北部老撾、北部安南より供給される。一方交趾支那のデルタ地帶には東埔寨、南部老撾、南部安南より鐵道、河船或は道路によつて搬出される。これ等の役畜は各原產地に於て中間商人により集められ彼等の手によつて目的地に送られる。プノムペンよりサイゴンに向け毎月三、〇〇〇頭、四、〇〇〇頭の牛及び水牛がメコン河の水運を利用して送られてゐる。

三　屠　畜

屠畜として牛、水牛、豚、羊、山羊等が擧げられるが、この中消費層の最も大なる豚の屠殺頭數が壓倒的に多く一九三八年の統計に據れば全屠畜頭數の約八八％を占めてゐる。次に牛約八％(その中犢約一％)水牛約三％であるが山羊、羊に至つては極めて少く兩者合して漸く一％程度である。牛及び水牛は多く役畜として充分に利用された後屠殺に供せられる爲に肉質は良好でない。しかし都會地に於ては佛人及び一部上流原住民等の需要に基き幼牛が屠殺に供せられる。屠場は各都會地は勿論小都會地にも設備され佛人或は原住民獸醫官の監督の下に實施されてゐる

公設屠場に於ける家畜屠殺頭數（一九三七年—一九三八年）

單位＝千頭

種別	安南 一九三八	安南 一九三七	東埔寨 一九三八	東埔寨 一九三七	交趾支那 一九三八	交趾支那 一九三七	老撾 一九三八	老撾 一九三七	東京 一九三八	東京 一九三七	計 一九三八	計 一九三七
水牛	一二・二	一二・三	〇・二	—	四・二	五・〇	〇・四	〇・三	一七・五	二八・〇	三〇・五	三五・六
牛	一四・六	一七・〇	一〇・七	一二・八	四・一	一六・一	二・〇	一・四	三九・六	三九・二	八三・〇	八五・五
犢	三・六	五・〇	〇・八	一・一	四・三	三・九	—	—	六・七	九・一	一五・四	一九・一
豚	一一八	一〇九	一〇五	一〇九	四七六	三八〇	二一	一三	二六四	二八三	九八四	八九八
羊	〇・三	〇・二	〇・〇	〇・一	一・三	二・九	—	—	二・〇	三・〇	四・六	六・二
山羊	〇・二	〇・二	〇・二	〇・二	五・六	三・五	—	—	一・〇	〇・九	三・〇	四・八
公設屠場數	一八	二八	—	—	—	—	—	—	—	六一	—	—

家禽卵、鳩、小鳥に至るまで搬出されるが、これ等の中豚、黃牛、水牛、家鷄、家鴨の取引が盛んである。

次に當市に於ける取引家畜の種類、取引頭數の大約を示せば次の如くである。

種別	頭數
黃牛	一八〇頭内外
水牛	一二〇頭
豚	六〇〇—七〇〇頭
犬	四〇—五〇四

次にハノイ屠場に就て述べれば即ちハノイ屠場は事務所、屠畜繫留場、屠殺解體場、内臟處理場より成り佛人檢査官の監督の下に約五〇名の安南人の屠夫によつて行はれてゐる。一日の平均屠殺頭數は牛約五〇頭、犢約一〇頭、豚二〇〇頭、山羊及羊約三頭にして體重の禁量後屠殺、解體をなし檢査後直に運搬車により市内にある冷藏庫に搬入せられ翌朝市販に供せられる。次に一九三七、三八年に於ける各地方の重要家畜屠殺總數を示せば次の如し。

猫		若干
鶏		七〇〇—八〇〇羽
家鴨		三〇〇—四〇〇羽
鶩鳥		若干
鴆		若干
小鳥		若干
家鴨卵		五〇、〇〇〇箇内外

次にこれ等の取引價格は品種或は體體の大小等により異なるが一九四一年六月末の大略平均價格を示せば次の如くである。

種別		單位	價格
牛		一頭	八〇・〇〇—九〇・〇〇 比弗
水牛		同	八〇・〇〇—九〇・〇〇 比弗
豚		同	一〇・〇〇内外 比弗
仔豚（生後二—三箇月）		同	五・〇〇内外 比弗
家鶏		一羽	〇・八〇—一・二〇 比弗
家鴨		同	〇・八〇—一・二〇 比弗
家鶏卵		一〇〇箇	二・八〇内外 比弗
家鴨卵		同	二・六〇内外 比弗

これ等の家畜及び畜産品は近郊より搬出される。この搬出方法は牛、水牛は徒歩によるが豚の如き徒歩搬出の困難なるものは一米内外の竹棒に豚體を竹繩で四—五箇所を縛り牛車リヤカー或は擔法による。しかし仔豚は約一〇頭を容るゝ竹籠により家禽も亦約二〇羽を入れる竹籠により前記の方法によつて搬出されてゐる。取引は供給者、需要者間に自由に取極められてゐる市場税として一頭につき牛一〇仙、水牛二〇仙、豚三仙が俵員により徴收される。

2　一般消費市場

一部の漁村を除く外動物性蛋白質の供給は大部分家畜によつて行はれてゐる。都會地にあつては公設市場内に於て行はれてゐるが公設市場の設備のない村落に於ても一定の場所で賣買が行はれてゐる。

佛印の住民は魚肉の消費は案外で肉類の消費が多い殊に人口の大部分を占める安南人は支那人に似て豚肉を嗜好するため生豚肉の消費が最も多い。市場に於て販賣に從事するものは殆んど女で男は甚だ少く販賣畜産品は生肉の外各種燻製品が取扱はれてゐる。生肉は肉と内臓とは別個の店にて販賣されてゐる。家禽は解體して販賣する事なく生體或は拔羽内臓の摘出のみをなし一四の儘取引されてゐる。次にハノイに於ける一九四一年七月上旬の各種畜産品の販賣價格は左の如し。

種別		單位	價格
牛肉	上	一瓩	九〇仙
	下（屑肉）	同	五〇仙
豚赤肉		同	八五仙
豚腹部肉		同	七〇仙
豚脂肪		同	七〇仙
牛肝臓		同	五〇仙
牛胃		同	二五仙
豚肝臓		同	七〇仙
豚肺臓		同	一五仙
豚心臓		同	三〇仙
豚凝黒血液		同	一〇仙
鶏卵		一〇箇	三〇仙内外
家鴨卵		同	二六仙内外
鹽卵		同	三五仙
ドライソセイム		一箇	一〇仙

五　畜産貿易

畜産貿易は總貿易額の二%内外を占むるに過ぎないが年々輸出超過を示し一九三七年には五、〇二八・三萬法の出超を示してゐる。

輸出生畜及び畜産物として象、牛、水牛、豚、家禽の生畜及び家禽卵、卵黄末、加工皮類、豚脂、羽毛等の畜産品でこれ等の輸出總額を一九三七年の統計に求むれば八、〇三八・八萬法にして總輸出額の約二八%を占めてゐる。

一方輸入畜産物を觀るに生畜としては僅かに羊のみで畜産製品が多くハム、ソーセイヂ、肉罐詰の肉加工製品及びバター、チーズの乳製品が大部分を占め一九三七年の統計に據れば畜産物輸入額は三、〇一〇・七萬法にして輸出總額の約一・五%を占めてゐる。

いまこれ等畜産品の輸出入先に就いて觀るに生畜の如く輸送に制限を受くるものはシンガポール、香港、マニラ等の近接消費地に輸出されてゐるが皮類は多く乾皮として未加工のまゝフランス本國を始め廣く各地に輸出されてゐる。一九三七年には象三一頭、牛三、〇三八頭、水牛一二、四六八頭、豚三四、五二一頭、家禽五二六噸、家禽卵四、七〇〇噸卵黄一七三噸、未加工皮類三、七五五噸、未加工羽毛六一六噸が前記各地に輸出されてゐる。近年シンガポール向け生畜の輸送は家畜傳染病防止のたて前から輸出禁止を受けてゐるため現在は香港にのみ輸出されてゐる。

輸入畜産品はフランス本國を始めオランダ、スイス等の歐洲に於ける畜産國から輸入されてゐる外オーストラリアよりシンガポールを經由して輸入されてゐる。

生畜及畜産品輸出統計表（一九三五年—一九三八年）

品目	數量（單位＝噸） 一九三八	一九三七	一九三六	一九三五	價格（單位＝千法） 一九三八	一九三七	一九三六	一九三五
牛	六〇五	九四三	四二三	八五六	一、二一四	四、二一九	二四七	七九六
水牛	八、一五三	四、五八六	一、七七八	三、〇一八	八、六九九	四、四五四	一、九九八	三、三四三
豚	一、九五二	二、五六四	一、〇四〇	一、七七〇	四、九〇五	六、三六〇	一、九九八	四、九二五
家禽	五二六	五一四	三二〇	四六八	一、九六〇	一、六六四	一、五七	一、六三八
象	一四四	四一	三五	四〇	五六七	一四五	一〇一	九一
其他の動物	三〇三	八六	七五	七七	五五六	三一六	二八二	二一〇
計	一、三八三	八、七三四	一、七七一	七、七九	一四、九〇〇	一四、一五五	四、六八三	一一、〇〇三
未加工皮 牛及水牛	二〇三六	三、二二四	三、二六一	三、二六〇	一、六九六	一、二五六八	一、六九九六	七、三三九
未加工皮 駝及蜥蜴	一五	一四	一四	五七	一、一三四	八八八	一、一三四	一、二四七
未加工皮 其他の動物	三一九	五二七	三四一	三二一	一、六六二	四、三四一	一、六六二	七九一
豚毛	五三	九	一四	—	二四二	二四二	二四二	—
綻毫用羽毛	五五四	五九六	五九九	三三五	一、四六二	一、四七二	一、四六二	一、二五一
豚脂	一、一〇九	二七五	三一一	四六五	八七〇	三八八	九〇四	一、三九一
家禽卵	七、三六七	四、七二二	三、四七八	五、八三七	二〇、七七四	二、六六三	五、八〇二	一〇、九〇七

畜産及畜産品輸入統計表（一九三五年—一九三八年）

単位＝千法

品目	数量 一九三八	数量 一九三七	数量 一九三六	数量 一九三五	価格 一九三八	価格 一九三七	価格 一九三六	価格 一九三五
其他の畜産物	七〇	三八	五一	二八	一、一九〇	四〇七	六五五	四三九
其他の畜産物計	三一〇	三七一	一一一一	一八七	一、三三二	三三一	三三三	五三八
畜産物計	一、〇〇二	一、一五三	八三〇	八七七	四、〇一二	二、四二二	一、二五九	一、〇三七
畜産物及畜産品輸入計	二二、八四五	一〇、六二二	八、三四四	一〇、七二八	六一、三五一	四二、六二二	二二、四三二	二六、〇〇五

品目	数量 一九三七	数量 一九三六	価格 一九三七	価格 一九三六
輸入				
鯨肉	二一〇	六六	一、二二七	五二七
加糖及無糖乳	一、三七七	一、三二七	八、六四三	七、八一四
バター	二二八	二四九	三、八三八	二、九九九
チーズ	二〇四	二二〇	三、四三五	二、五一六

對フランス蒼産貿易（一九三六年—三七年）

品目	数量 一九三七	数量 一九三六	価格 一九三七	価格 一九三六
輸出				
家禽				
羽毛卵皮等	五九六	六一〇	四、四六三	二、四六六

對泰國蒼産貿易（一九三六年—三七年）

品目	数量 一九三七	数量 一九三六	価格 一九三七	価格 一九三六
輸出				
家禽				
羽毛卵皮等	五九六	六一〇	四、四六三	二、四六六

對アメリカ合衆國蒼産貿易（一九三六年度—三七年）

品目	数量 一九三六	数量 一九三七	価格 一九三七	価格 一九三六
輸出				
家禽				
羽毛卵皮等	五九六	六一〇	四、四六三	二、四六六

對香港蒼産貿易（一九三六年—三七年）

品目	数量 一九三七	数量 一九三六	価格 一九三七	価格 一九三六
輸入				
家畜				
水牛（頭）	一一、三六五	三、五〇一	四、二六九	一、一五二
牛（頭）	六、六二二	五四九	一、〇四四	六〇
鶏（羽）	五一〇	二一八	一、六四四	一、一五〇
家禽				
鶏等	一、三〇四	一、一六〇	四、〇八九	三、三三一
羽毛卵皮等	一、一九四	一、一七六	二、三一三	一、九三九
家畜				
豚	五九六	六一〇	四、四六三	二、四六六
輸出				
家禽				
鶏等	一、三〇四	一、一六〇	四、〇八九	三、三三一
羽毛卵皮等	一、一九四	一、一七六	二、三一三	一、九三九
家畜				
豚	五九六	六一〇	四、四六三	二、四六六

對支那蒼産貿易（一九三六年—三七年）

品目	数量 一九三七	数量 一九三六	価格 一九三七	価格 一九三六
輸入				
家畜				
牛（犢を含む）頭	二、〇六六	三六二	一、〇六二	一三〇
豚	二、六五三	二、七二一	五、二九一	一、六三〇
輸出				
家禽				
卵皮	六〇	—	四二〇	—
輸入				
バター	八	一〇四	一、二六七	九九一

對シンガポール蒼産貿易（一九三六年—三七年）

品目	数量 一九三七	数量 一九三六	価格 一九三七	価格 一九三六
輸出				
未加工皮	五七	二三	六一〇	一八〇

對香港蒼産貿易（一九三六年—三七年）

品目	数量 一九三七	数量 一九三六	価格 一九三七	価格 一九三六
輸出				
未加工牛皮	六三三	七〇三	四、五六六	二、五三〇
鯖皮	五二	四五	一、三七七	六〇五

對アメリカ合衆國蒼産貿易（一九三六年度—三七年）

品目	数量 一九三六	数量 一九三七	価格 一九三七	価格 一九三六
輸出				
未加工皮	一三三	一〇三	八三六	二七四

對泰國蒼産貿易（一九三六年—三七年）

品目	数量 一九三七	数量 一九三六	価格 一九三七	価格 一九三六
輸入				
羊				
バター（加冷生鹽漬）	七五	五一	一、一三五	四九九
羊	一八〇	二六二	七五八	八五一

對支那蒼産貿易（一九三六年—三七年）

品目	数量 一九三七	数量 一九三六	価格 一九三七	価格 一九三六
輸入				
バター	八	一〇四	一、二六七	九九一

六　畜産行政

佛印の各保護國及び植民地にはそれぞれ獨立せる獸醫畜産局が設備されてゐるがこれ等の業務はハノイにある中央機關により統制を受けてゐる。

この獸醫畜産局の局長は技術上の指導及び職務上の監督を行つてゐる。この獸醫畜産局は更に支局に分割され佛人獸醫官及土民獸醫助手、書記が配置されてゐる。この局或は支局の局長はすべて佛人獸醫官によ

つて充當されてゐる。

而して獸醫畜産部の活動範圍は家畜の改良家畜疾病の防遏並に治療家畜移動の監督、屠場の管理の外獸肉、乳、魚肉等の檢査にまで及んでゐる。

畜産關係職員數は一九三七年の統計によれば獸醫官二七名印度支那獸醫一一二名助手一六五名である。

佛人獸醫官は年に減少を示してゐる。

地方別畜産關係職員配置數（一九三七年）

地方別	獸醫官	印度支那獸醫	助手
東京	一〇	四〇	三八
安南	四	一三	二三
交趾支那	七	三一	五六
東埔寨	四	一八	二九
老撾	一	六	一六
パストール研究所	一	二	三
農林畜産總監部		一	
農業研究所		一	
計	二七	一一二	一六五

1 教育機關

佛領印度支那に於て獸醫畜産に關する教育機關としてハノイに印度支那獸醫學校がある。この學校はフランス獸醫官の補佐役たる原住民獸醫の養成を目的として一九〇五年に設立されたものである從つて生徒は原住民に限られ入學資格はリセ（中等學校）の卒業生である。

而して當校の修學年限は四年で卒業生は印度支那獸醫の稱號が附與される募集生徒數は佛印内に於ける。獸醫の過不足及び豫算に應じて決められるが一學級の最大收容人員は約一八名である。一九四〇年より過去六年間に亘つて閉鎖されてゐたが一九四一年に再び開校し六名の生徒が收容されてゐた東京獸醫畜産局長の說明によればこの六年間の閉鎖は佛印内に於ける獸醫の過剩に基くものであるとの事である。

講義は大學教授並にフランス獸醫官の講師が擔當してゐる。實地教育としては校内に家畜病院、バクマイには東京畜産局附屬試驗場を有しこの外にハノイ屠殺場を利用してゐる。三年生となればニャトランのパストール研究所に於て細菌學實習に從事することになつてゐる。

2 海港檢疫

現今佛印に於ける海港檢疫所はサイゴン、ハイフオンの兩港に設置され、輸出入家畜は一定期間繫畜場に繫留し檢査官の檢疫に服することになつてゐる。サイゴン家畜檢疫所を檢疫官たる獸醫局長の案内で見學する機會を得た。當檢疫所は一九二〇の年に建築されたもので取扱ひ家畜としては豚が殆んどを占め豚二、五〇〇頭の收容力を有してゐる、内部の構造は事務室、足洗所、これに一米、二〇内外のコンクリート垣で區劃された多數の畜房から成つてゐる。

3 獸疫血清製造所

家畜に對する細菌學的研究はニャトラン及びサイゴンに在るパストール研究所に於て行はれてゐる外老撾のビエンチエンに於ても牛疫の血清を製造してゐる。サイゴンの研究所は人體細菌學研究所と同一構内に設置され家畜傳染病の細菌學的研究並に豫防液の製造も行はれてゐるが小規模のものである。之に對しニャトランにあるパストール研究所は大規模に行はれ細菌學的調査研究をなすと共に各種家畜傳染病に對する豫防液の製造を行ひ全佛印に配給してゐる。

この外印度支那獸醫を始め派遣學生の細菌學的教育をも行つてゐる。一九三七年には各部分の取締役である白人獸醫官三名、印度支那獸醫二名、安南人助手八名、原住民事務員四二名、小使九〇名、小使監督三名が充當されてゐた。每年多數のワクチン及び血清が各邦の獸醫部に配給されてゐるがその配給數を一九三七年に就て示せば次の如し。

各邦獸醫部向二〇入CC抗疫ワクチン配給數

交趾支那	一五一、六二九
東埔寨	一七〇、〇〇〇
安南	八九、九三八
東京	三三、五〇〇
老撾	六六、八〇〇
計	五二、八六七
特別配給數	二六四

各邦獸醫部向二〇CC入り抗牛疫血清配給數

交趾支那	四八、五九〇
東埔寨	一、五五〇
安南	三、二五五
東京	五、〇〇〇
老撾	五、〇〇〇
計	五八、三九五

抗狂犬病ワクチン	七、九一五（其の中特別配給一六九）
抗水牛疫ワクチン	八三、四六九（其の中特別配給二五〇）
抗氣腫疽ワクチン	九、七一五（其の中特別配給四三〇）
抗炭疽ワクチン	七、二六九
抗豚ペストワクチン	八一五
抗豚疫ワクチン	四六五
抗家禽コレラワクチン	四六五
抗水牛疫血清	一五、二九八
抗豚ペスト血清	二、三〇〇（其の中特別配給四〇）
抗豚疫血清	一、六九五（其の中特別配給一〇）
抗家禽コレラ血清	三〇〇

七　家畜傳染病

畜産當局の努力に拘らず牛疫水、牛疫、ズルラ、假性皮疽、腺疫、炭疽、鼻疽、鷲口瘡、結核、豚コレラ、狂犬病等各種の傳染病が發生してゐる。これ等各種傳染病に對する處置として現地技術員が講演、パンフレット、小册子等を用ひて家畜衞生思想の啓發に努める外ニャトラン、サイゴンの血清製造所に於て供給される血清による豫防接種或は發生地域の隔離等種々なる方策が採られてゐる。

(イ) 牛疫　最も猛威を振ひ甚大なる被害を及ぼすため最も注意の拂はれてゐる傳染病である罹患畜は水牛が最も多く抵抗力の弱いことを示してゐる最近の發生狀態は知り得ないが一九三〇年には東京省に約一二、〇〇〇頭交趾支那に約二〇、〇〇〇頭、この外泰國ビルマと國境を接する老撾、東埔寨地方にも多數發生してゐるが詳細は不明である。

(ロ) 水牛疫　この疾病は多く暑氣が强く且乾燥せる季節に發生する疾病であるが被害程度は輕微である。この疾病の發生狀態は南安南東埔寨及び交趾支那に時折發生したが北部安南東京地方は甚だ稀である。

(ハ) ズルラ病　殊に牛、馬を侵害し雨期に多く乾燥期にはあまり發生しないとの事である。

(ニ) 狂犬病の流行は非常なもので各地に多數發生してゐる。

(ホ) 筆者のハノイ獸醫學校見學中傳染病棟に假性皮疽、腺疫罹患馬が繫留されてゐた。かくの如く種々の傳染病が常在してゐるが畜産當局の努力と相待つて各種の土産家畜は甚だ抵抗力を有する爲發生率は比較的低い樣である。

主要農作面積及收穫量表（一九三八年）

出所＝印度支那統計年鑑

作物別（收穫物）	面積	收穫量
(1)米（籾）	(1)五、〇〇〇千頃	七、〇〇〇千瓩
玉蜀黍（粒）	五〇〇	六五〇
珈琲（豆）	一〇	三五
茶（葉）	二〇	(2)一五
護謨（クレープ、ラテックス等）	一二七	六〇
煙草（葉）	二〇	一五
甘蔗（黒糖、白糖）	四〇	六〇
棉（繰棉）	一五	一・二
カポック（種子板カポック）	四	三・五
黄麻（梳麻）	〇・二	〇・二五
古々椰子（コプラ）	三〇	三〇
落花生（落花生子）	二三	二二〇
胡麻（胡麻子）	四	三・五
苞麻（苞麻子）	四	五
胡椒	一・五	三・五
漆	七	二・四
蠶（繭）	三	〇・二

（註）(1)年平均概算　(2)内三五噸が歐人農園收穫量

第十二章　林　業

總說＝森林面積＝木材＝輸出狀況

第一節　總　說

一　森林行政

聯邦各國には各々地方林野局があり、地方行政長官即ち交趾支那に於ては植民地知事、其他の保護國に於ては理事官長の監督下に屬してゐる。河内には林野管理官を長官とする中央機關があり各々地方林野局監督の任務を有してゐる。各森林區は行政上財政上自治的單位をなし地方森林主事が森林區長の任に當つてゐる。森林區は更に多數の小管區に分れてゐる。佛領となる以前に於ては特に森林に關する規定なく、佛領となつて後も前述の如き地方森林局以下の森林行政が規定されたのは一九〇三年以後のことである。然して現在印度支那森林行政に於ける基本法は一九三〇年三月二一日附總督令で大體次の如き内容を有するものである。

1　森林を三種に區分し、編入林伐（採制限或は保護林及植林地の如く特別規定を適用されたるもの竝に地方林或は公共造營林の如く法人に屬するもの）、保安林及特別林（個人所有のもの）とである。

編入林＝伐採に二種あり、普通伐採は州長官、特別伐採は總督の承認を要し、伐採物の賣買は公入札法に依るを原則とする。

保安林＝原則として伐採或は副産物の採集は禁ぜらるゝも、特に局長承認の上林務官の監視下に許可される場合がある。尚伐採物の措置に於ても林野管理官或は局長の指示を受ける。

特別林＝公安を害せざる限り伐採を行ひ得るが像め州長官の許可を要す。

2　編入林及保安林の伐採及伐採物賣買の受益者竝に名義人は佛國民・同臣民及保護領民竝に佛國法に則る會社に限られる。

3　林産物の實際收入額の百分の一は管理費金として國庫に徴收される。尚、所謂本來的森林の内右の林業法に基く編入林の一九三四年に於ける概況は左表の如くである。

出所＝〔印度支那統計年鑑 A・アガール著「佛領印度支那事情」〕

摘要	單位	東京	安南	交趾支那	東埔寨	老撾	計
編入林數		一一六	一二四	一八〇	一〇八	—	五二八
編入林面積	千畝	三九六	八〇九	七二七	九一二	—	二、八四四
伐採面積	千畝	五八	七〇	二九九	七二	—	四九九
森林收入	千比弗	四二九	四一九	六三四	六九八	—	二、一七七

二　生産及取引

一九三六年に於ける用材・薪炭材伐採生産量は左表の如くである。

森林伐採生産量表（一九三六年）

種別		安南	東埔寨	交趾支那	東京	老撾	計
用材（千立方米）	特別林	一〇〇	一八四	一一七	一五八	—	五五九
	編入林	一一	一三一	一五	一	—	四一
	計	一〇一一	一〇七	一三一	一五九	—	六〇〇
薪炭材（チスナ1ルル）	特別林	一二七	二六〇	三九一	九一	—	八六九
	編入林	四	八六	四七二	一七	—	五八九
	計	一三一	二四六	八六三	一一八	—	一四五八
木炭（藺）	特別林	一、四一五	三一	—	六三九	—	二〇五七
	編入林	三四四	—	一、三三五	一、六九九	—	三、七二六
	計	一、六五九	三一	—	一、九六四	—	三、七二六

（註）一九三三年に於ける光損を除く他の四邦の竹藤の伐採量は、安南一九七千立方米、東京七八九千立方米であつた。東埔寨八〇千立方米、交趾支那五千立方米、

摘要	東京	安南	交趾支那	東埔寨	老撾
					單位＝畝
蓄積豐富なる森林	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四四〇、〇〇〇	一三四、〇〇〇	一、九三四、〇〇〇	四四二、〇〇〇
蓄積中位の森林	三、四四〇、〇〇〇	三、五〇七、〇〇〇	三六七、〇〇〇	三、五八七、〇〇〇	三、三九七、〇〇〇

第二節　森林面積

佛領印度支那に於ける Forêt（森林又は林野）なる語は從來極めて漠然と用ひられ、之に密林から草原荒蕪地に至る全てを包括せしめて居り、現在に於ても所謂森林面積は極めて漠然としてゐるが、林野局の百萬分の一の印度支那地圖に於ては本來的森林とは殆ど決定的に森林開拓の行はれたる面積なりと見做してゐる。然して佛領印度支那の總面積七四〇、四〇〇粁平方即ち七四、〇四〇、〇〇〇陌に對し自然草木の生育せる面積は五五、〇〇〇、〇〇〇陌即ち總面積の約七四％であるが、所謂本來的森林面積は最大に見積つて三七、八〇〇、〇〇〇陌である。而して此の本來的森林面積は其の森林蓄積の程度に應じて分類すれば、(イ)蓄積豐富なるもの、即ち陌當り三〇〇米立方以上にて、その中少なくとも三分一が優良材なるもの＝六、〇〇〇、〇〇〇陌、(ロ)蓄積中位なるもの即ち陌當り一五〇乃至三〇〇米立方にして其うち優良材約四分一を含むもの＝二四、〇〇〇、〇〇〇陌、(ハ)蓄積豐富ならざるもの即ち陌當り一〇〇乃至一五〇米立方にして優良材僅少なるもの＝七、七〇〇、〇〇〇陌となる。草原の面積は約一五、一〇〇、〇〇〇陌、其の中蓄積豐富なるもの＝一二、三〇〇、〇〇〇陌、蓄積豐富ならざるもの＝二、八〇〇、〇〇〇陌と算定される。以上の外に安南人の所謂 Nuitroc 即ち禿山一、七〇〇、〇〇〇陌がある。而して上記の内本來的森林にして蓄積豐富なるもの及中位なるもの竝に草原の内蓄積豐富なるものゝ合計は四二、四四〇、〇〇〇陌にて印度支那總面積の五七％を占めてゐる。而して之等を聯邦各國別に就て見るに左表の如くである。

蓄積豐富なる草原

計	二、八〇三、〇〇〇	一、五五三、〇〇〇
面積	六、七四三、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇
總	二、五六七、〇〇〇	一四、七六七、〇〇〇
%	六〇	四二

第三節　木　材

一　用　材（木材）

印度支那の木材は前掲表にも明かなる如く五種に區分せられる。即ち（イ）貴重木はその色、木理、光澤等に於て秀いで、家具、唐木細工、寄木細工等に用ひられる。此種の貴重木は印度支那に於ては年々減少してゐると稱されてゐるが、有名なるものはダンフオン（安南語）＝ツオン（東埔寨語）、カムライ（安）＝ネアンヌオン（東）、トラク（安）＝クランフン（東）、カムチ（安）等がある。交趾支那及南部安南でゴー、北部安南及東京でグー、東埔寨でクラカス、老撾でマレイと稱される荳科植物は彫刻用木材として最も代表的のものである。（ロ）一等材は主として船舶等の骨組用材木及指物用材である。その代表的のものはチークで（老撾に於てはマイサクと稱す）メコン河上流の沿岸地方に特に豐富である。奥地老撾に於て毎年二〇、〇〇〇米立方以上伐採されメコン河を浮流してプノムペン及西貢まで運ばれる。輸出先の主なるものは印度、香港、佛國、英國、新嘉坡等である。（ハ）二等材は普通の骨組用及び粗雜なる指物用材で、主なるものはダウ（安南、東埔寨）、バンラン（安南）＝スララオ（東埔寨）、ソアン（東京）、ユイン（安、東、交）等である、（ニ）三等材は細工容易にして箱・家具等の製作に用ひられる。（ホ）四等材は即ち等外材にして市場價値は極めて低く、多く薪炭用に供される。特に柔軟なる用材は安南及東京等に於て燐寸製造に用ひられてゐる。

主要木材一般用途及適性調査表

出所＝印度支那協會々報

名稱	高さ米	試驗濟	一般用途
Bang-lang	二五	骨組用、彫刻用、模型製作用、川舟用、車製造用、四輪車用、鋤・熊手用、まげる用途、桝細工、挽板用	—
Bo-de	一五	マッチ、製紙	鐵山支柱、木杳製造、箱製造、挽板、樽桶
Boi-loi	二〇	—	骨組、指物細工、川舟、兵器、四輪馬車、箱製造、桝細工、共鳴箱
Ca-chac	二〇	電信柱、棒杭、摩擦機械部分	鐵道枕木、車製造
Cam-lai	三五	唐木細工、寄木細工、彫刻、刷毛材、旋盤工場用	—
Cam-thi	短木	唐木細工、寄木細工、彫刻、刷毛材、旋盤工場用	—
Thi	二〇	—	唐木細工、寄木細工、彫刻用、旋盤工場用
Cam-Xe	二〇	電信柱、棒杭、石壘代用、唐木細工、鐵道枕木、川舟、車製造、刷毛材、摩擦機械部分、旋盤工場用	—
Ca-oi	二〇	—	骨組、指物細工、川舟、兵器、四輪馬車、鋤、熊手
Cham	二〇	製紙材料	鐵山支柱、指物細工、箱製造、マッチ
Cheo	二一	—	指物細工、木杳製造
Dang-Huong	二〇	唐木細工、寄木細工、彫刻、旋盤工場	—
Dau	二〇	骨組、電信柱、棒杭、指物細工、川舟、兵器、四輪馬車、箱製造	—
Gie	二三—二四	骨組、電信柱、棒杭、石壘代用、指物細工、鐵山支柱、電信柱、鐵道枕木、川舟、兵器、四輪馬車、まげる用途、檜工場用	—
Giai	二〇	—	指物細工、唐木細工、寄木細工、模型製作、箱製造
Gai	二四	骨組、指物細工、唐木細工、寄木細工、彫刻、車製造、刷毛材、まげる用途、旋盤工場用、挽板	—
Gu	二〇	唐木及寄木細工、彫刻、木版、兵器、四輪馬車、刷毛材	—
Ho-hi	二〇	指物、唐木、寄木細工、彫刻、兵器、四輪馬車	—
Hoang-linh	二〇	骨組、石壘代用、指物細工	—
Huynh	二〇	骨組、鐵山支柱、指物細工、寄木細工、彫刻、川舟、車製造、兵器、四輪馬車、共鳴箱	—
Kien-Kien	二〇	—	骨組、指物細工
Lat	二五	—	指物、唐木、寄木、兵器、四輪馬車
Lau-tau	二四	鐵道枕木	骨組、鐵山支柱、電信柱、棒杭
Lim	二五	骨組、電信柱、棒杭、石壘代用、指物、唐木、寄木、彫刻、鐵道枕木、川舟、車製造	—
Mo-vang-tam	二〇	骨組、指物、唐木細工、彫刻、箱製造、マッチ	—
Muong	八—一〇	—	骨組、鐵山支柱、指物細工、箱製造、挽板
Nghien	二五—三〇	—	骨組、唐木細工、鐵道枕木、川舟、車製造、兵器、四輪馬車、摩擦機械部分
Phay	二二	—	鐵山支柱
Rang-Rang	二二	—	鐵山支柱、指物細工、箱製造、挽板、樽
Re	一五	—	骨組、指物細工、箱製造
Sang-dao	二〇	—	骨組、唐木細工、鋤、熊手
Sao	大木三五	骨組、石壘代用、指物細工、模型製作、鐵道枕木、川舟、兵器、四輪馬車、鋤、熊手、旋盤工場、桝細工、挽板	—
Sen	一五	—	彫刻、鐵道枕木、川舟、車製造、兵器、四輪馬車
Son	一五	唐木、寄木細工、彫刻、旋盤工場	—
Tau	二〇	—	骨組、電信柱、棒杭、石壘代用、指物細工、彫刻、木版、川舟、車製造、兵器、四輪馬車、摩擦機械部分
Teck, Thi	二五—二〇	骨組、指物細工、川舟	—
Trac	一五	唐木、寄木細工、彫刻、刷毛材、旋盤工場用	—
Traily	二〇	—	骨組、指物、唐木細工、彫刻、川舟、車製造、兵器、四輪馬車、摩擦機械部分、旋盤工場
Tram	一五—二〇	—	鐵山支柱、電信柱、棒杭
Tro	二〇	骨組	—

Vang	一〇	—	指物細工木、木沓製造、箱製造、マッチ
Vap	三〇	電信柱、棒杭、石壘代用、唐木細工、鐵道枕木、兵器、四輪馬車、摩擦機械部分	—
Ven-Ven	二五	骨組、指物、唐木細工、川舟、兵器、四輪馬車、箱	—
Xen	一〇	骨組、鑛山支柱、石壘代用、川舟用、兵器、四輪馬車	—
Xoan	一三—一五	骨組、鑛山支柱、指物細工、箱製造、桝細工、共鳴箱、マッチ	—
Xoan-Rung	一〇	—	電信柱、指物細工
Xoan-Dao	一五	骨組、川舟、兵器、四輪馬車	—
Xoap	一五	—	石壘代用、車製造、摩擦機械部分

二　竹及籐

竹は印度支那の原住民經濟に於て相當の役割をなしてゐる。即ち小屋の骨組、練土塀の支針、門及柱等に一般に用ひられる。原住民の小舟、籠等も全て竹製である。水樋、各種道具の柄、灌漑用具、米に用ひる笊、容器、天秤棒、漁具等總て竹製である。印度支那の籐は安南人諸國ではマイ、東埔寨でプダウ、老撾及奥東京にてヴアイ等の名にて知られ、特に安南及東京に豐富である。取引は重量賣にて重量の單位は擔即ち六〇、四五〇瓦、未加工のまゝ支那及香港に相當輸出される。主としてマイニョクと稱せられる白籐である。ツーランは唯一の籐取引市場になつてゐる。竹及籐は印度支那の凡ゆる地方に於て笊、スパルト、編物等の原料として用ひられ地方村落の比較的有數の財源となつてゐる。

三　木　炭

木炭製造に從事するのは支那人及安南人で原料として北部に於てはタウ、ニエン、トライ、チエオ、ヂエ等、交趾支那及東埔寨に於てはトラム、マングローヴ等を用ふる。賣買は重量で行はれ、大體一〇〇瓩當り二・二〇比弗であるが、商人は之を濡して重量を增して販賣するのが普通となつてゐる。木炭の輸出には一〇〇瓩當り〇・二比弗即ち二法の輸出稅を課せられるが海防、ベンチユイ、西貢等から泰及香港へ相當量仕向けられる。

四　木材加工業

木挽工場—東京に於て最も大なる木挽工場は河内に本社を有する印度支那機械木挽會社（Société des scieries mécaniques Indochinoises）の工場で二五馬力のガス發動機を有してリム、ヂー等大材木の木挽をなして建築用材を供給してゐる。安南に於てはタンホア木挽及燐寸製造會社（Société des scieries et fabrique d'allumettes de Thanh-hoa）、ベンチユイ製材及燐寸製造會社（Société Indochine Forestière et des Allumettes de Bên tiuy）等が同樣に有力な工場を有してゐる。東埔寨に於ける有力なるものはトンポンチヤンのクリスチヤンヴイルにあるコラン工場である。交趾支那に於てはビエンホア木工會社、西貢人力車製造會社其他安南人又は支那人の所有する工場約一〇を數へることが出來る。

燐寸製造—現在燐寸製造に從事する會社が三社ある。即ち東京に於てはベンチユイ製材及燐寸製造會社に所屬する工場があり領内各地に於て操業してゐる。原料は東京奥地及中部仕出のボーデ材である。化學藥品は佛國より輸入し年平均七千二百萬箱の生産がある。安南に於てはタンホア木挽及燐寸製造會社及びベンチユイにある製材及燐寸製造會社で年平均一四〇百萬箱を生産してゐる。

第四節　輸出狀況

輸出狀況

單位〇瓩　出所〇印度支那統計年鑑及貿易年報

種別	一九三六		一九三七		一九三八	
樹脂	六七九	三一八	八三四	三五七	一一〇二	一九二
ラック	一一〇	六四	一一〇	六四	一一〇	六四
ベンジョアン	一一、五四八	一一、二二二	一一、二三〇	一一、二三〇	一一、二三〇	一一、二三〇
チーク材	一〇〇〇	一、六三〇	一、四七四	一二二	一、四七四	一二二
其他の銘木	五八	四二	一二二	九、三四四	一二二	九、三四四
香木	一、三二一	一二、五八五	一、三二一	一七、三四二	一、三二一	一七、三四二
普通木炭	一二、五五〇	四、四一三	五〇三	五〇三	五〇三	五〇三
カルダモン	六五四	五〇三	六〇七	五二四	六〇七	五二四
籐	三七〇	一二、〇二九	一二、〇一五	一二、〇一五	一二、〇一五	一二、〇一五
竹	一二、〇二九	七五五	三七三	九二〇	三七三	九二〇
クナオ						
蕃木髓						

第十三章　水産業

總說—海洋漁業—淡水漁業—水産製造品

第一節　總說

印度支那の漁業は漁法の頗る幼稚なるに拘らず魚族の豐富なるために相當盛であり、又有望なる將來を有して居り、且水産物の輸出は總輸出品目中第三位に在るを以て、その漁撈法の改革と組織的漁業の發達とを見る曉には、本領漁業も亦著しき發展を期待し得る。殊に各地の原住民は獸肉を食せず、魚類は米と共に必需食料となつてをり、乾鹽魚の需要も頗る大なる故、輸出方面より見ても、本業の將來は益々多望なりと言はなければならない。

印度支那海洋研究所の算定に依れば佛領印度支那の沿海及東埔寨大湖及河川の年平均漁獲高は、東京灣及北部安南沿海—六〇、〇〇〇瓲、南部安南沿海—五〇、〇〇〇瓲、泰灣（交趾支那及東埔寨沿海）—五〇、〇〇〇瓲、東埔寨大湖及河川—一〇〇、〇〇〇瓲、合計二六〇、〇〇〇瓲、一瓲當り四〇比弗として一〇、四〇〇、〇〇〇比弗、即ち一〇四、〇〇〇、〇〇〇法の收穫である。併し此の見積は領内取引及び地方消費のみに關する極めて内輪の見積であつて、此の外同じく右研究所の調査に依るバサック及メコン河口附近—一〇〇、〇〇〇瓲、ビイエンソン及カプキヤオ—二〇、〇〇〇瓲、泰灣に於ける曳網漁獲—三〇、〇〇〇瓲、合計一五〇、〇〇〇瓲を加算せねばならない。即ち之に依れば印度支那の年平均漁獲高は四一〇、〇〇〇瓲で、佛國の海洋漁獲二五〇、〇〇〇瓲に比して遙に莫大なりといふべきである。然して印度支那の漁業は大別して海洋漁業と淡水漁業に分類することが出來る。

第二節　海洋漁業

印度支那の海岸線はS字形をなして三、〇〇〇粁以上に及び沿海漁業は自然的には極めて有望である。而して主なる漁場は南支那海、東京灣及泰灣である。海洋漁族は極めて豐富にして現在印度支那沿海に於て漁獲される魚族の種類は二五〇乃至三〇〇種に達して居り印度支那海洋研究所魚類學研究室に於ても未だ結論には達してゐない。又機船底曳網漁業に就ても未だ全般的に十分の結論は得られてゐないが、少くとも東京灣に於ては有望視せられてゐる。

東京灣主要魚族名及漁期

出所＝南支那・佛領印度支那之水産業

和名	土名	佛名	漁期	摘要
鯖	カチヤイ(カツー)	Maquereau	九月	
鯨	カモオイ	—	九—10月	
鯛	カホム	Pagre	一—三月	
鰹	トーフー	Bonite	一—一月	
鮪	カチヤイ	Brochet	一〇三月	
鮭	カトツー	—	一—四月	
鰯	—	—	二—三月	
アカエイ	カドイ	Pastenague	五—八月	
鱶	カマブ	Requin	二—三月	
蝦	コントム	Langouste	一—二月	
蟹	コンクツ	Crabe	五—八月	
烏賊	カモグ	Seche	三—八月	
蛸	マイマイ	Poulpe	—	少なし
鱶	カソン	Pojisson vieille	四—九月	
鰯	カラム	Sardine	一—二月	少なし
中舌	カロンボン	Sole	—	

一　東京灣沿岸

主なる漁場を東から西に列記するに、(一)ムイニヨク及モンカイ附近、主として定置漁業である。(二)ゴウトー島からバクロウン岬の間、特に支那人の漁業に從事するものが多い。(三)鴻基からケバオに至る沿海地方、(四)ライシヤンサム島及ションライチヤオ附近、(五)カトバ島及ノルウエイ島、(六)ドソン地方等である。而して東京灣に於ける漁業に於ては特に支那人が優勢で北海、海南島方面から二〇トン乃至六〇トンの戎克にて來航しアロン灣を中心に漁撈に從事し、漁獲物は主として海防市場に賣捌かれる。安南人漁夫は一般に冒險心に乏しく企業心なく其の日暮しであつて、漁獲物は轉賣人或はニヨクマム工場に數サペクにて賣却する。

二　安南沿岸

漁業者及魚族の多いのは北部のタンホア、ゲアン、ハチン等の諸州、南部のカンホア、ビンチユアンである。漁業及水産加工業に從事する安南人の數は約三〇、〇〇〇、之に同數の婦女子が從屬する。漁期は一般に一〇月—一一月から三月—四月に至る間である。漁船は約三、〇〇〇艘と認められる。安南南部の年漁獲高は大約五萬瓲と推定され、一般に定置漁業が行はれるが安南人の特殊漁法としてカルマル法がある。之は槍烏賊の發光器官を燈火代用として漁獲を行ふ、槍烏賊の通過期間は五月乃至八月であるが、漁夫は、これを捕へてその腸の上部から發光器官を摘出し、これを魚の膀胱中に入れて結紮せしめ、釣絲に結びつけて魚族を誘引する。この燈火は約六時間の使用に堪へる。キノンニヤチヤン附近で行はれてゐる。

三　交趾支那沿岸

南支那一帶に出漁してゐる支那人及安南人の來航漁撈する者約二萬と推定されるが漁撈法は幼稚である。且カモウ岬から東埔寨一帶は南西の恒信風に曝されるため泰灣及東海岸等に於ける程盛んではない。支那海に出漁する交趾支那の漁夫は好天氣に限り海上漁業に從ひ、荒天の時は河川、運河又は堀割等へ避難して漁業を營む之は大河の下流に於ても漁獲出來るからである。

メコン河、ドンナイ河、バサック河の三角洲地帶に於ては、毎年十月下旬から、翌年の四月へかけて、魚族の大群が水深三〇米以内に、帶狀をなして河口附近へ集來する。こゝでは近代的曳網漁業の可能なことも立證され、海洋研究所の推算によれば、この漁場で、捕獲し得る漁獲高は、年十五萬瓲沿岸漁業第一の富源となつてゐる。交趾支那に於ては漁獲自身よりも漁獲物加工業の方が發達してゐる。之は住民が特に米と共に鮮魚、乾魚、鹽漬魚、燻製魚を常食とするためである。

四　暹羅沿岸

フコク島附近に於て一年の中四箇月は漁撈が出來る。安南人漁夫はフコク島の外アントイ、ホントム、プロパンヂヤン等の島嶼附近に出漁するが漁獲は豐富でない。殊に之等の安南人は貧困で漁船は季節を定めて賃借してゐるにすぎない。

五　柬埔寨沿岸

東埔寨人は全く漁業を行はず、航海にも無智である。從て東埔寨沿岸の漁場には約三、〇〇〇の安南人漁夫が北東の季節風を利用して蝟集する。但し水産加工業は東埔寨にも發達して資本一、〇〇〇乃至四、〇〇〇法の數多の小工場が出來てゐるが是等の資本は泰國盤谷在住の支那人の出資であるといふ。

第三節　淡水漁業

印度支那は河川湖沼に富むため原住民漁法の幼稚なるに拘らず到るところに淡水漁業が發達し漁獲高も亦相當額に達してゐる。即ち東京に於ては陸上に一定の住地を有せずして水上生活をなす河川漁民多く、東京デルタ地方、特にタイビン州に於て此の水上部落十五以上を數へることが出來る。漁法としては釣竿、釣絲、投網、敷網、陷等が用ひられてゐるが時に銛、魚梁、三叉等を應用するものがある。尙上流のモンカイ地方に於ては鵜飼をなすものがあるといふ。安南に於ても河川又は湖水のあるところで簡單なる定置漁具又は漁網を以て行ひ、沿岸原住民にして之に依て生活してゐるものは相當數に上る。交趾支那に於ても淡水漁業は相當の盛況を示してをり特にショドツグ、ロンシエン、サデク、カント、ビンロン、ビエンホア、タンアン等に於て一一月から翌年六月末まで盛に行はれる。但し暑氣のため魚類の貯藏は極めて困難である。淡水漁業の最も盛んなるは東埔寨で、水準の最も低下せる時でも面積三、〇〇〇粁平方、北西から南東への距離一五〇粁を有する大湖（土語にトンレサップと稱す）は實に天然の養魚場をなしてゐる。漁法は極めて簡單で漁具としては底の扁平なる、竹握網、網等を用ふるのみである。淡水魚も種類が極めて多いが、用途上からは(一)乾又は鹽漬に用ふるもの、(二)鮮魚のまゝ食用に供するもの、(三)魚油を採るに用ふるものゝ三種に大別することが出來る。

右の乾魚及鹽漬魚は支那商人が買付けて戎克に依てプノムペン、西貢、ショロン等に送り一部は東埔寨及交趾支那の地方消費に供給するが大部分は泰のウボーン及コーラートに仕向けられ、その殘部が新嘉坡、廣東、爪哇等に輸出される。燻製魚は外國仕向は少なく、多く領内消費にあてられる。魚油脂は支那商人が買付てプノムペン、ショロン等に送るが、一部分はマルセイユ市場に仕向けられ機械油として使用する。

輸出　東京アロン灣、東埔寨大湖、交趾支那河川等産の魚族は年々輸出を增加してゐる。仕向地は新嘉坡（七一%）、香港（一二%）、支那、泰等である。乾鹽魚其他の生産物の輸出入に就ては「貿易の部」を參照せられたし。

漁業法　前述の如く印度支那に於ける漁業者の主力は支那人にして、安南原住民は實力上大なる壓迫をうけ利益は支那人に獨占される傾向あり、且つ密漁者の取締を嚴にする爲一九一一年六月以來取締が嚴重にせられ特に東京灣に於ては航海稅の外に乘組員一人當り一比弗が課稅される。東京灣のみならず老撾を除き一般に毒物・麻醉藥の使用に關して制限あり又漁船の賃貸に關して制限されてゐる。

第四節　水産製造品

水産物の製造加工は極めて幼稚なる域を脫せず漁業から分離されてゐない。氣候の關係、輸送機關及冷藏施設の不備から鮮魚のまゝで市場へ搬出されることは割合に少く、幼稚ながらも加工されるものが多いが、

加工の多くは漁船又は漁村に於て原住民の手で簡單に行はれる。加工品の大部分は乾魚と鹽魚であるが、一部では燻製、魚醬、魚油、浮嚢、鮫の鰭、魚卵、鼈甲、貝鈴等の生產加工も行はれてゐる。水產物の製造加工業もその實權は何れかといへば支那人の掌中にある。海鹽も魚醬の製造と共に原住民手工の重要な產物である。

一　鹽漬乾魚

佛印の漁夫は、安南人でも亦支那人でも、自家用消費地方的販賣、更に輸出用として大部分の漁獲物を鹽魚及び乾魚として保藏する。これ等の製法は一般に長さ十五糎以上の魚、大湖では二十五糎以上は頭を刎ね藏物を拔き、時には身を開いて鹽漬として貯藏する。鹽の割合は冬季は魚量の三割、夏季は四割方を標準としてゐるが、輸出用の場合は更に多量に用ひることになつてゐる。これ等の作業は一般に、漁船の上で行はれ、消費及販賣の時まで船艙に保藏される。

乾魚はこれらの鹽漬を更に簀の上で天日で乾燥するので乾燥時間は普通一、二日である。乾燥は海岸、湖岸及河岸のもとで行はれる。

鹽魚及乾魚は一時倉庫に保藏されて各種交通手段によつて近隣の市場へ運ばれる。大都市の市場は漁場から來る大部分の生產物を集め大低舶販をもつて更に奥地の市場や外國市場へ搬出する。

第一の消費者は漁夫自身であるが佛印では支那及泰國へ次でシンガポールへ輸出されるが、一九三六年に於ける燻魚を含めて鹽魚、乾魚約二萬五千瓲を輸出してゐる。

二　魚醬

（土語で Nuoc mam）—Mam と稱せられる魚の副產物は佛印に於て、一般原住民の日常食料品の不可分の要素で、安南人は三度の食事にこれを調味料として愛用してゐる。この水產加工品は、ソデューム鹽化物、特に窒素を含むが故に粗食の原住民にとつては不可缺の榮養素になつてゐる。これには種類が多く、そのうち Nuoc mam が最も普通に用ひられてゐる魚醬である。

魚醬の製法は極めて簡單で、先づ器底直徑一・二五米乃至一・七〇米高さ一・四〇米乃至一・六〇米の樽を用意し、その樽の側底面に近いところに穴を穿つて竹の口をつけ、それを木製の栓で塞ぐ、樽の中には、穴の附近に貝殼、粗殼、毛髪の束等を濾過用に詰める。二、三日經つて、鹽が水分を吸收して魚の下降するを待つて、その上に檳榔樹の葉を載せ、更に竹の簀子を被せて、その上から石の重しで壓す。斯くて、三箇月半乃至一箇年放置してから、栓を拔いて、黄金色の液體を少しづつ流出せしめる。これが最も上等の魚醬である。更に第二の樽、第三の樽へと同樣な樽作を繰返してその液汁を混じ、第五の樽までつゞけて、最後にやや暗黑色を帶びた第二の魚醬を採取する。これは上等品の約半値である。最後に魚醬を採つた樽からは、油や魚粕が採集され胡椒栽培の貴重な肥料となる。魚醬は普通二年以上は保存出來ない。又强烈な臭氣を發散しこれを賞味する安南人でも最初は口にし得ないと云はれる程である。

魚醬は、東京、安南、交趾支那で製造されるが、泰灣のフー・クオーグ島のものが優れてゐる。これは全印度支那で消費されるが、モイ族の如く奥地の住民はこれが用法を知らない。日に約百瓲、年三萬五千瓲、安南人だけで三萬瓲を消費するものゝ樣である。

魚醬の研究は工業的且食糧的見地から特に重要である。佛蘭西では藥劑師上・ローゼ氏（Rozé）及印度支那漁業海洋局長クラムプ氏（Krempf）が佛印魚醬に關して詳しい研究を發表してゐる。

三　製鹽

佛印に於ては鹽は絶對的に必要な食糧及原料品である。原住民は全力をあげて之が獲得に努めてゐる。

海鹽の主要產地は交趾支那、安南南部、東京の海岸に點在してゐるが交趾支那及び安南南部では天日製鹽を行ひ、一乾燥季中一陌當り年三〇瓲乃至四〇瓲を產出する。東京では濃鹹水を入れた鐵、又は素燒の釜を薪で熱する煎熬法をも採用してゐる。安南のビンチュアンのカナには佛人經營の「印度支那製鹽會社」Société des Salines de l'Indochine が創設され、鹽田面積四〇〇陌を所有し、歐式製鹽法により年六萬瓲乃至七萬瓲を生產してゐる。

一　生產量及輸出

天候及經濟事情の影響を受けて生產量は年によつて增減を見るも大體に於て二〇萬瓲を產出し完全に自給自足の狀態に在る。若干の餘剩は香港、支那、新嘉坡、日本へ輸出してゐる。

地方別鹽生產量表（一九三〇—三八年）

單位＝瓲　出所＝印度支那統計年鑑

年次	安南（南部）	東埔寨	交趾支那	東京及北部	安南	計（註）
一九三〇	一〇六、四八五	—	—	七九、二五九	五一、五九一	二三七、三三五
一九三一	二二、〇四四	—	—	六九、七三八	五八、九六七	二四九、七四九
一九三二	二二、二五四	—	—	七一、一三〇	五八、七九四	二五一、一七八
一九三三	七六、六九七	—	—	三二、七一八	三六、一〇八	一四五、四九三
一九三四	九四、八〇八	—	—	四一、八〇九	三三、八四一	一七〇、四五八
一九三五	一一、四五六	—	—	六三、九四〇	三一、三八二	二〇六、七七八
一九三六	一〇八、五〇七	—	—	五一、一五七	三一、五四五	一九二、二〇九
一九三七	一〇五、三六四	—	—	四三、七七五	三〇、八四二	一七九、九八一
一九三八	一〇七、四六六	—	—	三六、八六二	三五、六〇〇	一七九、九二八

鹽生產、輸出、滯貨及消費高表

單位＝千瓲　出所＝同前表

年次	生產	輸出	年度末滯貨（註）	領內消費
一九三〇	二三七、三	四二、五	二四五	一五八
一九三一	二四九、七	三二、九	三三二	一三〇
一九三二	二五一、二	二八、七	四二四	一二〇
一九三三	一四五、五	六九、四	二四六	一五四
一九三四	一七〇、四	一二、二	三六七	一二七
一九三五	二〇六、七	三三、一	三九二	一四八
一九三六	一九二、二	九二、八	三三九	一六二

佛領印度支那……水產業

一九三七	一七九、九					
一九三八	一七九、九	九三二	二四一	一七五		
（註）鹽商人に於ける滯貨を含む		六八、四	一六七	一八六		

各國別鹽販賣價額表

單位＝千比弗　出所＝同前表

年次	安南（中南部）	東埔寨	交趾支那	老撾	東京及北安南	合計
一九三一	一〇〇、一八	三六	一、七〇二	二二	一、七三一	四、五〇九
一九三二	九八、一	二六	一、〇八六	一五	一、八七四	三、九八二
一九三三	九五、八	一九	一、一六六	一三	二、〇五四	四、二一〇
一九三四	一、五九、八	四〇	一、〇一〇	九	一、三三七	三、九九四
一九三五	一、六五、九	三八	一、二一七	二二	一、二〇四	四、一三〇
一九三六	一、八五、四	五一	一、三二〇	一四	一、五二四	四、八一三
一九三七	二、〇〇六	七〇	一、四〇三	一六	一、五〇九	五、〇〇四
一九三八	二、〇七四	七一	一、九五七	八	一、六七四	五、七八四

2　鹽務行政

鹽務行政は、稅務局の監督下にあるが、自由に製鹽することが出來、業者は過去三年の平均生產量以上の生產に對しては別に納付金を課せられる。稅務局は領內の產鹽を全部買上げ、消費稅、取扱手數料、運賃を附加して一般に拂下げる。即ち專賣制が施かれてゐるが輸出鹽及農工用のものに對しては消費稅は免除されてゐる。

第十四章　鑛　業

總說—燃料鑛物—金屬鑛物—其他の鑛產物—勞働者—附主要鑛山會社一覽表—鑛業法

第一節　總　說

一、概　要

佛國の侵略上の一要因を爲してゐた印度支那の地下資源、殊に無煙炭は、その品質極めて良好であり埋藏量も亦莫大で、その名聲は夙に內外に著名であつた。而して佛國の進入以前既に石炭に限らず一般地下資源も原住民或は銀鑛探索を目的とした支那人等に依て發見せられ同時に小規模乍らも彼等に依て經營されて居たもので、今日佛人に依り經營されてゐる各種鑛山は殆ど總てその發見にかゝるものである。

炭業が佛人の手に依て初めて大々的に企業化されたのは、佛國の侵略完成後間もない一八八八年で、東京佛國無煙炭會社が鴻基に設立された。本社は設立後長期間の困窮時代を經過したが、一九〇〇年に至つて漸く利潤を上げ得ることゝなり、爾後年と共に順調に發展を遂げた爲之に刺戟を受けた多數の佛人企業家が陸續斯業に參加することゝなり、遂に今日の繁榮を招來したものである。

一方一九一二年一月二六日に最初の鑛業法が制定されたが、本法は斯業發展の爲に鑛床發見者の權利を全幅的に保護せんとしたもので、鑛業權の獲得者は單純なる申請を以て九〇〇陌の調査を實施し得る外、三箇月と規定せられた調査有效期間も簡單な法的手續と若干手數料の納付に依て永續的に之を更新し得られた。又鑛業權の附與も鑛石成績、埋藏量或は請求者の性質、能力にも關係なく許可せられてゐたのである。其後一九三三年一一月二三日に改正鑛業法が規定せられ、液體及瓦斯體炭化水素、ピチユーム、アスフアルト及グリツト、瀝青含有片岩等の調査並に採掘に關する特別規定の外、其他の鑛物に對する制限、鑛業權所有名義人に對する保證及事業成績等にも若干の制限が附せられるに至つたが、終始一貫する佛人に對する極端なる保護政策に依つて今日農業に次ぐ大產業となり、佛人企業家及投資家の獨占產業として唯一の對象となつたのである。

鑛つて過去に於ける生產額に依てその消長を見れば次表の如くで、一九一八、二九兩年は一九〇〇年の一八倍餘に達し大躍進を示してゐる。尙一九三一年以降の著減は世界經濟恐慌の影響に依るものである。

累年鑛物生產額表

單位＝千比弗

年次	產額	年次	產額
一九〇〇	約 一〇〇〇	一九三一	一三、一五〇
一九一三	九、五七一	一九三二	一一、八〇〇
一九二四	一一、三七四	一九三三	一〇、〇一一
一九二五	一三、七五三	一九三四	九、六一四
一九二六	一四、八八五	一九三五	一一、一〇四
一九二七	一六、五一一	一九三六	一四、〇一一
一九二八	一八、四六〇	一九三七	一九、二七一
一九二九	一八、六一〇	一九三八	二六、一〇〇
一九三〇	一六、八〇〇		

而して近年は著しき增加を示しつゝあり、現在本領產業界に在つて五大重要生產物の中に數へられて居り、重要輸出品としての地位は左表に示す通りである。而して一九三五年五月四日附調印を見た佛支通商協定に依る本領產炭に對する保證或は亞鉛鑛山に對する六七二、二九八法の補助金の支出等政府の適當なる處置に惠まれ益々增加の傾向にある。尙支那事變及第二次歐洲大戰勃發により鑛物資源の需要は益々高まり未開發鑛床の採鑛事業の進展に依て今後益々その發展を期待されるもので、本領の鑛業界は多幸なる將來を豫約されてゐると言ふことが出來やう。

重要生產物輸出價額表

單位＝百萬比弗
出所＝印度支那經濟時報

商品別	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
米及其副產物	六二・三 四・一	六〇・三 七・四	四六・五 七・〇	四三・六 一九・七	六四・八 一四・五	七六・四 二四・四	一〇九・四 四六・六
玉蜀黍							
水產物	七・六	六・四	五・〇	五・〇	五・三	六・三	七・五
護謨	二・七	二・七	四・三	四・二	一・九・二	一・三・七	
燃料用礦物	一・三・七						
亞鉛及鉛（鑛及金屬）	九・二	六・六	六・二	四・九	九・九	七・五	八・九
錫及タングステン（鑛及塊）	一一・三 〇・八	〇・一	〇・五	〇・一	〇・四	〇・六	〇・四
其他（金、寶石、クローム）	一・二 〇・一	一・三 〇・〇	一・六 〇・〇	二・〇 〇・三	二・〇 〇・二	二・八 〇・三	一七・九 一・七
	八・〇	八・三	七・三		一二・五	一一・二	

二　鑛業法要綱

鑛業の現行基本法は一九一二年一月二六日附大統領令である。その要點を擧げれば、次の如くである。

一、鑛區の調査及拂下許可は當該聯邦各國行政長官の發給する認許證を有する個人又は會社に限る。

一、前掲認許證を獲得せる個人又は會社は鑛區所在地の行政廳に申請し、三粁平方の地域を限定して調査許可證の下附を受くることを得。（手數料一〇〇乃至五〇〇法）

一、鑛區調査許可の有效期間は三箇年としその期間內に鑛區拂下の手續を終らざる時は無效とす。尙手續は當該州長官に提出するものとす。（手數料五〇〇法）

一、調査又は採掘を目的とする者は個人にあつては佛國民、同籍民又は保護領民、會社にあつては本社を佛國又は印度支那に有し且重役の四分の三が佛國民、同籍民又は保護領民たる場合にのみ許可せらる。（佛國資本は過半數を占むる規定である）

この基本法は今日と雖も變りはないが、一九二一年法に於ては、當時未踏査に近い狀態にあつた鑛山採掘を奬勵する意圖の下に鑛床發見者の權利を最大限に擁護した。卽ち鑛業權の獲得者は單なる申請を以て九百陌迄の調査を實施し得る外、三箇年の調査有效期間も簡單なる法的手續と若干の手數料の納付により永續的に更新することが出來た。又鑛業權の附與も採鑛成績、埋藏量或は請求者の性質資力等に關係なく許可せられた。

次で一、二の改正を經て行はれた一九三三年一月二三日大統領令（一九三四年一月九日公布）は液體及び瓦斯體炭化水素、ピチユーム、アスフアルト、瀝青、地瀝青及び瀝青含有片岩の調査並に採掘に關して、特別規定を設けたる外、(一)同一人の所有し得る鑛山採掘許可數は最大限五個、(二)許可を得たるものはその年度より直ちに事業に着手しこれを繼續する義務がある。若しこの規定に違反したる場合は許可を取消す。(三)鑛脈が採掘可能であり、その採掘に要する技術、資本を有することが證明されたる場合は、當該許可を直ちに拂下げに變ずることが出來る等の修正を施した。

一九三五年三月三〇日大統領令（五月九日公布）によつて一九一八年七月二八日の大統領令が改正され、印度支那に關する限り鑛山採掘の許可は印度支那總督によつて與へられることゝなり、一九三七年六月一四日大統領令は鑛區拂受人が一般利益に有害なる方法を以て開發を中止し、又は制限するときは、その權利が取消されること、佛蘭西國家、印度支那總督府及び適格者たる機關に對し自ら鑛業に從事する權利を保留すること、前記の液體及び瓦斯體炭化水素等に關する一九三三年一一月二三

日大統領の定むる特別調査權制度は暫定的に停止すること等を規定した。（附錄　佛印鑛業法拔萃參照）

一九三七年六月一四日附大統領令により鑛業權を封鎖されたる地域は次の如し。

一、東埔寨スチユントラン州ボケオ地方（但し炭化水素は之を除く）
一、老撾ルアンプラバン王領内地域
一、老撾サヴアナケト州チエポーン地方
一、老撾サムヌーア州及東京ソンラ州に包含されたる地方（東西―自經度一一三度一八分至一一三度三八分、南北―自緯度二三度〇六分至二三度二六分の間）

三　鑛業權下附數及鑛區數

鑛業權取得の出願は東京にあつては鑛山部長、其他にあつては各州長官宛に行ひ、採掘權は總督によつて附與される。試掘を出願した者は試掘出願受領證を交附され、別に試掘許可證を受けることも出來るが、その件數は出願數の半分にも足りない。

採掘出願數は試掘出願數より遙に少く、採掘許可數は更に一層少い。最近に於ける採掘許可件數は一九二九年の二九四件が最高で以後漸減してゐるが一九三六年からは急激に增加してゐる。之は一九一八年七月三〇日の大統領令の規定を以て許可された鑛業權が一九三五年三月三〇日の大統領令により一九三七年八月以降無效となる爲に再出願されたことが原因してゐて、必ずしも景氣の恢復のみに歸することは出來ない。

試掘出願件數表

出所＝渡邊源一郎著佛印の鑛產資源

年次	東京	安南	老撾	東埔寨	交趾支那	計
一九二七	二二四五	一五一五	七五七	二二九	三〇	四七七六
一九二八	二三三七	三八九〇	一三三八	二六六	五四	七八八五
一九二九	三八四七	七四三六	二三一九	二七九二	二九一	一七六八五
一九三〇	三四八九	七〇一三	三三一六	二七二六	二七四	一六八一八
一九三一	一九	一六	一四	一六	一四	三四
一九三二	一〇	一	一	一〇	一	一五
一九三三	一七	一三	一	一	一	一九
一九三四	一五	一	一	一	一	一五
一九三五	一四	一	一	一	一	一四
一九三六	一五	一	一	一	一	一七
一九三七	一九	一五	一	一	一	二四

採掘出願件數表

出所＝同前表

年次	東京	安南	老撾	東埔寨	交趾支那	計
一九二七	四八	三二	二四	一六	九	一二九
一九二八	五九	五四	四八	一〇	八	一八九
一九二九	七二	八八	六一	四九	二四	二九四
一九三〇	三五	二七	二二	八	七	九九
一九三一	一〇	一三	五	八	三	四九
一九三二	一一	八	九	八	三	四九
一九三三	二四	七	三	四	二	四〇
一九三四	二七	八	三	二	一	四一
一九三五	三〇	一	一	一	一	三三
一九三六	一	一	一	一	一	三三
一九三七	一	一	一	一	一	一〇四
一九三八	一	一	一	一	一	一〇八

全印度支那に有效なもの

一九三五年三月三〇日大統領令による

一九一八年七月二八日大統領令による

鑛種別鑛區數及面積（一二月三一日現在）

出所＝印度支那統計年鑑

年次	一九三七 鑛區數	一九三七 面積（千碧）	一九三八 鑛區數	一九三八 面積（千碧）
燃料用鑛物	一一〇	二二四・〇	一〇五	一一八・三
亞鉛又は混合鑛（鉛及銀）	三二	一一〇・九	三一	一九・二
錫及タングステン	一二二	五七・四	一二三	五八・三
金	三七	二三・五	三〇	一六・五
銅	八	六・八	—	—
鐵及チタン鐵	九	三・三	八	三・三
クローム	一四	七・二	一四	七・二
アンチモニー	三	二・二	一	〇・九
燐酸石・灰	一六	五・二	一六	四・七
グラフイット（黑鉛）	三	一・八	三	一・八
黑玉	一	〇・一	一	〇・一
ステアテット（凍石）	—	—	三	—
アミアント（石棉）	—	—	四	—
計	二五二	二五二・四	二三九	二三〇・三

（註）①鑛區數中には鑛區を廢棄若くは失權後も廢止されざるものを含む。（一九三七年一二月三一日に於て一〇四、一九三八年一二月三一日に於て六九）
②こゝに鑛區とは所謂コンセッションで、一九一二年一月二六日附大統領令によつて拂下げられた鑛山所有權で、一九三三年一一月二三日附大統領令に規定された液體及び瓦斯體炭化水素、ピチユーム、アスファルト、瀝青含有片岩を除く。

四　政府の鑛業關係收入

一九三五年に於ける鑛業租稅、賦課金及其他の關係鑛物生產高收入は前年より增大してゐる。左に賦課金及租稅の政府收入を示す。

單位＝比弗
出所＝同前表

種別	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
稅				
比率賦課稅	七〇二八五	七八八九八	九八一五四	一二二九六九
燃料礦物	三九四〇五七	三九四二四	四五五一六	二八一二七七
金屬及其他				

試掘許可證發行件數表

年次	東京	安南	老撾	東埔寨	交趾支那	計
一九二七	七五九	六三〇	二七一	二九	二六	一八二五
一九二八	七五二	二四四二	九九七	六八	二八	四二八七
一九二九	二三三五	四三六三	二〇五一	二五九五	二四三	一一五八七
一九三〇	四〇一	二〇七	二六八	六三	三	九四二
一九三一	二四五	三六七	四四	九	—	五六五
一九三二	一八七	一三五	四四	九五	—	四六一
一九三三	二二一	二〇	三六	八	—	二八六
一九三四	二二四	三九	二四	一	—	二〇四
一六三五	二六〇	七四	六三	一	—	三九八
一九三六	三五七	一三	一三二	大	—	三九八
一九三七	四〇四	二五	二二九	三	—	五六一
一九三八	四九六	一六	三七	二	—	六六一

出所＝同前表

採掘許可件數表

年次	東京	安南	老撾	東埔寨	交趾支那	計
一九二七	六一	七	八	八	—	八四
一九二八	六七	二二	六〇	一	—	一五〇
一九二九	一一六	四一	二七一	二	—	四三〇
一九三〇	二五	一四	九三	四一	—	二七二

契約賦課稅（ケバオ鑛區）	一、二五〇	東京地方豫算	一、〇五〇
地上賦課稅	四一、六〇〇	地方豫算	一一〇、六二一
鑛區調査許可に關する固定稅	一一一、〇〇〇	地方豫算	一四〇、二二五
鑛區拂下申請に關する固定稅	五、一〇〇	總豫算	一、一〇〇
鑛區審理に關する固定稅	二五〇	總豫算	一、一五〇
計	一二四、八〇二		五三、五三三

尙此の外鑛山關係の收入としては土地占有稅、電話線及局收入、輸出統計稅或は其他雜生、港灣設備、稅關監督、水道、蒸氣機關檢査等に關するもの等がある。因に本政府收入は本社を本國に設置する鑛業會社多數なる爲、反つて本國收入の方が多額となつてゐる。

鑛物生産高―

鑛物種別生産價額表

種別	一九二九 生産價額	%	一九三〇 生産價額	%	一九三一 生産價額	%	一九三二 生産價額	%	一九三三 生産價額	%
燃料鑛物	一四、三〇〇	八二·〇	一四、八〇〇	八二·七	一二、四五〇	八八·六	一〇、四〇〇	八八·六	八、二一四	八二·〇
亞鉛鑛	一、八〇〇	九·〇	八〇〇	三·六	一、五〇〇	一·九	一、七〇〇	一·九	一、七一一	一·七
錫及タングステン鑛	一、〇〇〇	一〇·六	一、二〇〇	一〇·一	一、一〇〇	八·四	一、二五〇	九·六	一、六二四	一六·二
金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其他	五〇〇	二·九	六〇〇	三·六	一〇〇	一·五	四〇	〇·三	二一	〇·一
計	一七、八〇〇	一〇〇	一七、八〇〇	一〇〇	一四、一五〇	一〇〇	一二、八一〇	一〇〇	一〇、〇二二	一〇〇

種別	一九三四 生産價額	%	一九三五 生産價額	%	一九三六 生産價額	%	一九三七 生産價額	%
燃料鑛物	九、〇〇八	八三·〇	九、二二〇	七三·五	九、五六七	七二·〇	一二、一〇五	六二·八
亞鉛鑛	一、一六	一·二	一、三二一	一·二	一、二二	一·七	三、四五	二·〇
錫及タングステン鑛	一二、〇八一	一一·六	一二、三〇九	一〇·六	一一、六一九	一一·六	五、六八九	二九·五
金	三、二九	三·四	四、〇〇五	三·六	三、五〇	二·七	二、二七	一·二
其他	八〇	〇·八	一、二二五	一·一	二、五三	二·〇	五、〇	三·〇
計	九、九一四	一〇〇	一一、二一〇	一〇〇	一二、〇二二	一〇〇	一九、二七一	一〇〇

聯邦各國別鑛物生産價額表

取位は千比弗
出所は同前表

國別	一九二九		一九三〇		一九三一		一九三二		一九三三	
東京	一七、三六八		一五、五七〇		一二、五〇〇		九、〇五四		八、一五〇	
老撾	九五六		八六〇		五〇〇		九六三		一、二七	
安南	二四二		二四五		一三〇		—		三二二	
東埔寨	三四		二三四		一一〇		五		一五	
計	一八、六一〇		一七、二〇〇		一三、一六〇		一〇、〇二二		九、六一四	

國別	一九三四		一九三五		一九三六		一九三七	
東京	九、六〇七·四		一〇、九六三		一〇、九六三		一三、九三二	
老撾	一、二八六		一、九一九		一、九一九		二、四二四	
安南	三五〇		四〇八		四〇八		八一〇	
東埔寨	一一〇·六		一一一		一一一		一〇六	
計	一一、一一〇四		一二、〇一二		一二、〇一二		一九、二七一	

取位は千比弗
出所は同前表

第二節　燃料鑛物

一　概要

印度支那產燃料用鑛物即ち各種石炭は當領產業界に於て頗る重要な位置を占め、專ら東京地方がその生產中樞地をなしてゐるが、此の點南部の交趾支那が農業の中樞地位にあるのと好對象を成してゐる。

東京地方の炭礦々床は主として無煙炭及褐炭を供給し、無煙炭は一般に鴻基炭と稱せられてゐる。礦區として最大なるものはアロン灣沿岸のドンチュウであるが、一邊約一八〇米の三角形を成し、位置は水平線と同高を保ち、採掘法は最も簡單な露天掘を行つてゐる。本產炭は煤煙及何等の殘溜物をも殘さない良質炭である。此外の炭礦會社に於ても露天掘を行ふもの多く、又地下掘のものと雖も礦層は地表に近く且一般に頗る厚い。因に當領の斯業は遠く佛領前紅河沿岸に數箇所の炭礦が支那人に依て經營されて居たのに端を發し、今日の隆盛を來すに至つたもので、東京に於ける有力な炭礦會社は何れも前記アロン灣附近に集中されてゐる。而して現に採掘に從事してゐる主要炭礦會社數は無煙炭礦九、瀝青炭及褐炭炭礦二、合計一一で、年產額二〇〇萬噸內外、一九三五年中の總輸出量は約一五〇萬噸、價額九九〇萬比弗に達してゐる。尙其の炭質の優秀と採掘の容易とに由り企業家の收益甚だ多く、米が土着人に對し重要なる資源であると同樣、斯業は當領に對する投資家たる佛本國企業家に取り最大の金穴をなしてゐる。

市場關係に於て印度支那產炭の大部分は東洋諸地方に於て消費せられ、一九三五年總輸出量に對するその割合は七四%を占め、その內我國は六八%、支那一九%で、我國は支那と共に好個の顧客を爲してゐる。東洋以外に仕向けられるものは殆ど佛本國が占め一部が北米及伊太利向けである。以上の輸出炭は總て無煙炭であるが、褐炭・瀝青炭は領內で消費されてゐる。

二　生產高及消費量

最近數年間生產量は漸減し澁滯狀態にあつたが、一九三五年に至つて著しく恢復を示した。即ち左に示す如くである。

石炭生產高表

取位は千瓲
出所は印度支那經濟時報

種別	一九三〇 生產量	%	一九三一 生產量	%	一九三二 生產量	%	一九三三 生產量	%
無煙炭（揮發分三乃至一〇%）	一、八五八	九六	一、六七三	九七·三	一、六六八	九七·七	一、五四一	九七
其他の石炭（同右一四乃至四五%）	七七	四	五三	三·一	四六	二·七	四九	三
計	一、九三五	一〇〇	一、七二六	一〇〇	一、七一四	一〇〇	一、五九一	一〇〇

種別	一九三四 生産量	一九三四 %	一九三五 生産量	一九三五 %	一九三六 生産量	一九三六 %	一九三七 生産量	一九三七 %
無煙炭(揮發分三乃至一〇%)	一、五五五	九七・六	一、二四〇・五	九八・一	二、二五〇	九八・四	二、二六五	九八・二
其他の石炭(同右一四乃至四五%)	三七	二・四	二四	一・九	三六	一・六	四三	一・八
計	一、五九二	100	一、二七四・五	100	二、二八六	100	二、三〇八	100

右の生産量を更にその採掘方法即ち露天掘及地下掘に區別して見るに左の如くである。尙礦層の厚さは種々あるも一般には〇・六乃至五〇米——のものが多いが、特例を擧げれば東京炭礦會社所屬のカムフア礦山の如きは八〇米で、然も露天掘を以て施業せられてゐる。

採掘種別生産高表

採掘種別	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
露天掘	六三五	五七〇	四七〇	四五〇	四四六	五一〇	六二七
地下掘	一、三〇〇	一、一五七	一、〇三四	一、〇四一	一、〇四六	一、二六四	一、五五九
計	一、九三五	一、七二七	一、四九二	一、四九一	一、四九二	一、七七四	二、一八六

（備考）前表各年の生産量と稍々差異あり。

次に本領に於ける燃料礦物の移動狀態を見るに、

燃料用礦物移動狀態表

單位＝千瓲
出所＝同前表

項目	一九三〇 石炭	一九三〇 煉炭及骸炭	一九三一 石炭	一九三一 煉炭及骸炭	一九三二 石炭	一九三二 煉炭及骸炭	一九三三 石炭	一九三三 煉炭及骸炭	一九三四 石炭	一九三四 煉炭及骸炭	一九三五 石炭	一九三五 煉炭及骸炭
年度生産量（註）	一、九二五	一四四	一七二六	一三五	一、七二四	一〇〇	一、五九一	七三	一、五九二	一四	一、七二四・五	一〇
輸入量	五一	〇	四五	一	三九	—	二八	—	二・五	—	七九	—
總内ストック量 貯藏量	一四	—	—	—	—	—	一七	三	—	—	—	—
總内ストック量 引出量	—	—	三四	—	九四	—	—	—	九四	—	—	—
計	一、九七二	一四三	一、八〇五	一三五	一、七七四	一〇三	一、七二三	七〇	一、八〇三・五	一〇	一、七七三	七〇
同總移動量 煉炭及骸炭製造用炭量 生産炭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四九・五	—	—
同總移動量 煉炭及骸炭製造用炭量 輸入炭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
國内消費量及輸出量（註）	一、九七二	一四三	一、八〇五	一三五	一、七七四	一〇三	一、七二三	七〇	一、七五四・九	一〇	一、七七一	七一
ストック量	四七〇	一三	一三五	一四	五一五	三一	四二一	三四	四八四	二六・五	二四〇・五	一五

（註）輸入炭は總て瀝青炭及半瀝青炭に限られ輸出は無煙炭のみである。

前表各年度總移動量中輸出量及ストック量を除去したるものが消費量となるものである。左に一九三〇年以降の石炭、煉炭及骸炭の消費量を示す。

石炭煉炭及骸炭消費高表

單位＝千瓲
出所＝印度支那統計年鑑

項目	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
各種石炭（註）（内鑛山消費量）	六八六	五四六	五一八	四六二	四二八	四九四
煉炭及骸炭	八一	五五	五〇	五八	四〇	五六
	一〇五	一一一	六八	六四	六六	七八

（註）商人及消費者の入庫せしもの、其他煉炭及骸炭製造用消費量を含む。

石炭、煉炭及骸炭の各年の消費量は右の如くであるが、液體燃料の輸入量は左の如くで全部領内で消費され石炭の約一二萬瓲に相當してゐる。

	一九三五 瓲	一九三七 瓲
石油	三〇、〇〇〇	三六、一〇〇
エッセンス	三六、〇〇〇	三〇、四〇〇
ガスオイル	一一、〇〇〇	一四、三〇〇
フーエルオイル	六〇	一八〇
合計	七七、〇六〇	八〇、九八〇

市價の變動及運賃―炭格の分類差異に依り後說種類別に見た市價と一致しないが、一九三二年以降一九三五年迄の平均市價を見れば無煙炭平均市價（東京灣港渡し）

一、分類	炭	一九三五	一九三七
		一九三二 地弗 10・1四	一九三四 地弗 六・六〇
		一九三三 八・〇五	一九三五 六・五一
二、粉炭及混合炭（同前）		一九三二 四・〇四	一九三四 三・二〇
		一九三三 二・六〇	一九三五 二・四七

蒸氣機關用石炭平均市價（輸出河港渡し）

一九三二	八・八二	七・二〇
一九三三	八・〇〇	六・五四

右の如くで、一九三五年に於ける各炭は夫々一九三二年より、一九%、三九%及一八・五%の減價に相當してゐる。

而して上海に於ける主要石炭の市價に就いて述べれば、（瓲當り市價）

	一九三五 元（國幣）
印度支那炭（鴻基炭）	
支那炭	
無煙炭（柳江、河北）	一五・〇〇
開平第二號炭（河北粉炭）	八・七〇
滿洲炭	
撫順第一號炭（撫寧混合炭）	一五・五〇
同第二號炭（撫寧粉炭）	一三・〇〇
日本炭	
松浦第三號炭（塊炭）	二二・七五 地弗
鯰田第一號炭（混合炭）	一三・三〇
三池第一號炭（粉炭）	一三・八〇

の如く印度支那無煙炭は他國產炭に比し遙かに高價を保持してゐる。

運賃は近年漸次低下の狀態にあつたが、一九三五年中にアビシニア事變の勃發に依り漸次騰貴した。左に一九三五年の運賃及變動を示す。但し瓲當りとす。

東洋		四乃至五圓
一九三五年	日本	二乃至三香港弗
	香港	
歐洲		一九三五年二月末 佛國

同	三及四月	佛國	一八・六
		伊太利	一八・三
		伊太利（アドリア海港）	一九・〇
同	七月	佛國	一七・九
		伊太利	一七・〇
同	八月	佛國	一四・六
		伊太利	一五・〇
同	九月	佛國	一九・九
		伊太利	二一・〇
同	一〇月	佛國	二四・〇
		伊太利	二二・〇
同	一一月及一二月	佛國	二四・〇

三　無煙炭

無煙炭の品質は前述の如く良好で當領鑛物中最も重要な位置にあり、その生產價額は年々鑛產總額の七割乃至八割を占め、一九三〇年以降は總產炭量の九六乃至九八％を占めてゐる。而して無煙炭採掘會社中特に重要なるは東京炭礦會社で、その礦區の多くが鴻基、カムフア等の如く直接良港に近接せる地の利を占め、採炭量は毎年本領無煙炭總生產量の六〇乃至七〇％を占め、一九三三年嘗て繁榮を誇つた最古の東京無煙炭會社及一時本會社と競爭的地位にあつたケバオ炭礦を合併し斷然他を壓してゐる。之に次いで重要なるものはドンチユウ炭礦會社である。

品質―本領產炭の炭質は一般に頗る優秀で代表的炭礦會社たる東京炭礦會社產の平均組成を見るに

揮發分	八乃至一一％
灰分	三乃至七％
炭素分	八六乃至八八％
硫黃分	一％以下
熱量	七、八〇〇乃至八、三〇〇カロリー

の如くで、ゴール地方產の最優秀無煙炭に劣らず、又ドンチユウ炭礦產のものは揮發分に於て更に右よりも少く、即ち揮發分は三乃至五％、灰分も亦三乃至五％となつてゐる。而して之等の優秀炭は暖房用或は各種汽罐用、特殊工業用に適當してゐる。

無煙炭採掘會社別生產高表

單位＝千瓲
出所＝印度支那經濟時報鑛業報告

會社別	一九三〇 生產量	一九三〇 生產量％	一九三一 生產量	一九三一 生產量％	一九三二 生產量	一九三二 生產量％	一九三三 生產量	一九三三 生產量％	一九三四 生產量	一九三四 生產量％	一九三五 生產量	一九三五 生產量％
東京炭礦會社	一、二四〇	六七・五	一、一四七	六八・四	一、一一七	六七・〇	九一〇・〇	五九・〇	一、〇一五・四	六五・三	一、〇五九・七	六〇・八
ドンチユー炭礦會社	六一七・三	一七・三	一六二	九・七	三三〇	二二・〇	三三〇・三	二一・五	三六三・二	二三・四	五〇二・八	二八・九
東京無煙炭會社（註）	三三五	九・二	一六九	一〇・一	一三一・二	七・六	一三・八	一・一	一一九・三	六・八		
ケバオ炭礦會社（註）	一三〇	三・〇	一八一	一〇・一	六・三	五・〇	一〇五・二	六・八				
合計	一、六六一	一〇〇	一、七四一	一〇〇	一、八四一	八六・二	一、五五〇・一	一〇〇	一、七四一・九	一〇〇	一、七四一・九	一〇〇
其他生產量	三二	一・九	一六	〇・九	一四	〇・七	一四	〇・八	一四	〇・八	一四	〇・八
其他生產量％	一・九		〇・九		〇・七		〇・八		〇・八		〇・八	

アロン・エ・ドンダン炭礦會社　生產量％

パニエ會社	四〇	二・六	四〇	二・四	三七	二・二	一、九六八	一〇〇	一、五四〇・二	一〇〇	一、五五〇・一	一〇〇
其他生產量	四二	二・一	五六	二・四	二五	一・五	一、九七六	一〇〇	一、七四一・九	一〇〇	一、七四一・九	一〇〇
合計生產量	一、六六一	一〇〇	一、七四一	一〇〇	一、八四一	一〇〇	一、五五〇・一	一〇〇	一、七四一・九	一〇〇	一、七四一・九	一〇〇

（註）一九三四年以降閉鎖又は他社に合併されたるものなり。

業者別無煙炭輸出高及對生產高比率表

單位＝千瓲
出所＝同前表

業者別	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
東京炭礦會社	八八六	八〇二	七四〇	七五九	七六五	九三八・五
ドンチユウ炭礦會社	一六一	一一六	一七五	二七二	二八一	四一五
東京無煙炭會社（註）	一一六	一一四	五〇	三六	—	—
ケバオ會社（註）	五三	六二	三七	五六	—	—
パニエ會社	四一	—	五三	三九	一〇	一〇・五
アロン・エ・ドンダン炭礦會社	二七	四二	二八	六〇	六	三三
其他	—	三	二四	一三	一八	五二・五
計	一、二四四	一、二四八	一、一〇九	一、二三五	一、〇九〇	一、四四九・五
仲介業者取扱計	四三	一〇〇	三八	一七	八一	五五・五
對生產高比率（％）	一、二八七	一、二四八	一、一四七	一、一三二	一、一七一	一、五〇五
（註）同前表	六九・三	七四・五	六八・八	八一・二	七五・四	八六・四

又之を仕向地別に見れば左の如くで、特に我國は一九三五年に於て五〇・四三％、六年に五三％、三七年に五二・七％輸入し最大顧客をなしてゐる。

仕向地別無煙炭輸出高表

單位＝千瓲
出所＝同前表

仕向地	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
支那	七九七	五〇四	五〇三	四〇一	二七四	二一六	二九七	二五七
香港		一八八	一六七	一一二	九五	八八	八八	一一二
日本	四〇六	四三六	三四五	五二八	五四七	七五八	九一三	八〇八
亞細亞								
比律賓	—	—	—	—	—	—	—	—
泰國	—	—	—	—	—	—	—	—
新嘉坡	—	—	—	—	—	—	—	—
蘭領印度	—	—	—	—	—	—	—	—
佛領太利	三五	九〇	二七	一八〇	一九六	二五二	二八五	二四九
伊利	—	—	—	—	—	五三	—	—
北亞米利加	—	—	—	—	—	—	八七	八
其他	四九	三〇	一五	三一	五九	二七	二一	四八
計	一、二八七	一、二四八	一、二四七	一、二五二	一、一七一	一、五〇五	一、七一九	一、五二六

（註）加奈陀向け五五千瓲、墨西哥向け六千瓲である。

市價―各種無煙炭の市價は他の產物市價が、經濟恐慌來と共に激落し深刻なる悲況に陷つたに比し、その落調の現はれたのは遲く小塊炭を除き他は總て一九三一年に最高を示した程で且下落せるも甚しい値開きは齎らせられなかつた。爲に炭業界は比較的好調を持してゐたが、結局世界經濟界の趨勢には勝ち得られず遂に一九三三及一九三四年の市價大暴落となり他產業と同樣大衰退を見るに至つた。尙市價の恢復は一九三六年中徐々に現はれ、再び上向線を辿るやうになつたが一九三五及三六年の市價に關する明白な數字は不明である。

無煙炭品格別年平均市價表

單位＝瓲當比弗
出所＝同前表

品格別	一九二九―一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四
塊炭大	六・八〇	一二・五〇	一二・七五	一一・四〇	一〇・七五
同小	七・一〇	一一・五〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一〇・七五
紛炭	四・〇〇	五・七五	五・八五	五・一〇	五・一〇
粗炭	五・一〇	九・三五	九・六五	九・五五	八・七〇	八・二五

（備考）右に示せるは福基甲板渡價格である。

四　瀝青炭及半瀝青炭

本領產有煙炭の產地は東京のフアンメ、チネ、フノカン地方で、ニンビン炭礦會社、印度支那炭業及金屬鑛業會社に依て採炭されてゐたが、前者は一九三一年閉鎖され現在は單に後者が、採掘に從事してゐるに過ぎず、生產は頗る衰へてゐる。

炭質―フノカン鑛區を有するニンビン炭鑛會社が閉鎖されたことは前述の如くであるが、半瀝青炭たる右礦區產炭及瀝青炭たるフアンメ炭の平均組成を示す。

	フノカン	フアンメ
揮發分	一五乃至一七%	一八乃至二五%
灰分	一五乃至一八	一三乃至一七
炭素分	六五乃至七〇	六〇乃至六五
硫黃分	六乃至七	〇・九乃至一・三
熱量	七・五〇〇カロリ	七・五〇〇カロリ

此の種の石炭は主として汽鑵用に使用されるが若干量は骸炭製造に使用されてゐる。

會社別半瀝青及瀝青炭生產及輸入高表

單位＝數量―千瓲、價格瓲當り比弗
出所＝同前表

年次	生產高 ニンビン炭鑛會社（フノカン礦區―半瀝青炭）	生產高 印度支那炭業及金屬鑛業會社（フアンメ礦區瀝青炭）	生產高 計	輸入 フノカン（ニンビン驛渡）	輸入 フアンメ（ダプコウ驛渡）
一九一三	二	六	八	—	—
一九三〇	二	三七	三九	—	—
一九三一	—	四八	四八	—	一三・七五
一九三二	—	一二八	一二八	—	一一・〇〇
一九三三	—	二七	二七	—	一一・〇〇
一九三四	—	二三	二三	—	一一・〇〇
一九三五	—	二五	二五	—	一〇・〇〇
一九三五	—	二一	二一	—	—
	—	一六	一六	—	—
	—	二〇	二〇	—	—

輸入炭は日本、ゴール地方、ナタール（阿弗利加）、蘭領印度及新嘉坡方面より仰いでゐるが、日本產炭は年々首位を占めて居り、總て海防港より輸入され煉炭及骸炭の製造に使用されてゐる。その品質は主に揮發分三五乃至三七%のものである。其他の輸入炭は總て西貢港より輸入せられ同市の發電工場或は汽鑛用燃料として使用されてゐる。因に一九三五年に於ける日本產炭の輸入量は一二千瓲であつた。

五　褐炭

一九三〇年迄はチユエンカン炭礦會社、東京のドンギヤオ礦山及東京錫及ウオルフラム會社經營のアンリー礦山に依て生產を見てゐたが、後の二者は其後順次閉鎖し、今日僅かに前一者が事業を繼續せるのみで、從つて一九二三年以來生產量は少量ながら極めて順調發展にしつゝあつた本炭產業界も衰微するに至つた。

品質―チユエンカン炭礦會社產炭は長煙乾燥炭であるが、その品質は左の如くである。

揮發分（乾燥炭に於て有する）　三五乃至四〇%
灰分（水鍍濟みのもの）　八乃至九
炭素分　四八乃至五七
硫黃　一乃至一・六

主として機關車及硝子製造燃料に使用せられる。

市價に就てはチユエンカン長焰炭に就てのみ記す。

褐炭生產高及市價表

單位＝重量―千瓲、價格―瓲當り比弗
出所＝同前表

年次	生產高 チユエンカン炭鑛會社	生產高 ドンギアオ鐵山	生產高 アンリー鐵山	生產高 計	長焰粗炭價格（河內附近、ランギオ驛渡）比弗
一九二九	二六	三	—	二〇	一一・五〇
一九三〇	二四	四	—	二九	一二・五〇
一九三一	二一	—	—	二一	一三・七五乃至一一・五〇
一九三二	二三	—	—	二三	一〇・七五
一九三三	二三	—	—	二三	—
一九三四	一六	—	—	一六	—
一九三五	一七・六	—	—	一七・六	—

六　煉炭及骸炭

煉炭の生產は歐洲大戰前に於て頗る旺盛で一九一三年には一三二千瓲、國內消費高も一三六千瓲に上つてゐたが、戰後漸次衰微し一九二三年の如きは僅かに四六千瓲に過ぎなかつた。其後逐年再び殷盛となり一九二七年以來一〇〇千瓲を超過し重要鑛產加工品として無煙炭、亞鉛等の鑛產物と共に重要なる位置を占めるに至つた。併し再び一九三〇年を境として生產高は減少を始め、此の勢は一九三四年迄續いたが一九三五年は前年に比し稍々增加を示し今後は上向線を辿るものと豫想されてゐ

る。事實一九三六は前年に比し四七%の増加を示してゐる。生産會社は東京炭礦及アロン・エ・ドンダンの二會社である。尙骸炭の生産は一九二七年以後振はず、一九三〇年は一時的に著しく増産を見たが其後は再び大衰退を來たし、一九三三年以後は從來唯一の生産會社であつた東京工場も閉鎖され、一九三一年開設されたフアンメ工場に依て今日僅かに餘喘を保つてゐるに過ぎない。尙生産物は殆んど國内に於て消費せられてゐる。

煉炭生産・消費高及ストツク高表

摘要	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
生産高 東京炭礦會社	一、三七	一、三三	九七、五	—	—	—	—
生産高 アロン・エ・ドンダン炭礦會社	—	—	八一、五	二、五	六八	七三	七二
生産高 合計	一、三八	一、三三	九七、五	二、五	六八	七三	七二
販賣及國内消費高	一、四〇	一、三三	一〇四、六	不明	七〇	六二	一〇四、六
一二月末日ストツク	八	九	—	—	七八	—	—

最近の市價に就ては詳細に分明しないが、砲當り一九三〇年—船舶用角煉炭一六比弗、丸煉炭一五・〇〇比弗、一九三一及三二年—共に一六比弗、一九三三年上半期—共に一四弗三五仙であつた。尙一九三四年頃より漸次高騰の狀にあると稱せられてゐる。

骸炭生産・消費高及ストツク高表

摘要	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
生産高 鴻基工場	五、六二五	七四八	一、八二〇	—	—	—	—
生産高 フアンメ工場	—	一五一	—	—	—	—	—
生産高 合計	五、六二五	八九九	一、八二〇	三六一	二八五	二六〇	一一〇
販賣及國内消費高	一、五二四	一〇九五	一、〇二六	九〇〇	七八〇	一〇〇〇	一一〇
ストツク	四、九九八	四、八〇二	五、九二六	五、六八七	四、八〇七	四〇〇〇	—

含銀鉛鑛を包含し僅少ではあるが鉛と銀とを副産し、東京の錫鑛山よりはタングステンを副産する。併し現在經營中のものゝ中には前二者を除き他の金屬鑛物としては見るべきものは餘りない狀態である。近年前記二鑛産物以外の鑛物の調査採掘が業界に注目される處となり各地に於て種々の施設を見ることとなつたが、世界經濟不況の爲に打擊を受け殆ど頓挫の形にある。一九三五年に於ても一般經濟界は若干の恢復を見たに不拘金屬鑛山に關する限り新鑛床を經營する大なる可能性は現はれなかつた。併し高地東京及老撾方面に於て小企業ながら實際經營を行つたものもあり、又極東錫請負會社印度支那鑛山調査及採掘會社、印度支那鑛山及農業會社、ビアウアク錫及ウオルフラム會社等は鑛區の調査を相當盛んに行つた。而して一九三五年中發見された鑛床はホアビン及フト兩州に凍石、カオバン州にアンチモニー、ケバオ島に鐵、ヴイン地方に滿俺等であつた。而して新企業として經營されるに至つたものには、最近市價の高騰を見たアンチモニー、即ち約二十年前より未採掘のまゝ放任されてゐたタイバオ鑛山（安南ゲアン州タソイ所在）の外にモンカイ鑛床、原住民經營のカンエン鑛床及最近經營に著手せられたカオバン州の新鑛床等があり、マンガン鑛はヴインより數粁のエンクウ鑛區（採掘は日本人に依る）、鐵鑛は前述ケバオ島の鐵鑛床が東京炭礦會社に發見され經營の域に入らんとしてゐる。又調査中のものにはソンラ、バタギアン、ランソン及バクカン州内の鉛、ハドン及クアラオ地方に於ける金等がある。

現在印度支那の金屬鑛物資源として若干ながら生産を見てゐるものは以上の如く錫及亜鉛の外タングステン、金、鐵、滿俺、アンチモニー等である。

第三節　金屬鑛物

一　概　要

印度支那に於ける主要金屬鑛物は亜鉛と錫である。亜鉛鑛山の多くは後掲の統計に示される如く一九三〇—三三年間の生産量が年々一、六〇〇乃至一、九〇〇瓲の間にある印度支那にとつては十分滿足し得るもので、實際に於ても一九三四年—二、〇八八瓲、一九三五年—二、三五九・五瓲、一九三六年—二、四一六瓲で各年共制限量には達しなかつた。

鑛床の主要なるものは東京のビア・ウアク及老撾のナム・パテーヌ地方にあるが、前者はカオバン州カオバンの西方約五十粁、海防港を距る二八〇粁の地點にあり、その主なる鑛區は東京錫及ウオルフラム會社に依て經營され、後者はカモン州のナム・パテーヌ谿谷内にあり、最も主要な採掘會社は印度支那鑛業調査及採掘會社である。又錫鑛精煉會社は海防に所在してゐる。

生産量—前述の如く年々順調な増加を示したが、一九三一—三三年は若干減少の狀態を續け、一九三四年よりは再び可なり多量の増産となつてゐる。

錫鑛生産高及價額表

年次	鑛石	含有錫量	生産價額
一九三〇	一、九〇四	一〇〇九	—
一九三一	一、六八八	八八八	—
一九三二	一、六九四	一〇一七	—
一九三三	一、八六九	一〇五五	一、五四五
一九三四	二、〇八八	一、一五一	一、八三三
一九三五	二、三五九・五	一、三三一	一、九九二
一九三六	二、四一六	一、四〇三	二、四一二
一九三七	二、六〇二	一、六〇二	—
一九三八	二、七二九	一、六二五	—

單位＝瓲　出所＝印度支那經濟時報

單位＝數量—瓲、價額—千比弗　出所＝經濟時報

會社別	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
老撾 鑛山調査及採掘會社	六〇〇	四八五	六四八	五九八	六一〇	五三一	五九八	五九六
極東錫請負會社	—	—	—	七四	一一五	二七六・五	三三五	三六三
東京 東京錫及ウオルフラム會社	三三一	三一一	三〇七・五	二六二	二八三	三五〇	三一八	四一三
東京 高地老撾錫鑛山會社	五一	五二	六一・五	一一一	一四二	一六七	一三六	一六八
東京 ビア・ウアク錫會社	二七	四〇	—	一〇	三・五	六・三	一一	四一
東京 モギユイ・カオソン鑛山	—	—	—	—	—	—	四	二〇
其他	—	八八八	一〇〇七・〇	一〇五五	一〇五五	一〇五五	一〇三〇・六	一〇六〇二
計	一〇〇九	一〇〇九	一〇七・〇	一〇五五	一〇五五	一〇五一・五	一〇三〇・六	一〇六〇二

輸出量―輸出は殆ど總て新嘉坡に向けられ、同地の精煉工場に於て精煉の上再び各地に輸出される。

錫鑛輸出高表

	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
鑛石	一〇七二	一〇六〇九	一〇二〇六	一〇九九九	一〇三九・五	一〇四四二	一〇六〇二	一〇六〇二
含有金屬量	五五〇	八二八	一〇五五	一〇五五	一〇五五	一〇四一〇	一〇六〇二	一〇六〇二

新嘉坡向輸出量は毎年九九%餘を占め、殊に一九三五年に於ける新嘉坡向輸出量は九九・七%であつた。殘餘は佛國及香港向である。

金屬錫生産・輸出及輸入量―金屬錫の精煉所はカオバンに一工場及海防にシュビラ工場があつたが、前者は一九三二年以後生産皆無となつて居り、後者は專ら雲南産鑛石の精煉に從事してゐる。從つて領内産鑛の精煉は現在行はれてゐない。

金屬錫生産・輸出及輸入量表

單位ＨＴ　出所ＨＩ同前表

年次	カオバン工場生産量	輸出(塊)	輸入 鍛錫及延錫	(イ)雲南錫
一九三〇	二八九	二九七	七五	六七六・六
一九三一	七〇	八〇	七〇	六七四・二

年平均錫市價表

	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
巴里市價	一、九三六	一、五〇三	一、三三八	一、八三九	一、八九七	一、七九七	一、八六七
倫敦市價	錫塊片 一四一・九一	一一八・九・七	一三六・四・五	一九四・六・四	二三〇・五・五	二二二・九・八	二二〇・一・一
紐育市價	七〇九・九	五四六・〇	四九三・二	八七六・〇	一一六八・五	一一二八・四	一〇四一・一

(備考) 巴里市價は一〇〇瓩法建、倫敦及紐育市價は一英噸建値である。尚一九三七年三月迄の月別倫敦市價は一月―二二九磅一六志七片、二月―二四三磅五志七片、三月―二八三磅七志一〇片で益々騰貴してゐる。

二　亞鉛

一九三〇年以後市價の急激なる下落に依り事業不振に陷り生産量も甚だしく減少した。而して從來數會社に依て採掘されてゐたが、一九二八年エンリン鑛山が先づ事業を中止し、其後一九三〇及三一年の不況にチアンダ鑛山が閉鎖される等今日に於ては僅に印度支那鑛業冶金會社のみが殘り生産を續けてゐるに過ぎない。現在知られてゐる鑛床は總て東京に所在し東京老開鐵道の中間に横たはる石灰層地に在るチアンダ、ランヒト、ショデイエン及エンリンの四山がある。鑛石は異極鑛、方亞鉛鑛、亞鉛・鉛混合鑛の三種で、その中異極鑛の産出最も多く九〇%以上を占めてゐる。

亞鉛鑛生産高及價額表

摘要	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
異極鑛及方亞鉛鑛	二八	一四・六	三・〇	一九・四	一・五	一・三	一・五	一・五
含有金屬量	一・四	六・四	一・八	一・七	〇・八	一・六	一・三	一・八
生産價額	—	—	—	—	五	五・二	四・九	—

單位ＨＴ數量―千瓩、價額―千比弗　出所ＨＩ印度支那經濟時報及同鑛業報告

(備考) 一九三五年の生産鑛石は總て印度支那鑛業冶金會社カンエン工場に於て精煉されてゐる。

輸出量―

仕向地別亞鉛鑛輸出表

單位ＨＴ千瓩　出所ＨＩ印度支那經濟時報鑛業報告

國別	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
佛國及同植民地	一五	一三・四	一二	三・四	—	—
白耳義	六	—	—	—	—	—
日本	七	一・二	一	—	一・五	—
計	二八	一四・六	三	三・四	一・五	—

(備考) 一九三五年の金屬亞鉛輸出量を次表に示す。

金屬亞鉛生産、輸出及輸入量前記カンエン冶金工場は一九三五年領内の鑛石全生産量より三、八三七瓩を生産し、同時に一八瓩の鉛を副産した。

金屬亞鉛生産及其輸出及輸入高表

年次	印支生産量	輸出	輸入
		單位ハ千瓲 出所ハ同前表	
一九三〇	三・八	三・六	一・六
一九三一	三・五	二・四	〇・四
一九三二	二・三	〇・三	一・〇
一九三三	三・二	四・七	—
一九三四	四・二	四・四	—
一九三五	三・九	四・二	—
一九三六	四・一	五・六	〇・一
一九三七	四・二	三・六	—

倘輸出量の殆んど全部が佛國向である。市價一九三〇年以後急激なる下落を示した。

市價—一九三〇年以後急激なる下落を示した市價は一九三六年末まで持續されたが、同年一一月より漸次好轉し、一九三七年に入り急激に騰貴し三月の如きは近年に無い高値を呼んでゐる。

年平均亞鉛市價表

摘要	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
巴里市價	三七五・九 註 稀ボ片	二〇一・二	一四四・一	一九五・二	一七七・五	一六二・〇	一八九・三
倫敦市價	一六・一・五	二二・四・七	一三・一・四	一五・一四・七	一三・一三・一一	一四・一・九	一四・一八・四

出所ハ印度支那經濟時報

（備考）巴里市價は一〇〇瓲法建、倫敦市價は一英噸當り建値である。尚一九三七年は一月—二一磅四志六片、二月—二五磅一志一一片、三月—三三磅四志二片と急騰してゐる。

三 鉛

印度支那に於ける鉛の生産高は極めて微々たるもので、寧ろ亞鉛精煉の副産物といふ程度である。殊に一九三〇年以後は亞鉛の生産減少に依り減少益々甚しく今日報告にも現はれない狀態となつてゐる。會社は印度支那鑛業冶金會社の外安南ホアンマイにカルタ會社の小經營がある。尚近年最高生産量を示したのは一九二六年の四〇七瓲であつた。而して鉛鑛としては方鉛鑛及白鉛鑛で之等の中には少量の銀を含有してゐる。

年平均金屬鉛市價表

摘要	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
巴里市價	二七九・四 註 稀志片	二〇一・三	一四八・九	一三九・四	一二五・九	一四五・五	一九四・一
倫敦市價	一八・二・六	一三・〇・一〇	一一・一八・一	一一・一二・五	一〇・一八・九	一四・五・〇	一七・一三・〇

（備考）巴里市價は一〇〇瓲法建、倫敦市價は一英噸當り建値である。一九三七年一月—二七磅七志八片、二月—二八磅六志五片、三月—三三磅二志六片となつてゐる。

以下本鑛物の生産量價額及市價を示す。

鉛生産高價額及市價表

單位ハ數量—瓲、價格—千比弗 出所ハ同前表

摘要	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
鑛石	—	—	—	—	—	—	—
含有金屬量	二〇	六	—	—	—	一八	四六
價額	—	—	—	—	—	（註）一七・五	三三
	—	—	—	—	—	—	六

（註）各種資料より推算せる概數である。

四 タングステン

本鑛は含錫沖積層中より採掘せられるもので前記ビアウアクにウオルフラム鑛層が埋在されてゐる。近年その生産量は逐年順調に增加つゝある。又印度支那の市價は一九三四年非常に高騰したが、此の高値は一九三五年迄は大體維持されてゐた。併し倫敦市場市價には相當の變動があつた。此の印度支那に於ける市價が比較的强固な基礎の上に立つてゐたことは、隣邦支那の廣東、廣西及湖南各省政府に依て規定せられ且一九三五年總部軍隊の一手掌握せらるゝ處となつたタングステン輸出專賣權の實施せられたことに一因をおいてゐるものである。

倘倫敦年平均市價は一九三三年—一四志、一九三四年—三六志八片、一九三五年—三五志五片であつた。

タングステン鑛生産高表

摘要	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
鑛石（註）	二〇一	二二六・五	二二一・五	二一一	二七六	三八三	四六五	五八〇	五五五
含有 WO_3 量	一三二	一五六	一四七・五	一五一	一八二	二五〇	三〇二	三八九	三二七

（註）錫及タングステン混合鑛を含む。

會社別タングステン生産高表（金屬量）

單位ハ瓲 出所ハ同前表

摘要	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
東京錫及ウオルフラム會社	五六	六六	九一	一二	一二	一七
高地東京錫鑛山會社	五一	五一	五六・五	}		
ビアウアク錫會社	二五	三八			二二六	二一五	一三五
セグニイ・カオソン鑛山	—	—	—	—	一三	五	八
計	一三二	一五六	一四七・五	一五一	一八二	二五〇	

輸出量—

タングステン鑛輸出高表

單位ハ瓲 出所ハ同前表

摘要	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
鑛石	一八九	二二七	二〇四	二一一	二七七	三八三
含有 WO_3 量	一三五	一四九	一三五	一五一	一八二	二五〇

五 金

産金地は領内到る處に所在し佛國の侵入後原住民に代り多數の佛國採金會社が設立されたが、殆ど採算を取り得ず或は倒産し或は事業閉鎖の止むなきに到り今日未だ見るべき狀態に到つてゐない。産地の主なるものは東京のバクラン、バクカン州のナン川、老撾の湄公河流域即ちルアンプラバン及ヴイエンチアン兩市の各々下流地方、ヴイエンチアン州ナムサーヌ地方、此の外サヴアナケット、サラバーヌ、アトツプー州、安南に於てはヴインより北々西一五〇粁のタソイ及コンタム州内及本世紀初當迄安南帝國政府の採取にかゝつてゐたツーランの南々東約一〇〇粁のボンミユ、東埔寨にはスチユントラン及バツタンバン州シソフオーンの北方五〇粁のバル等である。

現在會社は東京錫及ウオルフラム會社、印度支那鑛山及農業會社の二社が過去に於て夫々事業に從事してゐた諸會社を買收し採取に從事してゐるのみである。

生産量—一九三五年以降一九三八年迄の産金量は左の如くである。

一九三五	二六六瓩	一九三七	一八四瓩
一九三六	三〇四瓩	一九三八	一五一瓩

而して一九三三年以降の會社別產金量は左の如くである。

會社別產金高表

單位＝瓩
出所＝印度支那經濟時報鑛業報告

年次	東京及ウオルフラム會社 金鑛	純金量	價額	印度支那鑛山及農業會社 金鑛	純金量	價額
一九三三	六	五	七	—	—	—
一九三四	八	六	九	—	—	—
一九三五	一〇、	八	七	二二	二二五	三二〇
一九三六	八	六	二二	—	—	五八八
一九三七	—	九	二二	一九八	一九八	三三五
一九三八	—	—	八	一七五	—	—
	—	—	—	一四三	—	—

六 銀

前記鉛鑛の銀含有率は可なり高い。生產高として統計に現はれたのは極く最近で、一九二五年以降の事に屬するが、一九二七年以後は漸次減少した。現在印度支那鑛山及農業會社の外に鑛業冶金會社に依て採掘されてゐる。

その生產量を見るに一九二六年の三八〇瓩が最高で、最近は年々二〇〇〇瓩餘を生產してゐる。尙一九三五年以降に於ける純銀生產量は左の如くである。

純銀生產高及價額表

單位＝數量＝瓩、價額＝千比弗
出所＝印度支那經濟時報

年次	鑛業冶金會社 純銀量	價額	印度支那鑛山及農業會社 純銀量	價額
一九三五	—	—	一一三	二
一九三六	九六	二	七八	二
一九三七	—	—	一〇〇	二
一九三八	—	—	—	七五

七 鐵

印度支那には重要な鐵鑛山が多數存在してゐると傳へられ事實生產量も漸次增加の兆にはあるが尙十分開發の狀態には至つてゐない。但し此處一、二年來大いに著目せられ調査に努力せられてゐる爲今後の發展は注目せられる。鐵床の主なるものは東埔寨コンポントン州のプノンデツク、東京タイゲン地方、安南のゲアン州方面である。又東京のハイジョン及キエンアン兩州內に原住民經營の二鐵山があるが、之は海防セメント製造所用の鐵石を產出してゐる。尙東京のケバオ島の鐵床は著々採掘中である。

生產量＝一九三四年迄の生產は主として原住民の手に依て居たが近年漸次歐人が著手し始めその生產量も增加してゐる。尙一九三三年迄の生產量は年々四〇〇瓩程度であつた。

鐵生產表

單位＝數量＝瓩、價額＝千比弗
出所＝同前表

摘要	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
鐵鑛	四一	一、五三六	六三五	一〇〇一七	三三〇八五	一三〇二九八
含有金屬量	三三六	七〇三	二七五	四八七〇	一六三六八	七一八八一
生產價額	一	四	一	二一	—	—

第四節 其他の鑛產物

滿俺、アンチモニー、燐酸鹽、硅砂を主とし其の他凍石、天然硫酸バリウム、石綿、寶石等がある。

一 滿俺

ヴイン地方の滿俺含有鐵鑛床より產出せられ、一九三五年九月より經營されたエンクー鑛山は含有量四三・七%の鑛石一、四二二瓩を日本に輸出した。右輸出の取扱は岸本商事會社である。

滿俺生產高

單位＝瓩
出所＝印度支那統計年鑑

	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
滿俺鑛	一、五六八	三、四二九	五、二八七	二、二一四
含有金屬量	六五三	一、六一三	二、三五六	一、二一四

二 アンチモニー

一九三四年カンエン州內で原住民の經營に依り試掘が行はれ一九三五年に約五〇%の鑛石三瓩が產出された。尙一九三五年市價の恢復に依り東京モンカイ、カオバン州及ヴイン地方の產出が活發となつて來た。

一九三五年のナムヴイエン鑛山(カオバン州)は三〇瓩を生產したが、一九三六年には著しく增加の期待が持たれてゐる。尙東京では一九三五年廣西省より來た酸化アンチモン鑛約二千瓩を處理したが之は白耳義に輸出されるものである。

アンチモニー生產高

單位＝瓩
出所＝同前表

	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
アンチモニー鑛	三三	八一	九	一九
含有金屬量	一九	四七	六	一〇四

三 燐酸鹽

本領にて發見せられ又は採掘せられる燐酸鹽鑛脈は何れも鑛床が狹少であるが、其の數多き爲印度支那農業上重大なる關係を有する。今日迄に發見せられた總ての鑛脈は何れも石灰山の裂目又は洞穴中にて燐酸化したもので形態は同一である。粉末天然燐酸鹽は肥料として農業に用ひられ、稻に對する效果に就ては督府農務關係に於て數年に亘る試驗の結果、燐酸カルシウムを含有する石灰分に依て作用するのみならず燐酸に依ても作用するもので、燐酸を施したる稻田の陌當り收穫は、單に若干量の石灰を施したる稻田に比し遙かに多く、且其の收穫の多寡は燐酸鹽中に含まるゝ燐酸の量に比例することが立證せられてゐる。現在主要產地は東京のタンモイ(ランソン州)、安南のタンホア(タンホア州)である。

生產量は一九三二年以降急激に減少し僅かに餘喘を保つてゐるに過ぎなかつたが、一九三六年初頭より若干ながら恢復し始めた。尙一九三五年の粉末燐酸鹽は海防に工場を有する東京新設燐酸鹽會社の生產に依るものである

燐鑛及粉末燐酸鹽生產高及價額表

單位＝數量＝千、瓩價＝紙千比弗
出所＝印度支那經濟時報鑛產報告

摘要	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
燐鑛	三〇・三	一二・九	〇・四	—	—	—	一一・一	二二・二	四二
粉末燐酸鹽	二六・六	三・九	六・五	—	—	五・九	一〇・三	二〇・二	三七・三
生產價額	—	—	—	—	四・〇	一五・三	八八	三五六	七〇六

四 硅砂

印度支那沿岸の硅砂に依て構成された砂濱の面積は甚だ廣汎に亘つてゐるが、多くは附近に良港なき爲採取不能の狀態にあり現在採取されてゐるのは主として東京アロン灣に近いカオラン島、ニヤチヤン及カムラン灣附近の三鑛區より採取積出されてゐる。尙此の採取權は本邦三井及三菱兩社に委託されてゐる。

本領の硅砂の質は甚だ良好で鐵の含有分少く高級硝子製造に適し且つ微細なる細粒をなし直ちに溶解し得るものである。

本產物はその採取量の大部分が輸出せられ、一九三六年にはその總輸出量の七八・四%が本邦に輸入されてゐる。

仕向地別硅砂輸出高及價額表

單位＝數量―噸、價額―千法
出所＝印度支那貿易統計表

摘要		一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
支那	數量	一三、六〇四	一一、七八〇	八、六一〇	二五、一一〇	
	價額	一五四	一一八	八六	二四二	
香港	數量	三九一	一〇	五四	二八	
	價額	六	〇	二	一	
日本	數量	五一、〇〇〇	五四、〇二五	七一、六〇〇	九一、二二六	
	價額	五一〇	五四〇	七一六	九一七	
計	數量	六四、九九五	六五、八一七	八〇、二六四	一一六、三六四	
	價額	六七〇	六五八	八〇四	一、一六〇	

五　其他

凍石は東京のホアビン及フト州より、天然硫酸バリウムは安南のカンエン州、石綿は東京ソンタイ州、寶石は東埔寨のバイラン及ボケオ地方より、紅玉、青玉（サフアイア）及ジルコン又黑玉はコンポントム州より產出される。嘗て寶石は相當大なる產出を見、著名であつたが、一九三〇年以降主として市價の暴落の爲不振となつた。

一九三七年凍石の生產量は三二八瓲（六、五〇〇比弗）、天然硫酸バリウムは一九三八年に五〇瓲（四百比弗）、石綿は一九三六年に五瓲（二百比弗）であつた。

黑玉は一九三八年一四瓲を採掘しその價額は一六千比弗であつた。寶石の產出價額は一九三七年十萬比弗、內バイラン產は二萬比弗で殘部がボケオ產である。一九三八年は之より減少し、六萬四千比弗である。

此の**外石墨**は一九二九年迄印度支那石墨會社に依て產出を見てゐたが、本社は同年相場暴落の爲閉鎖され、**クローム鑛**も印度支那クローム會社の莫大なる投資の下に採掘されてゐたが、今日工場の管理は印度支那釀造會社の手に移り目下放棄の狀態にある。

又**岩鹽**が老撾のヴイエンチアン及サヴアナケット地方で僅かに產出される。現在何れも原住民の經營に依り、年生產量は約二〇〇瓲である。

セメントは海防に工場を有する印度支那ポートランド、モメント會社の手に依て獨占的に製造されてゐる。本社は政府の保護を受け寧ろ半民半官會社とも稱すべきで、日本のセメント製造工業の競爭的立場にある。

仕向地別セメント輸出高表

仕向地別		一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
支那（香港を含む）		二四・三	四七・二	八五・三	三四・二	三五・〇	三〇・一	二四・三	四三・九
新嘉坡		三・三	五・〇	三・五	一	〇・九	〇・七	一・八	四一・四

セメント生產輸出入及消費高表

單位＝千瓲
出所＝印度支那統計年鑑及印度支那經濟時報鑛業報告

年次	生產量	輸入量	輸出量	國內消費量（註）
一九三〇	一六七、八	一三	三一・三	一四六
一九三一	一五一・〇	六	五三・一	二〇五
一九三二	一七〇・五	七・四	九〇・八	八七
一九三三	一一五	三・三	三七	七九
一九三四	一一五	一一・一	三八	八八
一九三五	一〇七	一〇・三	三一・三	八五
一九三六	一四九	一一	五九	一〇二
一九三七	二三五	三・七	二四・五	一一四・二

（註）ストックの數量を含む。

單位＝千瓲
出所＝印度支那經濟時報鑛業報告

尙一九三七年の輸入量內譯は佛國より二、三千瓲丁抹より〇・九千瓲イギリス、伊太利より〇・五千瓲であつた。

又輸出を仕向地別に見れば

佛國及同植民地　一・七　一・三　一・三　一・五　七・五　一八
其他　〇・三　〇・五　〇・七　〇・九　八・六　〇・二
計　三・三　三・一　三・三　五・二　三〇・七　九〇・八

第五節　勞働者

一　勞働狀態

近年鑛山企業の縮少と共に勞働者數も漸次減少を來した。卽ち各會社共に財政困窮の對策として人件費の減少を計畫し、爲に原住民に比較し高給な佛人の淘汰を行つた結果その減少の割合は佛人に於て殊に甚だしい。又賃銀も各年漸減し會社に依ては一九三五年に於て一九三〇年の賃銀の五割に削減されてゐるものがある。以下勞働者數、勞働能率、賃銀及事故に付示す。

人種別鑛山勞働者數表

年次	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
歐人	三七〇	三五〇	二五〇	二一〇	一一〇	二一	二一	二七
亞細亞人	四五、七〇〇	三六、〇〇〇	三三、五〇〇	三五、四〇〇	三四、八〇〇	三九、〇〇〇	四三、八五〇	四九、二〇〇

出所＝同前表

鑛山別亞細亞人勞働者數

年次	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
燃料礦山	三八、〇〇〇	三一、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二九、七〇〇	三四、〇〇〇	三四、二〇五	四〇、五〇〇	
金屬鑛山	七、二〇〇	四、八〇〇	三五、〇〇〇	五、六二〇	四、五四五	四、七五〇	六、四〇〇	七、八〇〇
其他（燐酸鹽鑛山等）	五〇〇	一〇〇	—	—	二、三五	二、五〇	二四五	八二〇
計	四五、七〇〇	三六、〇〇〇	三三、五〇〇	三五、四〇〇	三四、八〇〇	三九、〇〇〇	四三、八五〇	四九、二〇〇

出所＝同前表

鑛山勞働者數に關する統計を示すが、之には老撾の錫鑛山、ボンミユー金山又は老撾、安南等の試掘に關係せるもの〻數約三、五〇〇人並にバイラン及ボケオの緬甸人勞働者約三百人を除けばあとは全部東京鑛山に使用されてゐる。尙印度支那の鑛山勞働者の大部分は紅河の三角洲地方の安南人が占めてゐる。

二　勞働能率

安南人は一般に勞働能率に於て極めて低い。併し印度支那殊に東京に於ける炭礦は露天掘に依るものが多く他國のものとは採掘條件が異なつてゐる。一體に露天掘は極めて有利であるが、若し被覆物が厚い場合は地下掘の方が遙かに有利である。從て露天掘の採掘費及勞働能率は無益な被覆物の厚さに依つて著しい變動があり又施設の程度にも影響されることを注意すべきである。左に燃料礦山に於ける能率を示す。

燃料礦山勞働者能率表

單位＝日當り瓲
出所＝同前表

年次	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
	三〇〇〇	三〇〇〇	二九七〇	三四〇〇〇	三四〇〇〇	三四〇二五	四〇五〇
	三五〇〇	三五〇〇	五六二〇	四五四五	四七五〇	四七〇〇	七八〇〇
	—	—	二五五	二五〇	二四五	八二〇	
	三三五〇〇	三五四〇〇	三四八〇〇	三九〇〇〇	三四八五〇	四九二〇〇	四九二〇〇

坑内及露天鑛勞働者	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
	二三二	二六八	二六二	二五九	二六六	二三二	二五九	二〇三

右印度支那鑛山勞働者の日當り俸給を佛國及其他の外國と比較するに、佛國八七一瓩、和蘭一、七四五瓩、ルール地方一、六八七瓩である。

三　賃　銀

安南人は一般に生地を離ることを希望しない傾向があり、從つて三角洲出身の鑛山勞働者に對して遠隔の地に在る鑛山、例之Piaouac鑛山、Chodiên亜鉛山等に於ける賃銀は近接地の鑛山よりも高く、之を沿海地方の鑛山に比較すれば二割乃至三割方は高い。左に賃銀の狀況を示す。但し一般の狀況を知ることは甚だ困難であるが爲、主要なる數會社の狀況を示し代表せしむ。

主要燃料鑛產會社別賃銀表

年	カンニュチ社會坑炭 雜役	選炭	支柱	採鑛	夫	ダュチンド社會礦炭 雜役	選炭	支柱	採鑛	夫	炭京東社會礦 雜役	選炭	支柱	採鑛	夫
一九二一	二六八	三〇	七〇	三〇	三〇	二六八	三三	四〇	四〇	三〇	二六八	三三	四〇	四〇	三〇
一九二二	二六〇	三〇	七〇	三〇	三〇	二六八	三三	四〇	四〇	三〇	二六八	三三	四〇	四〇	三〇
一九二三	二六八	三〇	七〇	三〇	三〇	二六八	三三	四〇	四〇	三〇	二六八	三三	四〇	四〇	三〇
一九二四 出典佛領印度支那	二六八	三〇	七〇	三〇	三〇	二六八	三三	四〇	四〇	三〇	二六八	三三	四〇	四〇	三〇
一九二五 出典佛領印度支那	二六八	三〇	七〇	三〇	三〇	二六八	三三	四〇	四〇	三〇	二六八	三三	四〇	四〇	三〇

金屬鑛產會社勞働者賃銀表

年	クッチュチ（京東）山鑛 雜役	選炭	支柱	採鑛	夫	山鑛ウチンボ（港老） 雜役	選炭	支柱	採鑛	夫	ソエヂーヨン（京東）山鑛 雜役	選炭	支柱	採鑛	夫
一九二一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二六八	三三	四〇	四〇	三〇
一九二二 出典佛領印度支那	—	—	—	—	—	四五	二六	四二	四〇	三六	二六八	三三	四〇	四〇	三〇
一九二三 出典佛領印度支那	三七	三四	四〇	四一	三六	四〇	五〇	六〇	六〇	七〇	二六八	三三	四〇	四〇	三〇
一九二四 出典佛領印度支那	三七	三四	四〇	四〇	三六	四〇	五〇	六〇	六〇	七〇	二六八	三三	四〇	四〇	三〇
一九二五 出典佛領印度支那	三七	三四	四〇	四〇	三六	四〇	五〇	六〇	六〇	七〇	二六八	三三	四〇	四〇	三〇
一九二六 出典佛領印度支那	三七	三四	四〇	四〇	三六	四〇	五〇	六〇	六〇	七〇	二六八	三三	四〇	四〇	三〇
一九二七 出典佛領印度支那	三七	三四	四〇	四〇	三六	四〇	五〇	六〇	六〇	七〇	二六八	三三	四〇	四〇	三〇

因に支那人勞働者は原住民よりも約四〇%の高給を受け、女子は一般に男子より一〇%低額である。

次に一九三〇年に比し一九三五年は一般に略々二〇%の減給を來してゐる。

尙一九三四年に於ける佛人職員數は二〇〇人であるが、その給與總額は八一九、六〇〇比弗で內譯燃料鑛山に於て七〇六、〇〇〇比弗、金屬及其他の鑛山に於て一一三、六〇〇比弗で、一人當り年平均給與額は四、〇九八比弗となり原住民とは驚異の差がある。

四　事　故

事故發生及死傷者數表（一九三七年）

	人員	事故 坑外	事故 坑內	死傷 死亡	死傷 負傷
燃料鑛山	四〇、六六〇	四九	一〇〇	六一	一〇一
金屬及其他の鑛山	八、二二〇	一一	一四	一四	一二
計	四六、二一〇〇	六〇	一一四	七五	一一三

出所＝同上表

原因別事故數及死傷者數（一九三八年）

原因	燃料鑛山 事故	死亡	負傷	其他の鑛山 事故	死亡	負傷
井戸崩落	二二	二二	五	七	八	一
傾斜面盤壞	二四	四	二九	二	一	五
其他	八〇	八	六四	一一	六	五
感電	一	一	二	一	一	一
窒息	二	二	八	一	一	一
落下	四	三	一	一	一	一
爆發	三	二	一	一	一	一
炭化水素	三	三	六	五	四	三
無斯	三	三	四	一	一	一
浸水	八	三	一	一	一	一
道	三	二	一	一	一	一
計	二〇九	七五	四五	三四	二一	一七

出所＝同上表

之等の事故死亡者及負傷者を鑛夫一萬人について見れば

	燃料鑛山 事故	死亡	負傷	其他の鑛山 事故	死亡	負傷
一九二一	四七・八	一七・五	三三・一	四六・七	三〇・一	二四・一
一九二二	三六・七	一六・〇	二四・九	二六・〇	一六・二	一三・九
一九二三	三七・七	一七・二	二〇・一	二九・九	二二・四	一八・九

（附）主要鑛山會社一覽表

會社名	年月日	設立	資本金	生産高 一九三五年度	主要鑛區	本店及販引事務所	備考
一、石炭							
（イ）無煙炭							
Société française des Charbonnages du Tonkin 東京炭礦會社	一八八八・四・四		三八、四〇〇、〇〇〇（佛）	一、〇三六、七一一（噸）	Ha-lam, Ha-tou, Kébuo, Campha-mines, Reymond Ferrand, Nagotna, Huang-nga-hai, Mon-dzuong, Mao-khé	本店 Paris, 64, rue de la Chaussée d' Antin 販賣所 Haiphong, 2, rue. Francis-Garnier	代表者名 H. Thelier
Société des Charbonnages du Dông-triêu ドンチエー炭礦會社	一九二六・四・八		一八、〇〇〇、〇〇〇（佛）	五〇一、八〇〇	Clotilde-Louise, Françoise Espoir	本店販賣所 Haiphong, 10, Boulevard Bonnal.	代表者名 L. Martin
Mine "Tambour." (Nguyén van Nhan-Ky-Sao) タンブール礦山	一九二九・三〇		—	五一、六五	Clairon, Tambour	本店及販賣所 Haiphong.	

Société française des Charbonnages d'Along et Dôngdang アロン・ヨ・ドンダン炭鑛會社	一九二三・六・二十	二〇,〇〇〇,〇〇〇	三六,六三三	Antonie, Francis, Hien, Monssan	本店 Paris, 150, Boulevard, Haussmann. 事務所 Hoauh-son (Province de Quag-Yên, Tonkin)	代表者名 Comte L de la Noe
Charbonnages de Bicho ビショ炭鑛	一九二六・六・二四	—	二十,八二六	Fabien, Alexandre	本店 Haiphong, 61-63, Boule vard Amiral de Beaumont 事務所 Bicho (Province de Quang-yên. Tonkin)	代表者名 Bach-thai Tong
Société "Pannier" パニエ會社	一九二八・六・二八	(出資) 六,〇〇〇	二〇,六六六	Marcelle, Marcellin, Chacha	本店 Haiphong, 123, rue Chinoise, 事務所 Trang-bach, par Haiphong,	代表者名 E. P. Perinaud
Mine "Neptune" (Doan-van-Công-Ba-Tai) ネプチユーン炭鑛	—	—	—			
Mine 'Clairette" (Beaugereaud et Compagnie) クレイレツト鑛山	一九二八・六・一	(出資) 一五〇,〇〇	一五,六六六	Clairette	本店 Haiphong, 22, rue de Lyon	代表者 E. Beaugeraud.
Mine "Printemps" (Pham-Kim-Bang) プランタン鑛山	一九二九年 再開	—	二〇,〇六二			

(ロ) 半瀝青炭、瀝青炭、及長焰炭

Société anonyme des Charbonnages de Tuyen-quang チユエンカン炭鑛會社	一九二三・二・二二	(出) 八,〇〇〇,〇〇〇	一六,五六六	Alice, Yvonne, Marguerite	本店 Tuyen-Quang (Tonkin) 事務所 Hanoi, 38, Boule vard Gia-Long.	
Société indochinoise de Charbonnages et de Mines Métalliques. 印度支那炭業及金屬鑛業會社	一九二三・二・二十	二〇,〇〇〇,〇〇〇	二八,二八五	Germaine, F. Soncam. Coloung, Toling, Germaine B. Lonisett, Bonne Espérance	本店 Paris. 51, rue d'Anjou. 事務所 Phan-mé (Province de Thai-nguyên. Tonkin)	

二、金屬鑛

(イ) 錫及ウオルフラム鑛

Société des Etaius et Wolfram du Tonkin 會東社錫及ウオルフラム	一九二一・一・三〇	一六,四〇〇,〇〇〇	錫鑛 三六六 金屬鑛ウオルフラム 三一 延長 三一〇	Francis, Sainte-Adèle, Camille, Ecaré, Emile. Saiut-Alexrndre, Béta; Tong. Tinh, My-son, Cao-bang, Henri.	本店 Paris, 105-bis, Boulevaad Maleshe-rbes 事務所 Tinh-tuc (Tonkin)	
Société d'Exploitation des Etains et Wolfram de Pia-ouac ピアムウアク錫及ウオルフラム鑛會社	一九二二・一・一	六六六,〇〇〇	錫鑛 二二五 ウオルフラム鑛 三三〇	Camille, Emile. Saint-Alexandre, Béta, Marie, Espèrance, Beausite, Ariane, Phèdre, Marie-Louise Seo-ho-Lurg, Sété Josephine, Eugène, Andrée, Man-muc Man-coc, Robert, Georgette	本店 Paris. 105-bis, Boulevard Malèsherbes VIII 事務所 Beau-Site (Cao-bang, Tonkin)	代表者 J. Heilmann. Sté des Etains et Wolfram du Tonkin, Sté des Mines d'Etain du Haut-Tonkin 及 Sté des Etains de Pia-ouac 三社の合同 社中空るもの二〇〇,〇〇〇 の出資、殘法し子殘法し子殘法は前資二本同 後
Société d'Etudes et d,Exploitations Minières de l'Indochine 印度支那鑛山調査及採鑛會社	一九二〇・六・二四	一五〇,〇〇〇	錫鑛 一〇六四	Ban Nakok, Ban thong-ka, Foch, Neuf Cinq, Six, Marthe, Ban Than No, Trois, Deux, Huit, Quatre, Solange, Sept. Tiraqueau, Teck II. Cujas, Domat, Potheir	本店 Paris, 21, rue de la Ville d'Evéque 事務所 Phon-tiou (Thakhek, Laos)	代表者 H. de Vienne.
Compagnie fermière des Etains d'Extrême-Orient 極東錫請負會社	一九二〇・二・二十	三〇,〇〇〇,〇〇〇	錫鑛 五六一・五	André, Labat, Lagos, Lagune, Lune, Leitha, Sais, Lais, Louf, Lougre, Lent, Lancelot, Lance, . Lango, Langueur, Lague Lulu, Langouti, Languedoc, Languette.	本店 Paris, 105-bis, Boulevard Maleshe-rbes 事務所 Boneng (Thakhek, Laos)	代表者 F. de Wendel. Sté des Etains du Cammon, Sté des Etain s de l'Indochine 從事す。鑛床の採掘に

(ロ) 亜鉛

Compagnie minière et métallurgique de l'Indochine 印度支那鑛業冶金會社	一九二六・四・四	一六,〇〇〇,〇〇〇	鑛石 一一六〇〇	Stella, Opale, Rubis, Folie, Emeraude, Topaze, Amethyste, Saphir, Jade	本店 Paris, 3, rue de Bucarest 事務所 Quang-yên (Tonkin)	代表者 F. Ledoux. 鑛若干を生産す。

三、其他（金、鑛クローム、ニツケル、燐酸鑛）

Société Indochinoise d'Exploitations Minières et Agricoles. 印度支那鑛山及農業會社	一九二六・二・二七	(比)MOO'OOO	(佛)金鑛二六'OOO(純當純金量一〇瓦)	Bong-miu, Gyp, Nui-Kem, Doc-ba, A. B. C. D.	本店 Haiphong, 事務所 Bong-miu(Tam-ky, Annam)
Société de Chrome et Nickel de l'Indochine. 印度支那クローム及ニッケル會社	一九二六・四・一九	E'OOO'OOO	(佛)Clémence, Vulcain, Aladin, Comète, Sésame		本店 Hanoi, 51, Boulevard Gia-long 事務所 Co-dinh(Thanh-hoa, Annam)
Société nouvelle des Phosphates du Tonkin 東京新設燐鹽會社	一九二四	11'OOO'OOO			本店 Paris, 51, Rue d'Anjou.
Société minière du Cambodge. 東埔寨鑛業會社	一九二七	M'*OO'OOO			本店 Paris, 153, Boulevard Haussmann.

(備考) 資本金及主要鑛區は近年諸會社の頻繁なる事業閉鎖或は他社への合併等の爲表内備考の中に特記したるもの以外にも變更せられたるものあるやも知れず、本一覽表の指示は必ずしも正確ではない。

現在 Sté de Distillerie de l' Indochine の管理にあり。

五　佛印鑛業法（拔萃）

（一九三五年三月三一日附大統領令）

第一章　總　則

第一條　天然鑛產物は鑛物と土石とに類別さる。

第二條　土石とは建築用及び土地耕作用物質の堆積其他類似のものにして、硝酸鹽及び燐酸鹽類を除きたる鑛床を言ふ。

土石山所有權は土地所有權と同一視しその規定を準用す。

土石の採掘には土地の安全維持及び使用人の安全確保の爲總督令に依て定めたる規定を適用す。

泥炭坑は石山に關する法規を準用す。

第三條　鑛山とは石山に編入せられざる總ての鑛床を言ふ。

鑛業權は第一章により交付されし試掘獨占許可證の交附後第三章又は第四章の規定に則り許可されたる鑛區に非ざれば之を取得し得ず。

第四條　鑛區に對する權利は許可地域全般に亘り深度を問はず埋藏物質に及ぶ。

第五條　鑛業權者又は受任者は鑛山試掘及び採掘に際し伐木を避け得ざる時は之等非認可物を處理することを得ず。

第六條　埋藏物又は鑛床に就き法規上の分類に異議ある時は鑛山局部の申告に基き總督之を定むるものとす。

第七條　鑛山試掘の許可は不動產權、不可分權を構成す。

但し擔保に供することを得ず。

第八條　國籍を問はず總ての個人又は會社は數多の試掘權を獲得することを得。

但し鑛區所有權者、占有者又は採掘者は佛蘭西國民、籍民又は保護民たるを要す。

右違反行爲は總て無效とす。

鑛山の試掘又は採掘を目的として設立されたる會社若くは試掘又は採掘に從事する會社は佛蘭西法律を以て設立され、且本社を佛蘭西又は佛領植民地に有することを要す。

無名會社に於ては重役（Administration）の四分の三は佛蘭西國民、籍民又は保護民たるを要す。株式合資會社に於ては取締役（Conseil de Surveillance）の四分の三は佛蘭西國民、籍民又は保護民たるを要す。

如何なる場合に於ても佛蘭西の交戰國民及び所轄民は重役取締役たることを得ず。

鑛山の試掘を目的として設立せられた會社は定款、役員名簿を鑛山監督局長に提出することを要す。總て定款又は役員名簿に變更ありたる時はその旨を鑛山局長に通告することを要す。

上記規定に違反する場合は政府は試掘又は採掘の許可を無效とし鑛區の許可を拒絕することを得。

第十二條　本法の適用に關し政府に提出すべき總ての願書は佛字を以て記し、佛字或は安南文字を以て署名することを要す。

第十三條　鑛山局、稅關、林務局、內務部及軍隊の官吏、囑託、雇員は植民地鑛山の試掘及採掘に直接間接に關與することを得ず。

右は軍政區に於ける軍人、囑託、雇員及び司法管區に於ける原住民官吏に對しても適用さる。

第二章　試掘許可

第十四條　試掘許可は州長官に提出されし出願の先着順に獲得される。

右許可の範圍は一邊の長さ三粁の正方形に該當する地域內とし且試掘獨占を認む。

第十六條　試掘許可書の交付に際し五百法の固定稅（Droit Fixé）を支拂ふことを要す。

第十七條　試掘の出願は州廳に於て州長官又はその代理者に提出することを要す。

郵便出願は認められず。

出願には左の事項を記載することを要す。

一、姓名、身分、國籍、住所、會社にては本社所在地

二、出願地域の中心位置

出願には地域の地理的位置を示す要圖を添附するを要す。

第十八條　州長官は試掘許可の出願に對し出願日及出願受理順位を記入せる受領證を交附す。

本受領證は試掘許可證と同一效力を有す。

本受領證は合法的出願なる限り如何なる場合に於ても交付さる。但し前記第十六條の定むる五百法の固定稅の拂濟證明書なき場合は拒否さる。

第二十一條　試掘許可後一箇月以內に出願者は試掘地の中心に試掘許可名義人の姓名、出願月日を記載せる標識を試掘全期間中明確に維持するを要す。

第二十二條　試掘許可は出願の日より三箇年有效とす。

第三章　鑛區所有の許可

第二十五條　試掘許可の無效とならざる限り鑛區を獲得することを得。

鑛區の地域は九百陌を超過し又は百陌を下ることを得ず。

出願區域は小邊が大邊の三分の一以下ならざる矩形なることを要す。

右區域は總て試掘正方形內に含まるゝことを要す。

第二十六條　鑛區の出願は試掘許可の期限滿了以前に州官廳に於て州長官又はその代理者に提出することを要す。

郵送による出願は認めず。

鑛區が數州に跨る時は關係各州に別個に出願するものとす。

第二十七條　鑛區の出願には五百法の固定稅を支拂ふことを要す。

第二十八條　鑛區の出願書には左の事項を記載することを要す。

一、申請者の姓名、國籍、住所、會社にありてはその名稱及び本店所在地

二、出願地域の正確なる限界

三、縮尺一萬分の一鑛區地域見取圖

第二十九條　右出願は州長官により總ての出願者に送達さるべき特別帳簿に登記さる。

右出願の登錄を證する受領證は出願者に交付さる。但受領書は第二十

七條に定むる五百法の固定税の拂濟證明書なき時は交付を拒否さる。

第三十一條　出願を受けたる時は州長官は直ちに鑛山局長の意見を徵したる後出願が合法なるや否やを審査して地方行政長官に移牒す。

第三十二條　出願が合法と認められたる時地方行政長官は調査着手を命ず。

第三十四條　調査終了後州長官は自己の意見を附して地方行政長官、鑛山局長に報告す。

鑛山局長は自己の意見及び地方行政長官の意見を附して總督に内申す。

第三十五條　鑛區の出願を許可又は却下せる總督の裁定は出願者にし、且印度支那官報に發表す。

第四章　競賣により賦與される採掘許可

第三十八條　鑛山局長の申告及び地方行政長官の提案に基き總督令により指定されし地方に於ては公競賣方法を以て鑛山を取得することを得。但鑛山が鑛區試掘及び許可を以て取得せられし場合を除く。

第四十條　競賣は總督又はその代理者の立會を以て施行す。

第四十一條　競賣に先立つこと少くとも三箇月以前に政府はその旨公表することを要す。

第四十二條　應募者は競賣參加の爲競賣施行地に住居を選び、總督令に定むる保證金領收證書を提出するを要す。

右保證金は不許可者には競賣實施後返還され、落札者には第四十四條に定むる規定金額及年賦金の第一回支拂後返還さる。

第四十三條　競賣は入札を以て行ふ。支拂額は一時拂と年賦拂とあり、前者は鑛山局長の提案に基き總督之を定む。後者は一陌に付六法以上とす。

第四十四條　落札人は通告の日より三箇月以内に規定額或は自己の申出たる第一回年賦金を支拂ふべし。然らざれば失格し爾後の競賣に參加し得ざるものとす。

採掘許可證及圖面は右支拂後落札人に返却す。

第五章　採掘權者及被許可者の權利義務

第一節　總則

第四十五條　鑛區は凡て分賣、部分賃貸、分配行爲をなすことを得ず。本規定に反し分賣、部分賃貸、分配行爲をなしたる時は失權を宣告せらるべし。

第四十六條　採掘權者はその鑛區の全部又は一部を放棄することを得。放棄の屆出は州長官宛になすものとす。

部分放棄の屆出には全區域及放棄する部分を記入せる見取圖を附することを要す。

第二節　土地納附金規定

第四十八條　凡て採掘權者は土地納附金を支拂ふべし。納附金は鑛區設定の年以後一陌當り二法にして、第五年目の一月一日以後第十年目の一月一日迄はその倍額、爾後は三倍となる。

競賣にて獲得せし鑛區の納附金年額は競賣の際決定せらる。

土地納附金は前金を以て六箇月毎に鑛區所在地の地籍部に支拂ふべし。

第四十九條　土地納附金を支拂はざる時は失權を宣告さる。

採掘權の消滅後鑛區は競賣に附さる。採掘權者が滯納せる稅若くは土地納附金を競賣の當日迄に支拂ふ時は失權の效力を失ふ。

第三節　採掘權者と土地所有者との關係

第五十一條　採掘權者は墳墓に關する規定及び慣習を遵守すべきものとす。

第五十二條　採掘鑛區内に存する官有空地に於ては採掘權者は州長官の許可を以て試掘、鑛山施設、粗鑛の機械的加工及び燃料物の水滸、溝、運河及び總ての交通路の設置に必要なる土地を無償にて占有することを得。

第五十五條　採掘權者は自己の事業により土地所有權者に生ぜしむる總ての損害を賠償すべきものとす。

第五十六條　採掘權者は鑛區域外の地に於いて地方行政長官の許可を以て凡ての交通路を敷設することを得。

第六十條　鑛山の施設工事が隣接又は累層せる他の鑛山に對し例へば多量の水の浸水により損害を與へたる場合、採掘權者は損害を賠償するを要す。

第四節　採掘に關する監督

第六十二條　鑛山及その附屬事業により惹起せる事故は總督令の定むる書式により可及的速に政府に通告すべし。

採掘權者はその事業遂行に必要なる醫藥及び勞働者に對する救護材料を備ふるを要す。

第六十四條　法律及び鑛山に關する規定に從ひ且政府の命ずる處置の實施によりて生ずる總ての損害に對し採掘權者は如何なる補償金をも支拂ふことを要せず。

第六十五條　各鑛區は總督の定むる書式に從ひ左に列擧するものを提出すべき責を負ふ。

一、事業計畫表及之に添附すべき土地の見取圖

二、事業遂行計畫記錄

三、鑛夫の監督日程簿

四、採掘、賣却及び輸送簿

州長官、鑛山局官吏及び州長官の命ずる官吏は凡て右の計畫表及び帳簿を檢閲することを得。採掘權者は毎年鑛山局長に對し前年度の事業成績表、採掘鑛物の質及び品位、鑛夫に關する統計表を提出するものとす。

第六十七條　總督は採掘權者の事業の技術的監督に過失ある時、鑛山局長の具申及び地方行政長官の提案に基き事業の全部又は一部の中止を命ずることを得。

第六十八條　本法又は其他の法令に違反せる試掘、採掘、事業は次章に定むる罰則の外行政手續　以て禁止せらるゝことあるべし。

第六章　裁判及罰

第七十二條　試掘及び採掘區域の超過に關する訴は裁判所に提起さる。之に關する鑛山局の意見は鑑定人の報告を以て代ふることを得。

第七十三條　本法及び施行法に關する總督令に對する違反行爲は司法警察署、鑛山局官吏により檢擧さる。

第七十四條　試掘許可區域又は鑛區の境界を不正なる方法を以て除去、轉置、又は修正せる者は二百法乃至千法の罰金又は十五日乃至二箇年の禁錮に處せらるべし。

第七十五條　不正なる方法を以て試掘或は採掘を行へる者は十六法乃至五百法の罰金、又は六日乃至二箇月の禁錮に處せらるべし。

第七十六條　左に該當する者は十六法乃至百法の罰金を科せらる。

一、中心標識指示の義務を怠り、或は標識を明確にせざる試掘許可名義人

三、第五十一條に違反せる者

四、本法實施に關し公布せられし規定及び裁決事項に違反せる者

五、正規の形式をもてる帳簿類及び計畫表を備へず、政府の命ずる官吏にその提示を拒否し、又は命ぜられし資料を送附せざる者。

第七十七條　以上各項の違反により罰せられたる者にして刑後十二箇月以内に再犯せる場合は最高の禁錮又は罰金刑に處せらる。

第十五章　工　業

第一節　總　說

總說—傳統的工業—近代的工業

印度支那は佛國の領有以來既に六〇年乃至八〇年を經過し、此の間政府は各種の開發事業を實施し來りたるが、眼を工業部門に向ける時、その近代的工業發展の段階は今日尙極めて低位にあり、英印、蘭印、佛印の三者を比較するに佛印が最も遲れてゐることは既に定評となつてゐる。一九三六年度に於ける佛印貿易の三大品目別割合は、次の如く、輸出總額の九七・九%までが食糧品及び原料品から成り、輸入總額の六一・五%が完製品から成つてゐるのを見ても、その工業發展の低調さが窺はれる。

	輸出總額に對する割合	輸入總額に對する割合
食糧品	七〇・九%	一三・四%
原料品	二七・〇%	二五・一%
完製品	二・一%	六一・五%

食糧品及び原料品が米、護謨、玉蜀黍、石炭等の農產物及鑛產物にして、この兩者が輸出總額の九七・九%を占めてゐることは、佛印の經濟が未だ農業經濟の域を脫してゐないことを示すものであつて、豐富な農產、鑛產、水產資源を有し、石炭、水力等の動力に富み、加ふるに東京、北部安南に巨大なる過剩勞働力を持ち、工業發展に要する自然的、社會的條件を具備するに拘はらず、今日迄の佛印の工業には、華僑の獨占する精米業と、釀造業及びセメント工業の外には殆んど見るべき近代的工業なく、纖維工業品、金屬機械類の如き精製品の殆んど全部を外國、殊に佛本國よりの輸入に仰がねばならない狀態にある。然らば佛印の工業發展を阻止する最大原因は何かといふに、それは本國の利益を第一とせる佛蘭西の植民政策に基くもので、佛蘭西はその植民地を以て本國工業の原料品獲得の市場並びに本國工業製品の販賣市場なりと考へ、植民地を本國へ隸屬せしむることに依つて、植民地經濟の獨自的發展の方途を封じて來たからに外ならない。

然るに數年前より佛印關係の佛蘭西の政治家、實業家、學者等により佛印工業化の問題が論議され、殊に第二次歐洲大戰の勃發からそれに續く佛蘭西本國の敗戰により佛印は佛本國との經濟的連鎖を斷たれ、從來の歐米依存から極東依存への轉換を餘儀なくされたばかりでなく、外國依存から國內自立の方向にまで進まざるを得ない必然的運命に直面するに至つて、この問題はいよ〳〵眞劍に考慮され、佛印政府も工業振興の方策を樹立し、之が實施に本腰になつて乘出さんとする氣配を示すに至り、その成果は大いに吾人の注目に値するものがあらう。

蹟つて佛印工業の現狀を概觀するに、聯邦各國中工業の最も發達せるは勿論交趾支那で、地方的には製材業及染料、煉瓦、石材等の製造が盛んであるが、主要工業の大部分は西貢及堤岸市近傍に集中し、精米、釀造、製油、製糖、護謨加工等の諸工場が蝟集してゐる。交趾支那に次いでは東京の河內、海防、南定等の諸都市が中心をなし、釀造業、纖維工業、セメント工業等の近代的工業發達し、且石炭、鐵、亞鉛等の鑛產資源に惠まれ勞働力豐富なる上に河川及海上航路に近接せる等の好條件を具備せるこの地方の將來の發展は大いに期待させるものがある。尙この外に東京三角洲及タンホア附近では安南人の傳統的家內工業たる精米、織物業等も行はれ、又レース、蓆、各種細工物、陶器等の手工業は東京安南、東埔寨を通じて到る處に行はれ、原住民の村落工業として看過し得ざるものがある。近代的工業として安南の製材、製糖には稍々見るべきものがあるが、東埔寨、老撾、東京高地地方には地方的小家內工業の外特に認むべきものはない。然し東埔寨は近年に至つて稍々發展の氣運の現れたことが認められる。

第二節　傳統的工業

北部地方の東京及タンホア兩三角洲に於ける調査によると、この地方の傳統的工業に從事する者は同地方總人口の約七%を占め、主として精米業、纖維工業等をなし、その中最多數の工人を擁するのは精米業で、纖維工業の中タンホア附近では綿業が相當盛んであるが、生絲業は支那絹の壓迫を受けて漸次衰運に傾いてゐると言はれる。

右の二工業に比すれば重要性は少いが、刺繍、レース、漁網、麻絲、ハンモック、衣服地等の小工業の外、竹、籐、葦等を原料とする笊籠製造業は各地に廣く行はれ、又、蓆帽子、簑、籠その他の運搬用貯藏用、家庭用、灌漑用、漁業用の各種の器具が原住民手工業者の手で製造されてゐる。安南人の部落では大體に於て部落內に大工、左官の必要なる各種工人を有し、稍々複雜な家屋、家具、農具の製造には專門工を傭ひ入れる。挽材工、塗物師、轆轤細工人、彫刻師等の專門工は一年の大半を村から村へと巡歷して歩く。又全村鍛冶屋、鑄物師から成る村もあり、タンホア附近には陶器製造業を專業とする特定部落が多く、又諸所に金屬加工業、樹皮紙業、佛具、紙扇、竹扇製造の如き小工業も殘存してゐるのが見られる。

安南に於ても大體東京に類似した地方的工業が行はれてゐると見られ、ゲティンの軸軛及び笊籠の製造、中部安南の生絲、カンガイ地方の陶器及糖蜜業、ビンディン地方の椰子、落花生、生絲、帽子、麵類、魚醬油(ニョクマム)の製造等である。

交趾支那の傳統的手工業は左程盛んではなく、ゴコン地方の綿織物、ツードーモの鑄物、ビエンホアの陶器業等を數へるに過ぎない。

東埔寨及老撾の山地住民の間には、專門化した工業部落は存在せず、生活必需品は各家族毎に自給されてゐる狀態であるが、例外として陶器製造業及び鑄物業があり、コンポントム、コンポンチャムの鑄物は今尙その名がある。

第三節　近代的工業

これら傳統的工業生活者の總數は一九三六年に約百三十五萬人と推定され、近代的工業に從事する勞働者約八萬六千人(一九二九年調査)に比すればその勢力は決して侮り難きものがあるであらう。

一　精米業

米の生產、輸出が印度支那の經濟を左右してゐる關係上精米業は佛印に於ける最も發達せる工業であるが、粗の買付、輸送、販賣、輸出に至る過程は殆んど華僑に依つて獨占されてゐる狀態である。

精米工場は東京の河內、海防、南定の諸都市、交趾支那の堤岸市、東埔寨のプノムペン市等各地にあるが、就中華僑の町である堤岸市は東洋に於ける最も盛大なる精米工業都市として有名で、現在百馬力以上の發動機を備へる工場二七を數へてゐる。

佛蘭西は資本金三千五百萬法の「極東精米會社」Société des Rizeries d'Extrême-Orient を創設して華僑の勢力に對抗せんとしたが、華僑の勢力は尙牢固として拔くべからざるものがある。同會社は四つの工場を有し、一日の精米量二千五百瓲である。尙交趾支那精米工場の精米總量は一日七千五百瓲、一年では二百七十萬瓲に上り、而も尙餘力を殘してゐる。因に一九三八年に於ける米の輸出量は百六萬四千瓲であつた。

安南に於ては產米多量ならざる爲、大精米工場は存在せず、多くは小規模風車式工場であつて、自家用の精米をなす暇なき農繁期にだけ活況を呈する程度である。尙日當り二十五瓲程度以下の能力を有する小工場が各地に增加しつゝあり、これらが一定地域內の消費米を對象とするに反し大工場は主として輸出米を取扱つてゐる。

堤岸市に於ける百馬力以上の精米工場の活動狀況は左の如くである。

堤岸市百馬力以上精米工場月平均操業工場數及び作業日數

年度	月平均作業工場數	月平均作業日數
一九三五	二六	五一七
一九三六	二七	五三四
一九三七	二七	五三〇
一九三八	二六	四一一

出所＝印度支那統計年鑑

二　釀造業

米を以てする酒精製造工業は佛印の重要工業の一つである。從來この酒精の大部分は部落民の自給に委ねてゐたが、佛印政府は一九〇二年民間の酒精製造及販賣を禁止し、一方に於て一九〇一年「印度支那釀造佛蘭西會社」Société Française des Distilleries de l'Indochine を設立し之が製造を獨占した。然しこの集中政策は原住民の反抗と密造とを盛んならしめ、密造取締に困却した政府は一九三三年に許可制による自由釀造を許すことにした。

現在公認されてゐる主要會社次の如し。

「印度支那釀造佛蘭西會社」「マヂ釀造會社」Société des Distilleries Mazet（交趾支那）

「バッタンバン無名會社」Société Anonyme de Battambang（東埔寨）

以上の外

交趾支那及東埔寨　二〇（安南人及支那人經營）
安南　一七
東京及北部安南　六
其他　九

等計五〇以上の會社及個人經營の工場がある。一九三八年に於ける佛印の酒精製造量は四十三萬三千ヘクトリットルで、年々增加の傾向を示し、地域別には交趾支那が最も多く東京が之に次ぐ。

聯邦各國別酒精釀造量（一九三八年現在）　單位＝千瓩

品種名	安南	東埔寨	交趾支那	東京
飲料用酒精	一三	一四	一四一	一四四
工業用變性酒精	—	—	三	一
發動機用酒精	—	—	四〇	一三
ラム酒及燒酎	—	—	六	五三
砂糖及糖蜜製飲用酒精	—	一五	三〇	四五
計	一三	四一	二三〇	一五八　四三三

原料には米及その副產物（玄米、ネプ、碎米、粉米）の外糖蜜及び砂糖をも使用するが、一九三八年に於ける印度支那の釀造用米使用量は約一〇萬瓲、糖蜜及砂糖使用量は約一萬四千六百瓲であつた。

これらの酒精は若干輸出されるものもあるが、大部分は國內消費にあてられ、佛印は專賣制度の下に尙莫大なる財政收入を得てゐる。

釀造會社中最も古く又獨占的地位を占めてゐる前記「印度支那釀造佛蘭西會社」の活動狀況を記すれば、資本金七千五百萬法、一九〇一年の創設にかゝり、河內、南定、ハイジョン、堤岸、ルセイケオ（プノムペン市近郊）の五工場を有して勞働者男女合計千六百五十人、釀造の外に精米所を持つて使用米の精白を行ひ、一日の酒精製造量一二五〇瓲、賣一〇五五瓲の精白を行つてゐる。同會社は製造技術、生產手段、販賣事務等に於て他の同業會社を凌駕するばかりでなく、當領第一の佛人工業で、南定及堤岸工場で製造されるラム酒の大部分を佛蘭西本國に輸出し、その處理法にアミロ式を使用せることが注目される。

「印度支那釀造佛蘭西會社」の經營規模　出所＝「印度支那經濟時報」一九三八年第五期

釀造所	敷地面積 平方米	建坪の割合	一日の酒精白量 瓲	一日の酒精製造量 瓲	勞働者 人
河內工場	四五、〇〇〇	1/3	一〇〇	一二〇	一六〇
南定工場	三八、〇〇〇	1/3	一〇〇	一二〇	三五〇
ハイジョン工場	五五、〇〇〇	1/5	一〇〇	一二〇	三〇〇
堤岸工場	一〇四、〇〇〇	1/5	六二五	四五〇	七五〇

	安南	交趾支那	計
一九三二	四〇、〇	三、七二一	四、二二〇
一九三三	一〇、五〇	五、四〇五	六、四五五
一九三四	九一四	七、六九〇	八、六〇四
一九三五	一二、二二三	八、一二一	九、三四四
一九三六	一〇、八六	八、九二一	九、九九七
一九三七	一二〇〇四	一一、六三六	一三、六四二
一九三八	三二、九〇	一一、九七六	一四、〇六六

印度支那釀造會社次の如し。

	製氷 瓲	炭酸水 レモナード 瓲	麥酒 瓲
河內工場	六、〇〇〇	一三五	—
海防工場	七、〇〇〇	一三五	—
西貢工場（一時閉鎖）	—	—	—
堤岸工場	—	—	一三、〇〇〇
プノムペン工場	二一、三〇〇	一五	—
ルセイケオ工場	六五、〇〇〇	一三〇	六〇
合計	二〇六、〇〇〇	一、〇五四	一、六五〇
	1/6	1/5	

次に麥酒、レモナード、曹達水、炭酸水等各種の清涼飲料水の製造は製氷と並行して行はれ、歐人及原住民間に相當の需要がある。殊に製氷は淨水の入手が容易になり、又アイスクリームの製造及オレンジエード、シトロナードに使用すること多き爲益々盛大になりつゝある。河內には「オンメル麥酒會社」Société de la Brasserie Hommel があつて麥酒、氷、炭酸水を製造し、製品の大部分は東京、安南、老撾地方で消費され、又雲南方面へも輸出される。この外に「印度支那麥酒製氷會社」Société des Brasseries et Glacières de l'Indochine, Victor Larue があり、河內、海防、西貢、堤岸、プノムペンと五工場を有し、この二社で佛印全部の麥酒製造に當つてゐるわけである。

右五工場の生產狀況次の如し。

三　製糖業

佛蘭西資本が製糖業に參加するに至つたのは第一次歐洲大戰以後のことで、一九二二年迄は主として褐色糖を產し、白糖は全部ジャワ及香港より輸入し、毎年約三百五十萬比弗を拂つてゐた。原料たる甘蔗は古くから栽培されてゐたが、栽培方法は極めて粗笨で、安南では一ヘクタールの收穫量ジャワの六分の一、わが臺灣の三分の一位にしか當らない。然るに一九二三年佛蘭西は西貢を距る約五〇粁のヒエップボアに「印度支那製糖會社」Société des Sucreries et Raffineries de l'Indochine を設立して製糖業の奬勵保護をなした結果、一九三〇年には三千瓲に過ぎなかつた白糖が一九三八年には一萬五千瓲に達し、年々飛躍的發展を遂げつゝある。

右表は安南及び交趾支那に於ける精糖生產量の最近に於ける推移を示す。

精糖製造量　單位＝瓲　出所＝印度支那統計年鑑

	安南	交趾支那	計
一九三二	四〇、九	三、七二一	四、二二〇
一九三三	一〇、五〇	五、四〇五	六、四五五
一九三四	九一四	七、六九〇	八、六〇四
一九三五	一二、二二三	八、一二一	九、三四四
一九三六	一〇、八六	八、九二一	九、九九七
一九三七	一二〇〇四	一一、六三六	一三、六四二
一九三八	三二、九〇	一一、九七六	一四、〇六六

印度支那製糖會社は勞働者八百名を有する佛印第一の近代的製糖會社であり、この外タイニンには支那人資本による「タイニン製糖會社」Société des Sucreries de Tayninh 南部安南のチュイホアには佛人資本による「安南製糖會社」Société des Sucreries d'Annam があるが、いづれも大規模のものではない。安南人による小工場は二百五十もあり、東京のハドン、ソンタイでは黑砂糖、安南では褐色糖、糖蜜、糖汁、（年產三萬五千瓲）東埔寨に於ては扇椰子（ローヂエ）から砂糖（年產二千瓲）を造つてゐるが、これらは殆んどその儘で消費せられてゐる。

四　煙草製造業

佛印の原住民は一般に煙草に對する嗜好が强く煙草の栽培は到る處で

行はれてゐるが、精製工業は最近まで行はれなかつた。

煙草製造會社は現在西貢に二社、堤岸に二社、合計四社あつて約四千人の職工を使用してゐる。この中「印度支那煙草會社」Société Manufacture Indochinoise des Cigarettes 及び「佛安煙草會社」Société Franco-Annamite des Tabacs の民間會社が有力で、前者は資本金千八百萬法をもつ大會社で、「英米煙草會社」British American Tabbac Co の金融的支配を受け、充實した經營振りを示してゐる。

シガー及びシガレットの製造が行はれるやうになつたのは一九三〇年以降のことであるが、最近これが製造量は急激に增加し、一九三六年には二千瓲、一九三八年には三千三百瓲に達してゐる。左に一九三二年以降の煙草製造量及び原料使用量を示す。

煙草製造量

（單位—瓲）

	シガー及びシガレット	支那煙草
一九三二	一、九三三	—
一九三三	一、一二七	一五
一九三四	二、一六四	二
一九三五	一、九四七	六
一九三六	二、〇八九	—
一九三七	二、八二七	—
一九三八	三、三三九	—

原料使用量

	輸入葉煙草	國產煙草	計
一九三二	二、二一三	二、七二一	三、九三四
一九三三	六一	一、一五六	一、二一七
一九三四	五六	二、三〇八	二、三六四
一九三五	一、一八	二、〇三五	二、一五三
一九三六	四二三	一、八七一	二、二八三
一九三七	一、〇七〇	一、〇三〇	二、一〇四
一九三八	一、五八八	一、〇六一	二、六四九

シガレットにして佛人の嗜好を滿すものは從來アルゼリア、フイリッピン、イギリス等から輸入されて居り、葉煙草は支那、香港、佛領植民地から輸入された。國產煙草は國內の消費を滿足せしむるに至つてゐないが、當業は頗る將來性を持つてゐる。

五　纖維工業

紡績工業並に織物業は、本國の利益中心主義の植民政策によつてその發達を阻止された典型的な工業であるが、佛印の地理的產業的性格よりみて當然發達すべき條件を備へてゐると考へられる工業であつて、佛蘭西もかゝる事情を察して同業の創設を許可するに至つた。以下綿絲布、絹絲布に就いて略述する。

1　綿絲布紡織業

佛領有當時は原住民紡織業者による廉價な綿製品が專ら勢力を占めて佛蘭西綿製品の喰ひ込む餘地は殆んどなかつたのであるが、その後度々引上げられて今日では殆んど禁止的高率となつてゐる關稅の保護の下に原住民綿製品を驅逐すると共に、一九一三年に「印度支那紡績會社」Société Cotonnière de l'Indochine をつくり、河內、海防、南定の三工場を設立した。現在河內工場は廢止されたが、南定工場は紡績機械一、三〇〇臺を持ち一九三五年には五萬四千錘を擁して大發達を遂げた。海防工場は前者程大規模ではないが、兩者一日の石炭消費量は四〇瓲、一九三三年の勞働者五千人內南定四千人で佛印屈指の大會社となつた。海防にはこの外にも小規模の綿絲工場があり、西貢には「西貢紡績會社」Société Cotonnière de Saigon がある。

佛印產(主として東埔寨)棉は大體に於て家庭工業用なるため、近代的工場に於ては、印度、米國、支那等から原棉を輸入してゐる。

生產量については正確な數字はないが、一九三七年には綿絲八千瓲、

覆布七十萬三千枚綿製品二千三百十二瓲と推定され、綿製品の主なるものはタオルであるが、これらが未だ國內消費にも足りないことは、最近まで佛蘭西本國から多量の綿製品が輸入されてゐる事實によつても明かである。

2　絹絲布紡織業

絹織物業の發達は綿業より更に貧弱であつて、近代的會社としては「デリニヨン株式會社」Société Anonyme des Etablissement Delignon (資本金六百萬法)が安南のカンナム州フホン、(Phu-Phong) ボンソン (Bong-Son)、ジャオテユイ (Giao-Thuy) に工場を有して安南で勢力を占め、東京には「佛安紡績輸出會社」Société Franco-Annamite des Textile et Exportation (資本金四百萬法)があり南定に工場を有し、又東埔寨では「佛蘭西印度支那絹布會社」Société Générale des Soie de France et d'Indochine (資本金九百萬法)がプノムペン市近郊ルセイケオに一九二一年に創設され、本工場は專ら製絲のみに從事してゐる。いづれも年々小量の生產品があるばかりで、廣東、上海よりの輸入品に壓倒されてゐる狀態である。尙海防には輸入の原料を使用する手織絨氈工場があつて、勞働者六百人を擁してゐる。

六　製油及石鹼製造業

製油業は第一次大戰後盛んとなり、コプラ、落花生油、棉及びカポック油、胡麻油、蓖麻子油、護謨油等の生產が行はれ、西貢、堤岸に多く行はれるが、大部分は原住民の手になる小規模な工場で、佛人の經營になるものは極めて少い。堤岸には一箇月五百瓲の生產力をもつ近代的石鹼製造工場が安支混血人により經營されてゐる。

漁油其他の原料品が豐富であるから、佛印に於けるこの事業は技術的改良を加へれば將來發展するものと見られ、一九三八年には五百二六瓲の石鹼を輸出してゐる。

七　セメント工業

セメント工業は一八九九年資本金二百萬法を以て海防に設立せられた半官半民の「印度支那ポートランド洋灰會社」Société des Ciments Portland Artificiels de l'Indochine によつて獨占されてゐる。東京地方には石灰岩多く原料豐富なるため著しい發展を遂げた。最近六箇年の製造量左の如し。

セメント製造量

（單位＝千瓲　出所＝印度支那統計年鑑）

一九三三	一一五
一九三四	一一五
一九三五	一〇七
一九三六	一九三
一九三七	二三五
一九三八	二六六

一九三八年には合計十四萬四千瓲が支那（香港を含む）、シンガポール、その他の諸國へ輸出された。國內消費は約十萬瓲で年々增加してゐるが、これらは橋梁、堰堤、港灣、家屋等の建築に當てられるもので、佛印工業化の一つの指標となつてゐる。支那市場に於ては從來日本セメントの有力な競爭相手であつた。尙印度支那ポートランド洋灰會社は順化附近のラントーに同系統の小規模のセメント會社を有しセメントの外煉瓦、瓦等の一般窯業をも行つてゐる。

八　その他の工業

1　煉瓦、瓦製造業

河內附近のエン・ヴイエン煉瓦工場が比較的大規模で、一九二九年には二百人の勞働者を雇用してゐた。

圓管工場は海防、河內、西貢の各地に存在し、土木用、建築用及び各種工業用品を供給してゐる。

硝子工場が一箇あつて勞働者二百人以上を使用してゐたが本國の同業者との妥協の上一九三三年以來硝子の製造は中止したが、製罐量は一九三七年には二千九百瓲であつた。

磁器工場は河內、海防にあつて、一九三七年には三百人內外の勞働者を使用し、各種皿鉢類、絕緣器等を製造してゐたが、原住民用のは概ね

安南人又は支那人工場より供給されてゐる。

2　製材會社

一般に大規模のもの少く、而も集中してゐない。東京には機械製材の大工場が數箇存在し、その最大なのは「印度支那機械製材會社」Société des Scieries et Mécanique Indochinoises で、二十五馬力のガス發動機を有し、リム、ヂー等の大材木の木挽をなし、建築用材を供給してゐる。安南には「タンホア製材燐寸製造會社」Société des Scieries et Fabriques d'Allumettes de Than-Hoa 及び「ベンチティ印度支那製材燐寸會社」Société Indochinoise Forestiere et des Allumettes de Bên-Thuy 等が製材を行つてゐる。東埔寨のコンポンチヤム附近のクリスチヤンヴイウにあるコラン工場も相當に大きい。

燐寸工場は前記安南に於ける二會社の外、河内に「ア・チ燐寸製造會社」がある。右三者は二千人の勞働者を使用し、一九三七年には三億箱を製造した。燐寸の輸出は一九三六年以降急速に増加し一九三七年には五〇九噸に達してゐる。

燐寸製造量　　單位＝千瓲

一九三三	一四、七七〇	一九三六	二一、一八五
一九三四	一三、二四九	一九三七	二七、八六六
一九三五	一三、一四〇	一九三八	三〇、三五八

製紙業は一九一三年に設立された「印度支那製紙會社」Société de l'papeteries de l'Indochine が東京丘陵地帶にある竹を原料として製紙を行つてゐる。佛人經營のヴイエ・トリにある同會社のパルプ工場は二百人の勞働者を使用し、月産三百瓲の製品の一部は賣却し、一部はタブカウ工場へ送つてゐる。タブカウ工場では之を精製して包裝用紙、支那紙、安南紙、上等印刷紙、豪華版用紙等を生産し、一日六瓲乃至七瓲に及んでゐる。

護謨製品工場は西貢、河内に一つづゝある。河内工場は一九三八年に設立されたもので、いづれも使用人百五十名位の小規模なもので、雜品製作を行つてゐるに過ぎない。

3　皮革工業

以前は原住民の多數の小工場で行はれてゐたが、一九一二年に佛人の鞣皮工場が河内に設立され、牛皮、水牛皮より靴、馬具、防水調帯その他の諸種工業用品の製造を始めた。これは使用勞働者百人内外である。

4　其　他

小規模加工業としては、河内、海防の釦製造（勞働者二百五十人）、海防の蠟燭工場（勞働者八十八人）、河内、西貢の醸素工場、東京地方のペンキ、ウニス工場、其他東京地方の爆竹、煙火製造工場も注目すべきである。又東京地方の爆藥製造には可成り多數の勞働者が使用されてゐるものゝ如くである。

最近の爆竹、火具類生産高次の如し。

單位＝瓲

一九三三	二六九	一九三六	三四七
一九三四	二一五	一九三七	五四六
一九三五	二八六	一九三八	四七七

5　水　道

印度支那は一般に水質惡く、赤痢、チフス、コレラ等の惡疫流行する爲政府は飲料水の淨化に努め、水道施設の擴張を企圖しつゝあるが、未だ十分なる結果には達してゐない。現在水道の敷設を見てゐるのは、河内、海防、南定、順化、ダラット、西貢、堤岸、プノムペン等の主要都市で、この中河内及西貢堤岸市に於ては一日三萬立方米の給水量を持つてゐる。

尙西貢及河内のパスツール研究所内の水質試驗所の協力により、全印度支那に逐次に水道が普及するものと見られてゐる。

6　電　力

以上の全工業の發達を直ちに反映するものとして電力事業を擧げればならない。佛印は水量が豐富で且水流の速い河川が多く、又石炭の埋藏量も多いので電力事業は非常に有望であるが、現在の所その發達は非常に遲れてゐる。「印度支那電氣會社」「印度支那合同發電會社」「植民地電燈電力會社」「印度支那水道電氣會社」の五社が佛印電力事業を獨占し、大部分は火力發電を行ひ、水力發電所は東京シヤパ工場のみである。發電量、設備量、消費量は交趾支那が最大で東京が之につぎ、都市では西貢と堤岸とが最大である。

最近四年間の發電量次の如し。

單位＝キロワット時

	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
安南	五、一一三	五、四二七	五、五八八	六、二八四
東埔寨	五、八八八	五、七四二	五、一四三	六、九四二
交趾支那	三一、九五三	三四、二八五	三五、五八八	三九、〇九二
老撾	四三七	五二三	七三二	八一四
東京	一六、五五二	一八、二六六	二〇、三五〇	二一、六〇七
計	五九、九六三	六四、二七三	六八、四〇一	七四、七三九

九　特殊の工場

其他にはヴイインに於ける大規模の鐵道の組立修理工場、西貢の海軍工廠、海防の鐵工場等がある。

（附錄）主要工業會社

會社名	資本金	摘要
1　精　米		
Société des Rizeries Indochinoises	四〇〇萬法	職工三〇〇
Sété des Rizeries d'Extrême Orient	三、五〇〇萬法	
萬裕源 (Ban Joo Guan)	二二・五萬比弗	
南　昌 (Nam Laong)	—	
源豐盛 (Guan Hong Seng)	四九萬比弗	
萬益源 (Ban Aik Guan)	一五・七五萬比弗	
怡　昌 (Yee Choong)	三〇萬比弗	
Sété nouvelle des Rizeries méridionales	一、二〇〇萬法	
Compagnie Franco-Coloniale des Riz	三、〇〇〇萬法	
2　釀造、酒精飲料、清涼飲料		
Sété Française des Distilleries de l'Indochine	七、五〇〇萬法	一九〇一年創立、河内、南定、ハイジョン、堤岸プノムペンの五工場あり。勞働者一八六五〇
Sété des Distilleries Mazet	—	
Sété Anonyme de Bittambang	—	
Sété des Brasseries et Glacieres de l'Indochine	一九六萬比弗	
Sété de la Brasserie Hommel	一〇〇萬法	河内
Sété des Distilleries Tonkinoises	—	一九三三年創立バンヂエン
3　製糖、製菓		
Sété des Sucreries et Raffineries de l'Indochine	—	ヒエップホア
Sété des Sucreries de Tayninh	—	タイニン
Etablissement du Vaico Oriental	—	
Sété des Sucreries d'Annam	—	テユイホア
Sété sucriere du Cambodge	七五〇萬法	
Sété Nestlé France	一、〇〇〇萬法	

4 鹽　鹽

Sété des Salines du Sud-Annam	一一、九萬比弗	
Sété des Salines de l'Indochine	一〇〇萬比弗	

5 煙　草

Sété Manufacture Indochinoises des Cigarettes	一、八〇〇萬法	堤岸市
Sété Franco-Annamite des Tabacs	—	
Sété des Tabacs de l'Indochine	一五〇萬法	

6 纖維工業

Sété Cotonnière de l'Indochine	—	一九一三年創立、資本一五〇〇〇、勞働者有、海防
Sètè Cotonnière de Saigon	—	西貢
Sété Anonyme des Etablissement Deliguon	六〇〇萬法	
Sété Franco-Annamite des Textile et Exportation	四〇〇萬法	南定
Sété Général des Soies de France et d'Indochine	九〇〇萬法	一九二一年創立、ムペン
Sété Manufacture des Dentelles et de Broderies Indochinoise	一一五〇萬法	
Cie des Tapis d'Extrême-Orient	一一三〇萬比弗	
Sété Manufacture de Couvertures du Tonkin	一一五〇萬弗	
Sété Franco-Annamite pour l'industries de la Soie	一四〇萬弗	

7 水道及電氣

Sété Indochinoise d'Electricité	三、〇〇〇萬法	
Sété Indochinoise pour les Eaux et l'Electricité en Annam	一〇〇萬法	
Union électrique d'Indochine	一一、七〇〇萬法	
Sété Colonial d'Eclairage et d'Energie	一一一〇萬比弗	
Sété du Centre électrique	一、六〇〇萬法	
Cie des Eaux Hanoi	三五〇萬法	河內

8 製材・機ヤ・ベルト

Sété des Scieries Mécanique Indochinoises	—	河內
Sété des Scieries et Fariques d'Allumettes de Than-Hoa	一〇〇萬法	タンホア
Sété Indochinoise Forestière et des Allumettes Tde Bên-Thuy	九一〇・四萬法	ベンチユイ
Sété Manufacture d'Allumette A-Chi & Co.	五萬比弗	河內
Sété des Papeteries de l'Indochine	五〇〇萬法	一九一三年創立、河內
Sété Industrielle et Forestière de l'Indochine	一、〇〇〇萬法	
Sété Industrielle Agricole, Forestière de Cochinchine	一一五〇萬比弗	

9 鞣　革

Sété Anonyme des Tanneries d'Indochine	一五〇萬法	一九一一年創立、河內
Sété des Tanneries de Cochinchine	—	ツードーモ

10 硝子・石灰・セメント・化學工業

Sété des Ciments Portland Artificiels de l'Indochine	一一〇〇萬法	一八九九年創立、海防
Sété Industrielle de Chimie d'Extrême-Orient	二、〇〇〇萬法	
Sété des Phosphate du Tonkin	一、一〇〇萬法	
Sété Française des Verreries de l'Indochine	七五〇萬法	河內
Sété des Verreries d'Extrême-Orient	二、〇〇〇萬法	
Sété des Chaux hydrauliques	三〇〇萬法	
Cie Indochinoise des Bougies	二〇萬比弗	

鐵工・車輛・其他製造工業

Sété Constructions mecaniques	六五萬比弗	ヅイン
Ateliers maritimes	三〇〇萬法	西貢
Sété des Cycles de l'Indochine Etablissements Berset	三〇〇萬法	
Sété Indnstrielle de Ninh-hoi	三五萬比弗	
Sété Industrielle de l'Annam-Tonkin	四〇萬比弗	
Sété Industrielle d'Exportation en Extrême-Orient	五〇〇萬法	

第十六章　勞　働

勞働行政及法規—勞働者—賃銀

第一節　勞働行政及法規

中央勞働行政機關としては印度支那總督府内に印度支那勞働檢閲局があり、勞働關係事務及各種企業の監督に關する事務、勞力の移動及實施に關する事務勞働者の保護及秩序維持に關する事務等を管掌してゐる。地方に於ては聯邦各國の理事官廳に勞働檢閲部があり、各領内に於ける勞働法規の適用を行つてゐる。

勞働に關する法規は極く最近に至るまで比較的等閑に附せられてゐたが、時代の進展に伴ひ當領も亦近代的空氣に接觸して社會的意識に覺醒し漸く内面的動搖が現はれ始めてゐる。夫に勞働法規の沿革及内容に就て見るに、先づ一八九九年八月二二日附總督令を以て本國人雇傭主と原住民勞働者間の契約條件を規定して以來、交趾支那原住民農業勞働に關する規定(一九〇九年四月一三日附總督令)、印度支那鑛業管理法即ち鑛山從業員に關する一切の事項及危險防止に關する鑛業監督法(一九一二年一月二六日附總督令)等を制定實施したが、殊に印度支那に於ける經濟的發展に伴ふ勞働者の增加及その保護等に對する感覺の必要に迫られ、前述の如く一九二七年一〇月二五日附總督令を以て總督府内に印度支那勞働檢閲局を設置し且各種企業に於ける契約雇傭原住民及亞細亞外國人勞働者の保護、契約勞働條件、給料及前渡手當金、食料給與等に關する根本的法規を制定した。その後に於ても爭議に關する勞働監督官の權限(一九二九年一月三〇日附大統領令)、勞資調停委員會(同年四月二九日附大統領令)、勞働貯金々庫法(同年五月一日附大統領令)等を制定したが、殊にロバン總督のときには印度支那の高級官吏、代議士、農商工業代表者等を以て新勞働法起草委員會を組織し、農業を除く工・商・鑛

各種企業に於ける佛人及準佛人勞働者（一九三七年二月二四日附大統領令）の勞働條件に關する根本的規定を實施した。而して新勞働法の根本精神は地方的諸條件を考慮の上佛本國の勞働法を適用するといふのにあつて、强制勞働の禁止、徒弟勞働に於ける年齢制限、罰金刑の廢止、最低賃銀制、賃銀受給に關する勞働者側の特權、婦女及兒童勞働の保護、有給休暇、妊産婦勞働保護、事故補償金支給制、勞働者の團體交渉權、保健衞生等に就て勞働者側の利益を保護せるものであつて、殆ど佛本國勞働法の複寫であると稱することが出來る。但し勞働時間に就ては未だ一週四十時間制を採用するに至らず、一九三七年一月以降は一日九時間、而して一九三八年一月以降に於て始めて一日八時間制を實施せられることが規定せられた。

第二節　勞働の分布及移動

佛領印度支那に於ける農・工・商・鑛業等各種の企業に從事する勞働者は主として安南人であるが、安南人は體格稍々劣等にて且人口稠密なる地方に於て一般的なる食物の不良攝取に依り必ずしも頑健とは稱し難いが性勤勉にて凡ゆる業務に同化する能力を有する故、指導の如何に依ては優秀なる勞働者となし得るものと認められてゐる。尙栽培企業に於ける契約苦力として伐木、開墾等の開拓事業に從事するものには安南人の外に山地のモイ族及び爪哇人の契約苦力等が相當數使役されてゐる。而して勞働者數（自由勞働者及契約勞働者）を主要企業別に就て見るに栽培企業―八一、〇〇〇、商工企業―八七、〇〇〇、鑛山企業―五三、〇〇〇、計二二一、〇〇〇であるが、地域的に大別すれば自然の趨勢として栽培企業に於ける勞働者の大部分は交趾支那及東埔寨等印度支那南部の農園に集中し、鑛山及工業關係勞働者は殆ど全て北部印度支那特に東京中部及東部地方に集中してゐる。

勞働の移動狀況に就て見るに、移動勞力の對象は殆ど何等かの形に於ける農民であり、彼等が米作適地に如何に密集してゐるかを示す。人口と主食たる米の作地面積との關係即ち米田一平方粁當り人口密度は、一九三六年の調査に依れば東京全體で七三七人、多數のデルタでは八〇〇人乃至一、二〇〇人に達してゐる狀態であり、安南七四四人、東埔寨三八六人、交趾支那二三一人と云ふ數字を示してゐる。右の數字に依り社會的、農業的に東京及安南のデルタ地帶に於ては如何に人口過剩であり、既に農耕勞働者を收容する餘地は全然なく從つて左表の如く、多數の過剩勞働者を南部佛印の肥沃なる交趾支那及東埔寨地方の農耕地へ長期契約に依り送り出し不足勞働力の補充に充ててゐる。

而して右の如き領内勞働移動は佛人資本家及政府當局が南部地方の植民地開發に重大なる關心を有する結果、主要農産物栽培地及米田面積の增加に伴ひ益々增加する傾向をとるものと見られる。處が此の過剩勞働者を有する東京及安南デルタ地方に於ては彼等の生活程度、生活意識が餘りにも低位なるため、又此の地方の全産が全住民の生活を兎も角支へてゐる狀態のため、彼等はより良き生活條件を有する土地へさへ勞働者として移動することを欲しない。此のため人口稀薄なる地方の開發のため、又不足勞働力補充の爲、デルタ地帶の住民中より、一種の强制的移住勞働たる長期契約勞働者を送り出さねばならぬことになつてゐる。然し此の種の勞働契約も規定の煩瑣、その他の條件のため、雇主、被契約者双方に不評判で大した效果は現在の處期待することが出來ない。更にデルタ地帶に於ける人口增加率が高度なる爲益々人口增加が考へられ、又佛印經濟開發の展開に伴ひ、各地に於て勞働力を必要とすること等の爲過剩勞働人口の移動再分布に對する對策が要望されてゐる。

又北部過剩人口の移動は老撾方面、安南山地方面及大洋州諸島方面にも增加しつゝある。

東京及安南出身契約勞働者南部農園移動狀況表

（各年十二月末日現在）

出所＝印度支那統計年鑑

別	勞働者數 男	勞働者數 女	勞働者數 計
國			
一九三八			
東埔寨	一、一三〇	一、四六六	二、五九六
交趾支那	一五、五一九	一、六七四	一七、一九三
計	二六、六四九	三、一四〇	二九、七八九
一九三七			
東埔寨	八、七八二	一、〇五四	九、八三六
交趾支那	一三、四九八	一、〇〇一	一四、四九九
計	二二、二八〇	二、〇五五	二四、三三五
一九三六			
東埔寨	七、七五一	九二〇	八、六七一
交趾支那	一〇、一三三	一、九九一	一二、一二四
計	一七、八八四	二、九一一	二〇、七九五

而して右の如き領内勞働移動は佛人資本家及政府當局が南部地方の植民地開發に大なる關心を有する結果、主要農産物栽培地及米田面積の增加に伴ひ益々增加するものと認められるが、北部過剩人口の移動は老撾方面、安南山地方面及び太洋州諸島方面にも次第に增加しつゝある。尙海外より流入する勞働力として支那人の自由勞働者を無視することは出來ない。（人口編參照）因に南部印度支那より歸國せる勞働者が東京に齎せる貯金額は一九三三年七月より一九三四年六月末の間に於て九三、三八九比弗、太洋洲諸島よりのものは同じく一、〇三六、二三八法、合計約二百萬法に達する。

第三節　勞働者

一般に安南人はその生地を離るゝ事を嫌惡し、殊に山地方面へ勞働者として行く事を好まない。故に山地方面への出稼安南人勞働者に對しては平地よりも可なり割高の賃銀を要する。東京方面の山地鑛山業者は勞働者雇傭に於て常に此の點で苦しめられてゐる。南部地方に於ける農業勞働者即ち大部分護謨園勞働者の募集は農園に依り難易がある。即ち米作地方たる灰色土質地方は、人口稠密なる爲勞働者を誘致するにさのみ困難を感ぜず、又彼等は主として附近の村落に住居する故宿舍に收容する必要も無く、從て是等の費用を不必要とするが、赤土質地方の大多數の農園に於ては、使役勞働者の殆ど全部を安南人、モイ族等の契約勞働者に頼らなければならない。勞働者の募集は農園の代辯人又は職業的募集人によつて行はれるのが普通である。各園の募集費には非常な差異があつて、一三乃至五〇比弗に達し、同收し得べき前貸を別にした平均費用は三〇乃至三五比弗である。契約は三箇年を以て期限とするが、日限を切つての契約ではないから、若し勞働者が事故の爲めに一月以上職務を離れた場合には三箇年の終りに其の日數丈補塡せねばならない。契約は一般的雇傭條件、就役期間、毎日十時間勞働、一日の賃銀四〇仙の最低賃銀額及大祭日並に一箇月二回の休息日に付契約し、勞働せざるときは賃銀を支給されない。前貸金は毎月支給中より四分の一宛を引去り償還に充てられる。又契約期間の終りに本國への歸還費として約一〇比弗を給せられる。支配人の一部には所要勞働者を募集することが出來ずに苦しむものも絶無ではないが、從來全般に亘り絶對的勞働力不足の爲に事業の經營に支障を來たしたと言ふ例を聞かない。而して勞働者は男女を通じて募集されてゐる。

爪哇契約苦力は、爪哇に於けると同樣普通の契約勞働の形式により交趾支那でも使役せられて居る。スラバヤ引渡で七〇比弗、護謨園到着の場合は八五比弗を要するが之はスマトラ行より低廉である。爪哇人を雇傭する護謨園は、時に和蘭領事によつて檢査せられることがある。

能率の點では東京人は切付人夫として最も優秀の腕を有するが、體力を要する荒仕事は爪哇人、安南人、モイ族に及ばない。

勞働者雇入に關する法規はスマトラ邊と略々同一であるが、收容宿舍等に關しては餘程寛大である。宿舍はスマトラ及馬來半島に於ける護謨

事業に獨得と認めらるゝ如き永久的の建築設備をせず、單に一時的建設を以てしてゐる。從つて多くの費用を要せず、一人前三〇比弗を費せば十分と言はれる。而して近年迄は醫療設備等も完備せず、概して健康狀態は不良であつた。逃亡者及虚病者等は刑罰に處せられるが、先年和蘭官憲が爪哇の輸入苦力に對する視察を爲したる結果、爪哇苦力を虐待し居れりとして當局に抗議し且全部引上げしむ可し等と脅かしたるため、園主間に恐慌を來したる事實があつたが、前掲勞働者の保護を目的とする法規の制定により待遇は向上された。

一九二九年印度支那勞働者數表

出所＝國際勞働局、印度支那勞働事情　附錄

企業別	總數に對する割合	國籍及び職分	員數	該企業中に於ける割合
農業企業	八一、一八八人	東京人又は安南人	五八、〇六九	七一・五
	三六・八％	交趾支那人	一五、九四二	一九・七
男	七〇、三二三人	東埔寨人	二、四二四	三・〇
	(八六・六％)	老撾人	二五	〇・〇三
女	一〇、八六五人	モイ人、ラーデ人等	三、〇九六	三・八
	(一三・四％)	マン人、ミユオン人等	四八七	〇・六
		支那人	二八九	〇・三五
		爪哇人	三〇〇	〇・三七
		日本人	二	—
		特殊勞働者	三四七	〇・四三
		監督員	一七七	〇・二二
商工業企業	八六、六二四人	東京人又は安南人	四六、三一七	五三・五
	三九・二％	交趾支那人	二三、二四八	二六・八
		東埔寨人	三、六九八	四・三
		老撾人	一八一	〇・二
		モイ人、ラーデ人等	一八八	〇・二二
		マン人、ミユオン人等	三〇〇	〇・三五
鑛業企業	五三、二四〇人	支那人	二、九〇六	二・三七
	二四・〇％	爪哇人	一三二	〇・一五
		印度人	六	—
		特殊勞働者	四六六	〇・五
		監督員	三〇二	〇・二
		東京人又は安南人	四五、四七三	八五・四
		老撾人	三、一〇三	五・八
		支那人	三、七七九	七・一
		泰國人	九〇〇	一・七

第四節　賃銀

前述の交趾支那及東埔寨の農園に於ける東京及安南出身の契約勞働者の賃銀は一九三二年に於ては最低日給男〇・三〇乃至〇・四〇比弗、女〇・二三乃至〇・三〇比弗であつたが(別に宿舍及び毎日飯米七〇〇瓦が支給せられる)、一九三五年に於ては前記契約勞働者の賃銀は著しく低落して男〇・二七比弗、女〇・二〇比弗であつた。但し飯米は七〇〇乃至七五〇瓦を支給される。

鑛山勞働者の賃銀に就ては鑛業の部「勞働者賃銀の項」に述べたが、大體に於て坑夫及び雜役の平均日給は左表の如くで年々低落を示してゐる。

(單位＝比弗)

	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
坑夫	〇・五二	〇・四四	〇・三六	〇・三六	〇・三四
雜役	〇・三六	〇・三三	〇・三〇	〇・二五	〇・二三

一般製造工業及鐵道に於ける原住民從業勞働者の年平均賃銀も左表の如く年々低落してゐる。

(單位＝比弗)

	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
特殊勞働者					
雜役(男)	〇・七一	〇・七〇	〇・六七	〇・六二	〇・五六
雜役(女)	〇・三四	〇・三三	〇・三一	〇・二七	〇・二六
雜役(備考)	〇・二二	〇・二四	〇・二〇	〇・一九	〇・一七

(備考)　一九三五年は削除す。

而して西貢、堤岸に於ける之等勞働者の平均賃銀を一〇〇とする安南及東京に於ける平均賃銀指數は左表の如く極めて低率である。

年次	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	平均
特殊勞働者						
雜役(男)	四九	四九	五二	五二	五一	五一
雜役(女)	五一	五三	五三	五三	四九	五二
雜役(備考)	五三	五五	五一	四四	四六	五〇

同前表

北部印度支那職業別勞働者平均日給賃銀表　(一九三二年)

單位＝比弗　出所＝印度支那經濟時報

職業別	河南	海防	其他東京主要都市	安南	北部官營鐵道	雲南鐵道	平均
大工、指物工	〇・五八	〇・四五	〇・五五	〇・七一	〇・九七	〇・九九	〇・五二
挽工	〇・三九	〇・四八	—	〇・三六	〇・三〇	〇・六五	〇・四三
機械工、修理工	〇・七七	〇・八九	〇・七二	一・二三	一・二四	〇・八八	〇・八八
旋盤工	〇・九七	〇・九八	〇・九三	一・一四	〇・八九	一・一四	一・〇〇
鍛鐵工	〇・九三	〇・九七	〇・八七	〇・六三	〇・九八	〇・八八	〇・八四
鑄物工	一・〇一	〇・六〇	一・〇一	〇・九三	〇・七九	〇・九五	〇・八一
電氣工(工場)	〇・七八	〇・六七	〇・五四	〇・六九	〇・六九	〇・七五	〇・七三
苦力(男)	〇・三三	〇・三三	〇・三二	〇・三四	〇・四一	〇・三四	〇・三六
苦力(女)	〇・二一	〇・二二	〇・二〇	〇・二五	—	—	〇・二四

西貢市職業別勞働者平均日給賃銀表

單位＝比弗　出所＝同前表

職業別	一九三一	一九三二
大工及指物工	—	一・一五
其他	一・四四	一・三六
木工	—	〇・九八
挽工	—	一・〇七
機械工及修理工	—	一・五七
其他	一・六三	一・四〇
旋盤工	—	一・四〇
其他	一・七五	一・九三
鍛鐵工	—	一・三二
其他	一・六〇	一・七三
鑄物工	—	一・二〇
其他	一・四七	一・四七
電氣工	一・五〇	一・三六
雜役(男)	—	〇・五七
其他	〇・七四	〇・七〇
雜役(女)	—	〇・四四
其他	〇・四五	〇・四七

(一)　特殊勞働者(男)

	一九三四 勞働者數	一九三四 賃銀	一九三五 勞働者數	一九三五 賃銀	一九三六 勞働者數	一九三六 賃銀	一九三七 勞働者數	一九三七 賃銀	一九三八 勞働者數	一九三八 賃銀
河内	一・三七一	〇・六一	—	—	—	—	一・五六一	〇・五九	—	〇・六〇
海防	一・〇〇〇	〇・五八	—	—	—	—	八四〇	〇・五五	—	〇・五四

賃銀單位＝比弗　出所＝印度支那統計年鑑

| | | |

不完全勞働者(老人病弱不具者等)雇傭に關しては雇主は東京勞働監督官の許可を得て、前條規定の適用から除外される特典を有す。

此場合勞働監督官は調査の上雇主が募集し得る此の種の勞働者數の百分率を定め、又此種勞働者の勞役の性質を考慮して、適當と認める最低賃銀率を決定することになつてゐる。本令の規定に反する一切の契約は當然無效にして、本令の違反者は一法乃至十法、而して再犯の場合は十法乃至十五法の罰金を課せられる。

第十七章　商　業

總說—物價指數及主要物資市價—商慣習及商品の取引方法—
商業助成機關—主要邦商

第一節　總　說

一　概　要

各種資源特に植物性資源及エネルギー資源を豐富に包藏する印度支那は其の開發事業の進展に伴つて商業取引の發展を期待し得るものと認められるに拘らず、統治者たる佛國が極めて獨占的排他的經濟政策を實施し特に外國資本の流入を歡迎せざるために著しくその發達を遲々たらしめてゐる觀があり、商況は必ずしも活潑であるとは稱し得られない。勿論本領土に於ける商取引の發達を阻害せる重大なる障害としては交通の不便及原住民が全て平凡なる收穫狀況のもとに勞作に從事してゐるために餘剩賣却は極めて僅少にして從て羸弱なる購買力を保有するに過ぎず、比較的進歩せる原住民でさへ商取引に對する能力及企業的精神に缺如し且不安定なる貨幣制度及び不正確なる商習慣等を擧げることが出來るであらうが、之等の障碍は今日では漸く除去されつゝある現狀にある。

印度支那に於ける商取引を概觀するにモイ、タイ、ムオン、ロロ等の蕃族の間に於ける取引は勿論純粹にして簡單なる物々交換の形式に止つてゐる。東埔寨人及安南人の間では最も基本的の零細取引即ち自家消費あ餘剩生產を籠に入れて頭上又は肩にかけて近傍の市場に運び(主として婦女が此の種の仕事に從事する)得たる錢を以て地方工人の自家製作になる布帛、衣類、家財道具に代へるといふ如き取引が一般に行はれてゐるが、海岸に近き地方、殊に東京及交趾支那の三角洲地方に於ては主として米の取引を中心として海路外國との取引も比較的早くから行はれた。殊に後者の國際的取引には支那人の勢力が早くから獨占的地位を占めた。即ち支那人は印度支那に於ける商取引の發展に相當の刺戟を與へたものと稱すべく、支那商人はその商權擴張のために當領内の主要取引中心地方に「定期的出張取引」所謂「得意巡り」を開始し、其の結果生產者との間に恒常的連絡を成立し、商取引に於て行商及商品仲立の二分野を開拓した。此の二分野は混同統合されて所謂「支那人仲介業者」の成立を見、全領域に亘つて殊に遠隔地の取引に必要不可缺の機關となつた。殊に從來の「現金取引」に代へるに「信用取引」を以てし、且徐々に金主的位置を獲得し直ちに本領土に於ける經濟生活に不可缺なる要素となつた。此の支那商人の優勢なる地位は其の後道路及鐵道の建設、農業技術の發達に依る原住民生產力の增加等に依り些かも縮少せられず、寧ろ一般經營の强化は益々流通資本を必要とするので交互計算に依る貸付は著しく膨張し國内取引に於ける支那商人の役割は更に向上した。殊に比較的價値安定せる貨幣の流通は支那商人の活動を助長し支那商人に依る外國取引業務は聯邦經濟の發展と共に發達したと稱することが出來る。然しながら支那商人の右の如き優勢は今日では多少侵害されんとする趨勢にある。即ち支那商人はその仲介業務に對して過當の給付を要求し且つ「信用」を「高利」と同一視するために信用を失墜し、佛人商社もその利用を考慮制限せざるを得ず、殊に政府當局も原住民に對して新らしき取引と佛國貨幣の使用を敎へ、その要求の適應せる金融組織を原住民の手にゆだねる如き政策を實施しつゝあり、本來的安南人及東埔寨人の取引もその原始的限界を脫して領内に於ける比較的廣汎なる取引に參加し、領内取引に直接關係を有する佛人及支那人以外の外國人との取引を希望する趨勢にある。然しながら全般的に見るときは支那人の商取引界に於ける勢力は依然として大なりと稱せざるを得ない。左記に貿易及國内商業の中心地たる西貢及堤岸市に於ける國籍別營業者數を始め印度支那商業界の一班を示す諸統計を掲げる。

西貢、堤岸市國籍別營業者數表　出所＝印度支那經濟時報

國籍別	一九三〇		一九三一		一九三二		一九三三	
歐人	七二三		七〇八		七四一		八〇九	
原住民	五、八〇一		五、六三四		五、七三八		六、〇三九	
亞細亞外國人	七、四二三		七、二二九		六、五〇三		五、七四三	
計	一三、九四八		一三、九八一		一二、九八二		一二、五九一	

二　國内商業

聯邦各國別移出入價額表　(一九三五年)

國別	移出 數量	移出 價額	移入 數量	移入 價額	計 數量	計 價額
東京	五〇八、八五四	三一、五〇四	四、五六九、二二四	一七、六二四	九、六五七、七六六	五八、七七一、八
安南	二、四三五、八二一	二〇七、六八七	二、六二九、三六八	二一〇、三九二	五、〇六五、一八九	四一八、〇七九
交趾支那	一、七二〇、五一三	二二六、七五七	二〇六、五四二	二一七、四六三	三、七八五、九二五	四四四、二二〇
東埔寨	五七八、〇〇一	六八、二一八	五五、八七三	一、二〇〇、九七	一、二六、八七四	一七八、三一五

單位＝數量—百瓩、價額—千法
出所＝同前表

西貢港輸入及移入價額連年比較表

出所＝世界恐慌と印度支那經濟

年次	輸入 千法	移入 千法	輸移入合計 千法	同上比弗換算 比弗
一九一八	一六五〇七	四三五八九	二〇八、六六〇	四九〇九六
一九二三	六七九、三一	二〇六、九五八	八八六、二七九	一〇四、七六〇
一九二八	一、六六九、一一五	六一四、一二六	二、二八三、二四一	一七八、七九七
一九二九	一、六五七、九六〇	六四三、〇六〇	二、三〇、一〇二〇	二〇〇、七八七
一九三〇	一、二二三、八三三	四四九、一八七	一、五七三、〇二〇	一五七、三〇二
一九三一	七五六、二二七	四二三、三七一	一、一七九、五九八	一一七、九六〇
一九三二	五五、三三〇三	三二四、九六二	八七八、二六五	八七、八六〇
一九三三	五三五、七九〇	四三三、四四〇	九六九、二三〇	—
一九三四	五二、六五九四	二六五、二九二	七九二、八八六	—

三　商業投資

株式會社（佛印に事業本部を置く）の公稱資本と利益配當

項目	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇
護謨農園 會社數	四六	四六	四二	三八	三七	三四	三四	三二
公稱資本	七六四・六	七四四・三	六〇一・二	六五五・八	六一八・五	六〇一・二	五九九・六	五九三・三
利益配當	〇・一	〇・六	二四・六	二四・六	七六・八	一七四・一	二七七・八	二七・一
各種栽培 會社數	三六	三二	三三	三三	三三	三三	三〇	三〇
公稱資本	一七〇・九	一三五・九	一六八・七	一六〇・五	一七三・一	一六〇・七	一三五・一	一四〇・七
利益配當	—	—	—	—	〇・〇	〇・〇	二・二	三・一
植林 會社數	七	六	五	五	五	五	二	二
公稱資本	二九・〇	六・六	五六	五六	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇
利益配當	—	—	—	—	—	—	—	〇・二
炭坑 會社數	一〇	八	八	八	八	八	七	七
公稱資本	一九五・六	一四四・七	一四四・七	一四四・七	一四四・七	一四四・七	一八・二	一五九・五
利益配當	一一・七	一一・二	一一・八	一一・八	一一・二	一一・二	三三・二	三六・〇

詳細は不明であるが、印度支那に本社を有する商事會社の社債發行額の狀況は左表の如くである。

商事會社々債發行額表

單位＝千法

年別	商業投資額 額面	商業投資額 應募當	印度支那總投資額 額面	印度支那總投資額 應募
一九三一	七五	二二・九	一七八・〇	一二九・六
一九三二	二二・一	二・一	一三一・〇	一三三・九
一九三三	二・一	四・六	一一五・八	四四・一
一九三四	三・三	三・三	四〇・八	四〇・八
一九三五	五・四	五・四	一〇三・六	一〇三・六
一九三六	四・一	四・一	一四九・八	一五四・二
一九三七	二・九	二・九	一二・九	九五・一
一九三八				九五・二

	會社數	公稱資本	利益配當
各種鑛山	二八	二二八・九	二二
	三四七・四	二八〇・八	一九
	三四一・五	三二・七	一九〇・五
	一・四	五四	五四
工業	五六	三一六・七	二八・八
	二二七・〇	二二・四	二二・八
	一五・五	九	九
水道電氣	一〇	一二二	一二
	一六四・四	一九三・五	一九四・三
	一三・五	一四・二	一四・二
	八・四	二二二	二二二
運送	一〇	一一二・七	一一二・七
	一一八・五	五八	五八
	六二	五八	五八
商業	六〇	一二二〇・四	二二〇・四
	二七七・三	一八五・六	二二六・二
	〇・七	二・六	〇・四
不動產會社	三四	三二	三二
	二七七・三	二二四・〇	二二六・二
	三七・八	四八・九	三八・七
銀行	三	五	四
	五・二	九・二	九・二
	〇・一	〇・三	〇・三
	二二	一八	一八
保險	四八〇・二	三九五・四	四二一・〇
	三	四	四
	一〇	九	八
造船木工	四〇・七	三八・七	三六・八
	四・四	四・四	四・四
	三四五	三四五	三四五
合計	三、三六九・七	二、一〇四・四	二、〇一九・五
	八七・〇	九六・五	一〇九・四

四　破產及家資分散

各地裁判所取扱破産及家資分散件數表

裁判所	一九三五 破産	一九三五 家産分散	一九三六 破産	一九三六 家産分散	一九三七 破産	一九三七 家産分散	一九三八 破産	一九三八 家産分散
西貢歐土人裁判所	一九	九	三三	一二	一二	九	一三	六
交趾支那州裁判所	二五	一一	一二	五	一〇	—	七	一
プノムペン歐土人裁判所	九	四	三	一	二	二	五	—
東埔寨州裁判所	四	〇	三	—	三	二	三	—
安南州裁判所	一四	二	九	七	一四	三	二	一
河内歐土人裁判所	九	七	一二	三	九	三	五	三
海防歐土人裁判所	九	八	四	一	二	二	二	—
東京州裁判所	七	二	二	九	三	二	—	—
老撾州裁判所	—	—	一	—	—	—	—	—
計	九六	三四	八〇	三九	五六	一九	三八	一三

第二節　物價指數及主要物産市價

一　卸賣物價指數

西貢卸賣物價指數（基準一九二五年＝一〇〇トス）

	總指數（三九品）	食料品（七七品）	其の他生産物（二一品）	印度支那輸入品（一三五品）
一九三〇年	一一六	一一三	一一五	一一五
一九三一年	九八	九七	九九	八六
一九三二年	八八	九〇	八八	七七
一九三三年	八〇	七八	八一	六六
一九三四年	七三	七〇	七五	五九
一九三五年	七一	六九	七三	六〇
一九三六年	七四	七三	七五	八九
一九三七年	一〇〇	一〇三	一〇五	八五

	米	玉蜀黍	胡椒	濠洲麥	東京セメント	コプラ	ガソリン	錫	亜鉛	キヤラコ
一九三八年一月	一一六	一一一	一五〇	一一五	一〇四	九一	一一四	一一六	一〇六	一四五
二月	七〇	六六	九一	八一	一〇七	八一	一一四	一一七	一〇四	一四五
三月	七一	六九	七四	七四	一〇七	七七	一一四	一一七	一〇三	一四九
四月	七一	六八	六二	六〇	一〇七	三二	一一六	一一八	九八	一四五
五月	七二	六九	七二	五九	一〇五	三二				
六月	七〇	六九	七一	五二	九七	四一				
七月	七二	七一	七三	五一	一〇四	四一				
八月	七四	七二	七四	五一	一〇七	四一				
九月	七九	七四	七六	五一	一〇七	四一				
十月	八三	八一	七六	五一	一〇七	四一				
十一月	八八	八五	七九	五一	一〇七	四一				
十二月	八七	八〇	七四	五一	一〇七	四一				
一九三七年一月	九二	九四	八三	一〇八	一〇七	四一				
二月	九四	九八	八〇	一一四	一〇七	四一				
三月	九四	八六	七七	一一八	一〇七	四一				
四月	九五	八八	七八	一一一	一〇七	四一				
五月	九四	八七	七六	一一一	一〇七	四一				
六月	九五	八八	七八	一一一	一〇七	四一				
七月	九九	九〇	七八	一一一	一〇七	四一				
八月	一〇三	一〇四	八九	一一四	一〇七	四一				
九月	一〇七	一〇二	八一	一一四	一〇七	四一				
十月	一〇八	一〇二	八一	一一四	一〇七	四一				
十一月	一一一	一〇八	八一	一一四	一〇七	四一				
十二月	一〇八	一〇二	八一	一一四	一〇七	四一				
一九三八年一月	九三	九四	七七	一一四	一〇七	四一				
二月	九四	一一七	一一四	一一四	一〇七	四一				
三月	九四	一一七	一一四	一一四	一〇七	四一				

西貢主要商品別卸賣物價指數表（基準一九二五年＝一〇〇トス）

	米	白米	玉蜀黍	胡椒	濠洲麥	東京セメント	コプラ	ガソリン	錫	亜鉛	キヤラコ
一九三〇年	一一六	一一一	一五〇	一一五	一〇四	九一	一一四	一一六	一〇六	一四五
一九三一年	九八	九九	九一	八一	一〇七	八一	一一四	一一七	一〇四	一四五
一九三二年	八八	七七	七四	七四	一〇七	七七	一一四	一一七	一〇三	一四九
一九三三年	八〇	六六	六〇	六〇	一〇七	三二	一一六	一一八	九八	一四五
一九三四年	七三	五九	五五	五五	一〇五	三二				
一九三五年	七一	六〇	六一	五一	九七	四一				
一九三六年	七四	七三	七五	五一	一〇四	四一				
一九三七年	一〇〇	一〇三	一〇五	八九	一〇七	四一				
一九三八年一月	九三	九四	一一七	一一四	一〇七	四一				
二月	九四	一一四	一一四	一一四	一〇七	四一				
三月	九七	一一四	一一四	一一四	一〇七	四一				

二　主要物産市價

主要物産市場別市價表

市場別	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
一月	六六	六〇	一一六	四八	八九	九六	一〇八	一六六	九五
二月	六六	六〇	一一〇	四三	八九	一〇四	九三	一八〇	一〇〇
三月	六五	六五	一一四	四〇	九一	一〇四	九〇	一八一	一四一
四月	六五	六三	一一〇	四〇	九一	一〇四	八一	一八一	一〇〇
五月	六四	六四	一〇一	三九	九一	一〇四	六六	一九一	一一六
六月	六七	六四	一〇八	三八	九三	一〇四	八一	一九五	一一七
七月	六一	七一	一〇七	四一	一〇一	一〇四	九一	一九五	一一一
八月	六一	八八	一一一	四一	一一四	一〇四	九五	一九一	一一一
九月	九四	九一	一一八	四四	一一四	一〇九	八九	一一〇七	一四八	一〇一一
十月	一〇四	九八	一一五	四四	一一五	一〇九	九六	一一一一	一一八	一〇一
十一月	九三	八六	一一九	四三	一一四	一〇九	八八	九一	一一一一	一〇一
十二月	九九	九四	一一七	四六	一一〇	一〇九	八〇	一〇〇	一一一一	一〇九	九九
一九三一年	九〇	八九	一一〇	四七	一〇九	一〇九	八八	一〇〇	一一一一	一〇七	九七
一月	九六	九四	一一七	四三	一〇九	一一〇	七五	一〇〇	一一一一	一〇六	九六
二月	一〇四	九六	一一九	四四	一一一	一一七	七七	一〇〇	一一一一	一〇六	九七
三月	一一一	一一〇	一一一	四〇	一一一	一一七	七七	一〇〇	一一一一	一一四	九七
四月	一一七	一一一	一一一	四三	一一四	一一七	七七	一〇〇	一一一一	一一〇	九七
五月	一一一	一一四	一一四	四四	一〇八	一一〇	七八	一〇〇	一一一一	一一四	九六
六月	一一一	一一五	一一九	四六	一〇四	一一〇	七五	一〇四	一一四六	一一一	九五
七月	一一九	一一〇	一一四	四九	一〇四	一一〇	七七	一〇四	一一四六	一一五	九六
八月	一一四	一一七	一一〇	四六	一〇一	一一〇	七八	一〇四	一一四六	一一一	九五
九月	一一九	一〇八	一一八	五〇	九七	一一〇	七四	一〇四	一一四六	一一七	九五
十月	九九	八八	一一八	四七	一〇四	一一〇	七七	一〇四	一一四六	一一一	九五

市場別市價表

市場別	一月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月
西貢市場(單位一比弗)										
胡玉　一等白米(百磅)	六·一二	五·四九	四·〇七	三·五六	四·一九	四·九七	七·八六	一〇·六四	八·五四
蜀黍(百磅)	四·一三	四·一二	五·六一	四·二八	三·三七	六·三五	七·八五	八·七六	九·一七
胡椒(百磅)	六一·七〇	五一·三〇	五〇·五〇	二九·六〇	二五·五〇	二六·六〇	二六·八〇	二八·二〇	四一·〇〇
ゴム　プラック(一磅)	〇·四八	〇·三二	〇·二四	〇·二〇	〇·二二	〇·二二	〇·二一	〇·二四	〇·二四
ヨ　プラック(百磅)	一〇·八五	九·〇五	六·五六	五·六九	七·五五	一〇·六二	一五·八七	一四·八四	一四·六五
マルセイユ市場(單位一法)										
西貢　一等(百磅)	八七·七	六八·四	五三·〇	四五·三	五三·四	六二·九	一〇四·二	一五八·七	一二二·四
白米(百磅)	八·八	六·八	七五·三	四·五	五·三	六·三	一〇·四	一四·五	一二·一
玉蜀黍(百磅)	六〇·六	五六·六	七一·四	五六·七	四〇·四	八〇·五	一一一·五	一二四·〇	一二四·四
ヨ　プラック(百磅)	一四七·〇	一二四·〇	八四·五	五八·五	八九·六	一一八·八	一一〇一·九	一七七·一	一七一·七
巴里市場(單位一法)										
錫蘭護謨(一磅)	三·七九	二·五二	三·〇六	四·九三	四·六一	六·七七	一一·二八	一一·五二	一四·六二
錫蘭護謨(百磅)	二〇一·三	一四八·九	一三九·四	二二五·九	一四四·五	一九四·一	三五一·八	三四〇·一	三三四·九
錫蘭護謨(百磅)	二〇一·二	一八四·一	一九九·二	一七九·五	一六二·〇	一八九·三	三八九·六	三七〇·〇	三七二·一
錫蘭護謨(百磅)	五〇三·〇	一,三五八·〇	一,八三九·〇	一,八七七·〇	一,九七七·〇	一,八六七·〇	三,四六二·〇	三,八四四·〇	四,五二二·〇
ルアーブル市場(單位一法)										
胡椒(百磅)(最高)	—	—	—	—	—	六〇〇·〇	七九〇·〇	九八〇·〇	九六〇·〇
胡椒(百磅)(最低)	一,〇五〇·〇	八六〇·〇	八三〇·〇	七四〇·〇	六五〇·〇	六五〇·〇	八六〇·〇	一,〇七〇·〇	一,〇四〇·〇
胡椒(百磅)	七五〇·〇	六四〇·〇	四一〇·〇	三九〇·〇	三八〇·〇	三五〇·〇	三七〇·〇	三七〇·〇	四四〇·〇

玉蜀黍(百瓩)	一三五・三	一三二・九	一三二・三	一三四・一	一三五・五	一三四・一	一三二・九	一三二・三	一三四・一	一三五・五	—	—	—
コプラ(百瓩)	一七〇・三	一七六・二	一七四・七	一七五・七	一八一・〇	一七六・二	一七四・七	一七五・七	一八一・〇	一七六・二	—	—	—
巴里市場(單位—法)													
護謨(一瓩)	一三・五一	一三・九〇	一三・七二	一四・二〇	一三・九八	一四・二〇	一三・九〇	一三・七二	一四・二三	一三・九八	—	—	—
鉛(百瓩)	三三三・九	三四一・〇	三三七・六	三四六・五	三四三・一	三四六・五	三四一・〇	三三七・六	三四六・五	三四三・一	—	—	—
亞鉛(百瓩)	三六八・六	三七一・五	三六九・一	三八二・五	三七七・〇	三八二・五	三七一・五	三六九・一	三八六・五	三七七・〇	—	—	—
錫(百瓩)	四、四五九・〇	四、五六〇・〇	四、七五二・〇	四、九二四・〇	五、〇一三・〇	四、九二四・〇	四、五六〇・〇	四、七五二・〇	四、八八三・〇	五、〇一三・〇	—	—	—
ルアーブル市場(單位—法)													
東京珈琲(百瓩)(最高)	九六〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇	一、〇一〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇一〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇	一、〇一〇・〇	一、〇〇〇・〇	—	—	一、〇〇〇・〇
東京珈琲(百瓩)(最低)	一、〇三〇・〇	一、一四〇・〇	一、一三〇・〇	一、一五〇・〇	一、一四〇・〇	一、一五〇・〇	一、一四〇・〇	一、一三〇・〇	一、一五〇・〇	一、一四〇・〇	—	—	一、一八〇・〇
胡椒(百瓩)	四三〇・〇	四三〇・〇	四三〇・〇	四六〇・〇	四三〇・〇	四六〇・〇	四三〇・〇	四三〇・〇	四六〇・〇	四三〇・〇	—	—	—

第三節　商慣習及商品の取引方法

一　商慣習

佛人其他の外國人(主に歐人)間には特に商慣習と認むるものがない。唯地方的取引に於ては掛賣をせず、現金取引を原則として居る。又同地貿易商の對外商との取引は契約書を手交して豫約取引をするが、商品積出と共に其の代金を回收するやうに外商より信用狀を發行せしむるを普通とする。一般小賣の場合は代金掛賣の習慣がある。

買辨—他の南洋諸都市に於けると同樣銀行・商社等に於ては買辨(Comprador)なるものを使傭する。之は佛商其他の外商は支那商を唯一の商賣相手とする爲、取引折衝に當り言語竝に商習慣に通ぜざるものが多く且彼等の信用狀態は仲々調査困難なる實情に依り、取引の安全と增進を期せんが爲めにこの買辨を使傭する。買辨とは支那人の一雇員であるが、普通の雇員と異なり其の雇主との間に職責を規定した契約書を交換し、身元保證物(現金又は保證物)を提供し雇傭期間を定め、雇主は顧客の諸取引に對し責任を負擔せしめ、保證の任に當らしむ又支那商の信用調査及貨幣の眞贋鑑定、顧客の吸收及紹介に從事せしめ、俸給の外に取引に對してはその額に應じ協定の手數料を支拂ふものである。買辨は歐米人の爲の東洋に於ける支那人特殊の雇員とも稱すべきもので、當領に於ける外商は銀行會社を始め個人商店に至る迄此の買辨を使傭し、邦人商社に於ても之を利用する向もある。銀行の買辨に於ては、對支那人の貸付に當つて無限責任を負はしむる例となつてゐる。尙附帶の仕事としては營業時間中に於ける現金出納上の責任を負はしめてゐる。又輸出入商の買辨には二種あり、即ち全然自己の責任を以て取引を行ふものと、又仲介者として支那商人間の情報を提供して信用調査に當るに過ぎないものとがある。大輸出商社の買辨は多く後者に屬し、買辨と言ふよりは寧ろ單純なる使傭人に過ぎない。

二　取引方法

輸入貨物の過半を占むる佛國品に就て見るに、其の主要商品は大部分見越輸入に依るもので、賣先は大半支那人問屋であるが、印度商に對する賣上も亦相當額に達してゐる。其の卸賣は凡て比弗建値に依る掛賣で約三箇月の期間を與ふるのが普通である。從て輸入荷爲替も三箇月期間のもの最も多く、各銀行は凡て自己の危險を以て無條件にて荷物の貸渡しを爲す。輸入商は支那人問屋に無條件にて荷物を交附し、其の間手形債權證書等を要求しない。斯く印度支那一般に於て輸入方面の取引は信用制度に基く慣習がある。

輸出貨物に於てはその大宗たる米に就て見るに、佛本國向が主として本支店間の見込積出であることゝ、香港向・新嘉坡向の支那人取引が委託販賣制度なる外他國向は殆ど全部注文賣買である。其の取引方法を見るに海外買手は輸出者に對し Firm offer を電報にて求め、輸出商は支那商より米相場を、銀行より爲替相場 Firm offer を求め、賣値を採算して買手に返電するのが普通である。其の期間は大體二十四時間乃至三十六時間である。商談の成立と共に前記の Firm offer は賣買豫約及爲替豫約となる。豫約相場は種々あるが大體左の Sight に依つてゐる。

日本向	六十日拂	上海向	三十日拂
倫敦向	八日拂	歐洲向	九十日拂
米國向	三十日拂	爪哇向	三十日拂

外に佛國向八日拂、香港向・比島向十五日拂、新嘉坡向三十日拂のものが多い。

支那商は賣買契約成立と共に、剏買付資金として契約高の半額を限度として輸出商に前貸を求め、輸出商はその資金を爲替豫約取極銀行に仰ぐのであるが右の前貸には何等實體的擔保を徵せず、全く關係者間の信用取引に終始してゐる。

一般に輸出手形といふのは、荷付爲替手形で、手形に荷物引換證・送狀・保險證券・品質證明書を附帶せしめて銀行に買取らるゝもので、各地向とも信用狀附を普通とするが、支那人の爲替は大部分 Clean Bill (船荷證券を附せざる所謂單純爲替手形)で、多く信用狀付のものは殆ど無い。玉蜀黍・胡椒・棉花・護謨等の輸出の場合も大體同じである。

印度支那商・農會議所一覽表

名稱	議員數	正副會頭名	設立年次	所在地
西貢商業會議所 Chambre de Commerce de Saigon	佛人 一一名 原住民 四名 補缺(佛) 四名	會頭 E. Lacaze 副 A. Champanhet " E. Richaud	一八六八年、九月三日	3, rue Mac-Mahon, Saigon

出所＝印度支那官報

倉庫會社は存在せず、輸出入商及問屋は商品を自己の店舗内に保管する。海防港には稅關M・M及C・R兩汽船會社所屬倉庫各一棟、商業會議所々屬倉庫一二棟及支那人所有パラック式倉庫の設備がある。西貢港には稅關所屬倉庫一三棟がある。

興信所の設備なく日常取引に就ては買辨及支那人使傭人をして調査を爲さしめて居る狀況である。尙注意すべきは株式會社と雖も決算を公表するの義務を有せず、銀行と雖も取引關係にある會社に對して貸借對照表の提出を求むるを得ないため信用調査は極めて不正確たるを免れない。

第四節　商業其他助成機關

東京には河内及海防に商業會議所がある。河内商業會議所は一九二二年以來年々河内見本市を主催し當領物產の紹介に努め相當の聲價を得てゐる。海防商業會議所は、稅務局に代り稅關附屬陸揚倉庫の經營に當る外、別に所有陸揚倉庫を利用し海防港の發展に貢獻してゐる。右の外東京には東京農業會議所、安南ヴイン市には北部安南農商混成會議所、安南ツーラン市には南安農商混成會議所がある。西貢には西貢商業會議所があり、一九二六年以降年每西貢見本市を主催してゐる。此の外東埔寨プノムペン市、老撾ヴイエンチアンにも農商混成會議所が設置されてゐる。

尙我が邦商間にも日本及印度支那間貿易の發展及日佛商工業者間の關係を圓滑ならしめる目的を以て昭和十年西貢日本人商業會議所が開設され、正會員十一、贊助會員十三を擁して比較的活潑に活動しつゝある。

河内商業會議所 Chambre de Commerce de Hanoi	佛原住民	一四名	會頭	A. Perroud	一八八六年六月三日	106, rue Jules Ferry, Hanoi
			副	G. Demolle		
海防商業會議所 Chambre de Commerce de Haiphong	佛原住民	九名 四名	會頭	Porchet	一八八六年六月三日	Haiphong
			副	Chenu		
			〃	Guillon		
交趾支那農業會議所 Chambre d'Agriculture de la Cochinchine	佛原住民補	一〇名 四名	會頭	A. Bee	一八九七年四月三十日	Saigon
			副	F. Philip		
東京農業會議所 Chambre d'Agriculture du Tonkin	佛原住民	一〇名 四名	會頭	E. Lacomte	一八九四年二月十日	Hanoi
			副	Le Roy des Barres (Le Dr.)		
ヴィン商・農混成會議所 Chambre mixte de Commerce et d'Agriculture de Vinh	佛原住民	六名 三名	會頭	de Villeroy		Vinh
			副	Durand		
安南商・農混成會議所 Chambre mixte de Commerce et d'Agriculture de l'Annam	佛原住民	七名 二名 五名 二名	會頭	Cuenin	一八九七年	Tourane
			副	Corret	五月四日	
東埔寨商・農混成會議所 Chambre mixte de Commerce et d'Agriculture du Cambodge	佛原住民亞外	七名 三名 二名	會頭	Mariuetti	一八九七年	9, Boulevard Doudart de Lagrée, Phnom-penh
			副	Blacconi	四月三十日	
老撾商・農混成會議所 Chambre mixte de Commerce et d'Agriculture du Laos	佛原住民	二名補二 二名補二 二名（商工農）	會頭	Tronde		Vientiane
			副	Malpuech		
			外に書記一名			

第五節　主要邦商

主要邦人商店會社一覽表（昭和十三年現在）

名稱	營業種目	所在	名稱	營業種目	所在
商店					
菊地漆行	雜貨、輸入	河内	長島商店	美術雜貨	同
宮崎商店	輸出入及仲介	同	石山ホテル	旅館	同
田島洋行	漆	同	下村洋行	雜貨	ツーラン
重商店	雜貨	同	鹿田商店	雜貨輸入	西貢
保田洋行	美術輸出入、雜貨	海防	大林洋行	雜貨	堤岸
山口商店	食料雜貨	同	山田商店	雜貨	河内
二宮商店	雜貨	ツーラン	齊藤漆店	漆、雜貨	同
森瀬商會	雜貨輸入	西貢	小田ホテル	旅館	同
福泉盛	茶	提岸福建街	水谷商店	輸出入及仲介	海防
野村商店（野村海外事業部）		西貢	井本商店	食料雜貨	同
船舶會社					
大阪商船	出張所	海防、西貢	日本郵船	代理店	海防、西貢
國際汽船	同	西貢	山下汽船	同	西貢
保險會社					
東京海上火災	代理店	西貢	扶桑火災	同	同
横濱海上火災	同	同			
貿易會社					
三井物產		河内、西貢、鴻基（ホンゲイ）	三菱商事		西貢

（註）西貢所在のものを本店とす

第十八章　貿　易

沿革—佛印貿易の特徴—貿易政策—輸入貿易—輸出貿易

第一節　沿　革

印度支那の海外貿易に於て白人の活躍を見るに至つた以前には、日本人、支那人　泰人及馬來人等の戎克船又は御朱印船に依る貿易が相當行はれてゐたことは明瞭である。

十六世紀末になるとメコン河を目標とし交趾支那及東埔寨地方に和蘭人、スペイン人、ポルトガル人及佛人が渡來し勢力發展に努め原住民貿易を破壞し、漸次海外通商路の支配權を獲得するに至つた。當時西洋列强間では劇しい競爭が續けられ海外貿易の安定性を缺いてゐたがそれにも拘らず印度支那が東洋の貿易地として閑却されなかつた事實はその重要性を物語るものである。

然しながら第十九世紀までの印度支那貿易も大して重要ではなかつた。それは支那、日本及海峽植民地地方で手輕な有利な商賣が出來たからである。尙佛國はイギリス及び和蘭の優力な貿易商社には對抗出來なかつたので、東洋貿易ではさしたる活動が出來なかつた。

歐洲人に依る新世界及舊世界が開拓し盡されると同時にイギリスはシンガポール、和蘭は媽港を占領し、フランスは一八七〇年に終つた戰爭でその侵略工作の完了を見るに至り、漸く同年印度支那をフランス共和國の支配下に收めることが出來たのである。此處に於て印度支那貿易の基礎も固まり今日の繁榮を見るに至つた。

此の時代に於ける海外貿易の狀態並その經過を示す可き數字的資料はないが、今佛國侵略開始時代よりその工作完了し整備時代に至る迄の主として佛國を對象とする往時の印度支那各國の締結したる主要通商關係條約及佛國と支那政府間に印度支那を對象とせる各條約を列擧することにする。

一七八七年一一月二八日於ベルサイユ
佛國及交趾支那攻守同盟條約—(摘要)交趾支那に於て佛人通商の自由を規定す

一八六二年六月五日於西貢
佛國、西班牙及安南和平修交條約—(摘要)メコン河流域地方に於ける佛國商人の營業及船舶航行の自由、佛國臣民のツーラン、バラト及カンアン三港に於ける商業經營の自由を規定す

一八六三年八月一一日於ウドーン
佛國及東埔寨修交通商條約—(摘要)東埔寨を佛國の保護領とし、佛國人の旅行、通商、所有の自由、佛國船舶による輸出入商品の免稅、東埔寨產商品積載船舶にして東埔寨にて徵稅せられたるもは交趾支那諸港に於て免稅を程定す

一八七四年八月三一日於西貢
佛國及安南通商修約—(摘要)チナイ(ビンヂン州)、ニンハイ(ハイジョン州)河内及河を國別を問はず外國貿易に開放、相互輸入稅及外國船舶出入港市を規定す

一八七四年一一月二三日於西貢
前項の補足協定—(摘要)安南開港場に於ける禁制品及輸入稅規定の改廢

一八八三年八月二五日於順化
佛國及安南條約—(摘要)東京及安南を佛國の保護領とし、東京及安南開港市中キノン、ツーラン及シアンダイ港を除き外國貿易に解放、東京及安南にて佛國人及同臣民の生命財產の自由及保證、東京及安南開港市域內に於ける通行、事業經營及所有の自由を規定す

一八八四年五月一一日於天津
佛國及支那和平修交假條約—(摘要)佛國及安南間貿易の自由を支那側承認

一八八四年六月六日於順化
佛國及安南條約—(摘要)一八八三年八月二五日佛安條約の確認及改正

一八八五年六月九日
佛國及支那和平通商條約—(摘要)東京及支那間陸路貿易を承認、東京—雲南間、東京—廣東及廣西間貿易規定の制定、相互に最惠待遇享受を規定す

一八八六年四月二五日於天津
佛國及支那通商條約—(摘要)陸路通商地の改正、土地所有、家屋建築、商社及倉庫開設、國境通過、國內旅行の相互自由の承認、課稅規則等を規定す

一八八六年五月七日於盤谷
安南及ルアンプラバン間貿易振興の爲の佛國及シャム條約—(摘要)ルアンプラバンに於ける佛國人及保護領民の利益の保證、商品課稅規則を規定す

一八八七年六月二六日於北京
佛國及支那通商補足條約(一八八六年四月二五日條約の補足)—(摘要)東京及支那間陸路貿易地點の改廢、兩地間貿易促進の爲の輸入稅改正、船舶航行規則を規定す。

以上の如く佛國勢力の前進と共にその無統制な海外貿易に體裁を與へるに至つた。

而して一八八八年以降一九〇二年間の五箇年間平均輸出入額(特別貿易)を示せば

毎五箇年平均輸出入貿易額表

單位リヨン博覽會印度支那委員會發行書(印度支那)
出所リヨン博覽會印度支那委員會發行書(印度支那)

摘要		一八八八—一八九二	一八九三—一八九七	一八九八—一九〇二
輸入	佛國及同植民地	一八、〇六七、〇九四	二六、九四九、六一三	七六、四四八、三三〇
	外國	四七〇三七、六三一	五一、九一九、九四九	八七、八七〇、七二五
	計	六五、一〇四、七二五	七八、八六九、五六二	一六四、三一九、〇五五
輸出	佛國及同植民地	四、五七六、八六一	一二、二九五、二一七	三二、八五五、五六八
	外國	六六、一四七、三三八	八五、三一七、四一三	一二八、二〇六、六五七
	計	七〇、七二四、一九九	九七、五三二、五四〇	一五一、〇六二、二二五

右の如くで顯著な增加を示してゐる。此の時代の輸入商品は主として綿布、金屬、金屬機械等の製造品、リキュール、葡萄酒、澱粉、穀粉及亞片、藥品等が主要なもので、輸出商品は今日と大差なく米を筆頭として玉蜀黍、胡椒、水產物、獸皮、ゴム等の農產物が主であつた。

「第一次世界大戰以降佛印の貿易」　其の後歐洲大戰時代を經過し大戰後の好況時代を迎へ、一九一九年の如きは輸入額一、八五七百萬法、輸出額三、八〇〇百萬法、合計五、六五七百萬法と云ふ躍進を示した。而してその翌年は此の反動で莫大な減少を來したが尙輸出入總額三、一九六百萬法に達し、爾後大少の變動はあり乍らも漸增を示し、一九二五乃至一九二九年の間に於て再び黃金時代を現出した。一九二六年に於ては輸出入總額六十七億二千二百萬法に達し、佛印貿易史上に最高記錄を印した。その後四年間は每年總額五十億法臺を維持して來たが一九三〇年以後は大戰の影響に依る世界的不況に襲はれるとともに、著しき減退を開始し、一九二九年總額五十二億一千五百萬法から一九三〇年の三十六億四千八百萬法、三一年、三二年と年每に減退をつゞけ、一九三三年には僅々十九億二千五百萬法に激減するに至り二十年前に劣る衰調を辿つた。これを一九二六年に比較すれば前者の二一%、恐慌直前の一九二九年に比べても、その五二%にしか當らない。

然し此の動向は一九三三年にほゞ底を衝き、その後漸次恢復し、一九三五年に至つて僅かに上向に轉じ、更に一九三六年九月以後の法貨の切下等によつて漸增しつゝも未だ一九二九年の水準には達し得なかつたが、輸出入總額は一九三七年四十億五千六百萬法、一九三八年四十七億

九千萬法、第二次世界大戰勃發の一九三九年に至つて更に輸出の增進を內容として總額五十八億七千六百萬法と進み前記の水準を超ゆるに至つてゐる。今左に一九一一年以降の貿易變動狀態を示さん。

輸出入貿易額表（外國貿易）

單位＝百萬法
出所＝印度支那貿易統計表

年次	輸入額 佛國及同植民地	輸入額 外國	輸入額 計	輸出額 佛國及同植民地	輸出額 外國	輸出額 計
一九一一—一五	四二四	二五二	九七六	三一七	九〇五	一、二二二
右五箇年平均						
一九一六—二〇	二八六	一、〇二〇	一、三〇六	三二六	一、六三七	一、九六三
右五箇年平均						
一九二一—二五	八三三	九二四	一、七五七	四五二	一、九〇四	二、三五六
右五箇年平均						
一九二六	一、一八一	一、〇九三	二、二七四	六八九	二、四三三	三、一二二
一九二七	一、二四三	一、二七四	二、六一七	六三四	二、三四七	二、九八一
一九二八	一、二一七	一、三二八	二、四六五	六五八	二、二八〇	二、九二八
一九二九	一、二八九	一、二八五	二、五七四	六〇七	二、〇〇五	二、六一二
一九三〇	一、〇七三	七三七	一、八一〇	四八一	一、三六〇	一、八四一
右五箇年平均	一、二〇七	一、一四一	二、三四八	六一四	二、〇八五	二、六九九
一九三一	六八九	六〇二	一、二九〇	三七四	七四七	一、二二一
一九三二	五六二	三七六	九三八	三八五	六二二	一、〇一七
一九三三	五二〇	三九一	九一一	五〇九	五〇五	一、〇一四
一九三四	五四五	三六九	九一四	五六八	四九三	一、〇六一
一九三五	五二七	三七四	九〇一	四八六	八二二	一、二九八
右五箇年平均	五六九	四二二	九九一	四六四	六三八	一、一〇二

佛領印度支那貿易總額は尙比較的低位に在り、一九三九年に於て、これを面積三萬六千方粁、人口五百五十萬人の吾臺灣の同年に於ける輸出入總額十億百萬圓に比較するも遙かに及ばない狀態には注意すべきである。

佛領印度支那貿易に於ける主要輸出品は米、ゴム、玉蜀黍、石炭、水產物、錫鑛、亜鉛等であり、主要輸入品は金屬及金屬製品、綿織物及纖維工業品貨車、自動車、自轉車、化學製品等である。

第二節　佛印貿易の特徵

佛領印度支那に於ける貿易の特徵は大體三つを擧げられるが、一つにその高度な植民地的性格に存するのであり、かゝる植民地的性格は、本國への依存度の高きこと、輸出入商品に於て、農產品を主要輸出品とし、工業品を主要輸入品とすること、恒當的出超を示してゐること等に現はれてゐる。

從來佛領印度支那は極端な本國中心主義の下に經營され、本國工業のための原料獲得市場であり、また本國工業品に對しては佛本國の獨占的消費市場を形成して、本國への隸屬關係を强要され、輸出に於ては極東諸地方は良き顧客であるに反し、輸入の大部分は佛本國商品を以て占められ、本國との競爭國に對しては極度に排他的であつた。佛領印度支那貿易はその輸出に於て約五〇%、輸入に於て約六〇%が佛本國並びにその屬領に依存してゐる。かゝる關係が佛印貿易額の增勢を阻んでゐる主因と見られる。

佛本國の佛領印度支那に對する典型的な隸屬化政策は、佛印經濟の基調をして原料殊に農業に著しく偏らしめ、從つて特徵の二として輸出貿易が農業品及原料品を主要なものとし、反之輸入貿易は纖維製品、金屬製品等を中心とする製造工業品にして原住民の日常生活用の消費物資たることを必然としてゐる。前者に於ては、一九三六年度の輸出總額の七〇・九%を占めてゐる。後者の輸入に於て優位を占めてゐる完製品にして、同じく一九三六年度に於て、輸入總額の六一・五%を占めてゐる。印度支那統計年報に依れば、一九三六年の當領貿易に於ける三大品目別割合は、左の如くである。

輸出總額に對する割合

食糧品	七〇・九%
原料品	二七・〇%
完製品	二・一%

輸入總額に對する割合

食糧品	一三・四%
原料品	二五・一%
完製品	六一・五%

となつてゐる。

次に佛領印度支那の貿易は、植民地貿易の定型として、貿易帳尻に於て過去二十年間、一九三一年度に於てのみ例外的に入超を示してゐるのみで、年に莫大なる輸出超過を續け、殊に最近に於いてはその出超額は次第に增進の傾向をとつてゐる。然しかゝる傾向は、何等佛印貿易の一般的健全性を意味するものに非ずして、貿易の特殊性として高度植民地性を有する印度支那國內諸要素の性質上此の大なる出超を强要されるのである。その事實卽ち三〇餘萬人に達する在留華僑の本國送金、佛人官吏の俸給或は退職金、本國投資の消却及び益金、配當等の莫大なる本國送金本國政府の强制割當金（年々豫算經常歲出總額の約一〇乃至一五%に相當す）を考慮すれば此の狀態は自ら諒解されるものであるが、同時に如上の事實は當領財政上の癌腫ともなつてゐるものである。

第三節　貿易政策

第一次大戰終結後のフランス植民地の衰退は掩ふべくもなく、一九一二年に於て、フランスの植民地貿易高は、全輸出の五三%及び全輸入の五四%を占めてゐた。一九二〇年になると此の數字は、夫々二一%及四八%に低減した。しかし、一九二一年の國際經濟振興會の報告書によれば植民地自身が自力を以て、その常態を回復すべき地位にあると述べてゐる。此の振興事業の擴闊は大戰中既に設立を見てをり、植民地が本國產商品の購買市場であり、本國に對しては原料品の供給市場たることを證明して來た。一九二一年アルベール・サローがフランス本國の復興綱領を成案せる時にも、本國の經濟的寡調は植民地のそれに密接なる關係あることを强調した。此の綱領は植民地との協調又は確固たる計畫を必要とし、それにより植民地は夫に全體の立場から見て最も有利な線、換言すれば分業の線に沿つて發展すべきであるとなすものであつた。所謂サローの『五箇年計畫』なるもので、優秀な委員會をも設立し、一九二六年迄實施されて來たが、その成果の期待にも拘らず、生產高は一向增加せず、一九二五年度に於て僅かに植民地商品の一〇%だけが本國に輸入されたと云ふ程度のものであつた。

一九三三年以後世界的不景氣の壓迫は漸次深刻化し、國勢の除々に下向する狀態に鑑み、フランスは此の危機の克服に乘り出して、本國及植民地の專門家は自給自足經濟制を採ることが有利であることを認めた、一九三三年度議會に於ても種々討議された、先づ第一に、植民地からフランスへの輸出貨物と增進させる植民地保護政策が問題となつた。それは第一に關稅特免を與へるか、又は競爭者に對する稅率を高めるかん據るべきこと。第二は、植民地間の競爭を除去すること。第三に、植民地相互間の商業、財政及び軍備等の諸問題に就て研究すべきことであつた。

經濟的難局に直面して、植民地物產の一層完全なる編成により、本國植民地が相互に出來るだけ密接に結合することの必然性、フランス全版圖の經濟的連關性を强める必要性に就ては、一九三三年六月のフランス植民研究所の年次大會に於ても力說されてゐる。同會議においては、業界の混亂が擴大し、世界經濟會議が失敗せるに鑑み、保護貿易主義の主張が支配的となつてゐた。

一九三四年末から一九三五年初頭に開催された國民經濟會議に於て、

アルベール・サローはフランス全版圖の各地域相互間の貿易增進を目的とする『フランス帝國政策』なるものを提案し、植民政策は國民思想の一つにして、國民はその思想の創造者、實踐者となり、一層明確に偉大なる植民地生活を佛國生活に結合せしむると共に、海外佛國領土が將來その進展する過程に於て示す新しき力を以て祖國を富裕ならしめ、祖國の存在を强化することの必要を說いた。一方植民地當局の新しい主張は、植民地は最早本國の喰ひ物にせられて然るべきものには非ず、相互扶助を目標とする一つの偉大な『大帝國精神』による寬大な態度を以て見られるべきものであると云ふ趣旨を述べてゐる。

此の種の會議は各四年若くは五年毎に、植民大臣が之を召集することになつた。

會議は經濟委員會（關稅問題及一般經濟政策）、本國及植民地生產委員會（本國及植民地生產物一覽目錄の作成、之等生產物の生產條件の調査及統制）、財政委員會（豫算、銀行信用問題）、植民地諸施設委員會（交通運輸問題、土木事業計畫、諸施設の改善、其の他）、社會施設委員會（社會衞生及敎育問題）の五分科委員會に分ち夫々本國及各領土政治家、專門家等の代表委員に依つて決議が實行された。

本會議は根本的には各植民地をして專ら佛本國の獨占市場とし、フランス國民經濟の合理化運動の對象としたものにして、中心議題は商業貿易關係であつた。卽ち討議された貿易關係事項は大體左の如くである。

(一) 本國向輸出を目的とする生產品の增加を目標とし、(イ) 貿易收支を矯正する目的を以て佛國市場に於て外國產同類商品の地位を有效に獲得し得べき各植民地の農、工、鑛產品の選定、(ロ) 右植民地產品の佛國輸入を助長すべき手段——收獲の增加及品質の改良を爲すべき生產技術の向上、生產品の處理、原價及世界市價に差額ある諸產品の減價或は世界市價への接近、佛國市場に適當する產品の配分を容易ならしむるべき可能性最良狀態に於て植民地商品を取扱ひ以て本品產業をも滿足せしむべき手段、植民地經濟の發展を促す爲の本國資本及貸付金の取扱方法。

(二) 佛國原產品の植民地輸入、(イ) 植民地に輸出增加せしむべき佛國產商品、卽ち各種原料、食料品、製造品の選定、(ロ) 植民地の歐人、原住民間に於て外國商品が有する利益の原因探究、(ハ) 購買者の趣味及購買力に應ずる生產品の取捨選擇。

(三) 從來取引關係あり多數支店の設置ある地を除き、植民地に近接せる外國領土又は國に對し佛國商品を助長すべき手段等であつた。

右會議に於ける議題事項に於ても考へられる如く、要するに佛國の貿易政策をみると世界恐慌後に促進されたる各國の自給自足經濟體制の傾向と共に、價格、數量の絕對數に於て佛本國產品の獨占市場として印度支那は、その求むる以上のものを本國から買はされ、本國產業と競爭的な傾向を有する產業、特に最近問題となつてゐる工業の如きは、その發達を抑壓され又低廉にして、良質な外國製品の流入は阻害され、徹底的な本國保護產業の開拓の下に苦しまねばならなかつた。佛領印度支那は全くフランスに隸屬し、貿易上の鎖國主義を强要されてゐた。

然るに其の後、歐洲に於ける第二次世界戰爭による佛本國の敗北、東洋に於ける我が國を盟主とする所謂東亞共榮圈確立との發足と云ふ一聯の世界情勢の激變により、佛印の貿易は從來の本國屬の政策を大轉換せざる限り救ひ得ない危機に面した。又遂に佛本國をして、一九四〇年十月に至り從來の關稅的同化政策を被棄せしめて、佛印の關稅自主をも許すに至つた。佛印の對外貿易に於て、カトル！總督の『佛印對外貿易の現狀と將來』の聲明に見る如く、開戰後八箇月にして佛印の對本國輸出は前年同期の三分の一に減少して、佛印牛產品の大宗たる米、玉蜀黍、石炭等の日本向輸出の增加は『日本は佛印の濟經危機を救つた』とまでの聲明をなさしめるに至つた。今や英、米依存政策を淸算せざるを得ないフランス本國としては、印度支那貿易政策に於ても、吾國との經濟的提携の促進を企てざるを得ない必然性が見られるのである。

第四節　輸入貿易

一　輸入品の構成

一九三九年に於ける佛領印度支那輸入品は次表の通りである。

佛印輸入品の構成比率（一九三九年）

商品	價格（百萬法）	輸入總額に對する比率%
織物	五三六	二二・五
金屬加工品	二八七	一二・〇
金屬類	二二〇	九・二
纖維類	一一九	五・〇
棉花	一〇三	四・三
石油及精油	八八	三・七
紙及紙製品	七七	三・二
自動車	七四	三・一
化學製品	六七	二・八
飲料	五九	二・五
煙草	四九	二・一
其他	七〇三	二九・五
計	二、三八二	一〇〇・〇

佛印に於ける輸入品は一應佛印購賣力關係の反映と見られる。

輸入品の中で、此の國の輸入の發展過程を通觀すると、左表の如き商品が主要品となるものである。

商品	價格（一九三九年）	輸入總額に對する比率
織物	五三六百萬法	二二・五%
金屬加工品	二八七百萬法	一二・〇%
金屬類	二二〇百萬法	九・二%
小計	一、〇四三百萬法	四三・八%
總計	二、三八二百萬法	一〇〇・〇%

後述する如く主要輸出品が同年に於て輸出總額の八五%と云ふ集中性を示すに對して、主要輸入品の同年に於ける、輸入總額に對する比率は約四四%を示してゐる。且之等主要輸入品の細目は年によつて非常な變動があり、分散性を表示してゐるものと云へる。

此の傾向卽ち輸入構成品の分散性と輸出構成品に於ける集中性なるものは、佛印の如き徹底的本國に隸屬せる植民地に於ては一般的共通的特徵である。

右の如き佛印へ輸入される商品は輸出國卽ち工業國の生產力を反映してゐるものと考へられるかゝる輸入品に對する輸入力卽ち購賣力なるものは、決して固定的なものに非ず、第一に、佛印の一般的經濟狀態の如何により、第二に、佛印の輸出貿易の如何により、決定され變動するものであるが、現實に於て關稅政策を通じて行はれる佛本國の政治的壓迫により種々な制限を蒙つてゐる。

此の購賣力と關稅政策との兩制約により輸入商品の種類は分散性を示すに至るのである。いま最近三箇年に於ける佛印輸入商品の類別を示す。

輸入品種別及輸入總額に對する比率

單位＝百萬法
出所＝印度支那貿易月總計表

		一九三七年	一九三八年	一九三九年
織物類	價格	三七一	四二七	五三六
	比率	二三・八%	二一・九%	二二・五%
金屬加工品	價格	一六六	二二七	二八七
	比率	一〇・六%	一一・七%	一二・〇%
金屬類	價格	一三八	一九二	二二〇
	比率	八・八%	九・九%	九・二%

纖維類	價格	七五	一一九
	比率	四・八%	五・〇%
棉花	價格	九七	一〇三
	比率	五・〇%	四・三%
石油及精油	價格	七九	八八
	比率	四・一%	三・七%
自動車	價格	七七	七四
	比率	四・〇%	三・一%
化學製品	價格	五六	六七
	比率	三・四%	二・八%
飲料	價格	四八	八九
	比率	二・五%	二・五%
煙草	價格	五一	八九
	比率	二・六%	二・五%
其の他	價格	四〇	四九
	比率	二・一%	二・一%
紙及紙製品	價格	五八二	七〇三
	比率	二九・九%	二九・五%
合計	價格	一、九四七	四、三八二
	比率	一〇〇%	一〇〇%

全輸入の二二%程度は、織物類を以て占められ、之が常に佛印輸入の首位を占めてゐる。

織物類以外の各種輸入品の總額に對する比率には著しい變動は見られない。織物に次ぐものは金屬加工品、金屬類等であるが、之は何れも全輸入の一〇%程度に過ぎず、織物類の半額を占めるに過ぎない。それ以下の商品類は大體全輸入の五%程度又はそれ以下に過ぎず、商品の分散性を示してゐる。

佛印輸入力の重點は織物類にある。その絶對額に於ても連年累增の傾向にあり、最近では五億法以上に達してをる。而も之は吾國の輸出力の首位を占めてゐるものであるから、吾が國の對佛印貿易の重點も茲に存すると云ふことに注目するを要する。

以上主要輸入品の三種の合計比率は年々、四三・二%、四三・四%、四三・八%へと僅かながら增大してをり、依然主要輸入品たる地位を持續してゐる。

二　輸入仕出國　一九三七年、二八年、三九年度に於ける佛印への輸入國の地位、即ち佛印の有する總輸入力が、その輸入先の諸國の間に於て、如何に分散されてゐるかを檢討するを要す。左記はその結果である。

佛印輸入仕出國構成及比率

出所＝印度支那貿易統計月報

輸入先		一九三七	一九三八	一九三九
佛本國	價格	千法	千法	千法
	歩合	八三、五四六	一〇一、九二八	一、三三三、六五三
		%	%	%
		五三・九	五〇・九	五六・〇
香港	價格	一三五、四四一	一四三、四二九	一六六、五一五
	歩合	八・六	七・〇	七・〇
印度	價格	四三、七二五	五五、四二九	一一〇、三一四
	歩合	二・八	二・八	五・〇
支那	價格	一一四、五〇三	一四二、九八六	一〇六、二五七
	歩合	七・〇	七・〇	四・四
蘭領印度	價格	六八、六一九	八四、五五七	一〇四、五一〇
	歩合	四・四	四・三	四・三
新嘉坡	價格	五八〇、七三	五七、七八八	一〇〇、五一五
	歩合	三・七	三・九	四・一
北米合衆國	價格	五二〇、九二	九七、八六三	一〇〇、五一五
	歩合	三・三	五・〇	四・一
英國	價格	三二、三七三	六二、四二三	六七、三五四
	歩合	二・一	三・二	二・八
アルゼンチン	價格	三一、〇四二	三九、四七〇	四三、五三八
	歩合	一・九	二・〇	一・八
泰國	價格	三三、二二五	三六、〇二二	四一、二九〇
	歩合	二・一	一・八	一・七
日本	價格	四八、二六二	五三、五二五	四〇、一二〇
	歩合	三・一	二・八	一・六
輸入總額	價格	一、五六二、三六五	一、九四七、二五六	二、三八二、二六一
	歩合	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

右表に依つて佛印輸入貿易の著しい特徴の一つが示されてゐる。即ち此の中主要な輸入國は、フランス及植民地、香港及支那、蘭印、(英印は一九三九年度に於て、優勢な比率を示してゐるが、一九三八年迄は大した比率を示して居らず)、の三地域によつて、總額の約七二%を占め、輸出貿易の場合と同樣輸入仕出國の集中性を示してゐる。此の三地域に於ても、フランス本國が輸入の過半を占め即ち總額の五〇%乃至五六%の比率を示し、他の主要二地域は各に僅に七%程度に過ぎず、それ以下の諸國に於ては殆ど僅少の輸入を分擔して居ると云ふ狀態であるに過ぎない。

一九二九年より一九三九年に至るまでの主要輸入國の總入額に對する比率の發展過程を通觀すると、前記三地域を中心として、シンガポール、英印、米國等が僅少な輸入を分擔しつゝ、有力な競爭者として立つて來たことが認められる。

次に主要輸入國の佛印輸入總額に對する比率の動向を述べる。

フランス及植民地――フランス及植民地よりの輸入動態の比率は次表にてわかる如く多少の變化は認められるも、大體に於て比率は增大されてをる。

香港及支那よりの輸入の總額に對する比率は左の如し。

年次	輸入總額に對する比率	年次	輸入總額に對する比率
一九二八	三〇・一	一九三四	一四・三
一九二九	二一・九	一九三五	一五・六
一九三〇	二三・〇	一九三六	七・〇
一九三一	一四・〇	一九三七	一七・一
一九三二	一三・四	一九三八	一三・三
一九三三	一四・三	一九三九	一一・五

蘭印――一九三八年迄第三位を占めてゐた蘭印は年々その比率を弱めてゐるが、これは有勢なる競爭者英印、シンガポール、米國等の進出の結果と見られる。

これは現實的に、佛本國の對佛印貿易政策の反映たることは既述の如くであるが、フランスは一方此の消費市場獨占のため、關稅政策を通じて將來優勢なる競爭者ならんとする工業諸國の進出を阻み、他方自國產業保護のために、最近一部の識者にもその必要が唱へられてゐる佛印の工業化を壓迫しつゝある。又諸主要輸入品に對する佛本國の比率は壓倒的であり輸出構成に於て佛本國の地位と比べると更に著しく大なることを示してゐる。之は佛本國の佛印に對する關係に於て原料獲得地としてよりは寧ろ製品販賣市場としての意義が重大である。

香港及支那――第二位の比率を占めてゐる香港及支那はフランスにとつて最大の競爭地域となつてゐる。かゝる地位を確保してゐる理由の一つは佛印に於ける華僑の活躍によるものである。然しこゝで注意すべきは香港よりの輸入のうち、相當の部分は日本よりの再輸出の結果に過ぎないことは明瞭であるから、實質的には日本よりの輸入の進出せることが認められるのである。

三　輸入割當制度　佛印はフランス本國同樣輸入割當制を實施してゐる。現在割當制を適用せられてゐる輸入商品は綿絲布類及鑛泉類の二種類にして、前者に關する本制度は一九三二年八月一八日附總督令を以て公布せられた。その割當の形式は國別に依らず一九二九年乃至三一年の三箇年間の印度支那に於ける諸外國(佛本國及同地民地は除外)よりの輸

入平均を基礎として計算せられたもので諸外國を一括したる總括的割當數である。その適用方法は一年を各三箇月に區分して四半期とし、制限數量は上、下半期二回に分ち規定し各半期數量を更に二分し前記四半期毎に實施す。

鐵泉の輸入割當制度は一九三三年一一月二五日附總督令を以て獨逸及日本產の鐵泉に關して實施されたるものである。

四　輸入許可制度

一九三四年四月二八日附大統領令を以て外國產燐酸及加里肥料輸入取締りに關する法令が公布され、同年一一月一二日附總督令を以て、該規定が印度支那にも適用されるとの公布を見た。此の結果燐酸及加里肥料輸入には總督の許可を必要としてゐる。即ち外國產品の輸入に際しては總督の發給せる個別的輸入許可書を提出するにあらざれば之をなし得ないことになつてゐる。

以上の外果實に對しては輸入取締令が一九三三年三月八日に公布されてゐる。

五　輸入機構

前記の輸入割當制度及輸入許可制度に關聯して、印度支那輸入貿易に對する佛印政府自體の採れる輸入統制機構に就いて言及するを要する。

即ち、歐洲の戰火の擴大、佛本國の敗退等により本國よりの輸入杜絶に加へて、吾國との通商條約改正が議論され、禁止的關稅の引下及調整、經濟提携の促進の必然性が認められるに至り、從來佛印の輸入貿易に從事し、獨占的利益を享受して來た佛人商社間に於て、邦品、邦人商社の攻勢により、その利益が破壞蠶食せられんことを豫想して、遂に昭和一六年二月一二日總督令が發令され、こゝに輸入組合の全面的結成が實現されるに至つた。要するに、將來想像され得る、邦人並に邦人商社に對抗策として發足されたものである。それ迄佛印に於ては輸入組合等の如き統制機關は何等存在してゐなかつた。

總督令の發令と共に左記十種の商品別輸入組合が結成され、組合加入者の資格を限定することになつた。

第一組合—織物、纖維品、服裝用品、皮革
第二組合—金物、機械、家具、電氣器具、硝子、化學製品、肥料、礦產物
第三組合—紙、書籍
第四組合—食料品
第五組合—藥局用藥品、眼鏡及寫眞機
第六組合—自轉車及部分品
第八組合—自動車オートバイ及部分品
第九組合—礦油
第十組合—其の他雜品

而して組合への加入資格として、一九三九年九月一日以前に、左記輸入業を營み、佛印在住の證明ある者に限り國籍の如何を問はず組合への加入が認められることにした。

(1) 自己の名義を以て販賣若しくは加工のため輸入をなす營業資格者
(2) 仲買業者若くは委託販賣業者たる營業資格者

斯くして各種商品輸入の割當は、一九三九年九月一日に至る前三箇年間の實績を基準とすることにした。此のため、邦人商社は全額割當を獲得するも尙且つ四百萬圓に滿たぬことになるのであつた。

即ち組合の內容は左の如くである。

(一) 全輸入は總督の許可を要す、許可は輸入組合に付與せらる。
(二) 輸入業者の名簿は河內及西貢に於ける商業會議所會頭を會長とする委員會に於て作成す。
(三) 輸入業者は一個又は數個組合に對する參加申込を商業會議所に提示すべし。
(四) 輸入組合參加の資格は一九三九年九月一日前に印度支那に於て輸入業者として設立されたることの證明を要す。
(五) 輸入割當額は一九三七、八、九の三箇年の實績を基準とす。

輸入組合の中心勢力たる有力商社としては左記商社が活躍してゐる。

デニフレ（織物、食糧品、雜品）
デスクールカーボ（金物、建築材料、織物）
オプトール（綿織物、毛織物、人絹、文具）
デユマール・デインドシーヌ（織物、食料品、硝子、雜貨）
ボアンサール・エ・ヴェグレ（食料品、雜貨）
オグリアストロ（織物、人絹、食料、雜貨）
ユニオン・コンメルシアール・インドシーヌ・エ・アフケース（河內最大の百貨店）

尙輸入組合に加入せる邦人商社は左の如し。河內に於て、大南公司、菊地洋行、下村洋行、府上洋行大和商會等であり、西貢では、大南公司三井物產、森瀨商會、鹽田商會等が擧げられる。

第五節　輸出貿易

一　輸出品の構成

一國の生產力關係を示す輸出品の構成に於て、農產物及鐵產物を主要生產品とする印度支那の主要輸出品は云ふまでもなく是等の商品が主要な輸出品を構成するわけである。

一九三九年に於ける主要輸出品及その比率は左の如し。

商品	價格（百萬法）	輸出總額に對する比率%
米	一、三八六	三九・七
ゴム	九五六	二七・四
玉蜀黍	三四五	九・八
石炭	一五四	四・四
金屬及鐵產物	一二一	三・五
水產物	八七	二・五
其の他	四四六	一二・八
計	三、四九五	一〇〇・〇

其の他と云ふと項目中の輸出品中には左の如きものが擧げられるが、鷄卵、セメント、木材、茶を除けば何れもその額は僅少なものである。

鷄卵、ポーランドセメント、木材（チーク材）、茶、果實及種子、生鳥獸（牛、水牛、豚、家禽）、皮、革羽毛製品（獸皮—牛皮、水牛皮、其の他皮革）砂糖、乾蔬菜（隱元豆）、珈琲、胡椒（黑胡椒、白胡椒）、茗荷及白豆蔻樹蔻、茶（紅茶、綠茶）、紙卷煙草、植物油（蔻麻子油、大茴香）、樹脂、漆類、綿、カポック、タンニン染料、飲料、土石及鐵物燃料、硅砂、鐵物及金屬製品（鉄棒、錫、亞鉛、滿俺鐵、タングステン鐵、ウオルフラム）、化學製品、石鹼、木製家具、細工品、スパルト編製品（麻、籠）等である

即ち印度支那輸出の過程を見ると右記の如き商品が主要輸出品として常に優位を占め、總輸出額三十四億九千五百萬法中約三十億法以上に達し、總額の約八六%と云ふ集中性を示してをる。

斯くの如く主要輸出商品が之等五種に集中されてゐることは、佛印の農業國及鐵業國としての面目を表現してゐる。就中、米、玉蜀黍及びゴムの三品が代表的なものである。佛印の輸出貿易は、若干の鐵產物及水產物を除けば、全く以上の農產物によつて立つてゐると云ふも過言ではない。

主要輸出品についてその輸出比率の動きを、此の國の一般的經濟狀態の週期的變動に依り檢討せんがため、即ち今一九二八年—一九三九年の期間を採用すれば次の如き三つの時期を劃することが出來る。此の三つの時期は此の國の貿易上に各々週期的に重要な意義を有するものである。

第一期　一九二八年—一九三二年
一般貿易の興隆期を經て下降過程に這入る時期
第二期　一九三二年—一九三四年
一般貿易の沈滯期
第三期　一九三四年—一九三九年、

一般貿易の上昇期

1 米

年次	價格	總量	總輸出額に對する比率
	百萬法	千噸	%
一九二八	二、九三七	一、七九八	六九・〇
一九二九	二、九二二	一、四七二	六五・三
一九三〇	一、八四〇	一、二二二	六五・一
一九三一	一、八二八	九六〇	五四・三
一九三二	一、〇一九	一、二一四	五九・九
一九三三	一、〇一四・五	一、二八九	四七・一
一九三四	一、〇六〇・六	一、五一三	四二・五
一九三五	一、二九八・三	一、七四八	五一・三
一九三六	一、六八一・九	一、七六三	四五・八
一九三七	二、五八九・二	一、五四七	四二・二
一九三八	一、〇二〇	一、〇六五	三五・九
一九三九	一、三八六	一、六九二	三九・七

右表に依り米の輸出總額の變動が、前述の一般貿易の三つの時期に平行してをることが明かであるが之は要するに此の國の輸出が米を中心としてゐる事實に基ずくわけである。

一九二八年を頂點として、輸出總額に對する比率が下向の傾向にあるのは他の主要輸出品ゴム及玉蜀黍の比率の年に顯著なる上向線を辿りつゝある事情に原因するものである。換言すれば從來米に依存せる印度支那の輸出は漸く米以外の主要輸出品にその依存度を强めつゝある。

2 ゴム

年次	價格	數量	輸出總額に對する比率
	百萬法	千噸	%
一九二八	四四・一	九八	一・五
一九二九	一一二・二	一〇・三	四・三
一九三〇	一一・九	一〇・五	三・四
一九三一	一二・二	一二・六	三・二
一九三二	一〇・五	一八・七	五・五
一九三三	一〇・五	二〇・五	八・九
一九三四	九四・三	一三・五	一〇・五
一九三五	一三六・五	二九・三	一四・三
一九三六	二四四・五	四一・三	一八・〇
一九三七	四六六・〇	四五・一	二一・七
一九三八	六二一・〇	五八・〇	二七・四
一九三九	九五六・〇	六八・九	

ゴム輸出の發展經過を通觀すると、前述の米輸出のそれとは著しく相違し、從つて又佛印の一般貿易の三時期の過程とも歩調を合はしてゐないことがわかる。

第二期の沈滯期に於てさへ、ゴムのみが上向の傾向を辿つてゐる。その理由は一九三四年に成立を見た國際ゴム協定による市價維持及佛本國のゴム生産に對する政策の結果等に依るものである。

3 玉蜀黍

年次	價格	數量	輸出總額に對する比率
	百萬法	千噸	%
一九二八	九〇	一二八	三・一
一九二九	九八・五	一四七	三・三
一九三〇	六一・一	一二二	三・三
一九三一	四一・四	九六	三・六
一九三二	七四	一七六	七・三
一九三三	一五三	二九八	一五・一
一九三四	一九二・六	四七一	一八・六
一九三五	一四五・〇	一一三	一一・二
一九三六	二九四・〇	四六七	一七・七
一九三七	四六六・五	五七五	一八・〇
一九三八	一五三・〇	五一〇	一八・〇
一九三九	一一二・二	四五六	一八・八

玉蜀黍の輸出の動態は、ゴムの場合とほゞ平行的な發展を示してゐる。且輸出總額に對する比率に於ても漸次增大しつゝある。

玉蜀黍輸出貿易の特質として、此の商品の生産が輸出への依存度は正に一〇〇%であり、生産は全く輸出のために行はれてゐる樣なものである。

4 石炭

年次	價格	數量	輸出總額に對する比率
	百萬法	千噸	%
一九二八	一〇〇	一〇六七	三・四
一九二九	一〇四	一〇三五	四・〇
一九三〇	九九	一〇三四	五・四
一九三一	九〇	一〇二二	八・〇
一九三二	六六	一〇一六	六・五
一九三三	六三	一〇二三	六・二
一九三四	五六	一〇一七	五・三
一九三五	六九	一〇一三	五・三
一九三六	一一二	一〇二五	四・七
一九三七	九一	一〇五〇	三・五
一九三八	一一三	一〇五八	四・三
一九三九	一五四	一〇七九	四・四

石炭の輸出動態の傾向は一般貿易の週期的經過に平行して展開されてゐる。

二 輸出仕向國

輸出國の佛印に對する地位の重要性は主要輸出品たる農産物及鑛産物如何なる程度の價格數量のものが、それ等の國へ輸入されるかにより評價されることは勿論であるが、更に最近の傾向としては、輸出仕向諸國の對印度支那政治的動向が反映されてゐる點も考慮されねばならない。

一九三九年度に於ける之等輸出仕向國の地位は左表に示す如くである。

佛印よりの輸出國	價格	輸出總額に對する比率
	百萬法	%
佛本國	一、一二七	三二・二
米國	四一八	一二・〇
シンガポール	三五八	一〇・〇
香港	三〇八	八・八
英印	二六二	七・五
支那	一七一	四・九
日本	一六七	四・八
英國	一三一	三・七
フイリツピン	七六	二・二
オランダ	四七	一・三
雲南	四〇	一・一
蘭印	三八	一・一

斯樣に佛印輸出貿易相手國は二十餘箇國に及ぶが、その中最も主要な輸出國は佛本國及植民地、香港及支那、米國、シンガポールの四地域を數へるのみで是等の地域のみで、一九三九年度總輸出額の約七〇%を占め、こゝにも明かに輸出仕向國構成に於て集中性が現れを見ることが出來る。

一九二八年より一九三九年に至る十一年間の是等主要諸輸出國の總輸出額に對する比率の發展經過を通觀しても、フランス及植民地、香港及支那、シンガポールを中心として展開してゐることが諒解される。

然し注目すべきは、一九三九年度に於て米國の攻勢が現れ、遂にシン

ガポールを凌駕して第二位の地位を占むるに至つたことである。

各主要輸出國の對佛印輸出總額比率の發展は左の如し。

フランス及植民地への輸出比率

年次	輸出總額に對する比率	年次	輸出總額に對する比率
一九二八	二三・〇%	一九三四	五三・八%
一九二九	二三・二	一九三五	三七・七
一九三〇	二六・一	一九三六	六一・三
一九三一	三三・〇	一九三七	五二・一
一九三二	三八・二	一九三八	四七・五
一九三三	五〇・五	一九三九	三二・四

フランス及植民地への輸出比率は他の總べての輸出比率に對して壓倒的優位にある。これはフランス本國の對佛印植民政策の當然の結果である。從來輸出相手國としては極東諸國が優勢であつたのであるが、一九二九年の所謂キルシエ關稅其の他諸種の重壓的政策の施行に次いで起つた世界經濟恐慌は各國の自給自足主義の傾向に沿つた、佛本國自身は、外國品の輸入を排して、植民地からの輸入品を以てこれに代へんとした。一九三三年以來第一位を示すに至つた。然し一九三九年に於ける第二次世界戰爭は佛本國に對する依存性を切斷するに至つた。

香港及支那—香港は行政的には英領に屬するが、支那貿易の仲繼港としての役割しか持たないから之を支那に加算して支那と一體に數へることが出來る。支那及香港は一九三二年迄第一位にあつたが、一九三三年以後のフランスの政治的攻勢のため下降して輸出相手國としての重要性を喪失しつゝある。

然しながら佛印在住の華僑の既存經濟力の强大さが猶支那及香港の市場性を確保してをるのである。

年次	輸出總額に對する比率	年次	輸出總額に對する比率
一九二八	三五・七%	一九三四	一八・九%
一九二九	三九・〇	一九三五	三三・一
一九三〇	四一・八	一九三六	一一・五
一九三一	三六・六	一九三七	一六・七
一九三二	三八・二	一九三八	一二・九
一九三三	二七・七	一九三九	一四・八

かゝる重要地域の比率の減少は佛印自體の輸出貿易にとつて好ましからざる傾向と云はなければならない。若しこれに代るべき活路を求めんとせば、自ら大東亞共榮圏の理念に發足せる東洋の安定勢力たる日本との經濟提携以外には他に方法がなからう。

シンガポール—前記二地域とは比率の發展樣態に於ては多少異るも、大體に於て佛印に對しては安定せる市場と云ふことが出來る。一九三八年に至るまでは比率上常に第三位を占めてゐる。

シンガポールへの輸出比率

年次	輸出總額に對する比率	年次	輸出總額に對する比率
一九二八	一〇・六%	一九三四	七・五%
一九二九	一〇・五	一九三五	七・七
一九三〇	一二・五	一九三六	六・四
一九三一	九・八	一九三七	七・六
一九三二	六・九	一九三八	九・七
一九三三	七・九	一九三九	一〇・二

次に更に主要輸出品と主要輸出國を綜合的に觀察することになり、即ち主要輸出品が如何なる比率に於て主要輸出國へ流入するかを研究することになり、佛印の輸出構成を明確に把握することが可能である。

	一九三七年		一九三九年
米		佛本國	四二・五%
佛本國	四六・五	香港及支那	二九・四
香港及支那	三二・三	新嘉坡	三・六
新嘉坡	四・〇	英印	〇・二
英印	三	日本	—
日本	一	總額	一〇〇
總額	一、〇九四		
		米	一九三八年
	一九三八年	佛本國	五一・一
佛本國	五二・二	香港及支那	一八・〇
香港及支那	一八・四	新嘉坡	二・六
新嘉坡	二・七	比律賓	一・六
比律賓	一・七	英印	一・六
英印	一・六	日本	—
日本	〇・二	總額	一〇〇
總額	一、〇二〇		
		米	一九三九年
米	一九三九年	佛本國	二八・二
佛本國	三九・一	香港及支那	一九・五
香港及支那	二七・〇	英印	一八・六
英印	二五・八	比律賓	五・二
比律賓	七・三	新嘉坡	三・五
新嘉坡	四・九	日本	〇・六
日本	〇・六	總額	一〇〇
總額	一、三八六		
		ゴム	一九三七年
ゴム	一九三七年	佛本國	三五・八
佛本國	一六・七	米國	二三・一
米國	一〇・八	新嘉坡	一〇・七
新嘉坡	五・〇	日本	一〇・七
日本	四六・六	總額	一〇〇・〇
總額			
ゴム	一九三八年		

佛本國	二三・四	佛本國	三七・六
米國	一七・九	米國	二八・八
新嘉坡	一一・一	新嘉坡	一七・八
日本	一二・/	日本	一・九
總額	六二・一	總額	一〇〇
ゴム	一九三九年		
米國	四〇・五	米國	四二・四
佛本國	三三・一	佛本國	三四・六
新嘉坡	一六・六	新嘉坡	一七・四
日本	一・四	日本	〇・四
總額	九五・六	總額	一〇〇
玉蜀黍	一九三七年		
佛本國	四四・九	佛本國	九・六
總額	四六・七	總額	一〇〇
玉蜀黍	一九三八年		
佛本國	四七・六	佛本國	三九・一
日本	一・二	日本	二・三
總額	五一・一	總額	一〇〇
玉蜀黍	一九三九年		
佛本國	二一・二	佛本國	六一・四
日本	六・九	日本	二・〇
總額	三四・五	總額	一〇〇
石炭	一九三七年		
日本	四・一	日本	四五・〇
佛本國	二・四	佛本國	二六・三
支那及香港	一・九	支那及香港	二〇・八
總額	九・一	總額	一〇〇・〇
石炭	一九三八年		
支那及香港	四・六	支那及香港	三七・三
日本	四・二	日本	三四・一

佛　總　本　國	二二	一七・八	
石　炭	一二三	一〇〇・〇	
支那及香港	六七	四三・五	
日　本　國	五一	三三・一	
佛　本　國	二〇	一三・〇	
總　額	一五四	一〇〇	

即ち佛本國の占むる比率は壓倒的であるが、その有力なる競爭國として支那及香港が活動してゐる。而して一九三九年に至つては、佛本國への輸出比率は一九三八年の五一・一%から二八・二%へ低下してゐる、その反對に香港及支那、シンガポール、英印、フイリツピン向けの輸出比率が增大してゐる。

殊にゴムに於て、一九三八年度迄佛本國への輸出比率が第一位であつたが、一九三九年度に至つては佛本國を凌駕して米國が第一位を獲得した。即ち同年の輸出總額の四二・四%の比率を占むるに至つた。尙此の商品に對する有力なる競爭國としてシンガポール及吾國が擧げられる。

玉蜀黍は殆ど佛本國の獨占するところで、一九三九年に至つて吾國の攻勢が見られる。

石炭に於ては香港及支那と吾國の比率が競合し、兩方が總輸出額の八〇・〇%以上を占めてゐる。將來に於て日本は此の商品に對する輸出仕向國として最も優勢なる地位を確保することは明かである。

三　輸出機構

輸出組合の結成は一九四一年二月一二日總督令の發布により實現を見るに至つたが輸出機構の面に於ては未だ輸出組合は見られないが遠からずその成立が豫想されてゐる。

日佛經濟交涉の進捗に伴ひ、佛印經濟機構の高度なる統制化を促進し既に米・玉蜀黍等の統制機關の設立、その輸出商社の指定、ゴム輸出販賣統制機關に關する法令に基づきゴムの買付及輸出の全般的統制が行はれるに至つた。

米及その副產物の取引並に輸出に對する米穀統制機關たる西貢管理委員會の成立を見た。本管理委員會の內容は政府代表一名、佛人米穀輸出業者代表三名、華僑輸出業者代表一名の代表委員によつて構成されてゐる。西貢米の取引並に輸出に對する統制の權限を賦與されてゐる。委員構成の顏ぶれは、管理委員會議長として經濟指導局代表ヴェドレン、佛印輸出業者協會長ドリゴンデイ、印度支那精米所協會理事のドルペルヴアンシュ、印度支那佛商協會理事デニフレ・ジョリー、華僑輸出業者聯合會長リュダク等で、その下に公定米穀輸出業者として西貢十二名、堤岸三十一名、海防八名、ワーラヌ二名、河內二名、フーランチョン一名合計五十六社が指定されてゐる。これ等に對して邦人商社は買付、輸出に全然介入することが出來ず、三井物產の如き有力なる商社までがその重要なる業務たる米買付も行はねばならぬ狀態である。

ゴムの輸出に關しては二月十日附を以て總督令の發布を見、一九三九年度に七萬噸近くの輸出額を有する佛印のゴムの買付及輸出の統制が行はれるに至つた。

右の統制機關としてゴム販賣所なるものが西貢に設置され、總督の任命する五名の民間代表者よりなるゴム販賣所理事會が構成され、ゴム局々長は政府代表者の資格に於て之を指導することになつた。民間代表者はテル・ルージュ・フイナンシェール、英國系のアルカン等四大護謨園を含む五社の公定輸出業者である。

而して Plantation des Terres Rouges Indochinois de Plantation & Heveas. Indochinois de Plantation de Minot. Caoutchouc de Indochine Hiveae de Taymink Plantation de Kratie の六社、即ち一千二百瓲以上の生產力を持つ栽培業者はゴム販賣所に對し直接その生產品を供給することが出來るが、それ以下は公認仲買人の手を介して賣り込み得ることとなつた公認仲介者人として、デイデルム、アルカン、ユニオン、フイナンシエール等が指定せられた。

佛印ゴム事業の功勞者たる、從來大手筋として活躍して來た三井物產が除外されてゐる。これは佛人商社が邦人商社の進出、攻勢に對する自衞を目的とするは明かであるが、今次の協定成立により考慮されるものと考へられる。

四　對日本貿易

印度支那と我國との經濟關係を回顧する時吾々は遠く數百年前の昔に遡ることが可能で、豐臣時代は勿論、殊に德川幕府となつてより此の關係は更に繁盛となりその重要性を增進した。即ち海外貿易公許制度たる御朱印船制度は豐臣秀吉の時代より實施されてゐたが、德川家康の治世となつてより國內繁榮を目的とし益々海外貿易を奬勵し、爲に九州諸大名或は大商人等が盛んに此の外國貿易に從事してゐた。今御朱印狀の發給數に依て當時の貿易相手國を見るに一六〇四(慶長九年)—一六一六(元和二年)年に至る十三年間に德川幕府の下附せる御朱印狀總數は一八三通に上り、此の中今日の佛領印度支那を對象とせる船舶に對する下附數は八三通、泰國向船舶には三五通、比律賓向船舶には三二通、以上がその重なるものであつた。即ち印度支那貿易に對する下附狀の數は總數の四五%餘を占めてゐた。又一六一七年(元和三年)より鎖國の實施された前年一六三五年(寬永十二年)に至る十九箇年間の渡航商船數は一三八隻であつたが、右の中印度支那との貿易に從事せるものは七九を占め絕對過半數を占めてゐたものである。之を以て見るも當時我國の海外貿易中印度支那が對象地として如何に重要なる地位にあつたかゞ知り得られる。又一方現安南のフエフオ及ツーラン或は東埔寨のウドーン及プノムペンの間、プノムペン及同市對岸等に優勢なる日本町が建設せられ、各々その地に於て商權を把握し剩へ政治的にも大なる威力を發揮してゐたが、寬永十三年家光の鎖國令の公布により遂に之等の有力なる經濟關係が潰滅するに至つた。其後三百數十年を經て明治時代となり新興勢力の勃興に依り海外發展思想も勃然と興り貿易界も漸次發展を加へ南洋方面への我國經濟勢力も大いにその實力を發揮するに至つたが、唯過去に於て最も勢力を有してゐた印度支那に於ては彼の政策に基く人爲的障害に依り更に發展することを得なかつた。

而して輓近我國は右の狀態打破の目的で明治二十九年以來幾度か交涉を爲し、殊に大正十三年印度支那總督メルラン氏(隨員、關稅局長キルシエ氏、諸商業會議所會頭)の來朝せるに對し、翌十四年山縣大使の答禮訪印支となり、多年の懸案であつた關稅問題等も議せられたが、結局何等の效果も納め得なかつた。

一方印度支那側に於ては「財政の部—關稅の項」に於て述べた如く、一九一〇年、一九二二年に廣汎なる關稅の改正を行ひ、その都度高率な引上を敢行してゐたが、一九二八年七月二日附大統領令を以て新關稅法を制定し更に高率なる關稅率の大改正を行つた。本關稅率が所謂キルシエ(前記)關稅率と稱せられるもので、當時無條約狀態にあつた我國は之に依て甚しい打擊を受け夫までも萎縮狀態にあつた我對佛印貿易は益々沈滯し縮少される許りで、その反面我入超額は顯著なる增加を示すと云ふ片貿易であつた。

よつて昭和二年、時の駐佛大使石井菊次郎氏は佛本國政府に對し佛印に於ける關稅引下げに就て交涉を促す處あつたが、漸く印度支那に於ける日本人の居住及航海議定書の成立を見たるに止まり、關稅關係には何等好轉を來すに至らなかつた。次で昭和四年、芳澤駐佛大使は赴任に先立ち自ら佛印を訪問し關稅引下げに就き交涉するところあつたが、佛印當局は何等の誠意を示さず、爲に我國は佛印より輸入する石炭に對し一噸に付一圓の報復關稅を課するに至つた。其の後芳澤大使は佛本國に於て交涉を重ね、昭和七年五月に至つて漸く若干關稅の引下げに成功し、次代の長岡駐佛大使は佛本國政府との間に日佛印間貿易協定を暫定的に取極め、從來高率關稅に惱んでゐた我輸出貿易に幾分の緩和を見せた

が、其の後佛印側は再び部分的且漸次に關稅引上げを行ひ或は品目を新設し乃至は分類の變更などを行ひ、爰の漸定協定の實效を消滅せしむるが如き實狀に至つた。

然るに今回成立を見たる居住航海條約及關稅貿易決濟協定は本格的の協定にして、その效果が大いに期待されてゐる。

斯く多年に亘つて我國に對して關稅障壁を高く築いて來て、我當局の過去數次の打開策にもその效果が餘り期待し得たかつたのは、固より佛本國政府の植民政策に基くものであるが、その背後に佛印に於ける商業會議所の議員の多くが本國と密接なる取引を有する有力貿易業者であり、又は佛本國に於ける有力海運業者貿易關係業者の支店なるが爲、彼等は本國品の輸入にのみ專念したる結果、價格の點に於て久地域的に見ても優位に在る邦品の輸入を極力阻止する態度に出た點を看過出來得ない。

本邦對佛印主要貿易品目と貿易額

單位＝圓

	輸出＝	薄荷油	絹織物	人造絹織物	石炭	陶磁器	硝子及同製品	綿織物	銅
昭和元年		—	—	—	六一〇、一一五	—	—	—	—
二年		—	—	—	四一、九六八、二	—	—	—	—
三年		五七、四三〇	一、一六五、一三九	—	四一三、二七八	三四三、五八〇	七四、九三三	—	—
四年		一〇、五〇	九四〇、二四	—	三三八、三五〇	二六、四九〇	六一、二七七	—	—
五年		九、二四五	四三五、四五一	—	二二八、六五三	二二八、二一〇	四三、四八九	—	—
六年		四、三九四	二九二、八八七	—	二四〇、五〇〇	一八、一五〇	一四、五三九	—	—
七年		八七一	七八七、二八六	—	二五八、三一〇	三六、二一一	八、〇八九	—	—
八年		七、五〇七	一〇一八、八八二	—	一〇九、二五〇	一四四、八九一	四六、〇一三	—	—
九年		三、八九四	一、一六、六八八	一、一三七	六〇、一二五	一三四、七一〇	一三四、七二一	—	—
十年		一〇、三二六	七四、一〇一六	二一、九五〇	八二、七九八	二四五、四五一	二四〇、四六二	—	—
十一年		二六、二三九	五六七、二八六	四二八	一一、九、一四四	二六、九五二六	二五七、五六八	—	—
十二年		一六、九八三	九二〇、七七六	七、一三五	八〇、四二五	二三二、一四五	二三四、四二〇	—	—
十三年		一四、七九九	二〇〇、五一八	四、六九一	一三二、一〇五	一三一、〇五一	一一、九八八九	—	—
十四年		一三、五六六	二四、一〇三	—	二四〇、〇〇〇	一四一、二九四	一四七、〇一九	—	—

輸入＝

	米及粮	採油用原料	生ゴム	實棉及繰棉	石炭	鐵物
昭和元年	一九、三三〇、七七八	—	—	一三二、九五〇	一〇四、九三六	一〇、九三六
二年	二五、一五九、四四三	—	—	九〇七、八八九	三三五、三四四	三三五、三四四
三年	一一、五六三、六八〇	—	—	九四、四三一	四六九、八〇二	四六九、八〇二
四年	一九、九一五	—	—	三二、二四	四五〇、五六四	四五〇、五六四
五年	二、一四〇	—	—	五〇五、一七四	八、九三九	八、九三九
六年	一一	—	—	一八、七九五	—	—
七年	一九、九九一	—	—	二七、五二一	一〇、九五九	一〇、九五九
八年	五七〇一九	—	—	一一〇、八二九	八〇三七、九六八	八〇三七、九六八
九年	三三二、八八〇	—	—	一六〇、九六一	七、一〇五、六三〇	七、一〇五、六三〇
十年	一六二、一五一	—	—	一三四、六四四	九、七九三、一六三	九、七九三、一六三
十一年	二一二、一三四	—	—	六八、四七八	五、一〇六、六四八	五、一〇六、六四八
十二年	二〇七、六五九	—	—	一五三、八〇五	四、二九五、七五七	四、二九五、七五七
十三年	五、九二六	—	—	二、九九三	六、〇三七、九六八	六、〇三七、九六八
十四年	—	—	—	一〇、四〇〇	一、一〇五、六三〇	一、一〇五、六三〇
昭和元年	一九、二六	八九、三六三	三六三、八二六	二七四、四六三	六〇、五六	六〇、五六
二年	一九、二七	六六、八六三	二九四、三〇六	二二七、四四三	六二、九七	六二、九七
三年	一九、二八	四九、九九二	二二四、二四〇	一七四、五四八	六三七、二	六三七、二
四年	一九、二九	四〇、八〇七	一四九、九八九	一〇九、一八二	五七、二二	五七、二二
五年	一九、三〇	二〇、三四七	九八、一三二	七七、七八五	六五、六五	六五、六五
六年	一九、三一	一五、二九三	四九、三五〇	三四、〇五七	五二、六九	五二、六九
七年	一九、三二	九、五六八	六三、四〇二	七三、七七	七三、七七	七三、七七
八年	一九、三三	一九、三二二	四五、一九二	四〇、二二	四〇、二二	四〇、二二
九年	一九、三四	二二、三八二、三三	四〇、九〇、九七一一	二八、八五四	二八、八五四	二八、八五四

單位＝千法
出所＝同前表

最近十箇年對日貿易成績表

年次	輸入額	輸出額	出超額	總額に對する出超額百分比 %
一九二六年	八九、三六三	三六三、八二六	二七四、四六三	六〇、五六
一九二七年	六六、八六三	二九四、三〇六	二二七、四四三	六二、九七
一九二八年	四九、九九二	二二四、二四〇	一七四、五四八	六三、七二
一九二九年	四〇、八〇七	一四九、九八九	一〇九、一八二	五七、二二
一九三〇年	二〇、三四七	九八、一三二	七七、七八五	六五、六五
一九三一年	一五、二九三	四九、三五〇	三四、〇五七	五二、六九
一九三二年	九、五六八	六三、四〇二	七三、七七	七三、七七
一九三三年	一九、三二二	四五、一九二	四〇、二二	四〇、二二
一九三四年	二二、三八二、三三	四〇、九〇、九七一一	一八、五八八、八八	二九、三四

對日本貿易差額＝對日貿易に於ては各年共著しき出超を示し、我國は最も良き顧客の一を爲してゐる。即ち一九二六年以降十二箇年間の輸入及輸出總額を對比しその成績を示せば次の如し。

而して右の出超額を印度支那特別貿易に於ける前掲總出超額に比すれば、一九二六年二二・二〇%、一九二七年六二・四七%、一九二八年三六・九五%、一九二九年二九六・八九%、一九三〇年二五二・三〇%、一九三二年六七・八七%、一九三三年二四・九二%、一九三四年一三・六三%、一九三五年六・九九%、一九三六年五・九五%、一九三七年五・六二%となつてゐる。

尙印度支那を貿易對象とする各國中日本の占める位置に就ては前掲「國別貿易の項」參照ありたし。

本邦對佛領印度支那貿易統計（大藏省月報による）

單位＝圓

	輸出	輸入	出超
昭和元年	六、二〇六、六四五	二四、五一九、六二七	三〇、七二六、二七二
一九三五	一一、五六三、六八〇	一九、三二二	一一、五四六、三五八
一九三六	一一、五九四、四三	二二、三八二、三三	九、二五二、七七〇
一九三七	一一、五六三、六八〇	一九、九一五	一一、五六三、六八〇

佛領印度支那輸入統計

品名	一九三七年 法貨	一九三八年 法貨	一九三九年 法貨	主要仕出國(金額順)
煉乳(砂糖入)及約「ミルク」	三四、六九四	三〇、二二八	三二、五五五	和(五割)、瑞西(四割)、佛(八割)
砂糖	四、八二五	五、〇五〇	七、五七七	佛(九割五分)
糖蜜・性鮮食草飼料	一、八四四	一、九九八	一、四四二	佛(六割)、香(二割)
乾馬鈴薯(豆類)	二、四二三	三、六七二	四、一三〇	佛(二割五分)、泰(二割)
生鮮蔬菜	八、七七七	一〇、三七七	一二、三四四	目(六割)、香(三割)
乾性蔬菜(豆類)及は乾したる果實	一八、四四二	一九、六九九	一八、八六三	香(四割六分)、支(三割五分)、新嘉坡(一割五分)
果實	五四二	一、三五八	一、四三九	新嘉坡(七割五分)、香(一割)、支(七分)
蜜・糖蜜・性鮮食草飼料	四、八二五	五、〇五〇	四、六〇四	香(四割)、佛(一割五分)、支(一割五分)
人造蜜	一、八七一	二、六六六	二、三二六	香(五割)、佛(二割五分)、英(五分)
乾馬鈴薯用果實	八、七五七	一〇、三七四	一二、四四四	佛(六割)、香(二割)
乾性蔬菜(豆類)又は乾したる果實	一八、四四二	一九、六九九	一八、八六三	和(五割)、瑞西(四割)、佛(八割)
果實	五四二	一、三五八	一、四三九	佛(五割)、香(三割)
蜜・糖蜜・性鮮食草飼料	四、八二五	五、〇五〇	四、六〇四	佛(九割)、香(一割)
人造蜜	一、八七一	二、六六六	二、三二六	佛(六割)、香(二割)
乾馬鈴薯用果實	八、七五七	一〇、三七四	一二、四四四	佛(六割)、香(二割)、支(一割)
乾性蔬菜(豆類)又は乾したる果實	一八、四四二	一九、六九九	一八、八六三	佛(六割)、香(二割)、支(一割)
果實	五四二	一、三五八	一、四三九	佛(六割)、香(二割)
蜜・糖蜜・性鮮食草飼料	四、八二五	五、〇五〇	四、六〇四	佛(五割)、香(二

アンモニア及加里明礬	五六六	七七八	四四〇	香(五割)、佛(三割)、支(一割五分)
酸化鐵	九五	一一三七	一六四	佛(九割)
Sulsate de nickel				
硫酸ニッケル	一七	五一	一一八	佛(九割八分)七三年には四割
曹達灰	一三六	一一七三	一八九	泰(五割)、佛(三割)、英(一割)
苛性曹達	二、〇七五	一、七三七	二、六六一	佛(七割)、英(二割)三七年には英(六割五分)
天然曹達及炭酸曹達	八九三	九二〇	一、四七〇	佛(九割)、英(一割)三七年には香(二割五分)
重炭酸曹達	一七一	一一六六	二九九	佛(八割)、英(一割五分)
硫酸曹達	一一三三	一七七七	一九七七	佛(七割)、香(二割)
硫酸亜鉛(亜鉛華)	三七七	三八	一三六	佛(六割)、香(三割)、三七年は香(六割)
ナトリウム化亜鉛	六二〇	五九二	一、〇六四	佛(九割九分)
ポタッシュ	一一六四	三三四	六一七	佛(九割)
リン酸ソーダ	一一三五	一一三〇	一一三八	佛(四割)
「コールタール分溜ピッチ」	一、八六一	三、九九五	六、一三四	日(四割五分)三七一二八年は日(九割九分)
「コールタール」より製品	一、五九七	一、一五六	一、八一四	佛(全)
「コールタール」より料肥料	一、九七七	三、三三七	一、三五七	佛(五割)
「コールタール」より料肥料	一、五一五	一、三九七	一、四七八	佛(三八年には日(五割)三九年には佛(二割)他不明
「コールタール」より料肥料	一、五三三	一、八五一	四、九九九	佛(七割)、香(一割八分)、支、日、米
合成染料	六三七	九九二	一四、七〇五	佛(七割)、泰(三割)
「マニス」及「ペイント」	四、〇五六	四、二四〇	四、一〇八	佛(九割七分)、英、支
「ワニス」及「ペイント」	六七七	八一五	九四八	佛(九割)、香、支
印刷用「インキ」	一、〇二三	一、一六八	一、八一七	佛(九割五分)
筆記用「インキ」	四二四	七一二	一、二六四	佛(九割二分)
鉛筆	九八一	三一八	一四、一七四	佛佛(九割五分)、香、支、新
石鹸(化粧品以外)	一、八二二	一、四一八	一、五一九	佛(九割九分)
薬味及「ソース」	二、二三六	九四二	一、四四四	佛(五割)、英(一割)、香(一割)三七年には支、日(三割)
調合薬品	一六、七七七	二四、八四六	二二、四六五	佛(九割四分)、香(四分)
瓶(陶器)皿焙烈土製薬管	三七〇	四一九	六四五	香(四割二分)、佛(二割五分)、支(一割五分)
砂石を以て焼きたる土器	二二八	四三八	一、五〇四	佛(九割五分)、日
紙及厚紙(雑品)	四五、八二五	四六、九九九	三二、二四一	佛(六割五分)、獨(一割二分)三七年チェッコ(二割)
「ネクタイ」、「カラー」及部分品	八三〇	一、〇七三	一、二三九	佛(九割五分)
既製衣類及下着	一、〇〇五	六七八	八九九	佛(七割五分)、チェッコ(一割二分)、日(七分)獨、泰
絹人絹毛混紡人絹と他の繊維との交織物	二、八二四	二、九七七	二、三八六	日(五割)支(二割四分)、佛(一割五分)、
絹人絹毛混紡人絹織物	二、〇二一	二、四〇〇	三、〇一二	佛佛(九割七分)、
「メリヤス」織物	一、一四〇	一、三三六	一、五〇六	佛佛(九割五分)、獨
「メリヤス」織物	三三三	五九四	七六三	日(七割五分)、佛二割
絹人絹一切の綿布(純及交織)	一一六〇	一七五	二〇三	佛佛(五割三分)、日(二割五分)、獨(八分)、
絹人絹絲	一一、五七二	一一、六二一	二、七二八	佛佛(九割)
絹人絹絲	三、七七五	四、四七九	八、二三三	佛佛(五割一分)、日(一分)、
無線電信用絲	三七七	二九一	四八八	佛佛(五割一分)、英、米、日、獨
無線電信用絲	一、一一六	三、〇四一	五、六三二	佛佛(九割一分)、獨(七分)
無線電信用絲	三、〇四六	三、一七〇	三、四九九	佛佛(九割)、米(九分)
無線電信用絲	一、三四四	一、一〇七	一、三二二	佛(四割二分)、印度(佛領)(四割五分)、泰(三分)、英(二分五厘)
無線電信用絲	一一一、四四五	三六、〇六八	三六、六一七	香(八割)、支(一割)、日(五分)、佛
無線電信用絲	四五、四一一	四四、一四八	五七、三一五	佛佛(九割九分)
無線電信用絲	一、一四七	八、一四九	一二、六〇九	佛(九割四分)、印度(佛領)(三分)、泰(一分三厘)、英(二厘)
無線電信用絲	一、四、五五五	一一一、八九六	一一六、三七九	佛(八割七分)、泰(五分)
球類品	一、一四八	一、三七七	一、一〇九	支(八割四分)、香(一割五分)
球類品	一、四一一	三、一一九	四、四三一	佛佛(九割三分)、英(五分)
球類品	一、一一六	六、七〇一	一一、六六九	佛佛(八割七分)
球類品	一、〇七〇	三、三一七	六、三四四	佛佛(四割五分)、支(三割)、日(一割六分)、香(四分)
球類品	一、〇七〇	八、七〇三	六、〇〇一	佛佛(九割三分)、支(五分)
子器	一、四一八	一、一七七	一、四四二	佛佛(九割四分)
子器	一一六〇	一、一四一	一、一三六	佛佛(三割)、英
子器	一一、五七一一	一一、六四一	一一、一四一	佛佛(九割七分)
子器	四、四七九	四、四七九	八、一三三	佛佛(九割八分)
子器	一一七七	一一六一	四、四六八	佛佛(二割九分)、香
子器	一、一四七	八、一四九	一一、六〇九	支(一割一分)、香(四分)、白(三分)、獨、英
子器	一一一、四四五	三六、〇六八	三六、六一七	佛佛(七割八分)、獨、英

花	一、一三八	一、一〇九	一、六三五	佛(六割五分)、英、香
著書	七四四	一、六二一	一、三三七	佛(八割八分)、米、英
帶及部分品	七二三	七〇一	七二三	佛(七割六分)、米、香
越	三四九	一一三	一五一	佛(八割七分)、英、香
清板	六、〇七五	八、〇七五	八、二九五	佛(六割三分)、英、米、獨
著ミヤ板品箱	四、六二一	七、二一一	六、七三五	英(二割一分)、佛(一割三分)、獨
、電電ン家	一、八六〇	一、四七〇	一、四〇五	英(九割一分)、佛
、	四、一九二	四、九二七	四、〇七六	英(五割九分)、佛(二割八分)、新嘉坡
波鋼ト用	一、三四八	三、一一一	一、七四八	英(六割二分)、佛、米、泰
品	四、一四八	八、一四一	七、四四六	佛(八割六分)、獨
附屬品及電氣部分品及附屬品	一五、三四八	一三、〇〇八	一二、三六〇	佛(七割)、英(五分)、米(三分)、獨(一分)
鋼及電氣及電線	六、三三九	七、一六七	一一、六六七	佛(九割八分)
鋼機械用ケーブル	一、一〇七	一、八八六	一、四四三	佛(八割三分)、英(四分)
針	六、三八八	七、三八八	七、四四四	佛(八割六分)、米(三分)
及「ミシン」針	七八三	一、一一九	一、三六六	獨(六割一分)、米(一割八分)、佛(一割二分)
渣分品	一、〇四八	一、三一九	一、三一四七	佛(八割五分)、獨(四分)
具	三七六六	四、四四四	七、一一三	佛(九割九分)
物	三七六	一、三三〇	一、四〇〇	佛(九割七分)、白、泰
品	三、四一八	一一、八八九	三、三一一	佛(九割)、獨(七分)、英
管	一、六〇三	一、四一九	三七七	佛(九割八分)、新嘉坡、日
柄	一六、〇六一	九、〇三八	一九、三三一一	佛(九割一分)、英、白
前	七、一九四	七、三三九	九、三七九	佛(九割六分)、米
骨及「總釘」	一〇、四一一	一〇、〇一七	一一、四七一	佛(五割五分)、英(一割)、米(六分)、獨印、香
鋼	一、一一六七	一一、一七七	一一、一一四	佛(六割七分)、獨、米
浪	一、三四八	一、八六一	一一、一八八	佛(八割九分)、米、日
家	四、一八〇	四、一九一	四、〇八六	米(七割五分)、獨、泰、佛
波鋼ト用品	八、〇七三	八、一一九	八、二一五	日(三割六分)、英(三割四分)、佛(六分)香(二分)、佛(三割六分)、日(二割五分)
用	一、一一八	一一、四五四	一一、七七七	英(一割二分)、獨(一割一分)、米、香、支
品	三四九	一一一三	一二一一	支(七割六分)、香(一割三分)、但し此は一九三七年に

自轉車、附屬品及部分品	七〇	一、三〇	一、八三	佛(九割九分)、英
自轉車、附屬品及部分品	一、三〇七一	一、四四〇七	一、八八三	佛(九割九分)、英
自動車附屬品及部分品	四〇、四三九	三六、四八〇	七三、三七一	佛(七割七分)、米(一割五分)
自動車附屬品及部分品	八、一一三八	一〇、三〇八	一七、一〇一	佛(二割八分)
護謨板	一一、六三五	一一、一一一	四一、八一一	佛(八割九分)、米、白、英
護謨板	一三	三一一	一一〇九	佛(九割九分)
彈性護謨布絲板	八	九	一〇	明記なし
彈性護謨布絲板	一一八七	四〇九	三六一	佛(九割九分)
硬化護謨布板	一一九	一五	三七	佛(十割)
製袋護謨引布	一、〇五一	一、〇七八	一、七九四	佛(九割九分)
製袋護謨引布、其他の護謨入品布、帛	三六一一	四五一	七七一	佛(九割九分)
硬化護謨及「エボナイト」	六一	九	一四四	佛(大部分)
自動車用「タイヤ」、「チューブ」	一一、一一五一	一、八〇六七	一一、八八九	佛(九割五分)、米(二分)、白
自動車用プロック	三五五	一〇五	一〇六	佛(全部)
「自轉車、「タイヤ」、「チューブ」、「ユニカー」用	八、五三三	八、七二八	九、三六八	佛(九割五分)、日(二分五厘)(一九三九年九分)
(「ポンプ」、「ゴム」、「ゴム」、「ゴム

ヲ 玩 紐 刷
イ 具
タ 及
ト 運 動 具 釣 子

六五二	七九九	一、二四〇
三、七七八	二、五二二	二、九八九
四、四二二	四、六〇二	四、五六〇
三、六六九	九四七	二、〇四六

佛（四割）、香（三割）、支（二割）、英、日
佛（八割二分）、香、支
佛（七割五二分）、泰、英、香、日、獨
佛（九割五五分）、獨、日

佛領印度支那輸出品統計

單位＝數量百瓩、價格＝千法

品名並に仕向國

一九三七年度 數量	一九三七年度 價格	一九三六年度 數量	一九三六年度 價格	一九三九年度 數量	一九三九年度 價格
九四三二	一、二二九	六、〇五一	一、二二四	六四九	二五七
一、六五一	七〇	六一	八	二三九	一五六
七七四	七三	四三七	五六	二〇九	三二
六、九一六	一、〇二二	三、五三七	五五七	一	一
一三、九五四	一、一六三	一九、二一六	一、三九九	六、一九〇	五九六
一一、六〇六	九八九	一六、七七三	一、二四四	四、四八一	四二九
一一、三四八	一四四	一、四四六	一一〇	一、七〇九	一六三
三一、九〇六	三、二九一	六、八八九三	六、六六二	三一、一七一	三、三九一
三一、六八一	三、二八〇	四二、九〇八	四、四二二	二八、〇一九	三、一三八
二二二	一一	一三、一〇六	一、六二二	一	一
二六、六三三	六、三六〇	一六、三二二	四、九〇五	二、〇二三	三〇一
三、九九九	一、〇四四	三、〇六七	九九四	一、二四三	三六四
一〇三	一〇	八一九	一七五	〇〇〇	三六
二二、四三三	三、二一〇	二二、三九九	三、九七二	一	一
三、一三三	一、六六四	三、二六三	一、六〇	三、八七一	二、一三七
四、九九三	一、六三六	四、九三三	一、六三六	三、〇〇四	一、六九四
六六	二一一	二四六	一〇四	二二〇	七八

(イ) 牛 皮

1 大動物皮革

(一) 獸皮皮革羽毛製品等

(イ) 牛 鳥 獸（去勢牛）

一〇、三五八	六、七六六	四、九九四	四、二三三	四、四三六	二、七三四

(ロ) 家禽

新香	新	泰香	新泰香	嘉	坡港
一一、六六三	一、六六四	三、一三九	二、〇〇六	六六	二二九
一一、四四三	一、〇四四	三、九九四	一〇三	二二、四三三	三、一三二
一、一三九	一、六六四	三、二六六	四、九九三	三、一三九	三、〇六一
一一、九九二	一、三一二	四、九九三	二、一九九	一一、四四三	三、一三九

(ハ) 豚

泰香	泰香	泰香	泰香	泰香	泰香
二二二	一一	一、六〇四	一、三六〇	二六、六六三	二六、六六〇
二六、六六〇	六、三四〇	一、六三二	一、〇四四	二一、九九四	二一、九九〇
一〇三	一〇	一、六六四	一、六六四	一〇三	一〇三
二一、六六三	二、一三九	二、一三九	二、一三九	二一、六六三	二、一三九
二一、六六〇	二、一三九	二、一三九	二、一三九	二一、六六〇	二、一三九

(ニ) 同（去勢せざるもの）

泰香	泰香	泰香	泰香	泰香	泰香
二、一三九	二、一三九	二、一三九	二、一三九	二、一三九	二、一三九
二、一三九	二、一三九	二、一三九	二、一三九	二、一三九	二、一三九

(ホ) 水牛（去勢仔牛）

泰香	泰香	泰香	泰香	泰香	泰香
二、一三九	二、一三九	二、一三九	二、一三九	二、一三九	二、一三九
二、一三九	二、一三九	二、一三九	二、一三九	二、一三九	二、一三九

(ヘ) 其他の皮革

泰香	泰香	泰香	泰香	泰香	泰香
二、一三九	二、一三九	二、一三九	二、一三九	二、一三九	二、一三九
二、一三九	二、一三九	二、一三九	二、一三九	二、一三九	二、一三九

2 小動物皮革

(一) 羽毛製品

羽毛	羽毛	羽毛	羽毛	羽毛	羽毛
二、一三九	二、一三九	二、一三九	二、一三九	二、一三九	二、一三九
二、一三九	二、一三九	二、一三九	二、一三九	二、一三九	二、一三九

(二) 魚卵

新香	新	嘉	坡港	嘉	坡港
一一、六六三	一、六六四	三、一三九	二、〇〇六	六六	二二九
一一、四四三	一、〇四四	三、九九四	一〇三	二二、四三三	三、一三二
一、一三九	一、六六四	三、二六六	四、九九三	三、一三九	三、〇六一
一一、九九二	一、三一二	四、九九三	二、一九九	一一、四四三	三、一三九

(ハ) 鱗潰または罐詰魚卵

新嘉	新嘉	嘉	坡港	嘉	坡港
一一、六六三	一、六六四	三、一三九	二、〇〇六	六六	二二九
一一、四四三	一、〇四四	三、九九四	一〇三	二二、四三三	三、一三二
一、一三九	一、六六四	三、二六六	四、九九三	三、一三九	三、〇六一
一一、九九二	一、三一二	四、九九三	二、一九九	一一、四四三	三、一三九

| | | |

| | | |

八其の他	泰(丙)支(南)那國	五、三四二	一、三四一	一、〇四一	一、三四〇
(ロ)繊維	泰日(丙)支(南)那國	一、〇四〇	一、〇四〇	一、〇四〇	一、〇四〇
	棉製品	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	綿織物	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	其の他	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
(ハ)其の他	泰日(丙)支(南)那國	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	棉製品	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	其の他	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	泰日(丙)支(南)那國	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	棉製品	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	其の他	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	泰日(丙)支(南)那國	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	棉製品	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	其の他	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	泰日(丙)支(南)那國	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	棉製品	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	其の他	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
(ニ)硝子及陶器製造用	泰日(丙)支(南)那國	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	其の他	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
(ホ)其の他	泰日(丙)支(南)那國	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	其の他	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
(三)石炭	泰日(丙)支(南)那國	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一

(二)セメント	蘭領印度支那港	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	香港	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	新嘉坡	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	其の他	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
(ホ)硝子及陶器製造用	泰日(丙)支(南)那國	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	其の他	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
(ヘ)其の他	泰日(丙)支(南)那國	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	其の他	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
(三)石炭	泰日(丙)支(南)那國	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	香港	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	其の他	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
(四)「チーク」材	泰新嘉坡支那國	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	其の他の亞弗利加地方	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	日佛新香英蒲印聯邦領地	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	蘭領印度支那港	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	本國坡港	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	本嘉印聯邦領地	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	其の他の亞弗利加地方	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	日佛新香英蒲印聯邦領地	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	蘭領印度支那港	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	本國坡港	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	本嘉印聯邦領地	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	其の他の亞弗利加地方	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	日佛新香英蒲印聯邦領地	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	蘭領印度支那港	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	本國坡港	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	本嘉印聯邦領地	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	其の他の亞弗利加地方	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	日佛新香英蒲印聯邦領地	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	蘭領印度支那港	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	本國坡港	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	本嘉印聯邦領地	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	其の他の亞弗利加地方	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	日佛新香英蒲印聯邦領地	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	蘭領印度支那港	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	本國坡港	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	本嘉印聯邦領地	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	其の他の亞弗利加地方	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	日佛新香英蒲印聯邦領地	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	蘭領印度支那港	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	本國坡港	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	本嘉印聯邦領地	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	其の他の亞弗利加地方	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	日佛新香英蒲印聯邦領地	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	蘭領印度支那港	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	本國坡港	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	本嘉印聯邦領地	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	其の他の亞弗利加地方	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	日佛新香英蒲印聯邦領地	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	蘭領印度支那港	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	本國坡港	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	本嘉印聯邦領地	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	其の他の亞弗利加地方	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	日佛新香英蒲印聯邦領地	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	蘭領印度支那港	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	本國坡港	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	本嘉印聯邦領地	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	其の他の亞弗利加地方	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	日佛新香英蒲印聯邦領地	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	蘭領印度支那港	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	本國坡港	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	本嘉印聯邦領地	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	其の他の亞弗利加地方	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	日佛新香英蒲印聯邦領地	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	蘭領印度支那港	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	本國坡港	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	本嘉印聯邦領地	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	其の他の亞弗利加地方	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	日佛新香英蒲印聯邦領地	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	蘭領印度支那港	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	本國坡港	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	本嘉印聯邦領地	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
	其の他の亞弗利加地方	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一

| | | |

第十九章　交　通

陸運（道路—鐵道—自動車及電車）—水運—海運—空運—通信

第一節　陸　運

印度支那は未開の地尙廣く一般に交通機關は發達してゐると云へない。鐵道は近年躍進的に敷設され、一九一三年の領内總延長一、五四九粁に對し、一九三三年は二、三七〇粁となり、殊に一九三六年縱貫鐵道の竣工に依り更に五五八粁を增加して、一九三八年末には二、九〇八粁となつた。又道路も近年の大擴張に依り隔世の觀があり、從て自動車交通可能部分は大いに延長されたが、鐵道道路共に尙部分的であつて十分便宜を得る狀態とはなつてゐない。併し比較的發展してゐるのは自動車で鐵道網の粗なることに依て地方交通の唯一の機關となつてゐる。又近年特に顯著なのは航空路の出現で、此の點國際的ではあるが非常な利便を與へてゐる。

一　道　路

1　概　要

一九一二年迄の本領道路工事は、聯邦各國夫々の財源を以て經費を支辨し、主として當該地方に於ける直接の必要を基準として施行した關係上、印度支那全國を連絡する一般的交通路なるものが無く、唯僅に交趾支那東部に於ける道路網の整備せるを見るのみであつた。然るに一九一二年に當時の總督サロー氏は、當領道路網建設の大々的計畫を樹て、每年總豫算より巨額の道路費を支出し、地方豫算と相俟つて計畫の實施を圖るに至つた。その結果、年々延長に延長を重ね一九三八年末に於ける道路の全長は國道及地方國道を合し三萬六千四百餘粁となり、領内の交通及運輸に大なる便を與へることゝなつた。

(一) 種類—當領の道路は一九一八年六月一八日總督令に依り國道(Routeeolonitale) 及地方國道 (Route locale) とに類別された。但し交趾支那のみは別に州道 (Route provinciale) 及里道 (Route communale) の小區分に區別されてゐる此の外一九二二年よりは更に人口稀薄なる僻地に通ずる驛路が設定される事になつた。而して國道は總督府に直轄され、其他は總て地方廳の管轄に依る。

(二) 路幅及敷設方法—路面の幅員は各種道路を通じ普通五米乃至六米であるが、山岳地方に於ては工費節約或は工事の困難等に依り四・五〇米若しくは四米に縮少されてゐる。橋梁は普通單道で、中央の車馬道の幅員二・五米乃至三米、左右步道の幅員各々五〇糎乃至七五糎である。

(三) 道路の鋪裝—普通のマカダム式(割栗石を用ふ)を採用し、一粁に付四百乃至五百立方米の割合を以て三米乃至四米の幅に鋪石し、中央車馬道は約八〇分の一を隆起せしむ。但し交趾支那の如き石材の缺乏せる地方にあつては、割栗石の代用として煉瓦又は瓦の破片を以て之に代へてゐる。

2　國　道

當領の一般的利益即ち經濟・軍事・政治及行政上の必要を主眼として設定された最主要道路で、施工費は總豫算支辨を原則とし、地方的利益に關係ある地方國道・州道・里道等を各方面に分岐する謂はゞ大動脈をなすものである。一九一二年立案の國道計畫に依れば道路全延長九、一七六粁、經費五千二百萬比弗であつたが、一九三八年末現在の狀態は、砂利工事を施した完成せるもの延長七、六一九粁、半完成のもの一、三四〇粁工事豫定中のもの八八〇粁である。

國道の新設費は大體年六百萬比弗、維持費は年額四—六・五百萬比弗程度であるが、一九三八年は新設費僅かに百八十一萬比弗、維持費は反對に三百五十六萬二千比弗であつた。一粁に對する平均年額は、交通機關の便否及勞働賃銀の高低に依つて各國夫々差異があるが、大體に於て安南及東京方面の二—三百比弗、東埔寨・交趾支那方面の四—五百比弗

が標準である。

又國道には第一號より第二二號迄の番號を附し、夫々國内の各重要地を連絡してゐる。但し第一六國道は廢止された。

第一號國道は特に官道と稱し當領に於ける最主要道路で、北は支那國境より南は泰國境に及び、東京・安南・交趾支那・東埔寨を連ねる全延長は二、五七八粁の縱貫大交通路である。尙本國道は全體を通じ幅員六米以上、屈曲半徑十五米以上、傾斜角度一米に付六糎以下である。

左に一九三三年に於ける國道狀況及所要經費を示す。

國道現況及國道別所要經費表（一九三三年）

出所＝印度支那經濟財政會議及總督府會議報告

國道			全延長	完成道路	半完成道路	建設中の道路	一九三三年度支出經費	
			粁	粁	粁	粁	比弗	總經費 比弗
第一號	自支那國境	至泰國境	二、五八五	二、五七七	八			
第一號のA	自コムポンチヤン	至 Sloch-Ach-Romeas	二八	二八				
第一號のB	自クラコル	至コウレン	二四	二四				
同上の二	自プノムペン	至シソフオン	三八六	三八六				
第二號	自河内	至ハヂヤン	二、八五九	二四				
第三號及同上の三	自河内	至カオバン	三一七	二九四	二三			
第四號	自モンカイ	至ヴイエンチヤン	一〇四九	四六四	二三五	三五〇	一三九、五一〇	三、九八一、一三三
第五號	自河内	至海防	一〇〇	一〇〇			三三、五七八	五三二、四一一
第六號	自河内	至高地老撾	四六六	四九	一一九	二九八	一一、九七二	七四一、四〇一
第七號	自ルアンプラバン	至ヴイン	五一一	二七五	七八	一五八	四六、九二三	二、九七七、〇〇六
第八號	自ヴイエンチアン	至ヴイン	三一〇	一四五	二一九	四六	三八、二六四	二、一四二、九九七
第九號	自ヴイエンチアン	至順化	三六〇	三六〇			七九、八一五	三、二九五、〇三一
第一〇號	自バクセ	至ウボン	三九	三九			二、九九七	二、七五、三八五
第一一號	自ファンラン	至ダラト	一〇八	一〇八			三八、〇五三	三、〇三三、九一八
第一二號(註)	自ファンチエ	至ダラト	一七七	一七七			五七、九二九	三、〇三三、九一八
第一三號	自西貢	至ヴイエンチアン	九八四	三九九	五八五		一〇四、七二五	二、四六六、三九三
第一四號	自西貢	至ラ・コテ・ダンナム	七五四	八二	四九四	一七八	四四、一七八	七三六、八七二
第一五號	自西貢	至聖ジヤツク岬	九八	九八			四五、四八二	六六六、四七〇
第一七號	自プノムペン	至ハチエン	二〇八	二〇八			六〇、五九六	五二八、〇五七
第一八號	自河内	至チエンエン	一六一	一一三	四八		一五、四〇七	四四五、一八八
第一九號及同上の二	自ビンディン	至プレイク	二〇三	一三三	七〇		五七、七四九	九三二、九〇六

第二〇號	自 西 貢	至 ヲラト	安南、交趾支那	二三五	二三五	—	—	六、四一、三五七
第二一號	自 ニンホア	至 ドウラン	安南	三六六	一〇六	一八〇	一〇〇	一〇〇、一八四
第二二號	自 西 貢	至 コムポンチヤン	交趾支那、東埔寨	二二二	二二二	—	—	一〇五、八〇一
計				九八三七	六、八三〇	一、一八〇	一、一八〇	一〇五、八一〇

（註）一九三三年一二月三日國道外となる。
（備考）外に軍用道路經費として一九三三年一二五、五五六比弗、一九三三年迄の軍用道路總經費は四、〇六五、一五六比弗及第十六道路の一九三三年迄の總經費六、八八九、五六一比弗である。

更に之を聯邦各國別に示せば次の如し。

聯邦各國別國道表（一九三八年）　單位＝粁　出所＝印度支那統計年鑑

國別	全延長	完成道路 アスファルト	完成道路 其他	半完成道路	建設中の道路
安南	三〇八八	一〇〇八	一、三四六	七三四	二二七
東埔寨	一、六九一	七二一	九五五	一五	七五
交趾支那	六五〇	五四六	一〇四	—	一
老撾	一、七二二	七六三	八四七	一〇二	三七
東京	一、八一八	二八	一、三〇一	四八九	五五一
計	八、九五九	三〇六六	四、五五三	一、三四〇	八八〇

3　地方國道其他

前述の如く國道以外には地方國道及交趾支那、東埔寨に存在する州道、又交趾支那の里道があり、更に僻遠地方の交通路たる驛路がある。その經費は原則として地方豫算及州・町・村豫算より支辨せられるが、特に地方國道の一部は總豫算から支辨されてゐる。而して當領全土を通じ國道以外の道路新設費は毎年二百―三百萬比弗、維持費は三百―三百五十萬比弗程度で、一粁當りの平均新設費六〇比弗、平均維持費三百比弗程度である。

驛路―一定の道路に依る交通の便なき地方の交通と、乾期中同一州内に於ける僻遠の各部落間に於ける自動車交通に便する徑路で、當領全土を通じ延長約八千粁に達してゐる。驛路は自然の地形をその儘輻員三米内外を標準として假工事を施した道路で、將來沿道地方の發達に伴ひ漸次成規の道路に改修せられる豫定のもので、地方開發の前驅をなしてゐる。

地方國道及其他道路現況表（一九三八年）　單位＝粁　出所＝同前表

國別	全延長	完成道路 アスファルト	完成道路 其他	半完成道路	建設中の道路
安南	四、三六七	一七四	一、四一三	二、七八〇	二、四四一四
東埔寨	一、九五二	三〇一	一、二二四九	四〇二	二、三〇五
交趾支那	六、四七九	三、九五四	一、三八〇	一、三八	—
老撾	一、三八〇	—	一、三八〇	七九九	一〇三四
東京	四、三〇四	五八〇	一、八一五	一、八九九	二、三九二
計	一八、四八二	二、三五二	九〇一二	七、一八	八、一四五

（備考）半完成道路は一年の中少く共、六箇月間は自動車の通行が可能である。建設中の道路は一年の中六箇月以上自動車の通行不可能である。

道路・橋梁所要經費表（一九三八年）　單位＝千比弗　出所＝同前表

	國別	總豫算 新設費	總豫算 維持費	計
安南		五六三	一四六八	二、〇三五
東埔寨		一六二	七六五	一、〇六六
交趾支那		七五	五一一	一、二二二
老撾		六九五	三三九	一、〇二四
東京		三一五	四七九	一、〇〇六
計		一、八一〇	三、五六二	二、四九五

	國別	地方豫算 新設費	地方豫算 維持費	州及町村豫算 新設費	州及町村豫算 維持費	計
安南		五四	五六	四七	一六四	二、〇五二
東埔寨		一〇五	二一二	二一四	二〇七	一、五七五
交趾支那		八六九	八四八	三八七	七五〇	二、〇四〇
老撾		二七二	一七七	—	—	一、四八三
東京		八八	二二三	一〇二	三一六	一、五二二
計		一、三八八	一、五一六	六六〇	一、四三七	一、〇二四
		一、一二〇	九七七	六一二	一、二七二	八、〇三五

（註）右の外公債に依る新設費は一九三八年に三萬八千比弗、一九三七年に四萬二千比弗である。

以上一九三八年の各種の道路現況を述べたが、尙一九三三年以降竣工又は部分的に完成せる道路の主なるものは第十三號道路たる西貢＝ヴイエンチアン間の内、クラチエ＝バクセ間二五〇粁、第七號道路たるヴイン＝ルアンプラバン間六九一粁の内チエンカン＝ルアンプラバン間、ヴインペンチユイ＝チエンカン間四〇〇粁、ホアビンを經由する河内タンホア週回道路等である。

二　鐵　道

1　概　要

一八九七年時の總督ポール・ドウメル氏に依て著手された印度支那縱貫鐵道は著工後幾多の困難と障害に逢着し、總督の更迭すること十三回實に四十年の長歲月を經て漸く一九三六年九月に竣工した。之に依り河内西貢間の旅行は甚だ便利となつた譯で、急行列車の所要時間は三九時間でスピードアツプを見、その護車數も從來一週三回のものが一日一回となつた。而してその延長は一、七二八粁である。此の外北部安南より老撾タケツクに通ずる鐵道が一部開通された。既設鐵道として一九三八年中に運轉を見てゐる線路全延長は三、三七二粁で、中官線二、一一六粁、私營線一、二五六粁を算す。而して以上は又印度支那内敷設線延長二、九〇八粁、支那領土内敷設線延長（雲南府鐵道の一部）四六四粁の二に區分せられる。

既設鐵道延長表（一九三八年）　單位＝粁　出所＝印度支那統計年鑑

	線	延長
河内	ナチヤム線	一八〇
河内	西貢線及支線	一、八六六
西貢	ミト線	七〇
ペンドンソ	ロクニン線	六九
プノムペン	モンゴルボレー線	三三九
雲南鐵道	東京州	三八四（註）
	支那領	四六四
計		三、三七二

（註）河内エンビン間十一粁は河内ナチヤム線に既に入れあるを以て此處には含まず。

以下順次各鐵道線に付その概要を說明する。

河内＝ナチヤム線―支那廣西省國境との連絡線で、國境警備の軍用線として一八九〇年に起工され、幾多の迂餘曲折を經て一九〇二年漸く運轉を開始されるに至つた。全延長一八〇粁、所要時間七―八時間であ

る。

又ナチヤム驛より約一六粁手前のドンダン（Dong-dang）驛より廣西省國境の南開に達する約五粁の支線は、廣西省貫通線の先驅として計畫されたものであつたが其の移計畫を放棄されたものである。而してその總敷設費はドンダン＝南開支線を除き四、五三〇萬法で、一粁當り二五萬三千法を要した。

河内＝ツーラン線―印度支那縱貫鐵道たる河内＝西貢線の第一鐵道區を爲す主要線で、全延長七九二粁である。本線は更に河内＝ヴイン線及ヴイン＝ツーラン線の二より成つてゐる。

河内＝ヴイン線―一九〇五年三月全線の開通を見たもので、全延長三二一粁、所要時間は急行八時間、普通十時間であつた。工費は四、三〇〇萬法、一粁當り一、三萬四千法であつた。支線にヴイン＝ベンチユイ線五粁及タナツプ＝タケツク線が若干部分開通されてゐる。

ヴイン＝ツーラン線―舊安南主都順化を經由し、安南の主要港ツーランに連絡する主要線で、從來縱貫線の第一未開通區間であつたヴイン＝ドンハ間三〇〇粁が一九二七年開通せられるに及び、初めて全通を見たものである。而して本線の工費は一六、三一六、七〇五比弗、一粁當り五三、六七三比弗、ドンハ＝ツーラン間は三、一八〇萬法、一粁當り一八萬七百法を要した。而して河内＝ツーラン線の所要の時間は急行一八時間半、普通約二七時間であつた。

ツーラン＝ニヤチアン線―前述の如く一九三六年九月完成を見一〇月一日以後運轉せらるゝに至つたものであるが、延長五三四粁で一九三一年著工以來前後六箇年の歲月を要せる大工事であつた。本區間の完成は印度支那交通史上一新時代を劃するもので從來ツーランより自動車を以てニヤチヤンに於て南部鐵道に連絡してゐた不都合は總て除去され、同時に印度支那政府の鐵道政策上の根本問題が解決せられた課である。その所要經費は明白でない。

西貢＝ニヤチヤン線―縱貫線の第二鐵道區間で一九〇一年起工一九一三年竣工し、全延長四〇九粁、工費約七、〇〇〇萬法、一粁當り一八萬二千法である。所要時間は急行にて約九時間、普通十二時間を要してゐた。外に支線としてはフアンチエ港を連絡するムオンマン＝フアンチエ線、ギアバ＝バギヨイ線及南部印度支那の避暑地として有名なダラト登山鐵道がトウルチアムより分岐してゐる。本線は一九三一年中に完成したもので、全延長は八四粁トウルチアムよりの所要時間は五時間である。

西貢＝ミト線―著名な精米地堤岸を經て湄公河に沿ふミトに通ずる延長七〇粁の鐵道で、米作地たる湄公河三角洲方面と貿易港たる西貢とを連絡する主要線である。一八八一年起工、一八八五年竣工を見たもので所要時間は二時間である。因に本線の延長は甚だ短いが其の營業成績は良好で一粁當りの收入は他線を遙かに凌駕してゐる。

2 雲南鐵道

海防より支那雲南省との國境老開を經て雲南府昆明市に至る鐵道で、特許會社（La Compagnie française des Chemins de Fer de l'Indochine et du Yunnan）の營業線である。本線は始め佛國が印度支那領有後更に進んで南支那殊に雲南省に對する勢力扶殖の目的を以て敷設せられたものであるが、今日當初の目的は全然喪失せられ海港なき山岳地方たる雲南方面と海防港との商業連絡線となつてゐるものである。本線は海防老開線及老開雲南線との二に區分せられる。

海防＝老開線―東京三角洲地方、紅河溪谷等の地味肥沃にして人口稠密なる農業地帶を通過して老開に達するもので、河内より紅河本流に沿ひ北西上し全延長三九五粁である。一九〇六年全線開通し、敷設費七、八〇〇萬法を要した。尙海防＝河内間は一〇二粁で一日十回運轉、所要時間は機動車約二時間、急行約三時間乃至三時間半、普通客貨車約四時間半又河内＝老開二九三粁は約十時間を要する。

老開＝雲南府線―一九〇一年清佛條約に依て敷設權を獲得し、一九〇八年竣工、一九一〇年運轉を開始せられたもので全延長四六四粁である。沿線には斷崖溪谷多く、直下に赤褐色の溪流を瞰下し又急峻なる山腹を蛇行して登攀する有樣は旅行者をして珍奇なる感を抱かしむるが、同時にその工事の如何に困難なりしかを如實に物語つてもゐる。その經費は初め九、五〇〇萬法が豫算に計上せられたが、決算額に於ては一六、五〇〇萬法となり爲に印度支那政府は既定補助金一、二五〇萬法の外に五、三〇〇萬法の公債を更に募集し之が追加補助を爲したものである。而して普通列車の所要時間は老開＝開遠（舊稱阿迷州）間二二一粁は約一〇時間、開遠＝雲南府間二四三粁も大體一〇時間である。

因に海防＝雲南線は直通列車なく、週一回の急行は河内始發フオモイにてミシユリーヌと稱するタイヤ附車輪を有する機動車に乘換へ雲南府に至るもので、右區間七五七粁の所要時間は二三時間である。但し普通列車の場合は夜間列車なく老開及開遠に宿泊する爲三日を要した。然し一九四〇年六月以來老開＝雲南府間は運轉を中止してゐる。

3 東埔寨鐵道

東埔寨の首府プノムペンを起點とし、泰國境に近きモンゴルボレイを結ぶ鐵道で、南部印度支那鐵道會社の經營線である。總延長は三三九粁で東埔寨の地味肥沃にして各種農產物に惠まれたる大湖西側の平原を縱貫してゐる。勿論本線は將來更に延長を見泰國境に至り同國鐵道と連絡し、又プノムペンと西貢とを連絡せしめて國際鐵道となるべきものである。現在の區間が全部開通を見たのは一九三四年二月一日である。尙發車數は一日一回でモンゴルボレーより泰東部線の終點アランヤ・プラテートの連絡は自動車に依てゐる。

西貢＝ロクニン鐵道―西貢よりツードーモを經て北上し東埔寨との境界に近きロクニンに至るもので、全延長は不明であるが中間の都邑たるベンドンソより終點迄六九粁で、此の區間はロクニン及中部印度支那鐵道會社の經營である、一九三三年八月一日より運轉されてゐる。

豫定線　以下に示す豫定線は總て相當古くより計畫されてゐるものであるが未だに殆ど着工されてゐない。

近く起工さるべき線　Battambang―泰國境線（泰領 Aranya Praôtheça に聯絡す）、Saigon―Phnom-penh 線、Loc-ninh―Kratié 線、

計畫線（設計中のものを含む）―Cantho―Ca-mau 線、Tay-ninh―Kg-tacles 線、Skoun―Kg-thom 線、Tay-ninh―Thakhek 線、Loc-ninh―Kg-kanek 方面線、Song-gau―Attopeu 線、Pleiku―Kontum 方面線、Ban-Méthuot 線、

4 營業成績

會社線たる雲南鐵道を除く他の官營鐵道は工務檢閱總監に統轄せられる。而して全線を通じてその收入を財源とする獨自の豫算を編成し、別に運轉資金・事業特別基金及歲入不足塡補豫備金の豫算外基金法を設定してゐる。會社線たる雲南鐵道の營業法は一九〇一年六月一五日の特許奬約に準據してゐる。

左に各線の營業成績を揭げる。

鐵道營業成績表

一九三七年	延長	單位	河内―ナチヤム	河内―西貢及支線	西貢―ミト	ベンドンソ―ロクニン	プノムペン―モンゴルボレー	雲南鐵道	計
	長	粁	一八〇	一八六六	七〇	六九	三三九	八五九	三三八三
	粁								三四七

出所＝印度支那統計年鑑

貨物	荷物	手荷物	乘客	延一九三八年	運輸公債	貨物	荷物	乘客	乘客	乘客	乘客	乘客	乘客	乘客	乘客	乘客	乘客	乘客	乘客
延一九三八年					運輸公債														
貨物	荷物	手荷物	乘客	延一九三七年	運輸公債	貨物	荷物	乘客	乘客	乘客	乘客	乘客	乘客	乘客	乘客	乘客	乘客	乘客	乘客
出支								入收											
營業費								營業費											
村、事務費								村、事務費											
運輸、運搬費								運輸、運搬費											
修理費								修理費											
建物費								建物費											
計								計											
剩余金引當ノ損益								剩余金引當ノ損益											
差引損益								差引損益											
營業係數								營業係數											
自用貨物								自用貨物											
他物								他物											
計								計											
千粁	百粁	千粁	百粁	千粁	百粁	千粁	百粁	千粁	千粁	千粁	千粁	千粁	千粁	千粁	千粁	千粁	千粁	千粁	千粁
千粁	百粁	千粁	百粁	千粁	百粁	千粁	百粁	千粁	千粁	千粁	千粁	千粁	千粁	千粁	千粁	千粁	千粁	千粁	千粁
噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
一、二、三等	四、計	一、二、三等	四、計	一、二、三等	四、計	一、二、三等	四、計	一、二、三等	四、計	一、二、三等	四、計	一、二、三等	四、計	一、二、三等	四、計	一、二、三等	四、計	一、二、三等	四、計

右の表はポール・ベルナール (Paul Bernard) 氏の推算による過去三十五年間(一九〇〇—一九三五年)に政府が一般豫算及公債を以て支出せる公共事業費なり。即ち全公共事業費中四二%を鐵道が占めることは、政府が如何に鐵道敷設に努力せしかを語るものにして、更に道路、治水及港灣を合すれば七八%となり、交通事業費は實に全體の八割近くを占めてゐるのである。

三　自動車及電車

1　自　動　車

本領土に於ける自動車交通は道路施設の進歩と共に近年頗る顯著なる發達をなし、現在では最も重要な交通機關をなしてゐる。即ち他の交通機關の割合に未發達なるに比し、未開地々方に於てすら比較的容易に自動車を通じ得るからである。

現在印度支那の總自動車數は分明しないが、一九二八年以後一九三八年迄の車輛種別新登錄數を示す。

車輛種別自動車登錄數表

出所＝同前表

年次	乘用車	乘合車	貨物車	自動自轉車	計
一九二八	一,〇四六	四〇六	三六八	三二〇	三,〇四〇
一九二九	一,二一七	三八二	三一八	一八八	三,一二五
一九三〇	一,四五〇	二六七	三四五	一三六	二,一九八
一九三一	八五六	一五四	一五二	一〇九	一,二七一
一九三二	五二九	九九	六六	七八	九九
一九三三	四九二	八一	六五	二五	六六三
一九三四	八一八	八七	七五	二六	一,〇〇六
一九三五	一,〇四五	五一	九二	六二	一,三五〇
一九三六	一,〇四二	五八	一二五	五三	一,二六〇
一九三七	一,二四六	一六一	一七九	四一	一,八五〇
一九三八	一,三三八	一八一	三六八	三二	一,九一九
計	一,三八一四	一,九三七	二,一九二	九五八	一八,九〇一

右を國別に見れば左の如し。

	乘用車	乘合車	貨物車	自動自轉車	計
安南	七五一	三八二	一九四	八〇	一,四〇七
東埔寨	一,五八六	三八六	三八八	八九	二,四四九
交趾支那	七四四三	五六八	九九四	四七一	九,〇七六
老撾	一三八	一二	一三	二六	四〇四
東京	三,八九六	四八九	四八八	二九二	五,一六八
計	一三,八一四	一,九三七	二,一九二	九五八	一八,九〇一

電車線別營業成績表

	河内電車線	西貢埃岸線	堤岸、ホツクモン、ツードモ、ベンドンソ線
	一九三六　一九三七	一九三六　一九三七	一九三六　一九三七
延長	二九	二九	六
機動車數	三〇	三〇	七
牽引車數	三三	三三	—
旅客數	一,九二五千人	二,九七八	三,二五六
收入	八八千佛弗	一一九	二〇四
支出	一三六	一三五	一〇七
差引	四八	一六	九七
	六	六	六
	七	七	七
	—	—	—
	三,六三四	四,九一八	三,二五六
	二二六	二九八	二〇四
	一三一	一五五	一〇七
	九四	一四三	九七
	八一	八一	八一
	一五	一五	一五
	一五	一五	一五
	四,七二一	四,七二一	六,〇五六
	三七四	四三三	五四六
	三六四	四九七	五三一
	一〇	六四	一五

第二節　內國水運

印度支那は多くの河川を有するが、その大部分は流域短小である。それは半島の北部より南部に走る安南山脈に依て流域が制限されるためと支那海が殆どこの分水界の麓にまで及び、且つ安南山脈の西方に在る河川の總てが湄公河に抱合せらるゝ關係に基くからである。紅河と湄公河とは印度支那に於ける二大重要河川で、共に水源を印度支那內に有せず、前者は東京を北西より南東に貫き、後者は老撾、東埔寨、交趾支那の三國に亘り、北より南に印度支那を縱斷し、夫々重要なる水路を形成してゐる。

一　東　京

東京に於ける水路は紅河と太平河の二流域に分る。紅河は水源を支那に發し、老開附近に於て東京に入り清江 (R. Claire)、黑江 (R. Noire) の二大支流を合せ、廣大な三角洲を構成して東京灣に注ぐ。太平河はカウ河、チュオン河、ルツクナム河の合流で、河口の廣く且つ多岐なるに反し流域は比較的短少である。紅河及太平河の二大主流はバムブー (Bamboos) 及ラピード (Rapides) の二運河を以て接續し、兩河の河口に於ける三角洲は水流縱橫に分岐し以て東京に於ける可航水路を形成してゐる。即ち次の如くである。

キンタイ河　太平河の分流で下流をクアカムと稱す

ラクタイ河　太平河の分流で海防と太平河とを連絡す

ダイ河(底江)　紅河より分れ海に注ぐ

バムブー運河と右のラクタイ河とは、海防、河內及南定を連絡する戎克の航行極めて頻繁である。

紅河とその支流の可航區域は、增水期と乾水期とに依つて多大の相違がある。增水季は七月中旬より一〇月中旬までゝ、この季節中は紅河の東京に於ける流域の殆ど全部に當る約七〇〇粁の區間は汽船の航行が可能であり、反之乾水季に於ては四五〇粁に短縮される。

二　安　南

安南に於ける可航水路の延長は運河六〇〇粁、自然河川二、四〇〇粁、合計三、〇〇〇粁である。小舟は四季を通じ全延長に亘つて航行可能であるが、小蒸汽船は增水季の六箇月間(自九月至二月)は一、〇〇〇粁、乾水季に於ては約三〇〇粁に限られる。

安南の河川は概してその流域狹少で、分水界は殆んど海岸に沿ふて走つてゐる。而して河川の流域は主山脈より分出する多くの支流に依つて截斷せられつゝ、北より南に境を限られてそのまゝ海に入る。

北部安南は稍々趣を異にし、分水界が海岸を遠ざかる關係上河川流域は比較的廣大であるゲアン州を通過するカ河(柯江)、タンホア州のマ河(馬江)はその代表的のものである。中部安南に於ては河川は概して短く且つ淺水部は幅が廣い。その代表的のものは順化河、ソエイフオー

(Faifoo)河である。

三　交趾支那

西貢の北部及東部諸地方を包含する高地地帶を除き、交趾支那の平地は滿潮時の海面と略同高である。即ちその低地は渭公及ドンナイ三角洲で、ドンナイ河、西貢河、東西兩ヴアイコ河及渭公の各支流を包含する大河川地帶を形成す。渭公河(四、二〇〇粁)は印度支那は勿論世界に於ける大河川の一で源を西藏に發し、老撾、泰の國境を過ぎて東埔寨、交趾支那を縱斷し、九の支流を合して支那海に注ぐ。支流の主なるものはクアチウ、ハムロン、コーチエン及バサツク等である。

以上の支流中クアチウのみが(河口より東埔寨の首府プノムペン市に至るまで)外航汽船の航行可能である。爾餘の支流は何れも内航に利用せられ汽船の航行は昇水期に於て一、二〇〇粁、乾水期に於て六〇〇粁である。

四　東埔寨・老撾

渭公河は東埔寨及老撾の唯一の水路で、左岸は安南山脈の高原に源を發する幾多の支流を合せ、右岸は東部泰を灌漑する總ての河川を合す。是等の支流は何れも各所に急湍があり、一年中の大部分は航行困難である。渭公は東埔寨に於ける主なる通商航路で、吃水五米の汽船は四季を通じ海を距る三二〇粁の位置にある首府プノムペンまで遡航することが出來る。

プノムペン—クラチエ間の遡航は甚だしき困難はないが、クラチエより上流は砂洲或は急湍のため航行至難な箇所が諸々に所在してゐる。西貢を起點とする主要地間の航行所要日數は老撾のヴイエンチアンまで十六日乃至二十日、首府ルアンプラバンまで三十二日乃至四十四日とせられてゐる(後記旅行案内の部參照)

主要河港—佛印に於ける主なる河港を列擧すれば次の如し。

一　河内　紅河の右岸、海防の西方一〇六粁、海岸より一六〇粁の奥地に在り。佛印總督府の所在地なると共に東京の首府にして第一級都市として特別市を施行す。政治、學術の中心にして、又北部佛印の交通、商工業の中心をなす。人口約十五萬四千(内、歐人約一萬)市街は歐人街と原住民街に分れ、歐人街は瀟洒たる近代的都市の美觀を呈す。(都市の項參照、以下同)

2　プノムペン　メコン河及トンレサップ(大湖)の合流點に位し、東埔寨の首府、東埔寨王朝の所在地なり。人口約九萬、河川商港として繁榮し、港内には約四十萬噸の船舶を收容することを得。

3　堤岸　西貢の西方五粁にある華僑の街にして、重要なる商工業都市なり。人口は佛印第一にして二十一萬を算し、盤谷、蘭貢と共に米の世界三大市場の一をなし、西貢とは運河、電車、鐵道を以て連絡せらる。

4　順化(ユエ)　安南王國の首府にして安南理事廳の所在地なり。海岸より十四粁、香河(Riviere des Parfums)に沿ひ、河を挾んで佛人街と原住民街に區別せらる。人口二萬七千五百、安南王宮あり。

5　南定(ナンディン)　河内の東南方八七粁の地點にあり、商工業の中心地にして米の大市場あり。人口約三萬。

6　海陽(ハイジョン)　河内、海防の中間に位し人口約一萬、鐵道、河川交通の要地にして商業又發達す。

舟行—河川交通は專ら印度支那内海河川交通會社(Service Maritimes et Fluviaux l'Indochine)の取扱ふものにして、その主なる舟路は次の如し。

舟路	回數	客船、貨物船の別
河内—チユエンカン	日一回	客、貨
河内—南定	同	同
海防—南定	同	同
海防—ハイジョン	隔日一回	同
河内—海防	週三回	同
河内—エンバイ	日一回	同
ミトー—トラヴイン	週一回	同

ソクトラン—バクリユ　同
西貢—アンコール　同　同　客、貨

第三節　海　運

一　概　要

佛印は海岸線の長きに拘はらず良港に惠まれてゐない、而も二三の良港はあつても之は世界海洋交通路の幹線からはずれて居り、他方米、石炭の如き農鑛産品を多量に輸出しなければならないので、大型汽船の補助機關として帆船の出入頻繁なることは自然の勢である。即ち佛印の海運の發達は局限的、跛行的な特質を有し、又沿岸航路は佛蘭西の獨占的經營の方針で來たことは注目すべきである。

佛印諸港へ出入の各國籍別船舶隻數、噸數及積載貨物數量を示せば左の如し。

佛印入港船舶國籍別隻數、噸數及積載貨物數量

	一九三七年 隻數	噸數	貨物噸數	一九三八年 隻數	噸數	貨物噸數
汽船						
佛國	二四三	一、三九五	二八七	二五二	一、三九六	二六八
英國	三九二	一、二六八	一〇〇	五二七	一、九二八	一二〇
日本	一六〇	二〇六	三二	一八八	二二五	二二
支那	二一〇	二九九	一	八	三八	一
諸國	二一七	三四五	一七	八四	二九二	五八
和蘭	八三	三三七	七八	八三	四一七	一一
希臘	三五	一八二	—	三二	一六〇	六
泰國	五三	一八	一	五二	一八	一
伊太利	五五	三二六	二	五八	二〇四	二
獨逸	一七	二九	—	九	七二	—
丁抹	三四	一四〇	〇	三五	一六九	九
米國	九	六二	一〇	一一	六一	一一
其他	一五	五二	六	三三	九〇	一一
計	一、三三四	五、二五九	五四四	一、二八二	五、四七〇	六〇二
帆船						
支那	二七八	四一二	一三	二四四	一、四一六	五〇七
印度支那	五三五	一〇	一	三九一	一、二五九	一、二六二
泰國	二七	一	〇	一六三	七二一	七一〇
計	八四〇	一五	—	二〇六	二八六	二〇六
總計	二、一七三	五、二四〇	五四七	二、四〇九	五、四八八	六〇四

佛印出港船舶國籍別隻數、噸數及積載貨物數量

	一九三七年 隻數	噸數	貨物噸數	一九三八年 隻數	噸數	貨物噸數
汽船						
佛國	二四四	一、四一六	五〇七	二五三	一、三九三	五四九
英國	三九一	一、二五九	一、二六二	五二六	一、九二五	一、九五二
日本	一六三	七二一	七一〇	一八八	五二六	三三五
支那	一〇六	二八六	三三四	九	四一	六九
諸國	二一七	三四八	四〇六	八四	二九三	二五四
和蘭	八三	三三六	九七	八三	四一二	一〇七
希臘	三四	一七六	二七一	三一	一五六	二二三
泰國	五一	一九	五	四九	一七	五
伊太利	五五	三二六	三〇九	五八	三〇四	二九四
獨逸	一七	二九	一〇八	九	七二	二六
丁抹	三四	一四〇	一三九	三四	一六四	一一七
米國	九	六二	一三	一一	六二	一七
其他	一四	四八	五四	三四	九四	九九
計	一、三二八	五、二六六	四、二二五	一、二七九	五、四五九	四、〇四七
帆船						

配船及定期一貨物船七隻、月一回

寄港地―ポートサイド、スエズ、ヂブチ、アデン、新嘉坡、西貢、海防、香港、上海、大阪

使用船　　噸數

ルーベル・ビー中尉 (Lientenant St. Loubert Bie)　六、一二五

ミン (Min)　七、九七

シキヤン (Skiang)　七、〇一四

ソンタイ (Sontay)　八、九一七

ヤルー (Yalou)　八、五六四

ヤントレン (Yang Tre)　八、一五〇

ド・ラ・トール中尉 (Lientenant De La Tour)　五、七〇〇

尙この外西貢、上海間航路に從事せるもので判明せるもの次の如し。

ラオス (Laos) (傭船)　一、四六七

キンディア (Kindia)　一、九七二

カイディン (Khaidinh)　五、一〇〇

盤谷 (Bangkok) (傭船)　八、〇五六

シャルジュール・レユニ社 (Chargeurs Reunis Compagnie Francaise de Navigation à Vapeur)

ボルドー―海防間

配船及定期一貨客船四隻、四週一回

寄港地―ナント、マルセイユ、ポートサイド、ヂブチ、古倫母、新嘉坡、西貢、ツーラン

使用船　　噸數

ツーラン岬 (Cap Tourane)　八、〇〇九

サンジャック岬 (Cap. St. Jacques)　八、〇〇九

パダラン岬 (Cap Padaran)　八、〇〇九

ベンラ岬 (Cap Varella)　八、〇〇九

本社の船はM・M社の程大規模ではないが、快速なことを特徴として居る。

2　支那航路

支那航路に於ては佛國系五社と英國系一社があり、この中佛國の三社

配船及定期一貨客船十隻、二週一回

寄港地―(ペイルート)、ポートサイド、スエズ、ヂブチ、アデン、(マラス)、(ポンヂシエリー)、古倫母、新嘉坡、西貢、(ツーラン)、(海防)、香港、上海、神戸、

使用船　　噸數

○フェリックス・ルーセル (Felix Roussel)　一七、〇八三

○アラミス (Aramis)　一七、五三七

○ジヤン・ラボルド (Gean Laborde)　一一、五九一

○プレジダン・ドーメル (President Doumer)　一一、八九八

アトス第二 (Athos II)　一五、二七五

×アンドレ・ルボン (André Lebon)　一三、六八一

×シエノンソー (Chenonceaux)　一四、八二五

×ダルタニアン (D'Artagnan)　一一五、一〇五

×スフインクス (Sphinx)　一一、三七五

×ポルトス (Porthos)　一二、六九二

(註) ○印は貨客船、他は貨物船
×印は印度支那航路に共用

印度支那航路 (マルセイユ海防間)

配船及定期一貨物船十隻、四週一回

寄港地―ポートサイド、スエズ、ヂブチ、アデン、古倫母、ポンヂシエリー、マドラス、新嘉坡、西貢、ツーラン、

使用船　　噸數

コンピエニュ (Compiègne)　九、九八六

ジエネラル・メツツチンジエ (General Metzinger)　九、三一二

アンジエル (Angers)　九、八四〇

シヤンティリー (Chantilly)　九、九八六

探險家グランディエ (Explorateur Grandidier)　一〇、二六八

(前掲アンドレ・ルボン以下五隻)

ダンケルク―神戸間

配船及定期一貨物船七隻、月一回

寄港地―ポートサイド、スエズ、ヂブチ、アデン、新嘉坡、西貢、海防、香港、上海、大阪

使用船　　噸數

ルーベル・ビー中尉 (Lientenant St. Loubert Bie)　六、一二五

ミン (Min)　七、九七

シキヤン (Skiang)　七、〇一四

ソンタイ (Sontay)　八、九一七

ヤルー (Yalou)　八、五六四

ヤントレン (Yang Tre)　八、一五〇

ド・ラ・トール中尉 (Lientenant De La Tour)　五、七〇〇

尙この外西貢、上海間航路に從事せるもので判明せるもの次の如し。

ラオス (Laos) (傭船)　一、四六七

キンディア (Kindia)　一、九七二

カイディン (Khaidinh)　五、一〇〇

盤谷 (Bangkok) (傭船)　八、〇五六

シャルジュール・レユニ社 (Chargeurs Reunis Compagnie Francaise de Navigation à Vapeur)

ボルドー―海防間

配船及定期一貨客船四隻、四週一回

寄港地―ナント、マルセイユ、ポートサイド、ヂブチ、古倫母、新嘉坡、西貢、ツーラン

使用船　　噸數

ツーラン岬 (Cap Tourane)　八、〇〇九

サンジャック岬 (Cap. St. Jacques)　八、〇〇九

パダラン岬 (Cap Padaran)　八、〇〇九

ベンラ岬 (Cap Varella)　八、〇〇九

本社の船はM・M社の程大規模ではないが、快速なことを特徴として居る。

2　支那航路

支那航路に於ては佛國系五社と英國系一社があり、この中佛國の三社

佛印出港船舶仕向地別隻數及噸數 (一九三八年)

	佛國汽船		外國汽船		計	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
佛領印度支那	七二	七一三	一	三	七三	七一六
暹羅	一	三			一	三
海峽植民地	八一	一三六	三〇	九九六	四〇一	一、一三二
香港	三八	三八四	一七八	六一二	二一六	九九六
同上支那	四	四六	一五五	八一五	一九五	八一五
佛領印度支那	一一	一一	一二五	一二八	二四六	二三六
蘭領印度	一一	一一	一一	一一	一一	一一
英領印度	一一	一一	一一	一一	一一	一一
英國	一一	一一	一一	一一	一一	一一
米國	一一	一一	一一	一一	一一	一一
和蘭	一一	一一	一一	一一	一一	一一
英國	一一	一一	一一	一一	一一	一一
獨逸	一一	一一	一一	一一	一一	一一
印度	一一	一一	一一	一一	一一	一一
伊太利	一一	一一	一一	一一	一一	一一
獨逸	一一	一一	一一	一一	一一	一一
計	一一	一一	一一	一一	一一	一一
他洲	一一	一一	一一	一一	一一	一一
總計	一一	一一	一一	一一	一一	一一

佛印入港船舶仕出地別隻數及噸數 (一九三八年)

	佛國汽船		外國汽船		計	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
佛領印度支那	七七	七五九	一六六	一六〇	一一三	一、〇九九
暹羅	一	四	四四	一一五	四五	一一六〇
海峽植民地	八二	一六六	一四四	六七〇	三二六	八三六
香港	三七	三五三	一五六	五二六	一九五	八六九
同上支那	一七	一五五	一四六	六九九	一四九	七〇六
佛領印度支那	八六	三六	一六	七七	八二	一六六
蘭領印度	一一	一一	一一	一一	一一	一一
英領印度	一一	一一	一一	一一	一一	一一
英國	一一	一一	一一	一一	一一	一一
米國	一一	一一	一一	一一	一一	一一
和蘭	一一	一一	一一	一一	一一	一一
英國	一一	一一	一一	一一	一一	一一
獨逸	一一	一一	一一	一一	一一	一一
印度	一一	一一	一一	一一	一一	一一
伊太利	一一	一一	一一	一一	一一	一一
獨逸	一一	一一	一一	一一	一一	一一
計	一一	一一	一一	一一	一一	一一
他洲	一一	一一	一一	一一	一一	一一
總計	一一	一一	一一	一一	一一	一一

二　主要航路

佛印を中心とする航路は非戰後著しく變化せるものと思はれるが、今は事變前の狀況に就いて述べる。

外國航路は佛本國との連絡を第一とし、次で日本、支那、泰國、蘭印等の隣接國との諸航路がある。

1　歐洲航路

佛國西岸の獨占する所でM・M・及シヤルジユールレユニの兩社之に當る。

M・M社 (La Compagnie des Messagerie Maritimes) 本社は佛本國と佛印との連絡上最重位を占む。

極東航路 (マルセイユ―橫濱間)

は海防香港間、海防廣東間を運行し、英國系の太古洋行は上海海防間に主力を注いでゐる。

佛國系會社

(一) Compagnie Indochinoise de Navigation

海防香港間—貨客船一隻(廣東號一、五八一噸)、月三回

直航、(現在M・M社は廣東號を傭船して澳門、海防間直航月六回運航してもの如し)

海防香港間—貨客船一隻、二週一回

寄港地—北海、海口、廣州灣

(二) La Maison J. Rannier et Cie

海防香港間—貨客船二隻、不定期(約二週一回)

海防廣東間—貨客船五、六隻、年十三回

寄港地—海口、香港

(三) La Compagnie de Commerce et de Navigation d'Extrême-Orient

海防香港間—貨客船五隻　不定期約(二週一回)

(四) M・M社

汕頭ツーラン間—香港海防直航

La Société des Affreteurs Indochinoise と共同經營

(五) Le Société Maritime Indochinois

西貢香港間—貨客船、四週一回

寄港地—汕頭(往航)、海防(復航)

英國系、太古洋行

上海海防間—貨客船十隻、一日一回

寄港地—福州、厦門、汕頭、香港、海口、北海

使用船

廣東	(二、六二六噸)	慶元	(二、六五三噸)
凉州	(一、九九九噸)	綏陽	(二、五九〇噸)
新疆	(二、六四六噸)	太原	(二、九九四噸)
濟南	(二、九九四噸)	蘇州	(二、六〇四噸)
山東	(二、五四九噸)	四川	(二、六〇四噸)

海防香港間—貨客船二隻(加慶、廣州)、週一回

寄港地—廣東、海口、北海

3 **日本航路**(日本佛印間)

大阪商船の横濱盤谷線あり、又三井物産船舶部の盤谷線は往航には隨時西貢に歸航し、復航には鴻基に寄港する。

大阪商船、西貢盤谷線、貨客船二隻、月一回

寄港地—名古屋、大阪、神戸、門司、基隆、海口、海防、西貢

使用船　西貢丸(五、三五〇噸)　盤谷丸(五、三五一噸)

三井物産船舶部、盤谷線、貨物船二隻、月一、二回

寄港地(往航)名古屋、大阪、神戸、門司、(西貢)

(復航)　鴻基、基隆、門司、神戸、名古屋、四日市

使用船　朝日山丸(四、五五〇噸)　明石山丸(四、五五〇噸)

4 **暹國航路**(佛印泰國航路)

佛國及泰國各一社宛經營してゐる。

(一) 佛國系　La Société des Affréteurs Indochinoise

西貢盤谷間—貨客船一隻、月一、二回交互

寄港地—レアム、ブークホック、プーロ・コンドール

(二) 泰國系　Siam Steam Navigatioon Co. Lit.

盤谷ハチエン間、貨客船週一回

寄港地—チャンタブン、レアム、ジョンドン

5 **蘭印航路**(佛印蘭印航路)

本航路は和蘭船主が獨占的地位を占め、他に一、二の佛國系のものがある。

(一) 和蘭系

(1) N. V. Java China Japan Lijn

爪哇西貢間—貨客船一隻、四週一回

寄港地—バタヴィア、スラバヤ

(2) K・P・M社 (Koninklijke Pakdvaart Maatschappij)

東洋、爪哇アフリカ線—貨客船、月一回

寄港地—香港、マニラ、西貢、盤谷、新嘉坡、バタビヤ、(アフリカ諸港)、ベラワンデリ、香港、上海

南太平洋線—貨客船、月一回

寄港地—西貢、新嘉坡、爪哇(表南洋諸港)

シドニー、(新西蘭諸港)

西貢マダガスカル線—貨客船、月一回

寄港地—西貢、レユニオン、マダガスカル島

(二) 佛國系

(1) La Société Maritimes Indochinoise

西貢スラバヤ間—貨物船、四週一回

(2) La Campagnie Navale de l'Oceanie)

西貢ヌメア間—貨客船、四週一回

寄港地—バタビヤ、スマラン、ポートモレスビ、サマライ、ラボールポートビラ、ヌメア、シドニー

(三) 尙新嘉坡行として佛國船主の經營せる左の如き航路あり。

(1) La Société Affréteurs Indochinoise

西貢新嘉坡間—貨客船、二週約一回(直航)

(2) La Société Maritimes Indochinoise

西貢新嘉坡間—貨客船　二週一回

(以上の主要航路は東亞海運調査資料による)

6 **內國航路**

(一) 國內の航路は全部佛國船主經營す。

西貢海防間

(1) M・M社　貨客船一隻、二週一回　寄港地—キノン、ツーラン

(2) La Compagnie des Chargeurs Réunis　貨客船、一隻、月一回

寄港地—(沿岸各港)

(3) La Société des Affréteurs Indochinoise　貨客船、一隻、二十日一回

寄港地—(沿岸各港)

(二) 海防カンフア間

(1) Service Maritimes et Fluviaux de l'Indochine　貨客船一隻、月二回直航

(2) Nguyên-Huu-Thu　貨客船一隻、月一回、直航、海防鴻基間

(3) Nguyên-Huu-Thu　貨客船一隻、月一回、直航

(4) La Société Anonyme de Chalandage et Remorquagede l'Indochine

貨客船、週四回

其他 Service Maritimes et Fluviaux de l'Indochine の海防ツーラン間週一回、及 La Compagnie saigondiso de Navigation et de Transports の西貢サンジャック岬間週五回の運航がある。

次に印度支那總督府の補助命令航路は次の如し。

航路別	寄港地	就航回數	備考
西貢、海防線	キノン、ツーラン	月二回	
西貢バタビヤ線	スラバヤ	四週一回	La Société Maritime Indochinoise の經營
西貢汕頭線	ツーラン、海防、香港	同	
西貢新嘉坡線	直航、(復航プーロコンドール)	月二回	
西貢盤谷線	プーロ、コンドール、フーコク島、レアム	月一回	必要に應じ新嘉坡迄延長 但月二回北海、海口、廣州灣寄港
海防香港線	直航	年五二回	

三　主要海港

1 **西貢**—西貢は交趾支那三角洲の中央に位し、西貢河を通じて海と連絡し(四五浬)、西貢米の積出港として有名なり。人口約十五萬(歐人約八千)、第一級都市として特別市制を施行す。外國幹線航路より稍離

れてゐるが三萬噸級の大船も入港することを得。岸壁には中型以上の船舶二十餘隻を碇泊せしむることが出來、河中には二十餘箇所の繫船設備あり。

一九三七—三八年に於ける出入船舶數及貨物噸數を示せば左の如し。

西貢港出入船舶貨物噸數表

外國航路

		隻數	噸數	貨物噸數
一九三七 入港	汽船	六七四	三、二五六、六四二	三〇四、二五九
	帆船	—	—	—
一九三七 出港	汽船	六二二	二、八七八、八八九	一、九九八、五五六
	帆船	—	—	—
一九三八 入港	汽船	五七六	三、二二二、六六八	三〇二、六〇一
	帆船	—	—	—
一九三八 出港	汽船	五九九	二、九三四、六七五	一、六三二、六三〇
	帆船	—	—	—

沿岸航路

		隻數	噸數	貨物噸數
一九三七 入港	汽船	三三六	八三、〇三一	一七三、一〇〇
	帆船	二二	五二、九九五	五三、九六八
一九三七 出港	汽船	二二一	七一、五、二二七	一〇九、〇九九
	帆船	三四五	五三、八九〇	三一、九八〇
一九三八 入港	汽船	二四二〇	七八五、〇二八	二一七、〇四六
	帆船	三七一	四三、二八六	三六、三三〇
一九三八 出港	汽船	一、七六三	六七七、二〇七	七五、七七六
	帆船	三二三	四三、五九八	二三、四六九

2　**海防**—海防港は紅河の河口、東京灣の三角洲に位し、東京灣に於ける最も重要の港で、雲南鐵道の起點に當り、河内とは鐵道、河川及國道により連結せらる。支那事變後は雲南鐵道による援蔣物資輸送の一大據點となつてゐた。然し港としては河水の泥土沈澱して水路を塞ぐ爲不斷の浚渫を要し、辛じて吃水五・五米の船舶が入港出來る程度である。佛國は附近のアロン灣に軍港構築を企圖してゐたが、今次歐洲大戰に入り中止の狀態にある。人口約十三萬、河内、西貢と共に第一級都市として特別市制を施行す。

海防港出入船舶貨物噸數

外國航路

		隻數	噸數	貨物噸數
一九三七 入港	汽船	二六四	九〇〇、〇〇九	二〇九、九九九
	帆船	—	—	—
一九三七 出港	汽船	二二〇	一、三二四、三八九	八〇七、六〇六
	帆船	—	—	—
一九三八 入港	汽船	三六〇	一、一六四、六〇九	二六四、五二九
	帆船	—	—	—

沿岸航路

		隻數	噸數	貨物噸數
一九三七 入港	汽船	六〇二	一、二二六、九九九	四〇七、五六九
	帆船	二二	五八、九四四	五、九五四
一九三七 出港	汽船	二二二	一、二二四、三八九	四四七、三
	帆船	—	—	—
一九三八 入港	汽船	三六〇	一、三三八、九三三	一四、三一〇
	帆船	—	—	—
一九三八 出港	汽船	二二四	一、三二六、九九九	五八、八七一
	帆船	—	—	—

		隻數	噸數	貨物噸數
一九三七 出港	汽船	三八〇	一、四二六、四二五	五八〇、三二七
	帆船	二	五、八四〇	九〇、〇七二

3　**ツーラン**—ハン河に面しツーラン灣岸に位する安南第一の商港にして人口二萬三千(內歐人四百)、附近に軍港があり、近接地方の農產物の集散地である。同港へ通ずる運河は堆砂多く、小船舶も灣內深くは投錨出來ない。此處より三十二粁の地點にあるフエフオーは往昔邦人活躍の地として、日本橋及日本人の墓あるを以て有名である。

ツーラン港出入船舶貨物噸數

外國航路

		隻數	噸數	貨物噸數
一九三七 入港	海船	二二	三六、七五〇	四、七五八
	汽船	—	—	—
一九三七 出港	海船	二二	三六、七五〇	五二、八一七
	汽船	—	—	—
一九三八 入港	海船	二〇	四五、六九八	七、六二三
	汽船	—	—	—
一九三八 出港	海船	二〇	四五、六九八	四二、六〇八
	汽船	—	—	—

沿岸航路

		隻數	噸數	貨物噸數
一九三七 入港	海船	二二四	一〇二、一二〇	一四、八〇二
	汽船	二二〇	一四、八〇二	一四、一七七
一九三七 出港	海船	二二〇	九九四、八四六	五、七二二
	汽船	二二	一五、一四七	七、二八四
一九三八 入港	海船	二二二	一、〇一四、七二七	二六、四二七
	汽船	二二〇	一八、二二二	一八、五二六
一九三八 出港	海船	二二二	一、〇二二、二九六	九、〇一九
	汽船	二二四	一七、四三八	六、八七八

4　**鴻基**(ホンゲイ)—本港は東京炭礦會社の投資により構築されたる港で、品質優良なる石炭の積出港として有名である。

鴻基港出入船舶貨物噸數

外國航路

		隻數	噸數	貨物噸數
一九三七 入港	汽船	二七七	八八一、五二一	二三、四五二
	帆船	—	—	—
一九三七 出港	汽船	二六九	八三九、七〇五	一、一二一、八五四
	帆船	—	—	—
一九三八 入港	汽船	二四〇	八六七、一二五	二六、五九四
	帆船	—	—	—

沿岸航路

		隻數	噸數	貨物噸數
一九三七 入港	汽船	六八	一〇二、二二〇	一二四、九五
	帆船	二二	五二、五九〇	八〇、四一六
一九三七 出港	汽船	六五	一〇二、一五九	一二四、九五
	帆船	二二	五二、五九〇	八二、五二七
一九三八 入港	汽船	一〇六	一六四、七二一	二六、五九四
	帆船	二二	五二、八八	一、一二一、八五四

出港 汽船	三三八	八五二、八五七			
出港 帆船	—	—			
(佛國系)	エール・フランス會社(Compagnie Air France)	一、二九三、五二三	九六	一三〇、一五五	一三三、五三二
(英國系)	ブリティッシュ・オーバシーズ航空會社 (British Overseas Airways Corporation) (インピリアル・エアウェイズ會社その他が合併して一九三七年設立された)	—	九四〇三四	三一、八六八	二三、四〇八
(和蘭系)	K・N・I・L・M會社 (Koninklijke Nederlandsch-Indische Luchtvaart Maatschappij)				
(支那系)	歐亞航空公司(獨支合辦)(Eurasia Aviation Corporation)				
	中國航空公司(米支合辦)(China National Aviation Corporation)				

最後に一九四〇年六月十日我が大日本航空株式會社の日泰航空路の開設により河内に寄航、ヴィエンチャン經由盤谷に連絡してゐたが、翌一九四一年二月ツーラン、西貢廻り盤谷線が新に設けられ一週一回運航してゐた。更に同年八月の皇軍南部佛印增派後は河内ヴィエンチャン盤谷線は廢止され、專ら西貢廻廻線のみ運航されることゝなつて現在に至つてゐる。

二　主要航空路

1　國際航空路

馬耳塞—香港線　一九三一年一月一九日佛蘭西東洋航空會社によつて馬耳塞—西貢間が開始され、一九三三年八月三〇日エール・フランス會社に引繼がれ、一九三五年二月盤谷—ヴィエンチャン—河内線の開設により本線を佛本國間の幹線となし、一九三八年一〇月一〇日更に香港迄延長運航し、同時に盤谷—西貢—河内—香港線を以て幹線とすることになつた。航路は伊太利、希臘、土耳古、波斯、印度、蘭貢、盤谷を經由するもので、馬耳塞—香港間の距離一四、六二五粁、毎週一往復定期運航してゐたが、今次歐洲大戰により中止となつた。

盤谷—香港線　インピリアル・エアウェイズ會社 (Imperial Airways

第四節　空　運

一　概　況

南洋方面の航空路開設に就ては關係各國とも大ひに努力し競爭激甚を極めてゐたが、印度支那に於ても一九一八年民間航空部 (Service Civil de l'Aviation) の設置以來航空路、飛行場等の施設擴張に努め、一九二四年河内飛行場開設してより現在飛行場一一〇を數ふるに至つた。又一九二九年アジア航空會社 (Air Asia) の手により始めて西貢盤谷間の航空路が開かれ、翌一九三〇年には Air Asia と Air Union が合同して佛蘭西東洋航空會社 (Compagnie Française d'Air-Orient) が設立されて馬耳塞西貢間の定期航空路が實現された。其後一九三三年佛蘭西東洋航空會社に代つて Air France がこの線を引受け、尙この外に盤谷河内線、西貢河内線を經營、其他別の航空會社による盤谷香港線、河内昆明線、西貢バタビヤ線、河内廣東線等があつて相當活動してゐた。

然るに今次の歐洲大戰及我軍の佛印進駐により變更若くは廢止されたものが尠くない。最近迄佛印に定期航空路を有してゐた民間航空會社は左の五社であつた。

(佛國系)	エール・フランス會社(Compagnie Air France)				
(英國系)	ブリティッシュ・オーバシーズ航空會社 (British Overseas Airways Corporation) (インピリアル・エアウェイズ會社その他が合併して一九三七年設立された)				
(和蘭系)	K・N・I・L・M會社 (Koninklijke Nederlandsch-Indische Luchtvaart Maatschappij)				
(支那系)	歐亞航空公司(獨支合辦)(Eurasia Aviation Corporation)				
	中國航空公司(米支合辦)(China National Aviation Corporation)				

Corporation の幹線倫敦—新嘉坡線の支線として一九三六年三月二三日彼南—香港線を開設、毎週一往復を運航してゐた。一九三七年一一月同會社は合併してブリティッシュ・オーバシーズ會社となり、同年一二月一九日より泰國との航空協定により、盤谷—香港線を開始した。航路線は盤谷—ウドーン(泰國)—河内—フオトベイイヤード(廣州灣)—香港で、距離一、八九六粁、週二回往復であつたが、歐洲大戰により中止され、機材はダーバン—新嘉坡線に轉用されてゐると言はれてゐる。

西貢—バタビヤ線　K・N・I・L・M社の經營で、同社はアムステルダムに本社を置き、蘭印總督府の補助金を得て蘭印各島主要都市を連結し、濠洲のカンタス會社と併行する新嘉坡—シドニー線をも經營してゐる。西貢—バタビヤ線は一九三八年八月三〇日開始新嘉坡、パレンバンを經由するもので、距離二、〇〇〇粁週一往復である。

河内—昆明線　歐亞航空公司によつて一九三七年一二月二三日に開設され、距離五六〇粁、週二回運航してゐたが、一九四〇年九月日本軍の佛印進駐と共に休航した。

尙之と併行して中國航空公司による重慶—昆明—河内線(一、一八〇粁)があつたが、佛印進駐により前者同樣の運命に會つた。

河内—廣東線　一九三五年一一月一一日佛支航空連絡協定に依て成立を見、一九三六年二月一四日第一回連絡が中國航空公司の手に依て實施されたが、西南政府の南京政府に對する經營爭奪紛爭の爲一時中絶の有樣となり、其後兩政府の妥協成立に依り今次は西南航空公司 (South Western Aviation Corporation) の經營とし梧州、南寧及龍州を經て河内に通ずる週一回の定期に發着を見ることゝなつた。然るに佛蘭西側は廣州灣を經由せざる不便の爲、更に交渉の結果支那側は一九三七年四月七日河内行き航空便より廣州灣經由の海岸線を更に新設することゝした。本航空路も週一回である。從つて今日廣東—河内線は奥地線及海岸線の二がある譯で、前者は所要時間約七時間である。其後支那事變の影響をうけて、一九三七年一二月二七日本航空路は廢止された。

2　領内航空路

西貢—河内線　現在就航してゐるのは本線だけで、途中ツーランに寄航し、距離一、五一五粁、週一往復であつたが、馬耳塞—香港線の休止により一往復を增加し、都合二往復となつてゐた。尙西貢河内線の寄航地はバクセ、サバナケット、ヴェンチャンであつたが、現在本航空路は使用してゐない。

次に航空機利用狀況を示せば次の如し。

搭乘者郵便物空輸狀況　(一九三八年)

	到着 旅客人	到着 公用文書	到着 郵便物	出發 旅客人	出發 公用文書	出發 郵便物
西貢	二〇七	四、五八二	二、八四〇	二三八	四、八七〇	二、一八八
ヴェンチャン	七	八三	一、九八一	七	六〇	四〇
河内	六九七	三、七二六	二、二二七	六五三	四、三二三	三、六三三

河内飛行場空輸狀況　(一九三八年)

	到着 旅客人	到着 公用文書	到着 郵便物	出發 旅客人	出發 公用文書	出發 郵便物
會社名						
ヴェンチャン エヤ・フランス	七	六〇	四〇	七	八三	一、九八一

西貢飛行場空輸狀況（一九三八年）

	會社名	到着 旅客	到着 公用文書	到着 郵便物	出發 旅客	出發 公用文書	出發 郵便物
西貢同		四二	一九九	一〇六	三七	一〇六	七四
盤谷及以西同		一一六	二、九七〇	一、九九一	一三三	二、七七二	六七四
香港同		一七一	〇	八四	一八九	六三七	一九二
昆明歐亞航空		三六一	四九七	六	二八七	七二三	七一二
計		九九七	三、七二六	二、二二二	六五三	四、四二二	三、六三四
河內	エール・フランス	三七	一〇六	一〇六	三七	一〇六	七四
盤谷及以西同	〃	一二四	四、三一八	二、五一〇	一四〇	二、〇三八	四四
バタビヤ	K・N・I・L・M	五六	一五八	一三六	四六	八九	一
計		二〇七	四、五八二	二、五八〇	二五八	四、八七〇	二、一八八

三　航空施設

1　飛行場

陸上飛行場	民間及軍用	民間用	四
		軍用	一
	不時着陸場		三
	計		八三
水上飛行場			九一
總計			一一〇

稅關常置の飛行場無し、但左記四飛行場は豫め通告ある場合には稅關吏出張す。

河內、ヂヤラム(Gia-Lam)、バクマイ(Bach-Mai)

西貢、タンソンニユット(Tan-Son-Nhut)

ヴェンチヤン

2　無線電信局

航空無線電信局　六局（一九三九年五月現在）

海洋無線電信局　一一局（一九三八年三月現在）

3　氣象臺及測候所（教育の項參照）

4　飛行倶樂部及飛行學校

交趾支那飛行倶樂部（西貢）　Aéro-Club de Cochinchine

北印度支那飛行倶樂部（河內）　Aéro-Club de Nord,Indochine)

飛行學校は河內、西貢にあり。

5　燃料會社

佛亞石油會社(Compagnie Franco-Asiatique des Pétroles)

本社—西貢　出張所—河內、海防、ツーラン、プノムペン、ダラット

ソコニー、ヴアキユーム會社 (Socony-Vaccum Corporation)—河內

スタンダード石油會社 [Standard Oil Co. of New York)—河內

テキサス石油會社 (Texas Oil Co.)—河內及西貢

第五節　通　信

印度支那の通信事務は、純粹植民地である交趾支那に於ては夙くより開け、佛本國との郵便爲替取扱等も一八七八年以來實施されてゐたが、印度支那全體としては漸く一九〇一年に郵便電信事務局が、設置せられ形態を整へたものである。併し今日尙十分なる發展を遂げてゐるとは云へないが、近年各種開發事業の進捗、殊に國道、地方道及鐵道の新設延長、航空路の開設或は有・無線電信電話施設の改良擴充に依り情勢は著しく改善せられ日進月歩の狀態にある。

一　郵便及郵便物遞送の方法

老撾及東京山岳地方其他僻遠の地に於ては牛馬或は獨木舟を利用する等原始的輸送手段に依てゐるが、主要なる輸送機關としては、航空機、海上及河川舟舸、船舶、汽車、自動車等である。

1　航空便—佛蘭西航空會社經營の馬耳塞＝西貢線（支線、盤谷＝河內線）と支那西南航空公司經營の廣東＝河內線（二線）の三線がある。

前者は佛本國及印度支那間週一回の定期輸送に當り、その所要日數は西貢宛七日、河內宛八日である。又本會社は別に佛本國及阿弗利加各植民地間の定期輸送に從事してゐる爲、印度支那と之等植民地間との連絡も容易に且つ迅速に結ばれてゐる。(本線は一九三九年九月第二次歐洲大戰勃發後間もなく休航）後者は一九三六年七月一〇日開始され一日を以て支那廣東及河內を連絡するもので、本線の新設に依り南部支那は勿論上海方面との郵便物の發受も至極迅速となつた。殊に印度支那政府の直轄下にある廣州灣との郵便物の往復も亦至つて便利となつた。(本線は一九三七年一二月二七日休航）

尙この外にエール・フランスの西貢＝河內線、歐亞航空會社の河內＝昆明線、中國航空公司の河內＝昆明＝重慶線（一九四〇年六月休航）和蘭K・N・I・L・M社の西貢＝新嘉坡＝バレンバン＝バタビヤ線等があつたが目下運航中のものはエール・フランスの西貢＝河內線と日本航空會社の東京＝盤谷線が河內、ツーラン、西貢に寄航するのみである。

2　船舶便—外國郵便物の發受は、歐洲方面に對し佛國M・M汽船會社經營の馬耳塞＝西貢＝横濱線及馬耳塞＝海防線に依て確保されてゐる。後者は所要日數三十六日で郵便物の遲延を免かれなかつたが、數年前より英國船又は日本船にも委託することゝなり若干日數の節約を爲し得ることゝなつた。支那及南洋方面とは海防＝香港＝廣東線、西貢＝新嘉坡線、西貢＝海防線、西貢盤谷線、西貢＝バタビア及西貢＝ヌーメア線等に依り、別に臨時に西貢又は海防に寄港する船舶或は新嘉坡、香港にて連絡する外國航路船舶に委託する場合がある。

國內河川船舶便は交趾支那、東埔寨及老撾方面に於て特に重要性を有し、南部印度支那に於ては湄公河及同支流、大湖を往復する船舶に依り、北部に於ては主として紅河航行船舶を以て實施されてゐる。尙老撾及安南奥地々方に於ては丸木舟を利用し遞送に從事してゐる。

3　鐵道便—印度支那縱貫鐵道の完成に依り北部及南部の連絡甚だ容易となり、又ヴイン＝タケツク間の鐵道の一部竣工は、中部老撾への輸送を便ならしめた。尙國外便には雲南鐵道の外、一部自動車連絡に依る東埔寨鐵道が利用されてゐる。

4　自動車便—交通機關發達の比較的遲れて居た當領に於て自動車は最も主要の遞送機關で、近年地方道路の進歩に應じて發達し、鐵道沿線は勿論各地方を通じて盛んに往來し、地方便の輸送に當つてゐる。

5　居宅配達—郵便物の居宅配達は、現在若干の大都市及地方の主要市街に於てのみ實施せられてゐる狀態であるが、年々地方郵便局の增設及集配人の增員を圖り、配達範圍の擴大を期してゐる。

6　郵便物到達所要日數—內國郵便に關しては判然と決め難いが、河內＝西貢間は急行列車に依り二日乃至二日半を要し、外國郵便物は概して日本宛十五日、但し西貢よりの場合河內迄は急行列車、河內＝上海間を航空便（廣東にて積換へ）、上海＝日本間を船舶便に依る時は七日（週一

同)、香港及新嘉坡宛五日、蘭貢宛六日(航空便に依れば一日)、爪哇、マニラ、上海宛十日(航空便は二日乃至五日)、倫敦宛四十日、巴里宛三十五日(航空便十日)の見當である。

7　切手其他の郵便券

(一) 切手・端書・封筒一切手、〇・一、〇・二、〇・四、〇・五、〇・八、一〇、一二、一四、一六、一八、二〇、二一、二五、三〇、三五、六〇各仙及一、二比弗一以上二四種

(二) 端書　普通端書一四、六仙、往復端書一八、一二仙、封緘端書一四、五仙

(三) 印紙刷込封筒一二仙(實價二・五仙)、五仙(同五・五仙)、六仙(同六・五仙)

(四) 佛本國・植民地及外國相返信券 (Coupons-repons)、八、二〇仙

(五) 飛行郵便切手一、二、五、一〇、一五、二〇、三〇、三六、六〇、六六各仙及一、二、五、一〇各比弗

(六) 同切手刷込封筒一三六仙(實價三七仙)、六六仙(同六七仙)

二　郵便局

郵便局及切手賣上高表

摘要	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
郵便局數	三四四	三五四	三四四	三三八	三六二	三六四
郵便切手賣上高	一、一六三千比弗	一、一九六	一、二〇	一、二九九	一、四五九	一、四六五

出所＝印度支那統計年鑑

印度支那行政年鑑に依れば一九三五年度郵便局總數は三六五局、内東京一二八局、安南六二局、老撾三七局、東埔寨四七局及交趾支那九一局である。

尙局の等級には一等、二等、三等の三種あり、一等局は高級の郵便業務に服し、二等局は價格表記郵便物及外國爲替を除く一切の業務に從事し、三等局は單に書留及電信事務のみ取扱ふ。

三　普通郵便

普通郵便物取扱數は明瞭でないが、左に佛本國との取扱數に付示す。

佛本國間郵便物取扱數表

年次	書狀及封緘物 佛國向	書狀及封緘物 印支向	小書籍形狀包裝物及 佛國向	小書籍形狀包裝物及 印支向	及價格表記小箱郵便書狀 佛國向	及價格表記小箱郵便書狀 印支向
一九一一	二・三〇〇	二・二三〇	三六〇	三五〇	七・〇	一〇・〇
一九一二	二・一〇〇	二・〇三〇	三一〇	二九五	六・五	八・五
一九一三	二・〇〇五	二・〇三五	二八五	二四一	五・〇	九・〇
一九一四	一・六六六	一・五五五	二八五	二三二	四・七	一〇・〇
一九一五	一・四五八	一・四五九	一・九	一・八	二・六	五・五
一九一六	一・五六六	二・〇一四	一・七〇	二・四四	二・四	五・三
一九一七	一・六四一	二・六三三	一・八二	一・八六	三・〇	五・四
一九一八	一・六六	二・四八	一・七三	二・四七	三・二	八・五

普通郵便料金一

書狀及封緘物	內國	民本國・植民地間	外國
二〇〇瓦以下	一・五仙	六仙	一・五仙
二〇〇一・五〇〇瓦	一・〇	一・〇	超過二〇〇瓦又は端數毎に 九
五〇〇一・〇〇〇瓦	一・五	一・五	
超過一〇〇〇瓦又は端數毎に	四	四	一・三
普通端書及通信繪端書	四	四	九
繪端書(名刺、賀狀及時候の挨拶を以內容記載の人名宛の所氏)	二	二	三
往復端書	八	八	一・八
商業取引文			
五〇〇瓦又は端數毎に	一	一	五〇瓦又は端數毎に 三
商品見本			端數五〇瓦又は毎に(最低料金一五)

一〇〇瓦以下	四	四	端數五〇瓦又は毎に(最低料金	三
超過一〇〇瓦又は端數毎に	三	三		六)
普通印刷物				
五〇〇瓦以下	二	二		
五〇〇一・〇〇〇瓦	三・三	三・三		
超過一〇〇〇瓦又は端數毎に	三	三		
新聞及定期刊行物				
六〇〇瓦以下	〇・四	〇・四	五〇瓦又は端數毎に	
六〇一・七五瓦	〇・六	〇・六		
七五一・〇〇〇瓦	〇・八	〇・八		
一〇〇一・二五瓦	一	一	割增	三
二五一・五〇瓦	一・二	一・二		
超過二五瓦又は端數毎に	二	二		
書留郵便				
書狀、封緘物及端書	一・五	一・五	割增	一・五
料金割引郵便	一〇	一〇	同	一・五
配達證明郵便・容託時證明郵便	一・五	一・五	割增	一・五

容託後要求ありたるもの	二・五	二・五	同	二・五
代金引換郵便	別その書留或は價格表記等の料金に從ひその規定に準じ			
速達郵便	二〇	二〇	割增	二〇
價格表記書狀・小形包裝物・小箱郵便				
(普通郵便料金外書留料金)	一・五	一・五	割增	一・五
(保險料)	一・五%(一千法に付)	八	(三百法に付)	五
集金郵便 (普通郵便料金外書留料)	一〇	一〇		

(備考) 外國價格表記小箱郵便は五〇瓦又はその端數等に一〇仙、別に書留料一五仙及保險料三〇〇法に付五仙を要す。

四　航空郵便

國內航空便は單に歐亞連絡航空線の鑑谷一河內線に依てヴィエンチアン及河內川及エール・フランスの河內、西貢間があり國外との間には歐亞航空會社の河內昆明間があり(現在休止)、一九三六年六月二七日以來、印度支那及佛本國間を往復するM・M汽船會社船と溢中連絡する外國航空便が實施されてゐる。尙航空便取扱郵便物種類は價格表記郵便物を除き、普通書狀・代金引換・集金郵便・爲替等である。

航空郵便取扱數表

年次	印度支那着 就航數	印度支那着 輸送重量	印度支那着 書狀數 普通書	印度支那着 書狀數 書留	印度支那發 就航數	印度支那發 輸送重量	印度支那發 書狀數 普通書	印度支那發 書狀數 書留
一九一一～一九一二 南西航空會社	三三	一四三瓩	二千通	一千	三三	二〇一瓩	二六千通	三千
一九一二～一九一三 エール・フランス	三三	五・七二二	四七七	六四	三三	五・七二五	四三一	二三三
一九一三～一九一四 南西航空會社	三七	七〇七	五九	五	三三	七二三	六五	一四
一九一三～一九一四 エール・フランス	三三	六・三六六	五三四	七三	三三	六・八七	五三六	一四〇

出所＝印度支那統計年鑑

一九三八	歐亞航空會社	六七	七三	六八	
	エール・フランス	五二	七三・六五	六八	

（註）(1) 南西航空會社の河内間郵便線は一九三六年七月十日開始、一九三七年十二月廿七日休止
(2) 歐亞航空會社の河内間郵便線は一九三七年十二月廿三日開始（一九四〇年休止）

航空郵便料金一料金は各郵便物の基本料金の外に書留・封緘物及其他の郵便等に對しては航空輸送割增料金を徴收し、爲替・配達證明・速達郵便・集金郵便に對しては夫々規定の割增料金の外に航空割增金を併せ附加することゝなつてゐる。

即ち前記領内航空郵便を利用する場合の割增金は普通書狀、繪端書、小形包裝物及集金郵便物等に對しては、五瓦又はその端數毎に五仙、其他のものに對しては二・五瓦又はその端數毎に五仙である。

左に印度支那所在局より各地間の割增金並に實際所要料金を表示す。

航空郵便物料金表

單位ヲ比弗

佛領印度支那……交通			割增料金 書留	割增料金 書留	割增料金 其他(1)	實際料金 一〇瓦以下			實際料金 二〇瓦以下			實際料金 三〇瓦以下			實際料金 四〇瓦以下		
地方別			一〇瓦端數毎又には	二五瓦端數毎又には		普通	爲替		普通	爲替		普通	爲替		普通	爲替	
北ボルネオ	南ボルネオ	伯林	〇・一〇	〇・〇四		〇・二五	〇・四〇		〇・三五	〇・五八		〇・五四	〇・六九		〇・六四	〇・七九	
北ボルネオ	南ボルネオ	ベルリン	〇・一五	〇・一五		〇・四五	〇・四五		〇・四五	〇・六〇		〇・六九	〇・八一		〇・八四	〇・九九	
北ボルネオ	南ボルネオ	ブダペスト	〇・二五	〇・二五		〇・五〇	〇・六五		〇・八五	一・〇〇		一・二九	一・四四		一・六四	一・七九	
北ボルネオ	南ボルネオ	ブルクサン	〇・四〇	〇・二五		〇・五五	〇・七〇		〇・九五	一・一〇		一・四四	一・五九		一・八四	一・九九	
北ボルネオ	南ボルネオ	ブダペスト	〇・四八	(2)		〇・六三	〇・七八		一・一一	一・三六		一・六八	一・八三		二・一六	二・三一	
北ボルネオ	南ボルネオ	ブルツィー	〇・五〇	〇・三〇		〇・五六	〇・七一		一・〇六	一・二一		一・五〇	一・六五		二・〇〇	二・一五	
北ボルネオ	南ボルネオ	ブルツィー・カイロ	〇・五〇	〇・三五		〇・五五	〇・八〇		一・一五	一・三〇		一・四四	一・五九		二・一四	二・二九	
北ボルネオ	南ボルネオ	ブルツィー・アテネ	〇・五五	〇・三五		〇・七〇	〇・八五		一・二五	一・四〇		一・八五	二・〇〇		二・四四	二・五九	
北ボルネオ	南ボルネオ	ブルツィー・ベルリン	〇・六〇	(3)		〇・七八	〇・九三		一・四一	一・五六		二・一三	二・二八		二・七六	二・九一	
北ボルネオ	南ボルネオ	ブルツィー・ブダペスト	〇・六〇	〇・四〇		〇・七五	〇・九〇		一・二五	一・五〇		二・〇四	二・二九		二・六四	二・七九	
北ボルネオ	南ボルネオ	亞米利加	〇・六五	—		〇・九六	一・一三		一・八一	一・九六		二・七五	二・八八		三・三六	三・五一	
北ボルネオ	南ボルネオ	阿弗利加	〇・八九	—		一・〇四	一・一九		一・七六	一・九三		二・〇八	二・二三		三・〇八	三・二三	
北ボルネオ	南ボルネオ	加利福尼亞	一・二二	—		—	—		—	—		—	—		—	—	
佛蘭西			端數五瓦又には	端數一〇瓦又には		五瓦以下			一〇瓦以下			一五瓦以下			二〇瓦以下		
			〇・三〇	〇・四〇		〇・三六	〇・五一		〇・六六	〇・八一		一・〇〇	一・二五		一・二五	一・四五	

五　爲替

爲替取組規定は、領内に於ては取組金額に制限なく有效期間は三箇月、取消期は一年を以て爲すことゝなつて居り、佛本國及各植民地間では取組金額は五〇〇〇法に制限せられ、有效期間四箇月、取消は二年、外國爲替は各國別に依り各々金額の制限、有效期間等差異がある。當領に於て相互に爲替發行を爲し得る主なる國は下の如くである。瑞西、伊太利（植民地及保護領を含む）、和蘭、蘭領印度、日本、泰國、埃及、白耳義、西班牙、獨逸、ダンチッヒ自由市、英國、香港、海峽植民地、馬來聯邦、支那等である。右の中便宜上我國の例のみを示せば、發行金額の限度は日本向七〇〇〇圓、我國より印度支那向五〇〇〇法、有效期間は發行日より六箇月である。最近に於ける爲替取組件數は左の如くである。

爲替取組件數及金額表

出張所位ヲ以テ印度支那銀行ノ年度計金額ハ千比弗

年次		國内爲替 郵便	國内爲替 電信	佛本國爲替 發行	佛本國爲替 支拂	外國爲替 發行	外國爲替 支拂
一九三八	件數	一一一一一一一一一一一一	一一一一一一一一一一一一	一一一一一一一一一一一一	一一一一一一一一一一一一	一一一一一一一一一一一一	一一一一一一一一一一一一
	金額	九九九九九九九九九九九九	九九九九九九九九九九九九	九九九九九九九九九九九九	九九九九九九九九九九九九	九九九九九九九九九九九九	九九九九九九九九九九九九
		三三三三三三三三三三三三	八七六五四三二一八七六五四三二一	一四四四四四四四四四四四	一四四四四四四四四四四四	九九九九九九九九九九九九	九九九九九九九九九九九九
		一四九五	七三七五	九四九三	八四五二	七七七七七七七七七七七七	七七七七七七七七七七七七
		七七七七	七七七七	七七七七	七七七七	七七七七	七七七七
		七七七七	七七七七	七七七七	七七七七	七七七七	七七七七
		七七七七	七七七七	七七七七	七七七七	七七七七	七七七七
		七七七七	七七七七	七七七七	七七七七	七七七七	七七七七
		七七七七	七七七七	七七七七	七七七七	七七七七	七七七七
		七七七七	七七七七	七七七七	七七七七	七七七七	七七七七
		七七七七	七七七七	七七七七	七七七七	七七七七	七七七七
		七七七七	七七七七	七七七七	七七七七	七七七七	七七七七
		七七七七	七七七七	七七七七	七七七七	七七七七	七七七七
		七七七七	七七七七	七七七七	七七七七	七七七七	七七七七

（註）(1) 商業取引、印刷物及商品見本を云ふ
(2) 西貢・アテネ間二五瓦毎二三五仙、ベルリン・ブダペスト間一〇瓦毎二八仙
(3) 西貢・アテネ・伯林間一〇瓦毎二八仙

印度領有各地より積出送せられるものゝ割增料金は、郵便物、小形包裝物、爲替に對しては一〇瓦又はその端數毎に二五仙、其他のものに對しては二五瓦又はその端數毎に二五仙、國領印度（スマトラ、ボルネオ、ジャワ）宛のものにして印度支那、緬甸及新嘉坡、バタビア航空便に依つた場合、前者二〇仙後者二二仙、新嘉坡經由倫敦、新嘉坡、バタビア航空便の場合、前者五仙、後者一五仙、海峽植民地のもの、前者一五仙、後者一七仙である。

日本短波書狀、郵便書狀は西貢間内國汽車便、日本短波電報は西貢間内國汽船に依る場合、一〇瓦迄四五仙、二〇瓦迄七五仙の割增を徴收せられる。

郵便汽船連絡航空便料金は前記料金以外に一〇瓦に付印度支那宛古倫坡及カルカッタ經由のものは二五仙、同じくボート・サイド、バグダッド及カイロ經由のものは四八仙、印度支那宛古倫坡及カルカッタ經由は五瓦に付三〇仙等夫々割增金を附加す。

を重課し、英は佛本國及植民地に對すると同料金、香港、海峽植民地及馬來聯邦は總額の一〇〇分の一を課し、支那向には二〇比弗以下二〇仙、四〇比弗迄四〇仙八十比弗迄六〇仙、一二〇比弗迄八〇仙、一六〇比弗迄一比弗、二〇〇比弗迄一・二比弗、二四〇比弗迄一・四比弗、二八〇比弗迄一・六比弗、三二〇比弗迄一・八比弗、三六〇比弗迄二比弗、四〇〇比弗迄二・二比弗と規定されてゐる。

小包　取扱種は普通、價格表記及代金引換がある。規定至つて複雜で、殊に內國規定は實に煩鎖である。內國小包の制限重量は一〇瓩、同體積〇・五五立方米である。但し重量五瓩以下のものは一邊の長さ一・二五米、重量五瓩以上は一・五〇米である。而して輸送系統を第一より第五迄五に區分し、更に第五系統をA乃至F迄六に分つてゐる。從つて料金も到達地の系統及重量に依て定められ、尙補助自動車或は汽船を利用する場合は夫々適當な割增金を附加する。外國小包規定は一九二四年八月二八日ストックホルム協約加盟國間に於ては該協約に準じ、其他の國に對しては特定協約に據つてゐる。國別制限重量及體積は、佛本國、コルス及アルヂエリーに對しては二〇瓩、〇・七五立方米、其他の植民地及外國は一〇瓩、〇・五五立方米とし、表記價格制限金額は佛本國、同植民地、獨逸、白耳義、伊太利、香港及日本は何れも一〇、〇〇〇法、瑞西五、〇〇〇法、支那（雲南）六、二五〇法で、代金引換制限金額は佛本國及植民地は五・〇〇〇法、獨逸一・二〇〇法、其他支那（雲南）—四・〇〇〇法）を除き總て一・〇〇〇法である。

最近年に於ける小包取扱數は左の如くである。

小包取扱數（一九三八年）　出所前同前表

種類			通
內國	發送	小包料金	九八・三 千
	受取	小包料金	四一・五 千
外國（注）	發送	小包料金	六八・一 千比弗
	受取	小包料金	一三七 千
			六六・七 千比弗

價格表記　二二・七　一九・七　二五・一　二・五　一六・四

代金引換　一一八・五　九五・一　一六・五　一・〇　五・二

計　二二九・五　一八二・九　八二・一　一・九二　八八・三

一九三七年計　二二七・五　一四七・三　九〇・四　一・八二　六七・五

一九三六年計　一七四・六　一三五・七　八三・一　一・五二　五二・三

（註）佛國との取扱數を含む

小包料金—前述の如く至つて複雜なる爲大體の料金を掲ぐ

內國小包の重量區分は一—三瓩、三—五瓩、五—一〇瓩の三種である。

內國普通小包基本料金

(一) 到達地が郵便局所在地の場合　三二仙

(二) 到達地が郵便局所在地ならざる場合

(1) 重量の如何に不拘最初の五粁（鐵路を含まず）に付　四〇仙

(2) 五粁（同前）を超過する場合（五瓩迄は一粁毎に　四仙　五瓩—十瓩迄は一粁毎に　六仙

外國小包郵便料金——佛本國、日本及支那（雲南）のみに付記述す。

佛本國—一瓩以下一・一五法、五瓩迄一九法、一〇瓩迄三三・二五法、一五瓩迄二八・五法、二〇瓩迄六三・七五法、價格表記は一樣に一法、代金引換は同樣二〇仙を割增す。

日本—一瓩以下一・一五法、五瓩迄一九・二五法、十瓩迄二四・二五法、價格表記二法、代金引換同前、

支那（雲南）—一瓩以下九・五法、五瓩迄一二・四法、一〇瓩迄二〇法、價格表記〇・五法、代金引換同前、

六　電　信

國內電信　國內電信事業は原則として官營で、佛印政府の經營に屬し各郵便電信局に依り取扱はれつゝあるが、此の外各鐵道驛は旅客關係私信に限り之が引受けを爲して居る。

更に又例外として一少部分には特許電信會社により取扱はれつゝある處もある。

其の線路網は河內、西貢、ツーラン及プノムペン等を中心として各地に通じて居るが、更に有線の補助として國內無線が相當擴まつて居る。

一九三八年末に於ける電報取扱局所は五四三局で其の內譯は郵電局所管のもの三三九局、鐵道會社所管のもの一七五局特許電信會社所管のもの二五局、信號電信局六局である。而して有線電信回線數は五〇一回線、國內無線連絡局數は四〇局、連絡回線數は一七九回路、回線延長は一五、六一七粁である。

尙此の外軍用無線局が約四〇局あるが、之等は全く秘密に屬し其の內容は窺知するを得ない。

本通信に使用する機器は總てボドー式自動送信機及手送の音響器である。料金は國內各地均一制を採用して居り、普通電報一語四仙十五字以內を一語とす、一通最低五語二十仙で頗る安價であるが。之は電話の不備を補ふ爲と言はれる。

國際電信　國內電信施設の如上の不振に引替へ、對外通信施設は夙くから發達し、有線無線共之が連絡は一應の形態を整へて居る。先づ對外有線電信連絡を見るに、泰國との間には西貢、盤谷間を初めとし、五回線の地方的連絡電信線があり、支那との間には河內北海間、河內龍水間、河內昆明間の三回線がある。

對外海底電信線としては、英國の大東電信會社の經營に屬する西貢、香港線及西貢、新嘉坡線があり、古くより世界各地への有線電報を取扱つて居る。

尙右の外佛蘭西電信會社は曾てツーラン厦門間に海底線を敷設し、厦門に佛國電報局を開設して佛印厦門間の電報取扱を開始し、支那奧地通信の取扱をも策したのであつたが、支那側の拒否に遇ひ之が撤去方を强硬に要求されたので、電報取扱は中止され本線の通信は杜絕の儘今日に及んで居る。

斯くして大東電信會社は從來佛印の對外通信を獨占して居たのであるが、無線の出現以來佛印政府は河內及西貢に大無線局を建設し、本國初め諸外國との直通連絡を開始したので、對外通信は大部分無線に吸收せらるゝに至つたが、元來佛印の對外無線電信は同政府が大東會社の勢力驅逐を計る爲之を採用したるに端を發するもので、一九二一年西貢に建設せられた長波局が其の濫觴である。其の後一九二七年には初めて短波施設が設置され、著しき進況を示すに至つた。現在は前述の如く河內及西貢の二局に於て相當大規模に取扱はれて居る。

右は何れも政府の經營する處で、西貢に於ける送受信所設備は、一九二九年以來佛國ジェネラル無線會社が擔當し、其の運營は政府が當つて居る。(Compagnie générale de T. S. F.)

河內局は巴里及支那各地との連絡に當り、連絡回線七回路を有し、其の他の諸外國との連絡は全て西貢局が之に當り、連絡回線は一七回路の多きに及んで居る。

次に其の連絡回線を明示すれば左の如くである。

河內
- 一、巴里
- 二、上海（休止中）
- 三、廣東（休止中）
- 四、昆明
- 五、香港
- 六、重慶
- 七、マカオ

- 一、大阪
- 二、上海（事變後休止中）
- 三、成都
- 四、パピート（タヒチ島）
- 五、香港
- 六、バタビヤ
- 七、ヌーメア（ニューカレドニヤ）
- 八、ポートビラ（ニューヘブリヂス）

西貢
- 九、マニラ
- 一〇、バンコック
- 一一、桑港
- 一二、ホノルル
- 一三、巴里
- 一四、ヂブチ
- 一五、タナナリボ（マダガスカル）
- 一六、セント・デニ・レユニオン
- 一七、ペールート

七　電話

國内電話　國内電話事業は總て政府の經營下にあるが、其の發達は電信事業のそれに及ばず相當遲れて居る。一九三八年現在に於ける市内電話交換局數は一五一局で、其の内自働局は僅かに西貢一局だけであり他は總て磁石式である。

電話加入者數は一九三八年末に於て九、〇八七名で

尙一九三七年に於ける佛印領内電話機設置數は左の通りである。

主要郵便局

官用電話機　一、三三三　私用電話機　三、五三二　計　四、八六五

補助郵便局

官用電話機　一、六八二　私用電話機　一、五一一　計　三、一九三

合計　八、〇五八

次に市外電話は西貢、河内等主要都市を中心に附近村邑を連ねるものが若干あるのみで、長距離通話は極めて幼稚な狀態に在る。即ち河内、西貢間の如き重要箇所に於てすら一回線の市外線もなく、此の間は僅に小電力の無線電話に依り、官廳用の通話のみが取扱はれ居る狀況であつて、西貢に於て連絡する國際通話區域は完全に南部に限られ、佛印政府の首都たる河内が、世界電話網の圏外に在る如きは、佛印の長距離電話が如何に不備なるかを物語つて居る。

一九三八年現在に於ける市外回線數は一九三回で、其の裡回線延長は八、五三一粁、又ケーブル延長は八三粁である。

國際電話　佛印の國際無線電話は、一九三〇年四月一一日西貢、巴里間に通話開始を見たのが初まりで、現在は左の如き電話連絡を行つて居る。

西貢
- 一、大阪
- 二、巴里
- 三、バンコック
- 四、マニラ
- 五、クアラルンプール（マライ）
- 六、バタビヤ

船舶無線業務　船舶無線電信業務は總て政府の經營に屬して居る。現在海岸局は九局、無線羅針局五局、船舶局十八局であるが、短波無線設備局は西貢及ミイシオの二局のみで、而も發振可能電波は極めて少く甚だ幼稚である。

航空無線業務　航空無線業務も亦政府の管理する處で、現在航空無線局はバツタンバン、フオルベヤル、プーロコンドル、ヴインチアン、ヴインの五局を數へ、無線羅針局又五局あるが其の内プーロコンドル局は西貢海軍所屬水上機の專用である。

現在佛印に於ては佛本國佛印間、河内バンコツク間、河内廣東間、河内梧州間の國際航空路があり、從つて是等航空路に對應する航空無線施設も相當發達して居る。

我國との電氣通信關係　日、佛印間電信連絡は從來專ら長崎より上海香港を經て西貢に達する、英國大東電信會社の海底線に依り取扱はれて來たのであるが、一九二八年五月五日大阪河内間に無線電信連絡が開始されてより、彼我間の通信は漸次無線に移行し、今日では其の九割が之に依存する事となつた。本連絡は一九三一年一月一日河内が西貢に、又同五月四日大阪が東京に變更され、更に一九三八年三月二一日東京より

大阪に戻つて今日に及んで居る。

電話連絡　一九三六年五月一日東京西貢間に無線に依り開設されたが、一九四一年二月一日日本側を大阪に移した。

引用書

佛印に於ける通信調査報告（交通局技師油井氏作製）

東亜電氣通信（十六年五月號）

佛印に於ける電信事業の概要（國際電氣通信會社企畫課）

ラジオ　佛印にはまだ放送事業なる完全な組織はなく、唯西貢及河内等に於てフイリコ會社が放送設備を行ひ、受信機の販路を擴める用具に用ひて居る小電力の私設局が五局あるのみであるが、最近西貢に於ては中波一キロの試驗放送を開始し、更に十キロの短波放送をも建設中である。

聽取料は無料であるが政府は聽取設備一臺に付年六比弗の稅金を課して居る。

フイリコ會社の私設放送局は其の放送時間不定で、自然聽取者は海外放送を聽取する事となる爲、佛印政府では諸外國の放送に凡ゆる注意を拂つて居る。

統計、電信、電話に關する各種の統計を示せば次の如し。

電信線及電報取扱數

出所＝印度支那統計年鑑　單位＝粁（線路及線）、千（取扱數）、千比弗（金額）

		有線及ケーブル 一九三六	有線及ケーブル 一九三七	無線 一九三六	無線 一九三七	無線 一九三八
電信線路延長		二〇・三	一五・四	一五・六	—	—
電線延長		四三・八	四二・五	四二・七	—	—
國内通信	私報 通數	五三八	七一七	七二五	一六・六	一九・〇
	私報 語數	五〇五五	八二一七	八二八九	二九七	三九・〇
	官報 通數	二四七	二七四	三一二	九・〇	一四・八
	官報 語數	七〇三九	七・八〇一	七・九四五	二〇五	二六四
外國通信 佛國	發信 語數	〇・七	〇・五	〇・四	二五・〇	二八・五
	受信 通數	八	七	八	四一二	四六一
	受信 語數	一・三	一・三	一・三	二〇〇・〇	二一一・六
外國	發信 通數	一八	一七	一六	三二五	三四五
	發信 語數	一九・〇	二四・八	四二・〇	四三・〇	四四・七
	受信 通數	一八八	二一〇	二六一	三九八	四五九
	受信 語數	三一・六	三五・〇	四六・〇	三二・五	三三・七
通過通信	通數	三五三	四四一	五四〇	三二六	四〇二
	語數	一六・〇	三八・〇	四二・〇	一〇・六	二三・七
電信數收入(2)		二〇〇	五四九	五三一	一九五	・四四五
		九二六	九九四	一、一二一	五六五	七五二

註　(1)廢止せる海底線は含まず　(2)印度支那收入額のみを示す

無電局・發信所數

	無電局(1)	發信所 長波	發信所 短波	發信所 計	受信所	新設費（總豫算） 千比弗
一九三六	四二	一五	六六	八一	二	五・〇
一九三七	四四	一五	六八	八三	二	五・二
一九三八	五一	二五	四七	七二	二	一七・二

註　(1)一個の無電局にして數個の發信所を有するものあり。

電話線・契約數・通話數

	空中線 對	地下線 對	電線 對	契約數	通話數 千	收入 千比弗
一九三六	八、五八三	一、八五五	五九、三三八	七、二九五	一〇、二九七	五八・九
一九三七	一〇、六五二	一、八八七	六二、〇七二	八、〇六〇	一一、五五八	八一・三
一九三八	一一、三二七	二、〇五七	六七、九七一	九、〇八七	一三、四六六	八六・〇

無線電話通話及收入

	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
通話數	八七	六六	九三	二〇五	六五四	八九一	一〇七九

通話時間		分					
收入	北佛	二、一八七	一、四九五	一、七一六	三、二九二	二、四八六	一、五二七
		三五九	二三二	三六七	七六八	二、七六四	三、八四九

無線電話開通年月日

佛蘭西及歐洲	一九三〇年四月一〇日
日本	一九三六年五月一日
泰國	一九三六年五月四日
西貢	一九三六年一〇月一九日
蘭印	一九三七年一月四日
馬來	一九三八年一一月三日
比律賓	一九三八年一二月二七日
河內	

私設ラジオ聽取數（一九三八年）

一九三七年一二月三一日現在	一、一三一	新設數	九九九
		取消數	三五五
一九三八年一二月三一日現在	二、七七五		

各國別分布

安南	二七五	東埔寨	二三二	交趾支那	九四四
老撾	六三	東京	一、二六一	取位置于北佛	

郵便・電信・電話收入

	郵便	電信	電話	其他	計
一九三六	一、八四六	一、一九一	五八九	二五六	三、八八二
一九三七	二、一七八	一、七四六	八一三	三〇九	五、〇四六
一九三八	二、三七四	二、一一三	八六〇	三七一	五、七一八

第二十章　旅　行

旅行案內—雜

第一節　旅行案內

一　概說

印度支那の旅行者に對する注意としては、他の南洋諸地方の旅行者に對すると殆ど同一であるが、概して激暑の地（殊に南部地方に於て）であるから熱帶衞生に關し周到なる注意を要する。睡眠は十分に取り何事にもあれ身體の無理は絶對に避けねばならない。使用語は全く佛語で他國語は殆ど通用しない。入國に際しては一九二九年一一月一八日より實施された入國及居住規則の適用に依り極めて煩雜且つ困難となつてゐたが、日佛印經濟協定締結の結果最近では入國上の困難は著しく緩和された。

二　主要都市及遊覽地

東京—河內市・海防市・南定市アロン灣
安南—順化・ツーラン市・フェイフオ（往昔邦人發展の遺蹟）・ダラット避暑地
交趾支那—西貢市・堤岸市・サンジャック岬
東埔寨—プイムペン市・アンコール廢址

現在印度支那に於て自治制を實施してゐる都市は河內、海防、南定、ハイジョン（以上東京）、ツーラン、ダラット、（以上安南）、西貢、堤岸（以上交趾支那）、プノムペン（東埔寨）の九市で、この外に町制をしけるもの、順化、タンホア、ヴインペンチユイ、キノン、ニヤトラン、フアンチエ（以上安南）、カント、キップサンジャック、バクリユウ（以上交趾支那）ヴイエンチヤン（老撾）の十町がある。この中西貢、河內、海防の三市は第一級都市として大統領令により、他の六市は第二級都市として總督令を以て特別市制を實施してゐる。

1　東　京

㈠ **海防**　海を距ること約五五粁の地點にあり、人口約十三萬を算する東京第一の商港で西貢港に亞ぎ繁盛を極めてゐる。首府河內とは鐵道・國道及河川に依て連絡され、又雲南鐵道の起點をなし、貿易の發達に伴ひ絶えず擴張されてゐる。而して當地方の海陸兩交通の中心たるは勿論商業も亦殷賑を極め、特に印度支那の工業地としても著名である。工業會社としてはセメント會社を始め、紡績會社、炭礦會社其他著名會社が所在してゐる。本港の主要輸入品は小麥、粉煙草類、棉花、葡萄酒、石油、罐詰類、麻袋、綿布帛類、輸出品は玉蜀黍、米、珈琲、茶、蓖麻子油、漆、セメント、石炭、毛皮である。

ドーソンへ二〇粁、河內へ一〇六粁、ハイジョンへ四五粁、鴻基へ六三粁、南定へ八〇粁。

現在邦人は約百人で大部分は商業を營んでゐる。邦人商社も七・八社に達してゐる。邦人經營の旅館に石山ホテル、興亞ホテルがある。

主なる旅館左の如し。

Grand Hôtel de Commerce
Hôtel de l'Europe
Hôtel de Franco
Hôtel Teston

ドーソン（Dô-sôn）海防の東南二十粁、紅河の三角點の突端にあり、海防に入る船上から最初に視野に入る岬で、水先案內は此處から乘込んでくる。此處は北部佛印唯一の海水浴場で、檳榔樹茂る一帶の砂濱は風光明媚で、多數の別莊がある。グラン・オテルがあり、名物の蝦やプイヤベース（貝と魚のスープ）も賞美出來る。

倘近郊九粁のフーリエン（Phu-lien）には中央氣象臺がある。

㈡ **鴻基**（ホンゲイ）（Hon-gay）アロン灣の北方にあつて灣內は水深く大船を碇泊することが出來る。附近の無煙炭田を以て有名で、その大部分は我國に輸出されてゐるため、之が積取の邦船が絶えず出入してゐる。鑛區の最大なものはアロン灣の沿岸にあり、採掘は簡單な露天掘である。炭礦會社は九社あり、この中最大なものは東京炭礦會社である。人口約一萬、大部分は炭礦會社の關係者で、學校、病院其他の娛樂機關も整ひ、小產業都市をなしてゐる。

カンエン及海防へバスの便があり、又海防との間に一日一回の汽船便がある。

旅館—Hôtel des Mines　邦人經營の西原ホテルがあり、來遊邦人に非常な便宜を與へてゐる。

㈢ **アロン灣**（Baie d'Along）—鴻基の前面に横はる幅五〇粁餘の灣で、無數の奇巖怪石起伏し、大小とりどりの鐘乳洞が無數にあり恰も規模を更に大にせし本邦松島に似て、島影を縫ひ行く興趣は盡きることを知らない。海防旅行者は必ず見物すべき勝景で、日一回の海防—鴻基汽船便にて先づ鴻基を訪れ翌朝本灣の見物を爲すのを順當とする。

㈣ **ハイジョン**（Hai-dueong）河內と海防の略中間に位し、海防へ四七粁、河內へ五七粁、兩都市を結ぶ鐵道・自動車路、河川交通上の要地である。人口約一萬、地方的の小商業都市であるが、商業の外にアルコール製造、皮革製品、漆器、座敷團、小箱類の手工業も相當盛んに行はれてゐる。旅館はない。

㈤ **河內**（Hanoi）紅河の右岸にあり、海防より一〇六粁、海岸より一六〇粁の奥に位し、印度支那の首府として印度支那總督駐在し、中央及地方行政機關、東京・安南師團、河內大學の所在地として政治、軍事、文化學術の中心地である。人口約十五萬四千（內歐人約一萬）佛蘭西人街と安南人街に分れ、前者は街路整然として西貢と共に文化都市として代表的なものである。市中繁華街の中心にプチラ・ック（小湖）があり、外周は美しい並木のある鋪道に圍まれ、河內第一の大通りボール・ベール街はこの近くにあり、百貨店、カフエー、ホテル、大商店、映畫館、書店等が竝び、そのつき當りに市立劇場がある。ボール・ベールを西北に

廻るボルニ・デボルド街にはピエール・パスキエ圖書館があり、午前九時より午後十時迄開館してゐる（但日曜の午後月曜の午前は休み）。更に紅河の河岸に近い舊居留地には印度支那陸軍司令長官官邸、河内大學、パストール研究所、佛蘭西極東學院附屬考古博物館等がある。其他主要建物として、佛蘭西極東學院、總督府、アルベール・サロー中學校、經濟博物館、印度支那銀行等があり、散策地として植物園、グランラックがある。

(六)**タムダオ**(Tam-dao)　一名カスカード・ダルジャン（銀の瀧）と呼ばれ、海拔九百五十米の高地にあり、河内附近に於ける避暑地として有名で多數の佛人の別莊がある。河内より八十五粁、自動車にて二時間の行程、Hotel de la Cascade d'Argent がある。

(七)**ランソン**(Lang-son)　廣西省に通ずる要衝で重要な援蔣路の一つであつた。ソン・キ・カン河右岸に沿ひ美しい國境の町、河内より一五三粁、人口六、四〇〇。Hotel de France, Hotel des Trois Marechaux の二つのホテルがある。

近くのドンダンは皇軍進駐の際通過した町として有名である。

(八)**ラオカイ**(Lao-Kay)　ラオス族（タイ族）の町の意で、紅河と南溪河との合流點にあり雲南省に通ずる要衝で、河内へ二九六粁、昆明へ四六四粁、雲南鐵道で昆明と河内を連絡してゐた。人口五千八百、郊外二粁の處に飛行場があり、又佛印軍の警備隊がゐる。ホテルには Touring-Hotel がある。この附近にはタイ族、メオ族、マン族、ブーラ族、ウーニ族、等雜多な種族が住んでゐる。

(九)**南定**(Nam-dinh)　河内より東南方八七粁の地點にあり、南定州廳の所在地で人口約三萬を有す。附近地方の商・工業の中心地で特に米の大市場があり、又原住民技藝美術の中心地をなし、當領第一の紡績會社たる印度支那紡績會社及印度支那釀造佛蘭西會社の工場が所在し又市より產出する鋼具家具は殊に有名である。

2　安　南

(一)**ヴイン・ベンチユイ**(Vinh-Bonthuy)　兩町を合して町制を布き人口一萬七千、ヴインは舊都で街路廣く商業が盛んで、北部安南の物資の集散地である。附近の山から滿俺、鐵鑛を產出する。河内より二八九粁、順化へ三六三粁ある。ホテルは Grand Hotel 及 Hotel Imperial の二つがある。

ベンチユはイヴインより五粁の地點にある河港で、ラオス中部及ネアン州產の木材、家畜、玉蜀黍が積出され、製材、家具の製造も盛んである。

(二)**順化**(Hue)　市制を布かれてゐないが、海岸より一四粁、香河(Riviere des Parfums)に臨む安南王國の首府であると共に安南理事廳の所在地であり、人口約五萬を有してゐる。而してその建築・風俗等に於て未だ舊觀を存し、旅行者をして好奇の眼を見張らしめる。市は河を挾んで佛人市街及原住民街に區別せられ、原住民街には王城があり、又商業地帶として相當繁榮してゐる。外に啓定博物館があり陳列品中には先住民族の遺跡の外古昔邦人の安南渡航繪圖などがある。我國の京都に比すべき町で、郊外にはテユ・テユク（嗣德王）、トンカン（同慶王）、チ・ユチ（紹治王）、カイ・ディン（啓定王）、ミン・マン（明命王）、ジアロン（嘉隆帝）の各王の六つの墳墓がある。何れも河岸に近い丘陵の麓にあり、最初の三つは順化から七粁、啓定、明命、嘉隆帝墳墓は夫々一〇、一一、一六粁の距離にある。

河内より六五二粁、汽車で十五時間を要し、ホテルは立派な Grand Hotel がある。

(三)**ツーラン**(Tourane)　ソンハン河に面し、同名の灣に沿ふ安南第一の商港である。人口約二萬五千。市内にチャム博物館があり、附近に軍港がある。市の郊外に飛行場があり、日泰線がこゝに着陸す。近接地方の農產物の集散地で之を輸移出してゐる。又ナムオの硅砂の採集、氷、レモナ

ード、茶、石鹼、鞣皮の製造が行はれてゐる。南方郊外八粁にある大理石山 (Nes de Marbre) は觀光客の杖を引く處としてフエイ・フオと共に有名で、又北方三十一粁の地にある雲の峯 (Col des Nuages) は標高四七〇米、ツーラン灣を見下して風光極めて明媚である。

(四)**フエイフオ**(Faifoo)　ツーランより東南三二粁の地點に所在す、カンナム州廳所在地で往時は最も繁榮せる商港・商業都市であつた。本地には數百年前數百人の邦人居住し、來遠橋なる橋を境とし支那人と商權を爭ひ、彼等よりも優勢の地位にあつたと云ふ記錄が殘つてゐるが、現在は唯一名の邦人も居住してゐない。來遠橋は一名日本橋 (Pont japonais) とも言はれてゐる。町の北方二粁に墓地があり、多數の墓石に交つて日本人の名を刻んだ墓が三基ある。多恨の遊士は往昔遙々雄圖を抱き渡航し、異境に骨を埋めた是等邦人の遺蹟を弔ふべきである。

(五)**キノン**(Qui-nhon)　縱貫鐵道のディユーチ(Dien-tri)で支線に乘換へて一一粁、Thi-nai灣の北岸に臨む漁港で、人口約一萬、商業が盛んで、外に石鹼、アルコールの製造も行はれ、近郊の Goi-Boi Gegang に於ては魚醬油（ニヨク・マム）と帽子の製造が盛んである。

(六)**ニアトラン**(又はニヤチャンNha-trang)　州廳の所在地で人口約六千、風光明媚な海濱と入江があり、海水浴場として有名である。商工業も地方的には相當繁昌し、漁港としても賑つてゐる。海岸通りの別莊地帶は南歐的の明るい光景を呈し、幅一五米の鋪裝路が白砂の濱邊に沿つて走り、クリーム色の壁と赤煉瓦の屋根が椰子の葉蔭に見える。この海岸通りにパストール研究所及 Hotel Beaux Rivaeg と Grand Hotel de a Plage の二大ホテルがある町はづれに飛行場があり、又南方五粁の海岸に海洋研究所があつて、此處の水族館には珍しい熱帶魚が多數集められてゐて、旅行者の眼を惹く。

(七)**カムラン灣**、(Baie de Cam Ranh)　ニヤトランから六十粁、坦々たる國道に沿ひ、兩側に茂る護謨園や椰子園を眺めつゝ自動車にて一時間、鬱蒼たるジャングルが灌木地帶に移ると、突如として紺碧なカムラン灣の風景が展開されるのである。日露戰爭の際バルチック艦隊が一時碇泊した處として我國にはよく知られてゐる。灣内水深く、巨船の出入が自由で、天然の良港をなしてゐる。佛蘭西はこの灣を軍港豫定地とし、一九三八年ベンゴイ部落側に臨港鐵道を敷設した。灣の入口に近いカムラン部落には佛印軍の兵舍がある。

(八)**ダラット**(Dalat)　南部安南ランビアン(Lang-bian)高原中の最高所（標高一、五〇〇米）に所在する市街で、空氣清澄冷氣迫り絶好の避暑地であり、比較的遠距離にある西貢（三〇八粁）より相當の避暑客が訪れ夏季は大いに賑つてゐる。トウルチャムに於てニヤチャン鐵路より分岐するダラット登山鐵道に依つて到達する。ホテル其他近代市街としての各種設備は完備し印度支那總督も夏季は多く此地に於て執務する。

(九)**フアンチエ**(Phan-thiet)　州廳の所在地で人口は二萬七千、椰子林に圍まれた美しい海濱は海水浴場として有名で、附近は魚醬油の產地として知られてゐる。又重要なる漁港でもある。西貢へ一九三粁、ダラットへ一八一粁、ニアトランへ二五一粁の距離にある。

3　交趾支那

(一)**西貢**(Saigon)　ドナイ河の一支流たる西貢河の右岸に所在する交趾支那の首府で、人口約二十萬（內歐人約一萬）を有し、當領南部の政治・商業・海陸兩交通・學術等の中心地をなし、又交趾支那・東埔寨師團の所在地である。市街は文化都市として各種の設備が完備し、街衢も亦廣濶・整然とし高雅な都市を形成してゐる。主要建築物としては總督及交趾支那知事官邸・市立劇場・教會堂・郵便電信局・市廳・裁判所・海軍造船所等があり、其他植物園・動物園・公園等も設けられてゐる。而して港市としてはドナイ河口より六五粁の地點に在り、大航路線より稍々離れてゐると云ふ不利はあるが、尙當領第一の商港として著名であり、港內たる河幅は左程に廣からず水流も亦稍々急ではあるが、優に二萬噸級の大船舶を自由に出入せしめ得る。岸壁には中型級以上の船舶二十餘隻を停泊せし

め、河中には二十餘箇所の繫船設備を設けてゐる等河岸港市としては支那の上海に優るとも劣らない好條件を附與されてゐる。

市街は巴里に倣つて建設され小巴里の稱あり、街衢整然として亭々たる熱帶樹天を覆ふて綠の町をなすを以て森の都とも唱へられる。市の略々中央に位する廣場の美しい芝生に圍まれて赤煉瓦のノートルダム寺院があり、その前面にはアドラン僧正が安南王子を擁した立像がある。この廣場の西南に石造の堂々たる總督官邸があり、更にその先は市立公園になつてゐる。此處から眞直に西貢河に達するカチナ通り(Rue Cathnat)と之と平行するシャルネ大通り(Boulevard Charner)が繁華街の中心をなし、安莊な郵便局、市立劇場、ホテル、市廳舍、百貨店等が並んでゐる。又總督官邸正面より東北に通ずるノロドム大通り(Boulevard Norodom)をつき當ると植物園があつて、熱帶、亜熱帶の植物が多數栽植されて居り、園内には動物園考古博物館も併置されてゐる。

市内の交通機關として馬車とシクロ(三輪車)があり、夕方ともなれば綠に覆はれた並木道をシクロを走らせつゝ涼をいれるすがゝしきはこの町の魅力の一つである。

市外九粁のタンソニユットに飛行場がある。ホテルとしては Continental Palace 最も完備し、その他 Saigon Palace, Hotel Coq d'or, Grand Hotel des Nations, Grand Hotel d'Annam 等がある。

(二)**湊岸** (Cholon)　西貢の西方約五粁に在る支那人街で堤岸州廳所在す。人口約二一萬(内支那人約一〇萬)で、事實上交趾支那に於ける唯一の工業都市であり且米穀・奥地荷物貨の集散地をなしてゐる。市内には大規模なる數十箇所の精米所を始め、土人酒釀造工場・麥酒及製米會社・其他各種の小規模工場が經營され市場は極めて繁盛である。而して西貢とは運河或は電車を以て連絡し、米・穀其他の農産主要物資は迅速に西貢に運搬されてゐる。

市街は道幅狹く、茶館、支那劇場、關帝廟、媽祖廟等があり、露天の飯店で飲食する半裸の群、强烈な色彩の招牌(看板)、電飾の光の下に漂ふ阿片の臭氣等雜然騷然たる支那街であり、廣東大路、福建大路が繁華街となつてゐる。

(三)**カップ・サン・ジヤツク** (Cap St.-Jacques) 西貢より一二五粁にある海岸の小都會で、海水浴場として有名であり、又佛人の別莊も多い。要塞地帶であるが、殆んど一年中海水浴で賑はふ處である。ホテルは Grand Hotel du Cap, Hostellerie du Cap St.-Jacques の二つがある。バリヤを經て西貢に至る道は景色のよいので名がある。

4　東埔寨

(一)**プノムペン** (Phnom-Penh)　湄公河及大湖(Tonlésap)の合流點に所在する東埔寨の首都であり又東埔寨王の居住地である。人口約一〇萬を有す。市内諸所に聳立する寺院の勝景と壯麗なる東埔寨王宮・博物館・古代劇場等は特に地方色を濃厚ならしめ、其他の主要建築物としては東埔寨政廳・市廳等がある尙當市は著名なアンコール廢墟へ巡禮する人々の準備地たる位置にある。

當市は又河川商港として相當に繁榮し、老撾・大湖及其附近地方の出入口に當つてゐる。現在は湄公河下流に淺瀨があり、千五百噸以上の船舶の出入は困難であるが、港内には約四十二萬噸の船舶を收容することが出來る。

(二)**アンコール廢墟**　東洋に於ける二大佛蹟として爪哇のブルブドルと比較され共に旅行者を誘つてゐるが、その規模結構の廣大さは到底ブルブドルの及ぶ所ではない。紀元九世紀末に建設されたクメール王朝全盛期時代の首府の遺蹟で、Angkor-Wat, Angkor-thom, Bayon, Takéo, Ta-prom, Benteai, Kadey, Sras-srang, Pré-roy, Mebon, Ta-som, Neak-pean, Prah-khan 等の廢址がある。而して從來は交通不便の爲に河川航路船の便に依て訪れるの外無かつたが、近年は西貢より直行する貸切自動車があり、最少日數三日を以て往復し得るが普通は五日を要する。參考の爲旅行日程を掲ぐれば、貸切自動車に依て當日アンコールに到着することも出來るが、コンポントンにて一泊、第二日目的地に到着滯在三日にして西貢に歸着するを普通とする。距離は西貢より四九七粁である。西貢より郵便自動車を利用する場合はプノムペンにて一泊、翌日アンコールに到着する。自動車の借切賃は三人乘にて二二五比弗であるが、郵便自動車の場合は遙に安價(二二・四〇比弗)に行き得られ、且途中プノムペンにて東埔寨政府經營の博物館に於てクメールの遺物、美術品等を見學し得る利がある。因にコンポントにはバンガロー・シエムレアツプにはニユ!・シエムレアツプ・ホテル・グラント等があり、宿泊料は食事附一泊一一〇・一五比弗程度である。

汽船に依る場合は、一週二回西貢發の Messageries fluviales de Cochinchine 會社の遊覽船に依るを最も便利とする。而して之に二種あり、往航はアンコールまで共に三日(プノムペン滯在日數一日を含む)を要し、アンコール滯在は四日半或は六日とし、歸路は共に二日にて西貢に達す。右遊覽旅費は一八〇比弗乃至二〇〇比弗程度である。因に旅費の中には往復汽船賃・宿泊料及案内人雇傭代を含んでゐる。

註　泰國に割讓されたバツタンバン(Battambang)は東埔寨屈指の地方都邑で、スタン・サン・ケ河に臨む河川港である。プノムペン、モンゴルボレー間の鐵道及自動車道路の要衝を占め人口約二萬三千、農産物の集散地にして又地方商工業の中心地となつてゐる。

5　老　撾

(一)**ヴイエンチヤン** (Vientiane)　メコン河の左岸に沿ふ老撾の首都で人口一萬三千、絹織、綿織の手工業盛んで、其他皮革、木材、金銀細工物の取引が行はれる。往昔タイ族が繁榮を極めた所で一八九三年の佛泰條約の結果メコン河以東が佛國の勢力範圍に屬してから老撾の首都となつた。當時この地方には多數の寺院建立され、その數も一二〇を超えたと言はれるが、今は悉く廢墟に歸し草に埋れ雨露に曝されてゐる。住民の多數はタイ人で、市街は官廳街と佛人の住宅地以外見るべきものはない。市外西方四粁の處に飛行場があり、エール・フランスのマルセイユ河内線の寄航地となつてゐたが現在は中止されてゐる。尙メコン河岸には水上飛行場の設備もある。

(二)**ルアン・プラバン** (Luang-Prabang) シサボン王の居城地で、町はメコン河とその支流ナムカム河の合流點にあり、メコン河を下り海まで二〇一〇粁あり、この河が重なる交通路をなしてゐる。河内からヴイインを經てソンカ河に沿ひヒシンコアンから植民地道路があるが完成して居ず、雨期の自動車交通は危險である。然しこの道路は荒漠たるラオス高原を通つてゐるので眺望は頗るよいと言はれてゐる。一萬近くの人口の大部分はタイ人で、嘗ては榮華を極めた時代があつた。現在は雲南、泰、緬甸との交易が盛んで、日常物資はこの方面から仰いで居り、就中泰國との關係が最も深い。附近のメコン河沿岸には泰式、緬甸式寺院多く、恰も佛敎の聖地の如き觀を呈し、市内にも廢墟の寺院を含して二、三十の寺院がある。王城に近くワツト・マイ(新しい寺)があり、ラオスの守護と稱せられる本尊が安置されてゐる。尙メコン河畔にはアンコール廢墟の發見者アンリ・モリスの墓がある。

三　各種交通機關賃錢規定

1　汽車

印度支那政府鐵道賃銀は南北兩系統共に一粁に付一等—六仙、二等—四仙、三等—二仙—四等〇・九仙で、往復切符は官私線共二五%引きで、切符通用期間も亦同じく一〇〇粁まで三日間、一〇〇粁以上又はその端數を增す毎に一日を加ふ。

以下各主要驛間の鐵道距離を示すが、前記一粁當り賃銀を以て換算すれば所要運賃を知ることが出來る。

河内—ナチヤム線	粁		粁	(自河内)
Yên-vien	二	Lang-son	一四八	
Bac-ninh	二九	Na-chan	一七九	
Phu-lang-thuong	五〇			
雲南鐵道				(自河内)